
桜文論叢

第103巻 2021年2月

小倉 眞先生

江島泰子先生 退職記念号

于 曉飛先生

日本大学法学部

Nihon University
College of Law

献 呈 の 辞

小倉眞先生，江島泰子先生，于曉飛先生の三名の先生方が，令和3年3月末付をもってご退職されます。三名の先生方は，ともに長年にわたって日本大学法学部のためにご尽力下さり，教職員，学生の受けた恩恵は計り知れない程大きなものです。ここに謹んで感謝の意を表し，三名の先生方のご人徳を慕い，ご学風を仰ぐ者たちが執筆し編纂いたしました本号を退職記念号として献呈いたします。

小倉眞先生は，昭和49年に日本大学文理学部地理学科をご卒業後，日本大学大学院理工学研究科にご進学され，理学博士の学位を取得されました。法学部には，平成2年4月に助教授としてご着任になり，以後，一貫して法学部での研究・教育・運営にご尽力されてきました。

先生は，地理学の中でも農業地理学をご専門とされており，大都市近郊における農業経営の形態や時代的変遷について，地理学的手法を用いてご研究されるとともに，これら農業地域の持続可能な発展性の検討もご研究の対象とされています。また，歴史地理学会（評議員，常任委員長）や日本大学地理学会（評議員，常任委員，専門委員等）など，諸学会の活動にも寄与されました。このようなご専門ゆえに，法学部では総合科目「地理学」のみならず，専門展開科目「地域開発論」「農業政策」，教職科目「地誌学概論」などもご担当されました。特に教職課程における先生のご功績は絶大なるものがあります。また，本学部の次長，企画広報担当の要職を担われたほか，各種委員会の委員長を歴任されるなど，学部の運営においても多大な貢献をされました。さらには，日本大学ハンドボール部の副部長を長らく務められ，学部を越えて多くの学生たちから慕われております。

江島泰子先生は，筑波大学大学院において修士の学位を取得され，さらにリュミエール・リヨン第二大学においても修士及び博士の学位を取得されました。その後，奥羽大学で教鞭を執られ，本学部へは平成15年に助教授としてご

着任になりました。爾来、フランス語教育を中心として労苦を厭われず各種校務にご尽力されてきました。フランス語科目を中心にご担当されつつ、実用フランス語技能検定試験、アヴィニョン大学での語学研修の業務にも取り組まれ、加えて西ブルターニュ大学との学術交流提携関係の締結にもご尽力いただきました。本学部フランス語教育はもちろん、語学教育全般、学部運営全体のためにも常に心を砕かれ、図書館分館長といった要職に就かれたほか、外国語領域会議主任を始め、外国語能力開発委員会、法学部人権委員会、FD委員会の委員長などを歴任されてきました。

先生のご専門は19世紀フランス文学で、特に宗教的表象に関してご研究をなさっています。その研究成果には極めて目覚ましいものが見られますが、特にご著書『世紀末のキリスト』、『「神」の人——フランス19世紀文学における司祭像——』は、国際文化表現学会の学会賞に輝いております。また、国際文化表現学会やフランスのルナン研究学会において精力的に学会活動に参画され、学会運営にも多大な貢献をなされてきました。

于曉飛先生は、平成2年にご来日された後、NHK国際放送局アナウンサー、NHK中国語講座ゲスト講師、大学非常勤講師を務められました。平成11年に千葉大学大学院へご進学され、平成14年に同大学院で博士の学位を取得されています。そして、本学部へは平成15年に専任講師としてご着任され、以来、本学部の中国語教育にご尽力されてきました。中国語アナウンサーのご経験者ゆえの流麗で正確な中国語発音とその熱心なご指導により、本学部の多くの学生が各所の中国語弁論大会で優秀な成績を収め、また学習意欲を奮い立たせて中華圏留学へと旅立って行きました。

先生のご専門は文化人類学で、来日前、黒竜江省佳木斯（ジャムス）でアナウンサーをなされていた頃、黒竜江（アムール川）一帯に居住するホジェン族（中国少数民族の一つ）の個性的且つ魅力的な伝統文化に接して、その素晴らしさのみならず学術的価値に気づかれ、以後度々その居住地域を訪問されるようになったとのことです。千葉大学大学院進学後は、ホジェン族の口承文芸である「イマカン」を研究題材として研鑽を積まれ、現地調査を通してご論文を纏

め上げられ、博士の学位を取得されました。本学部へご着任後も、一貫して同方面のご研究に精力的に取り組まれ、日本・中国・米国・ロシア等の国際会議においてご講演を行い、ご活躍されてきました。

本年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、他大学と同様に、本学部においても年度初頭よりオンライン授業の実施を余儀なくされ、教職員、学生とも皆慣れない環境下にあって大変な苦勞をしてまいりましたが、三名の先生方はそのような労苦を物ともされず、最後まで本学部の教育研究にご尽力され、私たち同僚教員に大きな刺激を与えて下さいました。ここに重ねて厚くお礼申し上げます。

最後になりますが、小倉先生、江島先生、于先生には、今後とも後進に対して一層のご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、先生方の益々のご活躍を祈念し、献呈の辞といたします。

日本大学法学部長 小 田 司



小倉眞先生近影

研究業績

著 書

書 名	発行所	発行年月
日本農業の地域構造（共著） 「農用地の潰廃と利用形態の変化」	大明堂	昭和53年 5 月
日本の農業地域（共著） 「都市化に洗われた農村」 「宅地化の波と水田農村」	大明堂	昭和58年 4 月
近世都市の社会史（共著） 「明治初期の地図にみる近世都市」	名著出版	昭和62年 4 月
地理学と社会（共著） 「農地改革実施時における農民諸階層の対応 — 土地生産力視点を中心として —	東京書籍	平成 2 年 3 月
日本の農業地域システム（共著） 「首都圏の施設園芸地域」	大明堂	平成 3 年 6 月
黒部川扇状地の文化地理（共著） 「球根栽培の展開」	桂書房	平成 3 年 8 月
転換期に立つ地域の科学（共著） 「都市近郊農業の存立形態」	古今書院	平成 5 年 3 月
経済地理学の成果と課題第Ⅴ集（共著） 「水稻生産の再編と農村変容」	古今書院	平成 9 年 3 月
日本の地誌第 2 巻 「生産・生活に新しい対応する都市近郊農村」（分担執筆）	朝倉書店	平成18年 8 月
農業地域情報のアーカイブと地域づくり（共著） 「Ⅱ－1．農業地域情報デジタルアーカイブの構築と高度利用」 「Ⅵ．首都圏地域における食肉企業と「近郊型農業」経営農家の 連携（埼玉県入間台地）」	成文堂	平成21年 3 月

学術論文・その他の著作

【論 文】

論文名等	発表誌等	発行年月日
農地改革実施による土地所有関係の変化 — 越谷市根通地区を例として —	経済地理学年報 22巻 2 号	昭和52年 2 月
富山県黒部卸売市場における水産物流通	黒部川扇状地 2 号	昭和53年 4 月
砺波平野における農地改革実施前後の土地所有の変化	地理誌叢20号	昭和53年11月
入善町における農業労働力の現況	黒部川扇状地 3 号	昭和54年 5 月
土地区画整理事業の実施による地域実力者の対応 — 埼玉県戸田市美笹地域を例として —	経済地理学年報 25巻 3 号	昭和54年11月
入善町における農業経営の現況 — 三島地区を例として —	黒部川扇状地 4 号	昭和55年 5 月
埼玉県行田市における農業経営状況	地理誌叢22号	昭和56年 5 月
市街化区域内農地転用の実態 — 川越市今成町の場合 —	地域	昭和56年11月
市街化区域隣接地域における農業経営対応 — 厚木市酒井地区の例 —	地理誌叢23号	昭和57年10月
埼玉県菖蒲町における施設園芸農業の展開	千葉商大紀要22巻 1 号	昭和59年 6 月
大都市近郊地域における農家の経営対応 — 厚木市を事例として —	千葉商大紀要 23巻 1 号	昭和60年 6 月
農村工業導入地域における土地利用の変化と 農協の対応（共同執筆）	協同組合奨励研究報告	昭和60年 8 月
埼玉県におけるいちご生産地域の展開	地理誌叢27巻 1 ・ 2 号	昭和60年11月
埼玉県吉見町におけるいちご生産の立地	千葉商大紀要24巻 2 号	昭和61年 9 月
埼玉県吉見町におけるいちご生産と流通	地理誌叢28巻 2 号	昭和62年 3 月

入善町における農業経営の変動	黒部川扇状地12号	昭和62年4月
千葉県木更津市における農業経営構造	国府台経済研究1号	平成2年6月
大都市近郊農業地域における農業の変容と特質	桜文論叢36巻	平成5年3月
農林業・農山村地域情報のデジタルアーカイブの構築と課題（共同執筆）	文理学部情報科学研究所『年次研究報告書』4号	平成17年1月
大都市近郊の地域性を活かした施設園芸経営 — 農業法人による花卉直販経営を例として —	日本大学自然科学研究紀要	平成17年1月
地域活性化に向けた農業地域情報のデジタルアーカイブ構築と課題（共同執筆）	地理誌叢 47巻1・2号	平成17年12月
大都市近郊地域における農業経営の新展開	桜文論叢65巻	平成18年1月
丸山千枚田の文化景観とその保存の実態	茨城大学教育学部紀要（人文・社会科学・芸術）58号	平成21年3月

【書評，ノート，コラム等】

論文名等	発表誌等	発行年月日
「東海道メガロポリスにおける農業構造の変容」 佐藤俊夫ほか5名著 〔書評〕	地理誌叢21号	昭和54年11月
「地域の科学—水と地域の関わり合い—」 山田安彦編 〔書評〕	経済地理学年報 31巻3号	昭和60年10月
「日本の農村空間」 山本・北林・田林共編 〔書評〕	経済地理学年報 34巻1号	昭和63年6月
「農業・農村の変革期」溝口氏報告に対するコメント 〔コメント〕	歴史地理学152号	平成3年1月
「扇状地農村の変容と地域構造」 田林明著 〔書評〕	経済地理学年報 38巻2号	平成4年5月
「文化地理学入門」 高橋・田林・小野寺・中川共著 〔書評〕	経済地理学年報 42巻2号	平成8年5月
埼玉県川越市における近郊農業の立地展開〔ノート〕	地域経済フォーラム11号	平成25年9月
都市近郊農業地域の展開〔ノート〕	地域経済フォーラム13号	平成27年11月
近郊農業の立地展開—久喜市菖蒲町を事例に— 〔ノート〕	地域経済フォーラム14号	平成29年4月
扇状地と積雪を利用したチューリップ生産〔コラム〕	話題源地理	昭和63年6月
農業株式会社と改正農地法」 第二次世界大戦後における日本農業と農業政策 〔コラム〕 大都市近郊地域の農業と農業法人 〔コラム〕	三協法規出版	平成23年1月



江島泰子先生近影

江島泰子教授略歴

学 歴

1975年 4 月	奈良女子大学文学部入学
1979年 3 月	奈良女子大学文学部卒業
1982年10月	リヨン第2大学近代文学修士課程登録
1984年10月	リヨン第2大学近代文学修士号取得
1986年 4 月	筑波大学大学院 文芸言語研究科各国文学（フランス文学） 博士課程前期入学
1988年 3 月	筑波大学大学院 文学修士号取得
1988年 4 月	筑波大学大学院文芸言語研究科博士課程後期入学
1989年 3 月	筑波大学大学院文芸言語研究科博士課程後期退学
1993年 9 月	リヨン第2大学専門研究課程修了証書（D.E.A.）取得
2000年 3 月	リヨン第2大学文学博士号取得

職 歴

1989年 4 月	奥羽大学文学部フランス語フランス文学科専任講師
1993年 4 月	奥羽大学文学部フランス語フランス文学科助教授
2003年 4 月	日本大学法学部助教授
2005年 4 月	日本大学法学部教授

研究業績

著 書

- 2019年 2 月 (共著) 柳沢史明他編『混沌の共和国 「文明化の使命」の時代における渡世のディスクール』, ナカニシヤ出版 (論文: 「転換期のディスクール—ライシテ (laïcité) とフランスの優位性」)
- 2018年11月 (共著) 高桑和巳編『デリダと死刑を考える』, 白水社 (論文: 「ヴィクトール・ユゴーの死刑廃止論, そしてバダンテール—デリダと考える」)
- 2015年12月 (単著) 『「神」の人—フランス19世紀文学における司祭像—』, 国書刊行会
- 2003年11月 (単著) 『世紀末のキリスト』, 国書刊行会
- 2003年 5 月 (単著) *Le Christ fin de siècle*, Du Lérot.

論 文

- 2020年10月 「社会派詩人ヴィニー?—「脱宗教化」から見たサン＝シモン主義との接点をめぐって」, 『桜文論叢』第102巻
- 2020年 4 月 「ヴィニー『ダフネ』における「脱宗教性」」, 『キリスト教文学研究』第37号
- 2019年 3 月 「アンベール・クレリザックにおけるキリストと聖パウロ, そして教会—キリスト教における脱宗教化の一考察—」, 『国際文化表現研究』第15号
- 2017年 3 月 « *La Bible de l'humanité* de Jules Michelet — celle de tout le genre humain ? — », 『桜文論叢』第93巻
- 2016年 2 月 「ユゴーからバダンテールへ—その継承のかたち—」, 『桜文論叢』第91巻

- 2011年2月 「砂漠の神秘主義—エルネスト・プシカリのイスラム体験」,
『桜文論叢』第79巻
- 2010年5月 « Les martyrs de Lyon sous Marc-Aurele. Exégèse et
interprétation de Renan », *Cahiers de l'Association
internationale des Études françaises*, n° 62.
- 2009年10月 「ロベール・バダンテールとヴィクトル・ユゴーの死刑観—
死刑は‘聖性冒渎’であるのか?—」, 『日本大学法学部120周
年記念論文集』第3巻
- 2007年1月 « La figure du prêtre chez Renan, métaphore des “natures
abstraites” », *Bulletin de la Société des Études
renaniennes*, n° 110
- 2006年3月 「ルナンのユーカリステイ観—ヘーゲル『キリスト教の精神
とその運命』との対比—」, 『国際文化表現研究』第2号



于曉飛先生近影

于 曉飛教授略歴

学 歴

- 1980年 9 月 中国佳木斯大学卒業
 1997年 3 月 共立女子大学比較文化研究科修了（修士）
 2002年10月 千葉大学大学院社会科学文化研究科修了（学術博士）

職 歴

- 1980年 黒龍江省佳木斯放送局アナウンサー 1990年退社
 1990年 NHK 国際局中国語放送アナウンサー 2000年まで,
 この間 NHK 中国語講座 ゲスト
 1993年 4 月 日本大学生物資源科学部 中国語非常勤講師 1999年まで
 2000年 4 月 日本大学法学部 非常勤講師
 2003年 4 月 日本大学法学部 専任講師
 2006年 4 月 日本大学法学部 准教授
 2013年 4 月 日本大学法学部 教授

非常勤

- 1997年－2003年 慶応大学文学部，日本大学文理学部，横浜国立大学教育人間科学部，日本大学理工学部，成蹊大学文学部，中央大学経済学部，東京女子医科大学等の非常勤講師を歴任

研究業績

著 書

- 2005年 2 月 単著 『消滅の危機に瀕した中国少数民族の言語と文化—ホジェン族のイマカン（英雄叙事詩）をめぐって』 明石書店
平成16年度科学研究費補助金（研究成果公開促進会） 学術図書
- 2003年 9 月 共著 『大漠神韻』 北方薩滿教文化—シャーマン教と北方民族文化） 四川文芸出版社

教科書

- 2020年 4 月 共著 「中国語耳留学」 同学社
- 2010年 3 月 監修 『バッチリ話せる中国語』 三修社
教科書の CD に音声吹きこみ多数

翻訳監修

- 2015年 中国の小説『春草』を日本語に出版 日本僑報社

研究論文

- 2021年 3 月 「北東アジア諸民族の靈魂観—魂の不滅と全身骨からの蘇生—」
pp.176-188 『口承文芸研究』 第44号 日本口承文芸学会
- 2019年 9 月 「瑪堪唱段の原型：赫哲族的薩滿神歌」 pp.325～354
『當代巫文化的多元面貌』 台湾中央研究院民族研究所出版
- 2018年12月 「中国少数民族ホジェンの叙事詩に謡われる神の樹」 pp.92～103
著書分担 『宇宙の樹・生命の樹の文化史』 勉誠出版
- 2016年 2 月 「中国少数民族文献の翻訳」, pp.257-283 『桜文論叢』 第91巻
- 2015年 8 月 “Hezhen (Nanai) Shamanism”, pp.422-428 『Asian American Religious Cultures』 ABC - CLIO 出版社 2015年 8 月

- 2012年12月 「英雄叙事詩（希特莫日根）」 pp.749-841
『黒龍江省少数民族叙事詩』 黒竜江省出版社
- 2012年 2 月 「ホジェン語への漢語浸透」 pp.171-188 『桜文論叢』 第82巻
- 2011年 2 月 「ホジェン族民謡のリフレインのルーツを探る」 pp.223～244
著書分担 『七五調のアジア—音数律にみる日本短歌とアジアの歌』 大修館書店
- 2010年 3 月 「イマカンの変遷について」 pp.39-52 『口承文芸研究』 第33号
日本口承文芸学会
- 2009年 3 月 「ホジェン族の謡におけるリフレインの役割について」 pp.81-109
『アジア民族文化研究』 第 8 号 アジア民族文化学会
- 2008年 7 月 「ホジェン族における女性の地位の変遷」 pp.47-64
『桜文論集』 第71巻
- 2008年 3 月 「旧約聖書から題材をえたホジェン族口承文芸」 pp.92-105
『口承文芸研究』 第31号, 日本口承文芸学会
- 2008年 3 月 「テキスト化を通して見たイマカン像—1982年に録音されたイマカン」 pp.315-346 『ユーラシア言語文化論集』 10号 千葉大学
大学院社会文化科学研究科

学会発表

- 2020年 8 月 8 日 「ホジェン族の靈魂観と東北民族」 日本口承文芸学会
第44回大会
- 2018年 7 月20日 「Yimakan Original Songs in Shaman Songs」
18回人類学民族学国際連合の世界会議） Florianopolis Brazil
- 2017年 8 月21日 「赫哲族口传文学伊玛堪的记录和传承」
首届东亚民俗文化与民间文学论坛 中国雲南大学
- 2016年11月 4 日 「探討赫哲族萨满信仰的原始形态」
當代巫文化的多元面貌国際學術研討会 台湾中央研究院

2016年10月 1 日 「ホジェン族口承文芸の復元について」

第 3 回アジア未来の会 北九州市立大学

2015年10月13日 「Landscapes of Earth and the Netherworld in a Hezhen
Imakan Narrative ISARS-International Society for
Academic Research on Shamanism ギリシャデルファイ

目次

目 次

論 説

作付形態と導入過程よりみた輸送園芸産地の比較研究 —— タマネギ生産地域の事例 ——	田野 宏	1
石材を利用した風化プロセスによる地形変化速度の推定 —— オーストラリア・ノビーズ岬における 砂岩材の穿孔風化を対象として ——	藁谷 哲也	27
フィリピン・ヌエバエシハ州における 近年の乾期作農業の変化	森島 済 前田 拓志 村上 徹雄	39
日本における中山間地域等直接支払制度の 実施状況とその変化 —— 制度活用 of 地域性と其の課題の一考察 ——	宮地 忠幸	53
古地図からみた明治32年の西山油田の石油鉦区分布	品田 光春	79
北海道猿払川丸山湿原において採取された 表層堆積物中における植物珪酸体組成	田代 崇	95
Public Relations（行政広報）から見る オンブズマンと行政相談の役割	岩井 義和	105
大学生における運動・スポーツの実施と 主観的メンタルヘルスの関係について	佐藤 秀明	137
叙述を詠る —— 沖縄学の記述法から ——	前嵩西一馬	157
エビデンシャリティとモダリティ・アスペクトの インターフェース —— 「のだ」「ている」を例にして ——	黒滝真理子	185
小説における身体 of 在り処	石橋 正孝	205
『千 of プラトー』における内在と超越	吉澤 保	223

「是…的」構文の主語が文意の時制等に及ぼす 影響について……………	栗原 千里 ……	263
文化大革命期における「一打三反」キャンペーン に関する一考察……………	日吉 秀松 ……	287
品詞 —— 中国语言学基础理论音等论区分品詞在语言教学中的作用 ——…	萬 清華 ……	301
弘正方編『勝間の若菜』について —— 近世後期周防国三田尻の歌人詠の類題和歌集 —— ……	小野 美典 ……	376

作付形態と導入過程よりみた 輸送園芸産地の比較研究

—— タマネギ生産地域の事例 ——

田 野 宏

I はじめに

日本の青果物産地は、近代期には「旬」の時期を中心にした市場近郊産地が生産の中心をなしていた。しかし現代期に入り、モータリゼーションによる交通網の整備、保冷システムの導入等による科学技術の進歩は輸送コストの削減や鮮度保持が可能になることで、夏や冬の季節の違いにかかわらず同じ種類・同一品目の野菜が市場に供給されるようになってきている。特に1960年代の高度経済成長期以降は、食生活の洋風化と大量消費構造に支えられ出荷組織の共同選果、共同出荷体制が確立し、季節の異なる時期に市場の需要に見合った複数の産地が年間を通して周年供給体制を支えてきた。これらの生産地域は東北日本から西南日本にかけて異なる自然環境のもとで同一の青果物が生産されており、そこには主産地におけるそれぞれの地域条件に応じた作付形態が認められる。これらの主産地では、土壌、気候、1戸当たり農家経営規模等の地域環境の差異を営農推進力として捉えながら、主産地における当該青果物の共同生産体制が農村経済に大きな力を与えている。

こうした周年供給体制を支える複数産地の比較研究が持つ意義は、農産物市場への安定供給の度合いを把握するための政策論的課題として有効であろう。また、現代日本の青果物産地が抱える共通的課題、例えば高齢化による重量野菜生産の衰退に個々の産地がどのように取り組んで来たのかを理解する上で重

要である。さらに加えるならば、こうした主産地を形成する農業は、それぞれの地域の自然、社会的条件と歴史的背景を最大限に活かした中で生み出された「作付形態」によって成立している。このことは、市場で販売される農産物が同一種類のものであっても産地による異なる作付方法のもとで生産されており、これらの青果物の生産形態の地域差を知ることは、わが国の農耕文化の本質を明らかにすることにもつながると考える。

本研究は、こうした上記の視点から、日本の野菜生産の上位を占める代表例となるタマネギ¹を取り上げる。タマネギの栽培は、北海道、佐賀県、兵庫県、愛知県他、全国の広範囲におよび年間を通してそれぞれの地域が出荷時期を分け合う周年供給体制がとられている。個々の産地は地域の自然環境や農地環境等に対応した作付形態を作り出しており、生産形態の違いがわが国のタマネギ需要に対する市場への供給力に安定感をもたらしている。そこで本稿では、生産高の上位を占める北海道、佐賀県、兵庫県の上位3大産地を取り上げた。そして春播き秋収穫型で1年単作型の北海道、秋播き春収穫型で主に水田裏作複合経営型の佐賀県、兵庫県に分類し、作付形態の差が輸送園芸にどのような影響をあたえるとともに、産地の持続的発展の要因になっているのかを考察することにした。

Ⅱ 日本のタマネギ生産地域

穀物と並んで野菜は人間の生活に必要な食料であり、国内農業生産額の約4分の1を占めている。特に1960年代の高度経済成長期以降、食生活の洋風化により、キャベツ、タマネギ、トマト、レタス等の生産量が増加している。表1からもわかるように、それぞれの野菜の産地は大都市近郊や遠隔地に混在していることが読み取れる。鮮度保持技術の進歩や交通網の整備が進んだことで大量出荷や輸送時間の短縮が輸送コストを軽減させ、遠郊地域の産地化を可能にしてきた。

野菜全体の作付面積は20世紀の終わりにピークを迎え、ダイコン、ハクサイ

表1 主要野菜の都道府県別上位産地（2017年）

—単位千 t—

キャベツ（％）		ダイコン（％）		レタス（％）		トマト（％）	
群馬	261（18.3）	北海道	172（13.5）	長野	221（37.3）	熊本	128（17.4）
愛知	245（17.2）	千葉	140（10.6）	茨城	87（15.0）	北海道	62（8.5）
千葉	111（7.8）	青森	128（9.7）	群馬	49（8.4）	茨城	48（6.5）
茨城	110（7.8）	鹿児島	94（7.1）	長崎	32（5.4）	愛知	46（6.3）
神奈川	78（5.4）	宮崎	78（5.8）	兵庫	26（4.5）	千葉	39（5.3）
全国	1,428（100）	全国	1,325（100）	全国	583（100）	全国	737（100）

出所：農林水産統計による（100 t 以下切り捨て）

表2 タマネギの上位3産地（道県）の生産高推移

—単位千 t—

	2005年（％）	2010年（％）	2015年（％）	2017年（％）	2018年（％）
北海道	614（54.4）	722（56.8）	819（64.7）	797（64.9）	717（62.0）
佐賀県	128（11.3）	171（13.5）	118（9.3）	102（8.3）	118（10.2）
兵庫県	110（9.8）	113（8.9）	91（7.2）	92（7.5）	96（8.3）
全国	1,128（100）	1,271（100）	1,265（100）	1,228（100）	1,155（100）

出所：農林水産統計による（100 t 以下切り捨て）

等、伝統的野菜の生産が減少傾向にある。本稿では作付面積のピークをむかえたものの、キャベツに次ぐ需要の大きなタマネギを事例にあげて、産地ごとの存在形態を把握することにしたい。表2は全国および上位3産地である北海道、佐賀県、兵庫県におけるタマネギ生産量の推移である。表1で示したように生産量の大きさをタマネギはキャベツ、ダイコンに次いで年間100万トンを超えて市場規模をもつメジャークロップであることがわかる。首位の北海道は全国比50%以上を占め、特に2015年以降は60%を上回る勢いである。北海道に次ぐ佐賀県は、2000年代に12～17万トン前後で全国比12～13%のシェアを有していたが、2015年以降は10万トン台へと低下し、近年は10%前後に低下傾向にある。第3位の兵庫県も同様の傾向が認められる。2000年代は生産高で10万トンを上回っていたが、2015年以降に入ると9万トン水準に低下し、全国シェアは7～8%程度に推移している。以上に示した3産地以外に愛知県、香川県、

長崎県等が存在するが、これらの産地も過去10年間であわせて35,000トン以上生産を低下させており、佐賀、兵庫両県のシェア低下が他産地の増加によってもたらされたのではないことは明らかである。

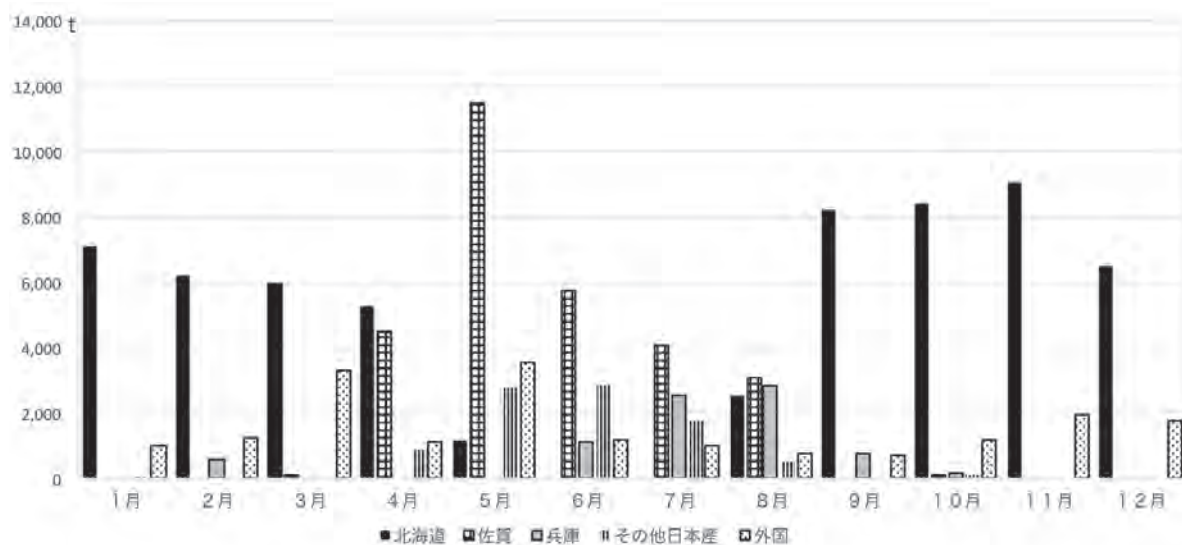
次に図1より全国で最大規模の東京中央卸売市場の年間を通した産地別（含む外国産）入荷量に注目してみよう。寒冷地の北海道産タマネギは、春播き秋収穫の1年単作体系であることから、秋の収穫後は、農協や商人が保有する貯蔵庫の鮮度保持施設を利用しながら、9月～翌年の2・3月頃まで約半年間にわたって市場に出荷されている。

これに対して、第2位の佐賀県産タマネギは4～8月まで、第3位の兵庫県産のタマネギは6～8月頃まで市場に出回ることがわかる。これら本州以南産の産地は水田裏作（1年2作以上）であることから、両県ともに稲刈り後の10月に定植、翌年の2～3月頃の収穫が中心で、北海道産が市場から消える春～夏の時期に出荷されている。第3位の兵庫県産が少ないように見えるが、これは京阪神市場への重点的出荷が行われていることによるもので、佐賀県産はそこでの競合を避ける形で品薄期の5月の東京市場に参入していることが読み取れる。

また、年間を通して外国産（中国、アメリカ、ニュージーランド）の入荷が見受けられるが、北海道産と本州以南産の端境期を除くと、約1,000トン前後で推移しており、全体的に見れば北海道、佐賀県、兵庫県を中心にした国内産地の生産と出荷の努力によって周年供給体制が維持されているといえよう。

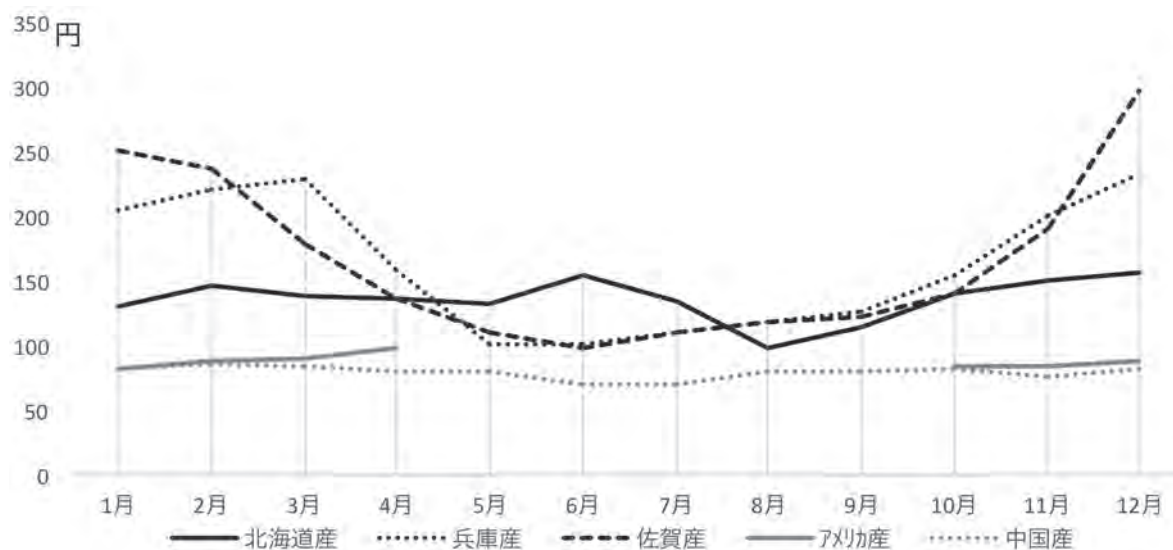
ここで、産地別に見たタマネギの販売価格（kg当り）の月別変化に注目してみよう（図2）。全体的な傾向として、多くの野菜が市場に出回る夏場を中心に低い価格が形成されている。しかし、北海道産と佐賀県および兵庫県産の出回り時期が異なるので、産地別出荷時期の価格に注目してみると、前者（9月～4月頃出荷）が120～150円/kg当りの価格帯を形成しているのに対し、後者（4月～8月頃出荷）のそれは110～130円/kg当りの低水準にあることがわかる。北海道産のタマネギは、全ての青果物が品薄傾向に入る秋～冬にかけてkg当り20～30円程度の高い水準の中で出荷されていることが考えられる。なお、タマ

図1 東京中央卸売市場におけるタマネギの産地別入荷量の年間推移（2015年）



出所：東京都中央卸売市場市場統計情報より作成

図2 東京中央卸売市場における産地別タマネギ価格（kg当り）の年次変化（2015年）



出所：東京都中央卸売市場市場統計情報より作成

ネギは1961年に輸入自由化品目に指定され、アメリカ、ニュージーランド、台湾産が主流であったが、2000年以降からは中国からの輸入が大半を占めるようになってきている。一般的に見て、国産タマネギの供給が減ると外国産が出回るが、平時の場合は国産物が家計消費に向けられ、輸入物は加工、業務用として消費される図式となっている。

さてここで、日本のタマネギが産地形成期、あるいは産地完成期を迎えた1990年代の収益性に焦点をあてて、北海道産と本州以南産の10a 当り生産費と経営収支から、その生産形態の比較をおこなってみよう（表3）。¹ タマネギ栽培は労働集約的作業形態をとり、移植、収穫時には多くの労働力を必要とすることから、生産費に占める労働費の割合が高い傾向を示す。北海道産のタマネギは、第二次世界大戦以前から戦後期にかけて、諸外国の生産地と同様に直播栽培が行われていた。しかし、単位面積当り収量が低いことから、1950年代に入ると育苗施設から苗を圃場に植え替える移植栽培の方法が進んだ。移植栽培の導入は、飛躍的な収量増加を生み出す結果となったが、本州以南産地に比べて、作付面積が10倍以上の広さを有するため、移植作業を家族労働力のみで賄うことは不可能であった。このことが、移植作業や収穫作業における機械化の進行に結びついた。そしてその折りに発生するのが機械利用に求められる組作業体系であった。北海道特有の臨時雇用形態としての「出面（でめん）」労働力の発生と雇用労賃の出費である。

これに対して本州以南産地は、農家1戸当りの耕作面積が北海道の10分の1以下の零細経営が多く、農作業の大半は家族労働力の及ぶ範囲で賄うことが可能であった。このことが、北海道産と比較して大幅な家族労働費を計上する数字となって現れる。だが、こうした家族労働の投下は家族労働報酬、即ち実質的な所得として収益部分に組み込むことが可能である。北海道はこれに対して、機械化に伴う固定材費の支払いと、組作業体系に対して支払われる雇用労賃が必要となり、本州以南産と比べると高いコストを支払う生産体系が求められている。

また、本州以南産は水稻裏作型であるために、水田の湛水を経過することで

表3 タマネギの生産拡大期における10a当り生産費と収益性

—円—

	北海道産		本州以南産	
	1989年	1990年	1989年	1990年
流動財費	75,888	79,276	61,056	54,388
種苗代	12,578	12,703	12,889	11,000
肥料代	30,120	32,854	24,701	21,181
その他	33,190	33,719	23,466	22,137
固定財費	60,166	64,609	22,027	21,318
労働費	79,529	78,814	171,185	153,942
家族	54,528	55,514	158,283	143,463
雇用	24,999	23,300	12,922	10,479
資本利子	14,298	14,041	7,163	7,882
地代	24,203	23,463	16,406	20,887
粗収入	325,195	235,770	224,290	376,354
※1 生産費(A)	199,554	204,689	119,574	114,942
※2 生産費(B)	254,052	260,203	277,837	258,405
※3 生産費(C)	93,029	93,018	181,832	172,232
※4 家族労働報酬	125,641	31,018	128,285	261,412
※5 所得	164,142	68,585	104,716	290,181

出所：農林水産省「野菜生産費」

- ※1 生産費(A) = 第二次生産費 - 家族労働費
 ※2 生産費(B) = 第二次生産費（費用合計）
 ※3 生産費(C) = 家族労働費 + 資本利子 + 地代
 ※4 家族労働報酬 = 粗収入 - 生産費(A)
 ※5 所得 = 粗収入 - {生産費(B) - 生産費(C)}

土壌の洗浄が行われている。このことは肥料や農薬の投入が北海道産に比べて低い傾向が見受けられる。北海道産はこれに対して、水稻作との組み合わせはなく、肥料代、農薬代等の流動財費の負担が大きめなものになっている。表3に示したように1980年代後半～1990年までの産地完成期2年間の比較からではあるが、粗収入の変動が北海道と本州以南産ともに見受けられる。こうした市況変動が見られる中で、生産費が高めの北海道で経営が成り立つのは、従来の作物（水稻他の土地利用型作物）に比べて単位面積当り高収益があげられたこと、そして1戸当りの経営耕地面積が本州以南産地の10倍以上の規模を持つこと等

の条件が主産地化を可能にしたものと考えられる。

以上、タマネギ生産を、市場流通、生産コスト等の視点から北海道と本州以南産地との比較を行った。次章以降では具体的に日本の三大産地である北海道（北見市）、佐賀県、兵庫県を取り上げて、作付導入の背景、主産地形成、作付形態の特色等を中心に、産地の立地要因を考察することにした。

Ⅲ 北海道のタマネギ産地

Ⅲ－１ 北海道のタマネギ生産の歴史

北海道のタマネギ栽培は、1871年（明治4）に北海道開拓使がアメリカ合衆国から種子を導入し、札幌官園において試作したのが始まりとされている。²

試作されたタマネギは開拓使や札幌農学校による指導のもと、地域的、地縁的つながりから札幌村（現札幌市東区付近）を中心に栽培面積を広げるとともに、道内各地に生産の機会が伝播していった。当初は地場消費であったが、1890年から1900年代にかけて日本の資本主義社会が確立し、資本の蓄積過程を通じて流通の媒介を司る仲買商人が出荷への影響力をおよぼすようになった。1942年（昭和12）には国内向けに17,350トン、国外向けに2,218トンのタマネギが出荷されており、北海道産のタマネギは近代期において輸送園芸産地の地位をすでに確立していたといえるのである。³

ここで2015年の農林業センサスより北海道内の主要産地を上位順に並べると、北見市（246,800トン）、訓子府町（100,700トン）、富良野市（83,500トン）岩見沢市（49,000トン）、中富良野町（46,800トン）で、支庁別に記すと網走、上川、空知の各支庁に生産が集中している。栽培の起源となった札幌市（石狩支庁）は第二次世界大戦以前、以後を通じて長く首位にあったが、政令指定都市化以降の市街地拡大で栽培面積は激減している。本章では道内最大の規模をもつ網走支庁北見市のタマネギ栽培について、産地形成の経緯、栽培方法、生産農家の営農実態の面から述べることにする。

Ⅲ－２ 北見市におけるタマネギ産地の形成と発展

Ⅲ－２－１ 導入の背景と経緯

全国一の最大産地を形成する北見市のタマネギ栽培は、1917年（大正6）に現在の常盤町、川東、旭町の篤農家達により、当時の栽培の先進地であった札幌市の興農園より種子を購入し試作したことが始まりとされている。北見市のタマネギが本格的に導入されたのは、1950年（昭和25）に常盤町の小路弥之助によって開発された移植栽培技術の確立が普及の支えとなった。そして1960年代以降の高度経済成長期を迎え、タマネギ需要の増大と先行産地札幌の都市化にともなう栽培面積の減少が遠隔地の北見に作付拡大の機運をもたらす契機となっていった。⁴

栽培の導入に際しては、当該地方の特産物であったハッカがブラジルや中国による世界市場への参入や、石油化学による合成ハッカの生産コストダウンによる企業化の影響の中で窮地に立たされていたこともタマネギ導入を急がせる背景にあったといえよう。加えて、北見地方はオホーツク気団による冷害を数年に一度は見舞われるため、基幹作物のハッカを失った農家にとって米作りのみの農業は行き詰まりを意味するものであった。折しも、農協、ホクレンを中心とする出荷の系統一元化が開始された1964年（昭和39）を含めた3年連続の冷害は、米の粗収入が12,000～15,000/10aに低迷したのに対して、タマネギはその約10倍の100,000～170,000円/10aの水準を記録した。この時期の冷害は水稻やハッカに代わる新しい商品作物としてタマネギを決定づける機会となった。2年後の1966年には野菜生産出荷安定法に基づく国からの産地指定を受けることで、図3に示したようにハッカにかわってタマネギが地域を代表する作物として位置づけられていったのである。

Ⅲ－２－２ 生産出荷体制の確立

産地指定による国の補助事業は、主に生産農家の労賃コスト削減を目的とする出荷期の輸送コンテナ利用や移植機械の導入など、生産上の工夫が積み重ねられた。そして流通販売に向けた貯蔵施設の条件整備を進行させていった。こ

図3 北見市におけるタマネギとハッカの作付面積の推移(1950年－1990年)



出所：北見市史より作成

れによって当該地域のタマネギ生産は飛躍的に増大し、北見市内のみで作付面積は1,000haを超えるようになると、既存の単位農協レベルでは対応が困難な事態が発生し、1市4町8農協が連携して北見広域事業農業協同販売連合会が結成され、タマネギの（バレイショをふくむ）出荷のための貯蔵庫や選別場が特別に建設されたりもしている。⁵ その後は単位農協の組織の充実によって困難は克服され、今日では北見市相内地区における単位農協JA施設の一部として稼働している。

生産農家から集荷されたタマネギは、貯蔵、選別、包装出荷等、すべて電算業務の中で行われ、ホクレンの販売情報ネットワークが駆使される中で、その出荷先は東京市場を中心に、中京、京阪神、中国、四国、九州方面にまで冬季の期間に出荷が行われ、市場での重要な地位を築いている。こうした農協を中心とした共選共販体制は北見地方のタマネギ取り扱いの80%以上を占めているが、勿論この他に北海道青果商業協同組合傘下にある青果卸売問屋に出荷する農家も多く存在する。特に主産地が形成される以前からの先行地域の北見市川東地区では、商人とのつながりをもつ農家が見受けられる。ただし、当該地域

の主産地化は、国の指定を受けて生産が拡大する大半の部分を規模の大きな農協の共選共販体制が支えたことは紛れもない事実である。しかし1970年代の主産地化から50年近く経過する中で、生産農家のコスト削減による大規模な機械化が進行することになっている。このことは零細農家、といっても本州以南では大規模とされる3haレベル未満の農家の減少が見られるようになってきている。北見タマネギの市場ブランドを守り、地域農業の振興を図るためには、かつて単位農協として存在した温根湯、留辺蘂、置戸、訓子府、相内、上常呂（地区）、北見（センター）、端野（地区）の各農協が2003年には合併統合されて、「JA きたみらい」が再編発足している。

ところで、農協倉庫に集荷されたタマネギは、選果ラインでチェックし、選果ベルトで2L, L大, L, Mの等級別に規格分けされて段ボール箱に20kgずつ詰められる。JA きたみらいは現在7つの選果施設をもち、1日当り1,000トンベースの選果が可能となっている。タマネギは長ければ6ヶ月近く貯蔵される場合があるため鮮度の保持は重要である。近年ではCA（Controlled Atmosphere）貯蔵庫と呼ばれる大気組成を調節して、青果物の呼吸を最小限に抑制することで、鮮度低下を防ぐ画期的な貯蔵施設が整備されるようになり、市場への安定供給に大きな役割を果たしている。タマネギの品種は大半がF1品種であるが、主力品種は北もみじ2000で10月～5月頃までの出荷が可能で貯蔵期間が長い有利性を備えている。さらにオホーツク222がこれに次ぎ、9月～翌年2月頃まで出荷されている。この他、8月～9月頃に出荷可能な北はやて2号、逆に遅くに収穫、翌年の春まで出荷されるスーパー北もみじ等があり、全国市場での冬季を中心に、さらなる出荷期間の拡大を目指すための産地内での品種改良が大きく進んでいる。

Ⅲ－２－３ 春播き秋収穫の作付形態と生産農家の現状

北海道の冬は厳しく、秋～冬にかけて作られる作物は秋播きの冬小麦に限られる。かつての地域の代表作物であったハッカも春～秋に作付されたもので、その後に選ばれたタマネギも同様である。以下に北見地方のタマネギの作付形

態を紹介する。

雪深い2月下旬，屋内作業の中で種播きが始まる。育苗ポットと呼ばれるプラスチックケースのトレーの上に，機械で均等間隔の区画に種が播かれて，専用の土が被せられる。ビニールハウスの中で育苗ポットが並べられ，灌水が行われる中でおよそ2ヶ月で苗が成育する。雪が溶けた4月下旬，農家は圃場の整地作業を行う。農地が堆積土であれば河川礫が混入していることがあるので，トラクターで除去した後に肥料をまく。5月上旬～中旬にかけておよそ2週間がオニオンプランターと呼ばれる移植機械を用いての移植期間である。

その後は，散水機で灌水作業が行われる。移植後，約2ヶ月の7月中旬にはタマネギの苗は成長するが，消毒，農薬散布そして収穫を容易にするための葉分けが実施される。すでに成長したタマネギは8月頃には収穫期を迎える。8月上旬に倒伏した後に，根切りと呼ばれる土から離す作業が行われる。乾燥状態を見計らってから，オニオンピッカーと呼ばれる収穫機で葉のついた状態でコンテナに収納される。コンテナに詰められたタマネギは，定着型タッパーと呼ばれる機械で葉茎と分離されてあらためてコンテナに詰め込まれる。記述から理解いただけたと思うが，育苗，整地，移植，散水，収穫作業が本州以南とは異なり全面的な機械化によるもので，農家の経営規模拡大と大きく結びついている。

ところで，作付拡大が著しい1990年代の頃，農林水産省北見統計情報事務所の統計によると，北見市のタマネギ栽培農家は423戸存在した。ところが2005年には252戸へと減少している。筆者は1994年に北見市内の栽培農家を古くから行う先発地区（川東集落）と1970年代以降に産地化した後発地区（常川集落）に区分して，農家台帳を基にした31戸の農家から聞き取り調査を実施した経験がある。⁶ ちなみに1990年当時，川東集落の農家戸数63戸，常川集落では74戸の農家が存在していた（農林水産省農業集落カードによる）。しかし2010年の統計によると前者は26戸，後者は32戸へと減少し，約60%の農家が離農している。タマネギは米と比べて収益は高いが，市況や市場価格の年次変動を受けて赤字に転落する年次も存在する。気候環境からみて1年単作を選ばざるを得ない北

表4 北見市内のタマネギ生産農家の営農実態

	農家番号	作付面積（ha）		作付作物	基幹労働力
		1990年	2015年	（2015年）※1	（2015年）※2
川東地区	①	7.0	11.0	O	5 M, 5 F, 2 M
	②	5.5	10.0	O	7 M, 7 F, 3 M
	③	3.8	9.8	O	6 M, 6 F
	④	3.5	9.0	O	4 M, 4 F
	⑤	3.0	8.0	O	6 M, 6 F, 3 M
	⑥	3.0	7.5	O	7 M, 6 F
常川地区	⑦	11.0	18.5	O, W	6 M, 6 F
	⑧	9.5	15.5	O, W	6 M, 7 F
	⑨	9.0	14.0	O, W	5 M, 5 F
	⑩	4.7	9.0	O	4 M, 5 F
	⑪	3.5	7.5	O	6 M

北見市農家台帳および聞き取りによる。

※1 O：タマネギ W：小麦

※2 5 M：50歳代男性 4 F：40歳代女性

北海道では、いかにタマネギの単位面積の収益性が高くとも、大面積経営を指向せざるを得ない。このためには機械装備の大規模化を図る必要があり、しかもその稼働率のロスと過剰投資を防ぐためには一定面積以上の作付面積の農地を必要とすることになる。このため、経営に頓挫して農地を手放す経営体が多く存在したことを理解しておく必要がある。北海道をはじめとする北見地方のタマネギ経営は、産地化がピークに達した1990年代以降、およそ25年以上にわたって全国有数の主産地の座を維持してきた。しかしその中で、機械装備に対応できた農家とこれに対応しきれなかった農家間において農地の受委託や販売が進行した結果が農家戸数の減少につながったとみるべきであろう。

こうした様相を伺うべく、1990年代半ばに知り得た個人情報を手伝いにして6戸の調査農家からあらためて経営の近況を知りうるということが可能となった。これらの農家からの電話と現地聞き取りをもとに、新たにその知り合い農家を含めて過去25年間のタマネギ経営の変化と営農実態に関する簡易なアンケートを実施した。限られたサンプル農家数ではあるが、過去四半世紀における経営の変化を知ることができた（表4）。これらのタマネギ農家から知り得たことは、

いずれも機械装備を充足させる中で、基幹労働力を備えていることである。このように機械化なくしては成り立たない北見タマネギであるが、近年では個別経営農家に加えて、法人化経営も進み株式、有限会社等による経営体が増加している。これらの中には、JA や商人組織販売だけではなく、独自の販路を形成し、収益向上を目指す会社が存在する。例えば、有機栽培による付加価値化を高めて産地直送や加工食品をスーパーに出品するだけではなく、北見市商工観光部と連携し、観光農産品として地域イメージの向上を図る新たな産業としての取り組みが見受けられる。

Ⅳ 佐賀県白石平野のタマネギ生産

Ⅳ－１ タマネギ栽培導入の背景と主産地形成

本章で取り上げる杵島郡白石町は、北海道に次ぐ佐賀県産タマネギの90%以上を産する地域である。その生産と立地形態は遠隔地という点では北海道と類似するものがある。しかし、その作付け方式は水田裏作を基本としたものであり、北海道の春播き秋収穫の単作型経営とは異なる作付形態をなす。

有明海に面する白石平野は干拓地としての土地条件を有し、古くから九州地方を代表する米の穀倉地帯を形成してきた。また、水稻の他に低湿な土地条件を利用してレンコン栽培が行われ、茨城、徳島に次ぐ産地が形成され、その出荷組織と園芸組合がつくられていた。この組織の組合員は1959年（昭和34）に白石町福富地区（旧杵島郡福富町）において篤農家の田の畦にタマネギが作付されていることに注目し、生産に意欲を示したことが導入のはじまりとされている。組合の有志を中心に当時の先進地の兵庫県淡路島に出向き生産農家の指導を約2年間にわたって受け、生産技術や出荷方法を学んでいる。そして3年後の1962年（昭和37）に有志の水田30a に集団育苗を開始し、約6haの圃場に移植を行い、水田裏作の栽培が可能なことを実証したようである。⁷

Ⅳ－２ 主産地形成

1960年代にタマネギの試作に成功した組織は、福富園芸組合と称するレンコン販売の専門農協であった。したがってタマネギの導入に際しても共同販売や販路形成に関するノウハウが蓄積されており、産地化は容易に進んだ。1966年（昭和41）に野菜生産出荷安定法に基づく産地指定を受け、さらに1972年（昭和47）には野菜生産出荷近代化事業による選別・出荷のための大型選果場と貯蔵庫が補助事業を受けて導入されている。この間に佐賀県園芸連、地元農協による共選共販体制が確立され、1969年（昭和44）に白石地区農協が周辺地区農協と合併したことで、この組織の中で「たまねぎ部会」があらたに発足した。かつて、先行作物のレンコン出荷を目的とする従来の「福富園芸農協」を前身とした組合は、地元の九州を中心とした販路を重んじていたが、組織の統合と発展に伴い、出荷先を全国市場への販路形成を広げる役割を果たしていった。この部会が設立された当初の1974年（昭和49）、白石農協管内のタマネギ作付面積は552haであったが、1985年（昭和60）には1,305haへと大幅な増加をみるようになった。⁸

しかし、この時代は育苗施設から圃場への移植作業は北海道とは異なり、手作業で行われていた。作業適期の期間が11月中旬の約2週間とすると、10a当り40時間以上を要する手作業では1日当り8時間労働でも5日を要することになる。10aに5日を要するならばおよそ15日の移植作業には30a程度の栽培しか行えないことが問題であった。そこで1983年（昭和58）～1985年（昭和60）の間に国の補助事業を受けて移植用機械の導入が進んだ。この機械は1日当り稼働面積を40aに拡大することができたため、2～3日で1haを超える作付が可能となり規模拡大が進行した。

Ⅳ－３ 作付形態と農家経営

白石町のタマネギ生産は、水田裏作の商品作物として1980年代には北海道、兵庫県に次ぐ全国的産地に成長している。ここで当該地域のタマネギ生産を中心とする農作物の作付形態と農家経営について注目したい。1960年代まで地域

の主力作物であった稲作は、1970年代以降は裏作のタマネギ作にとって代わられる。しかし、水田の湛水条件が土壤消毒に結びつき、結果として裏作のタマネギ生産の連作障害防止に結びついている。ところでレンコンの作付田に関しては、1年間を通して湛水条件が求められるため、1年単作で裏作は行われな。植物栽培学的にみて湿田を必要とする1年単作のレンコンと、乾田土壤を求める裏作のタマネギが、秋～冬にかけて混在する土地利用形態は、日本の水田の土地利用における貴重な景観をもたらしてくれている。

ところで、作付されたタマネギの品種は、当初は中生種のものが多かった。市場への出回りは5～8月が中心で、北海道を除く他県産地との産地間競争に持ちこたえる必要があった。このため、出荷時期の長期化、分散化を図るための早生・晩生種に加えての品種改良が農業試験場や農業改良普及所で行われた。栽培品種が増えるに従って、定植作業は10月上旬～12月中旬、収穫作業は4月上旬～6月上旬にまで広がり、労働投下の分散化が図られて市場出荷の長期安定化が進むことになった。ただし、栽培に範を求めた先行産地の兵庫県が、京阪神市場のシェアを圧倒的に確保していることから、Ⅱ章に示したように遠隔の東京市場にも出荷先を求めていることが読み取れる。

筆者は1995年（平成7）に栽培の核心地、旧福富町旧福富地区（現白石町）のタマネギ農家の営農実態調査を行った（表5）。⁹ 当時のデータをもとに現状も含めて、営農タイプ別に作付形態を論ずることにしたい。表5より、収穫作物と経営階層との関係から、作物の組み合わせによる営農タイプを分類すると以下のⅠ～Ⅳタイプに分類することができる。

Ⅰタイプ：米（うるち）＋タマネギ＋麦・大豆（畑作物）

これは、収穫のべ面積が2.0～3.0ha 規模の農家で、米作り以外の穀物として麦を生産している。経営規模は小さく、本来はすべて裏作はタマネギにしたいところだが、労働配分において負担の低い麦を入れることでかろうじて水田二毛作経営を維持している。兼業農家にこのタイプは存在したが、2010年代以降、このタイプの営農は減少している。

Ⅱタイプ：米（うるち）＋米（もち）＋タマネギ＋レンコン

表5 白石町—旧福富町地区—の営農タイプ別タマネギ生産農家

—1995年当時—

営農 タイプ ※1	番号	地区名	収穫の べ面積 (ha)	作付内訳※2	基幹労働力※3	備考
I	1	南方	3.00	r, o, w	6 M, 5 F	
	2	大福	2.34	r, gr, o, w	4 M, 3 F	
	3	権和溺	2.19	r, gr, o	6 M, 6 F	
II	4	東観	4.35	r, gr, o, l	5 M, 4 F	借地あり
	5	大福	4.15	r, o, l, w	4 M, 4 F	借地あり
	6	中観	4.00	r, gr, o, l	4 M, 4 F, 6 F	
	7	大福	3.90	r, gr, o, l	5 M, 4 F, 8 M	
III	8	東観	4.40	r, gr, o, l	5 M, 4 F	
	9	大府方	4.30	r, gr, o, w, s	6 M, 5 F	イチゴ施設
	10	中観	4.00	r, gr, o, l	4 M, 4 F, 6 M, 6 F	
	11	大福	3.90	r, gr, o, l	5 M, 4 M, 7 F	
	12	八平	3.40	r, o, w, b, s	3 M, 3 F	イチゴ施設
	13	大福	3.36	r, o, w, b, s	6 M, 6 F, 4 M, 3 F	イチゴ施設
IV	14	八平	5.55	r, o, w, b, f	5 M, 4 F	肥育牛170頭
	15	大福	4.77	r, o, f, v	6 M, 6 F, 3 M, 3 F	肥育牛95頭

出所：旧福富農協組合資料をもとに聞き取り，アンケートによる

※1 営農タイプⅠ～Ⅲは本文参照のこと

※2 r：うるち米，gr：もち米，o：タマネギ，l：レンコン，w：麦，s：イチゴ，
f：飼料，b：豆，v：その他の野菜

※3 5 M：50歳代男性，4 F：40歳代女性

Ⅰタイプの農家と大きく違うところは，タマネギとレンコンを基幹作物として積極的に導入し，農家経営の中心に据えていることである。表作に，もち米をいれることで収益増を図る一方で，1年1作のレンコンを導入することで高収益を目指す姿勢がうかがえる。レンコンについては前述したが，「佐賀レンコン」としての市場ブランド化に成功している。

Ⅲタイプ：米（うるち）＋米（もち）＋タマネギ＋イチゴ（施設園芸）

Ⅱタイプの農家が米とタマネギに加えて露地野菜（レンコン）を導入しているのに対して，米とタマネギにイチゴを組み合わせることで，作物の一部を高

度集約型の施設園芸に充てる農家が存在する。収穫のべ面積をみると、約3.5～4.0haの高水準にあって、基幹労働力がⅠおよびⅡタイプに比べて充実している。営農の基本として、裏作のタマネギを作付しながら施設園芸で一層の高収益を目指す農家層である。近年は「さがほのか」「いちごさん」等が佐賀県を代表するイチゴとして全国に出荷されている。施設管理費が大きく、全ての農家が行える農業ではないが、2010年以降はこうしたイチゴの他にキュウリ、アスパラガス等を施設野菜に導入したり、タマネギ以外にキャベツ、レタス、ブロッコリー等の野菜を裏作として取り組む傾向がみられるようになってきている。

Ⅳタイプ：米（うるち）＋米（もち）＋タマネギ＋飼料・畑作物

このタイプは、収穫のべ面積が3.0～5.0haの範囲にあって、米とタマネギを作付しながら肥育牛を飼養する農家である。旧福富町では1985年（昭和60）に特別地区農業構造改善事業の一つとして、福富干拓地に牧場団地を形成し、肉用牛の生産組合を結成している。飼料生産がみられるのはそのためである。水田裏作に1.0～1.5ha程度の水稻生産を行い、裏作にタマネギ、麦、大豆等を取り入れている。

Ⅳ－４ 農家戸数の減少と生産・作付体制の変化

白石平野のタマネギは、昭和戦後の共同育苗、水田秋冬（裏作）野菜として導入され、野菜産地の指定を国から受けて、先行産地の兵庫県を抜いて北海道に次ぐ大産地に成長した。しかし、産業構造の高度化、サービス産業社会への変化の中で、日本の農家はより収入の得られる農外産業に転出する傾向が著しく、遠隔地の九州佐賀県もその例外ではなかった。農林業センサスによれば、杵島郡における全ての町村の総農家戸数は1990年代に6,000戸を超えていたが、2015年には3,351戸へと減少している。Ⅳ－３章のⅠタイプの農家は離農し、Ⅱ・Ⅲタイプの農家が規模拡大を進める他に、これまでのタマネギ、レンコン、イチゴ以外の野菜を導入し、複合経営化を進めることで収益の安定を図る農家が生き残りをかけている。この中で、タマネギは現在も基幹作物であることに

変わりはないが、重量野菜であることから規模の拡大が困難なものになってきている。すでに1970～1980年代に機械化は進行し、定植、収穫作業の省力化が認められたが、当該地域が干拓地の土性のため必ずしも十分な稼働をもたらさなかった。しかし1997年（平成9）には干拓地の土質にあわせて、栽培体系に適応可能性のある歩行型2条収穫機が試作され、その後も改良が進み、2001年（平成13）に2条歩行型半自動定植機の普及で省力化が進行している。また、1995年（平成7）にはトンネル栽培、2001年（平成13）には、極早生品種をマルチ栽培することで、3月中旬の早出しと冬収穫の栽培技術が確立した。また、それよりも早い時期の出荷に関しては、12月からマルチの上をトンネルで被覆して、2～3月に出荷可能な技術が加わり、出荷期間の延伸が図られるようになってきている。

一方、出荷体制に注目すると、従来の方法として、生産者が収穫後の乾燥を目的として吊り玉にして各自の乾燥小屋に備えていたものを、JAさが（白石地区）では、既存の低温農業倉庫に除湿乾燥機能を備えた施設を新規に更新することで、生産者の重労働感を大きく減少させている。また、2002年（平成14）には、フレキシブルコンテナバックと呼ばれる出荷方法で、業務用契約出荷に取り組んでいる。この取り組みは、出荷労力、流通コストを削減する目的で行われており、その結果として農家の手取り単価の上昇、取引収益拡大が認められるようになってきている。

V 兵庫県淡路島三原平野（南あわじ市）のタマネギ生産

V-1 タマネギ生産の導入と水田三毛作農業のはじまり

当該地域の農業は、明治期から昭和戦前期にかけて米麦二毛作農業が行われていた。しかし、大正期は麦価格の低迷と第一次世界大戦後における米価の暴落が農村不況を招く時代であった。¹⁰ この当時、大阪南部の和泉地方は「泉州玉葱」の名で園芸産地が形成されており、これに着目した当該地域の賀集村の地主や青年組織（農事研究会）が泉州タマネギの種子を1920年代に試験的導

入を図り増反が進んだ。約10年後の1930年代には「淡路玉葱出荷組合」が組織化され、商人と農会が同時に出荷を始め、「淡路玉葱」の銘柄が京阪神地方に浸透していった。

第二次世界大戦後の1949年（昭和24）には、農林省より特配肥料配給を受けることができる「蔬菜産地」に指定され、1955年（昭和30）以降、作付面積は2,000haを超える特産地としてその地位を確立した。その後は大阪南部地域の都市化による泉州玉葱の衰退部分を淡路島三原平野がとって代わるようになり、産地の立地移動が進行した。さらに1965年（昭和40）の野菜生産出荷安定法による産地指定を受けた翌年の1966年（昭和41）には3,450ha（農林水産省統計）の作付面積まで広がり、この当時は北海道に次ぐ全国第2位の産地に成長した。

V-2 水田三毛作農業と三原営農方式

水田三毛作農業は、米作の後に2回の野菜作りを行うもので、三原平野を中心に展開されている。当該地域は1戸当りの経営耕地面積が50a前後であったため、収益向上を目的に集約度を高めることが求められた。この動きを推進させたのは、旧三原郡内の複数の先覚者（農協や農業改良普及所の普及員）であり、三原営農方式¹¹と呼ばれている。三原営農方式は現代の水田三毛作農業の全てを表すものではないが作付形態の基本を成すため、要点を以下に三点記しておきたい。

第一に、水稻+タマネギの二毛作農業を堅持させながら、余力があればハクサイ、レタスの導入を奨めている。第二に規模拡大志向農家と野菜作りを行わない第2種兼業農家間の農地の貸し借りを積極的に奨めることによって、野菜作り農家の農業所得の向上が務められた。当時はこの方法を手間替え農業と称して農地流動が促進された。第三に行われたのが土作りであった。タマネギ生産農家は1960～1970年代には零細ながら乳牛を飼養しており、水稻の稲藁を餌にする牛の堆肥がタマネギ栽培に良好な自給肥料となり、「淡路島産玉葱」のブランド化に力を発揮した。1990年代以降は酪農家の専門化、多頭飼育化によってタマネギ作農家と酪農家は切り離して経営が行われることになった。し

かし、耕種農家が稲藁を酪農家に送り、堆肥として再び圃場に戻す形の地域内での稲藁交換システムが構築されることで、淡路島の三原営農方式は土作りの中に形を変えて生き残っている。¹²

V-3 水田三毛作農業をとりまく社会環境の変化と作付形態

水田三毛作農業は、旧三原郡三原町榎列地区で始まっている。水稻の後作にハクサイ（10月定植，2月収穫），タマネギ（2月定植，5～6月収穫）の作付形態が1970年代まで続いていた。しかし，1980年代に入るとこの形態に加えてレタスとキャベツが組み込まれることになった。特に1990年代以降は，農業労働力の高齢化によって重量野菜の作付や取り扱いが困難な状況の中，冬期間に京阪神市場で比較的高値で販売されるレタスがタマネギに代わって多く導入されるようになってきている。

ここで，三毛作農業の嚆矢となった旧三原郡三原町（現南あわじ市榎列地区）の専業農家を中心とした作付体系を分類したものが表6である。¹³

I：水稻＋レタス＋レタス（またはタマネギ・ハクサイ・キャベツ）

このタイプは当該地区で最も農業所得が高く，労働集約的で，かつての「三原営農方式」を継続・発展させている農家群である。主な特徴は従来のタマネギ依存型から脱却し，レタス中心の三毛作農業を築き上げていることである。特に番号1～4の農家は冬に収穫されるレタスの収益性の高さに注目し，零細農家から借地を行い，のべ3.0ha以上の経営を行っている。また，番号6の農家は，レタスに加えてキャベツの新種（グリーンボール）を導入し，農業改良資金を得ることで，新しい野菜の組み合わせを開拓しようとする認定農業者である。Iタイプは2世代にわたる営農従事者が多いことも特色である。

II：水稻＋レタス＋タマネギ

水稻と野菜作を併せて収穫のべ面積は1.0～2.5haが中心で，第1種兼業農家が多い。農業所得の向上を図るため，基幹作物をタマネギからレタスに切り替えつつ，その一方で従来からのタマネギとキャベツとの組み合わせを選択肢として位置づけることで，現在も三毛作農業の地域的担い手となっている農家層

表 6 南あわじ市榎列地区の営農実態（2006年当時）

営農タイプ ※ 1	専業兼業別 ※ 2	所有耕地 (a)	耕作のべ面積 (a)	作付順位別野菜 (上位順) ※ 3	家族労働力 ※ 4
I	1 専	125	385	l, o, c, h	7 M, 5 M, 5 F, 2 M
	2 専	128	380	l, o, h, c	7 M, 5 M, 4 F, 2 M
	3 専	127	379	l, o, c, h	7 F, 5 M
	4 専	110	370	l, c, o, h	7 M, 5 M, 4 F
	5 専	105	328	l, c, g	6 M, 6 F
	6 専	100	310	l, c	5 M, 5 F
	7 1 兼	100	305	l, O, c	7 M, 4 M, 4 F
	8 専	95	290	l, c, o	5 M, 5 F
	9 専	85	270	l, c, g, o	6 M, 6 F, 3 F
II	10 1 兼	75	160	l, o, c	7 M, 3 M, 3 F
	11 1 兼	74	155	l, c, o, h	5 M, 4 F
	12 1 兼	70	140	l, c, h	6 M, 5 F
	13 1 兼	67	135	l, c, h, o	7 M, 7 F
	14 1 兼	70	120	l, c, h	6 F, 4 M, 4 F
	15 1 兼	55	115	l, o, c	5 M, 5 F
III	16 1 兼	50	82	o, h	7 F, 3 F
	17 専	45	81	o, c, h	5 M
	18 1 兼	45	77	o, c, h	6 M, 6 F
	19 2 兼	60	53	o, c, h	5 M, 6 F, 4 F

アンケート調査による

※ 1 農家番号，営農タイプ I～III は本文参照のこと

※ 2 専：専業農家，1 兼：第 1 種兼業農家，2 専：第 2 種兼業農家

※ 3 l：レタス，o：タマネギ，h：ハクサイ，c：キャベツ，g：グリーンボール

※ 4 5 M：50 歳代男性，4 F：40 歳代女性 数字は年代を表す

である。

III：水稻＋タマネギ（またはキャベツ・ハクサイ）

所有耕地面積は 30～50a 以下で，水稻と組み合わせた収穫のべ面積は 1.6ha 以下の零細経営農家群である。第 1 種，第 2 種兼業農家が多く，労働は農外収入に向けられている。しかしながら，昔から伝わる伝統的な水稻＋タマネギを中心に，キャベツやハクサイを組み入れる水田二毛作によって野菜作りを継続している。

以上をもとに、淡路島三原平野の水田多毛作農業の現状をまとめてみよう。当該地域は、瀬戸内式で温暖な冬の気候を生かし、京阪神市場との距離も近いことから、高度経済成長以降の洋風野菜需要に応える形で水稻＋タマネギ＋レタスを基本とする水田三毛作農業が展開されて、1980年代にはその最盛期を迎えた。しかし、1990年代以降、農業従事者の高齢化は重量感のあるタマネギから、より軽量で販売単価の高いレタスに基幹作物の変化がみられるようになった。レタスはタマネギに比べると労働時間を要するが、クリスマス～正月にかけて高値で取引されるため、冬と春の2回にレタスを作付するⅠタイプの農家が存在する。ただし、連作障害のおそれもあるため、従来の野菜との組み合わせが必要であるとの意識は農家に存在している。

Ⅵ まとめ

本稿は、全国のタマネギ産地を事例に、生産の作付体系に着目しながら野菜産地の持続的発展とその要因を考察した。タマネギはキャベツに次ぐ日本を代表するメジャークロップの一つである。その生産は北海道を中心に、佐賀県と兵庫県等で主産地が形成され、市場に対して安定的な周年出荷が行われている。

北海道産は冬季寒冷なため、春播き秋収穫の1年単作型の作付形態である。第二次世界大戦以前は、札幌市郊外に栽培地が形成されたが、政令指定都市化以降は衰退し、現在は、北見市、富良野市、岩見沢市を中心にその周辺町村を含めた地域が日本を代表する主産地を形成している。農家1戸当りの作付面積は5.0ha以上レベルに達しており、全国産地の中では機械化が最も進行している。ビニールハウスでの育苗、4月のトラクターを用いた整地作業、5月のオニオンプランターによる移植作業、散水機での灌漑、7月の倒伏後の根切り、8月のオニオンピッカーによる収穫作業等、すべて機械なくして作付体系は成り立たない。また、収穫後の農協への収納もコンテナ利用が行われ、さらに貯蔵に際しては鮮度保持のためのCA貯蔵施設を利用することで長期出荷に耐えられる体制が整えられている。

しかし、生産農家数は、主産地形成期の1980年代と比較すると、2010年代以降に75%以上の激減傾向にある。機械化による規模拡大は小規模農家の脱落を進め、農地を拡大・集積した大規模指向農家による効率的な機械利用が行われている。作付体系の中で定植作業に注目すると、1日の移植面積には稼働の限界があるため、作業適期内での規模拡大には困難性がつきまとうことになる。もし、定植作業を直播栽培に切り替えると、さらなる大規模化が進行するかもしれない。機械化による固定材費の負担、労働力の有効配分については今後も改良が進められるであろう。本州以南の農家に比べて冬季寒冷地のため単一経営の不利な部分を、機械化による大面積経営を指向することで産地の持続性が保たれているといえよう。

これに対して、本州以南産地の佐賀県と兵庫県では冬季温暖な気候環境を生かして、集約的な水田裏作型の作付体系が展開されている。もともと米麦二毛作を基本としていたが、麦作を上回る高収益作物としてタマネギが選ばれたことや、米の生産調整政策が進んだ中、米価上昇が見込まれないことも作付拡大を後押しすることになった。しかし、収益面ではタマネギにおよばないものの、稲作を維持することは、連作障害防止のためのクリーニングクロップとして持続可能な作付体系である。

まず全国第2位の産地を形成する佐賀県の事例からみることにする。佐賀県はかつて「佐賀段階」、「新佐賀段階」で知られた米作りの先進地であった。しかし、1970年代の米の生産調整政策を契機に、米に代わる高収益作物をタマネギに求め、先行産地の兵庫県に研修に赴き、2～3年を要して主産地化に成功している。もともとレンコン産地としての出荷組織が存在していたことが産地化を手助けすることになった。担い手農家の作付形態をみると、表作の水稻、裏作のタマネギの組み合わせを中心に、夏季の水田に1年1作のレンコン、そして施設園芸（イチゴ他）を加えた複合経営農家が地域農業の中核を担っている。

干拓地を前身とすることから、北海道にはおよばないが1戸当たりの所有耕地は1.5haを超える農家が多い。このため、当初は手作業であった移植作業は

1980年代以降には機械化されている。また、集出荷作業も工夫が進められ、「JA さが」を中心に出荷調整労力と流通コストの削減が行われ、市場での取引数量の安定的拡大を図る動きが見られる。

さて、かつては北海道に次ぐ主産地を形成したが、現在は減少傾向が続きながらも第3位に位置づけられている兵庫県の実態を記してまとめとしたい。兵庫県南あわじ市の旧三原町では所有耕地が北海道や九州に比べて少なく、零細経営が大半であった。このため農地の回転率を高めて収益を確保する水田三毛作農業が行われてきた。しかし1998年には明石海峡大橋が開通し、本州とのアクセスが陸路で結ばれ、農外就業機会の増加は農家戸数の減少と高齢化の進行を助長させることになった。このため、重量野菜であるタマネギの作付維持が困難なものになり、より軽量で収益性の高いレタスが地域を代表する基幹作物に取って代わるようになってきている。

近年における水田三毛作農業の地域的担い手は、50～60歳代の夫婦2人に祖父母、後継者を含めた2世代にわたる労働力が備わった農家であるが、十分な農業収益が得られるための収穫のべ面積は2.0haが必要である。もともと所有耕地面積が1.0ha以下の零細な農地を、複数の作物導入で収益を求める作付形態が中心のこの地域の農業にとって、機械化は生産コストを圧迫するために困難であった。そしてそのことが重量野菜のタマネギ作を基幹作物から後退させる要因を作ってきたともいえよう。

農家戸数が減少し、後継者難と高齢化が進行する日本において、農業の担い手となる中核農家にとって、耕種農業で高収益をあげるためには規模拡大を図る一方で、重労働から逃れることのできる省力化が決め手となる。その意味からすれば、程度の差はあるが、開拓地を起源とする北海道、あるいは干拓地を前身とする佐賀県のような経営規模が総じて大きく機械導入が可能な遠隔地への産地の立地移動がゆるやかに進行しているようである。

あとがき

本稿は、1989年から2018年にかけて筆者が行った日本のタマネギ生産地域の

一連の調査研究を一部まとめたものである。本稿を小倉眞教授の古希をお祝いして退職記念号に献呈させていただきます。

参考文献・注

- 1 田野宏 (1992) : 「北海道における輸送園芸産地の立地と展開(I)—タマネギ生産地域の事例—」 千葉商大紀要 pp.25~43による。
- 2 札幌玉葱販売農業協同組合連合会 (1970) : 『札幌創立二十周年記念誌』 242ページによる。
- 3 前掲 2 による。
- 4 田野宏 (1989) : 「北海道北見盆地におけるタマネギ生産地域の成立と展開」 日本大学文理学部自然科学研究所「研究紀要」第24号 pp.41-52による。
- 5 前掲 4 による。
- 6 前掲 4 による。
- 7 福富園芸株式会社 (1993) : 「福富園芸事業70年の歩み」 資料による。
- 8 JA 白石 (1990) : 「JA 白石地区玉葱部会の歩み」 資料による。
- 9 田野宏 (1998) : 「九州における輸送園芸産地の立地と展開—佐賀県福富町の水田裏作型タマネギ生産—」 千葉商大論叢 第35巻 4号 pp.35-64
- 10 並松信久 (1983) : 「野菜作りの展開と産地形成」 坂本慶一・高山敏広編著『地域農業の革新—淡路島における地域複合体の形成—』 pp.102~121 明文書房 271ページ
- 11 古東英男 (1989) : 『日本農業の再生—複合営農で食糧自給50%を目指す—』 農林統計協会 105ページ, および1989年7月, JA あわじ島にて同氏よりの聞き取りによる。
- 12 田野宏 (1991) : 「淡路島三原平野における三毛作農業の展開と特色」 日本大学文理学部自然科学研究所「研究紀要」第26号 pp.15~30 および田野宏 (2017) : 「水田三毛作農業経営の成立と持続的展開(I)—兵庫県南あわじ市の事例—」 千葉商大論叢 54-2 pp.29~48による。
- 13 田野宏 (2018) : 「水田三毛作農業経営の成立と持続的展開(II)—兵庫県南あわじ市の事例—」 千葉商大論叢 55-2 pp.71~94による。

石材を利用した風化プロセスによる 地形変化速度の推定

—— オーストラリア・ノビーズ岬における砂岩材の穿孔風化を対象として ——

藁 谷 哲 也

1. はじめに

地形物質の風化速度は、地形変化を予測する上で重要なパラメータといえる。この風化速度を求めるためには、風化継続時間と風化量を得なければならない。しかし地形では、その形成年代、あるいは地形物質の露出年代が既知でないと風化継続時間は求められず、風化速度を推定することはできない。地形物質の露出年代決定については、近年 TCN 法（宇宙線生成核種年代測定法）による研究が行われている（例えば、松四, 2017¹⁾）。この方法は、風化継続時間を直接計測するという画期的な方法（松倉, 2017²⁾）であるが、対象とする地形物質における石英含有量や大掛りな分析装置の利用などに制約がある。一方、地形とは異なるが、建設年代が既知の石造物では風化継続時間の見積りが容易である（例えば、Waragai, 2016³⁾, 藁谷, 2017⁴⁾）。但し、この場合の風化継続時間は、石造物の建設年代に左右され、最長でもミレニウムスケールにとどまる。

地形物質の風化量の見積りについては、従来、地形や石造物表面に形成されたタフォニやハニカム構造様の窪み深さが利用されてきた（例えば、Matsukura and Matsuoka, 1991⁵⁾; 高橋ほか, 1993⁶⁾）。このような洞穴状微地形の形成位置は限定されるが、風化プロセスと風化前の岩石や石材の形態を詳細につかむことができれば、風化による地形変化速度（風化と侵食とを合わせた速度）の推定に有効な方法であると考えられる。

オーストラリア大陸は、特徴的な風化、侵食地形が各地に残っていることで知られる。ウルル、デビルズマールズ（藁谷, 2019a⁷⁾）、岩塊斜面（藁谷, 2019b⁸⁾）などはその一例である。これらは一般に、オーストラリアにおける地形変化の速度が他の大陸より遅いことを示唆するものと考えられている。また、大陸東岸の墓石を利用した岩石の風化速度は、最大でも0.025mm/年と非常に小さい（表1）。地形変化や風化速度の遅速は、風化環境、岩型、風化・侵食プロセスに関わるものの、オーストラリアではその事例に乏しいのが実情である。そこで本研究では、イギリス人によるオーストラリアへの入植初期に、ニューカッスル（Newcastle）に建設されたノビーズ岬（Nobbys Head）を構成する砂岩材の窪みの発達速度を見積ることとした。この砂岩材の表面には、タフォニやハニカム構造様の窪みが多数発達し、その発達速度はその場で生じる風化プロセスに依存していると考えられるためである。これは、オーストラリアにおける風化プロセスによる地形変化速度の事例として報告するものである。

2. ノビーズ岬の概要と調査地点

2-1 ノビーズ岬の建設略史

研究対象としたノビーズ岬は、シドニーの北約120kmに位置し、ハンター川（Hunter）の河口部につくられた長さ約1.4kmの細長い人工の岬である（図1）。岬は19世紀初頭に、ニューカッスルの沖にあった小島・ノビーズ島（Nobbys Island）と本土とをマクウォーリー栈橋（Macquarie pier）で繋ぎ、さらにその先に南防波堤（Southern breakwater）を建設することで作られた。19世紀初頭、ノビーズ島は囚人の流刑地として利用され、石炭の採掘もおこなわれた。栈橋は1818～1846年にかけて建設されたが、当初は失敗もあったようである（Suters Architects Snell, 1997⁹⁾）。栈橋建設に用いられた砂岩（ペルム紀）は、岬の付け根に位置するシグナルヒル（Signal Hill, Fort Scratchley）から採石されたという。その後1858年には、栈橋で繋がれたノビーズ島に灯台が建設された。ノビーズ島からは防波堤を延長するための石材が採られ、その採石量は防波堤建設に使われた石材の2/3におよぶという。このため、当時の島の大

表1 オーストラリアにおける石造物の風化速度¹⁰⁾

石材	Structure	場所	建築年代, 年	風化速度, mm/yr	年平均気温, ℃ ‡	年降水量, mm ‡	気象観測地	出典
大理石	墓石	シドニー	19-20世紀	0.0017	18.2	930	Sydney	Dragovich, 1986
大理石	墓石	ウーロンゴン	19-20世紀	0.0025	18.2	1275	Wollongong	Dragovich, 1986
大理石	墓石	東オーストラリア	1875以降	0.0009-0.0060	13-25	531-2224		Neil, 1989
大理石	墓石	シドニー	1886-1966	0.0055-0.0119	18.2	930	Sydney	Dragovich, 1987
砂岩	墓石	ニューサウスウェールズ州	1850-1973	0.005-0.025	18.2	821.3	Maitland visitor centre	Wells <i>et al.</i> , 2008
砂岩	石積防波堤	ニューカッスル	1818-1883	0.12-0.58	18.3	1095.5	Newcastle Nobbys Signal Station	本研究

‡：斜体は、研究対象に近い気象観測所または他の既往研究による年平均気温、年降水量を示す。観測所の気候値はオーストラリア気象庁のウェブサイト (http://www.bom.gov.au/climate/averages/tables/ca_nsw_names.shtml#name_k) から取得した。



図1 研究対象地域

●は、ニューカッスル・ノビーズ岬の位置を示す。衛星写真には Google Earth を利用し、図中の S はマクウォーリー橋の起点、E は南防波堤の終点、L は灯台の位置をそれぞれ示す。また、ピンは計測した砂岩材の位置である。

きさは現在のそれ（標高29m，長さ170m，幅80m）より大きいと考えられる。1869～1883年にかけては，この防波堤建設用に鉄道が敷設され，岬の西約8 kmに位置するワラタ（Waratah）採石地からも大きな石材が運ばれた。その後，岬ではコンクリートブロックを利用したメンテナンスが1972年に行われた。

2-2 調査地点の概要

ノビーズ岬の気候環境は，気象観測地点（Newcastle Nobbys Signal Station，南緯32.92°，東経151.80°，標高33m）における1981～2010年の平均値によると，年平均最高気温21.9℃，年平均最低気温14.7℃で，年降水量1095.5mmである。また，最大瞬間風速は1985年5月20日に約44m/secを記録している。一方，卓越風向は1957年1月1日から2020年10月10日までのデータによるとNW12.9%，WNW10.7%，S10.5%となり北西からの風が卓越する¹¹⁾。

ハンター川右岸にあたる岬の西側は，栈橋始点付近に砂浜海岸を伴う幅約180mの公園（Horseshoe beach reserve）がつくられているが，ほとんどはハンター川に接している（図1）。一方，岬の東側は，尖角州を伴う最大幅約140mの砂浜海岸（Nobbys beach）が張り出している。栈橋（長さ約660m，高さ6m）は，おもにその西側面が砂岩材で構成されている。一方，栈橋の東側は砂によって被覆され，所々に背の低い植生が見られる。このため，栈橋の側面を観察することはできないが，栈橋の周囲にはタフォニもしくはハニカム構造様の窪みがあいた長さ約3m程度の砂岩材が点在している（図2）。これら窪みの内部には，砂岩からなる剥離物質や細粒な砂が入っているものも確認できる。一方，防波堤（高さ約6m，約560m）はその東側が最大長さ約4mのコンクリートブロックで覆われているが，おもに西側は長さ2m程度の砂岩材が積み上げられている。これら砂岩材にも，タフォニもしくはハニカム構造様の窪みを認めることができる。

岬の建設に関わる砂岩材のうち，海水準近くに設置された砂岩材は，常に波浪作用を受けている。しかし，栈橋や防波堤の堤面近くの砂岩材は離水し，波浪の影響はほとんど受けない。また，これら砂岩材の窪みに穿孔貝の生息もほとんど見られない。このため，砂岩材に形成されている窪みは，おもに海水飛

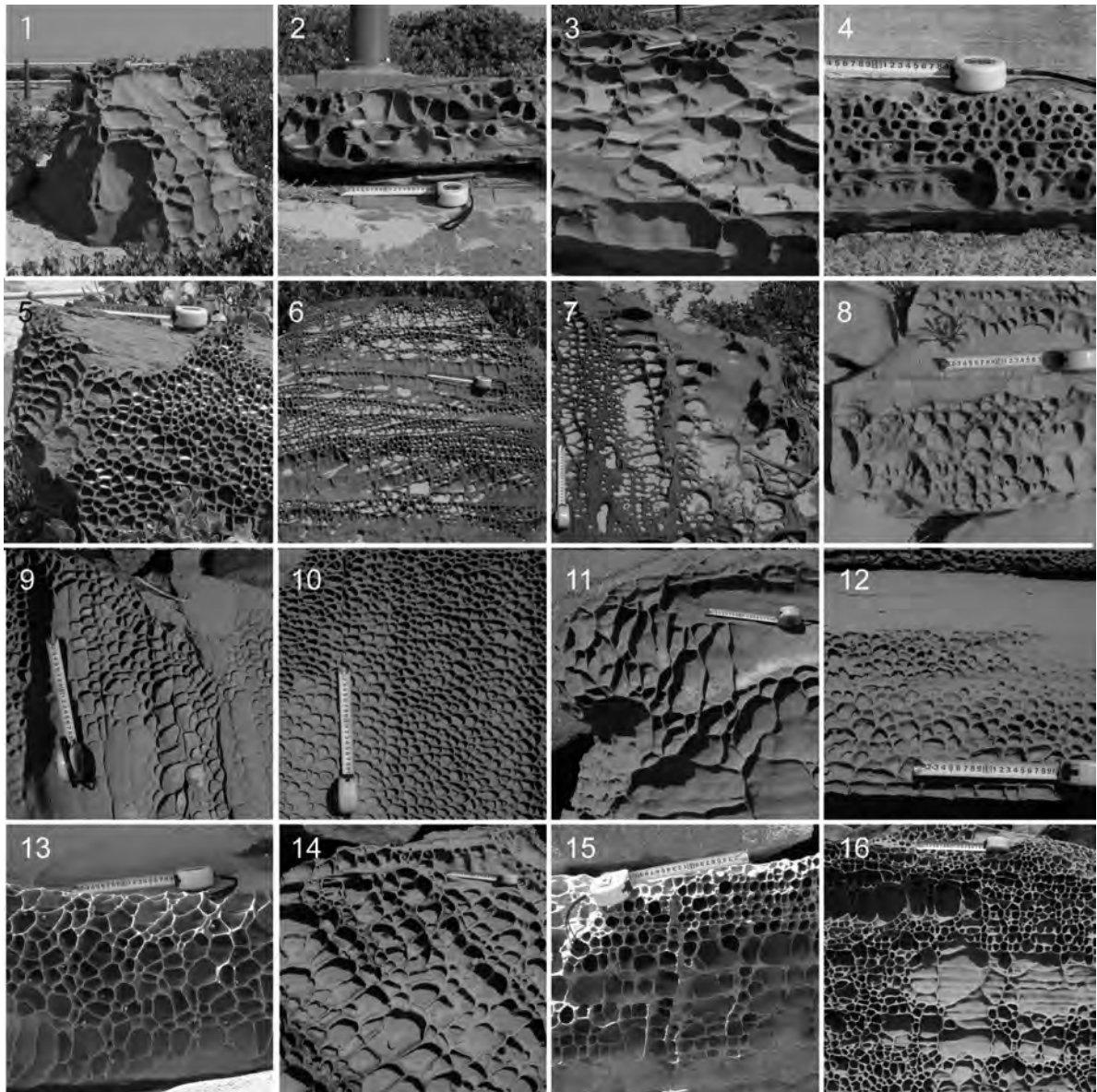


図2 研究対象とした砂岩材とそこに発達する洞穴状微地形

沫の影響を受けて形成，発達している。すなわち，これら窪みの形成には，海水飛沫に起因する塩類風化がおもに関わっていると推測される。窪みを伴うこのような風化は，穿孔風化（cavernous weathering¹²⁾）と呼ばれる。

3. 砂岩ブロックの強度と窪み深さの計測方法

栈橋や防波堤およびそれらの周囲の砂岩材は，岬の建設に伴って設置されたものと考えられる。それら砂岩材の用途は，栈橋本体を構成するものもあれば，

栈橋や防波堤を保護する目的で設置されたものもある。しかし、砂岩材の表面には、穿孔風化による窪みが多数発達し、それらの形態的特徴には共通性が認められる。

そこで本研究では、海面から1 m以上高く、離水している立方体状の砂岩材16個（長さ50～310cm）を対象に強度と窪み深さを計測した（図2，表2）。強度の計測には、シュミットハンマ（プロセク製）を利用し、1砂岩材ずつ計測して反発値を求めた。計測数は砂岩材1つあたり、10～35か所である。一方、窪みの計測にはノギスを用い、窪み周囲の砂岩材表面を基準として窪み深さ（mm）を計測した。計測数は、1つの砂岩材で15～81箇所である。

4. 結果と考察

4-1 砂岩材の強度

シュミットハンマによる砂岩材の反発値（ R ）を計測した結果、平均値は42～60をとることがわかった（表2）。この平均値は、1つの砂岩材から得られた反発値の中から最低値を除外して求めた平均反発値である。また、計測したすべての反発値をボックスプロットで表す（図3）。

図3によれば、反発値の外れ値がボックスの下部にプロットされる砂岩材もあり、一定値に収束しているとみることはできない。この要因として、採石地の違いが推測される。すなわち、栈橋には岬基部のシグナルヒル、防波堤にはノビーズ島とワラタ採石地から採石された砂岩材がそれぞれ使われた。しかし、特に防波堤の砂岩材について、個々の石材がどの採石地から採られたものかを特定することは困難である。そこで、栈橋部分に位置する砂岩材（1～8；グループA）と防波堤部分のそれ（9～16；グループB）の2つのグループに大別して基礎統計を得た。その結果、グループAは平均50.4，標準偏差5.16，分散26.6，グループBは平均49.9，標準偏差6.99，分散48.8であった。グループBの分散は、異なる採石地の石材が用いられたため小さくはないが、両グループの R は四分位範囲がおおむね40-60の間に収まっている。そこで両グループの平均値について、有意水準5%で t 検定した。この結果、 $t(283) = 0.70$ ， $p =$

表 2 調査結果

調査 地点	南緯, °	東経, °	砂岩材のサイズ,			シュミットハンマ			窪み				
			cm			反発値			平均深, mm	標準 偏差	最大深, mm	測定数	発達速度, mm/yr
			長さ	幅	厚さ	平均	標準偏差	測定数					
1	32.9233	151.7917	150	120	110	50.6	8.09	28	69.9	29.79	134	18	0.58
2	32.9224	151.7930	66	74	26	51.2	3.55	11	39.7	16.45	80	15	0.33
3	32.9224	151.7932	200	100	130	52.7	3.74	28	68.8	22.01	105	27	0.57
4	32.9221	151.7933	89	20	16	49.1	4.12	10	32.4	6.28	48	18	0.27
5	32.9220	151.7935	110	75	60	51.7	3.28	28	13.8	3.36	20	25	0.12
6	32.9218	151.7937	310	110	120	50.5	6.40	15	25.2	5.08	34	24	0.21
7	32.9214	151.7942	125	110	120	48.5	3.06	14	63.3	16.25	95	15	0.53
8	32.9211	151.7943	50	22	23	52.2	3.06	10	22.6	6.66	37	15	0.19
9	32.9176	151.7996	158	170	112	46.5	3.83	15	21.4	3.41	28	24	0.18
10	32.9175	151.7998	200	191	150	55.1	5.52	30	33.6	14.61	74	81	0.28
11	32.9175	151.7999	210	163	80	48.7	4.64	15	40.5	13.94	74	41	0.34
12	32.9173	151.8002	199	128	30	60.0	3.46	14	20.3	3.43	27	36	0.17
13	32.9168	151.8011	242	170	68	54.4	2.50	14	44.9	6.36	61	29	0.37
14	32.9167	151.8012	240	135	73	49.6	2.17	15	65.6	18.52	117	36	0.55
15	32.9165	151.8019	195	201	80	42.0	4.98	27	54.0	12.97	89	33	0.45
16	32.9162	151.8023	151	134	98	49.9	6.06	25	37.1	12.36	88	62	0.31

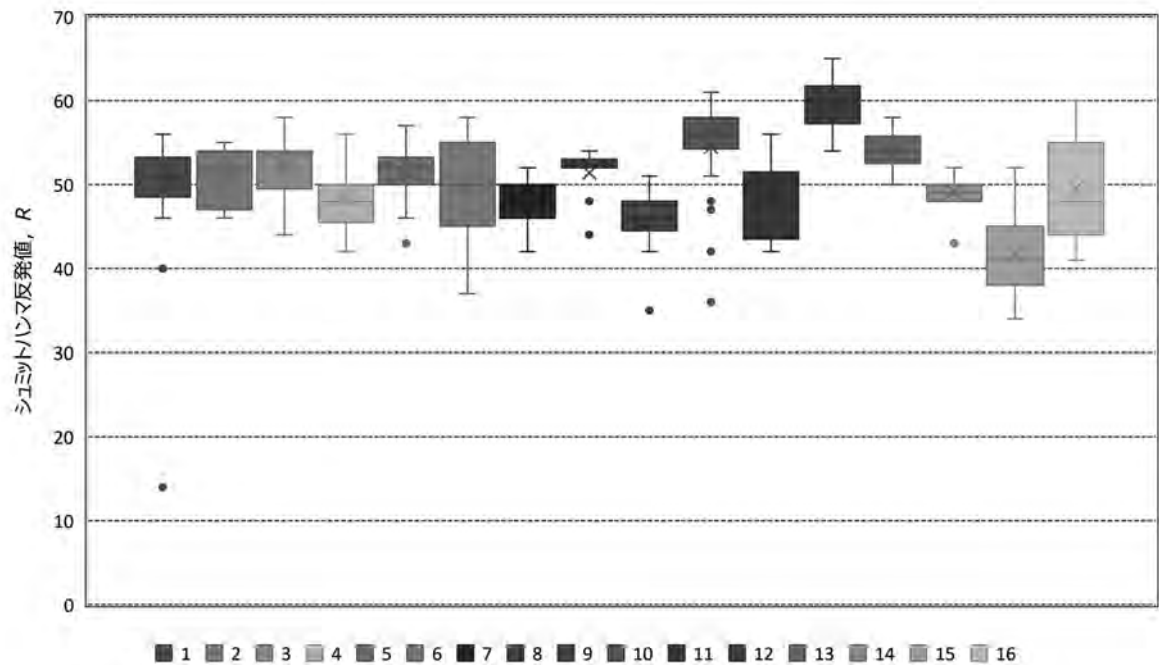


図 3 砂岩材に対するシュミットハンマ反発値のボックスプロット

図中の箱の上端，下端，中央線はそれぞれ第3・第1四分位数と中央値，×は平均値，ひげの上端，下端はそれぞれ外れ値を除く最大値と最小値を示す。凡例は砂岩材の番号。

0.49であり、採石地によるシュミットハンマ反発値の差は統計的に有意ではないことが示された。これらのことから、計測した砂岩材の力学的性質は大きく異ならないとみなすことができる。

4-2 砂岩材の窪み深さ

窪み深さの計測結果は、その深さが平均で14~70mm、最大134mmであることを示す(表2)。砂岩材の強度と同様に、窪み深さをボックスプロットで示したものが図4である。図4が示すように、窪み深さにはばらつきの大きいことがわかる。

先述したように、岬の建設は1818年から栈橋が、その後1860年頃から防波堤が建設された。そのため、両者の建設時期には40年程度の差がある。そこで栈橋部分の砂岩材(1~8;グループA)と防波堤部分のそれ(9~16;グループB)の2つのグループに分けて基礎統計を得た。その結果、グループAは平均41.6mm、標準偏差26.7mm、分散715.0、グループBは平均39.1mm、標準偏差18.0mm、分散322.6であった。分散はグループAに大きいものの、平均値に大きい開きは認められないようである。そこで次に、建設時期による窪み深さの平均値に違いがあるかを有意水準5%で t 検定した。この結果、 $t(223)=1.08$, $p=0.28$ であり、建設時期による平均値の差は統計的に有意ではないことが示された。

4-3 塩類風化による窪みの発達速度

風化による窪みの発達速度を計算するには、石材の設置期間(風化継続時間)の情報が必要である。岬の建設時期は栈橋と防波堤とで異なるが、砂岩材の窪み深さに統計的な有意差はなかった。そこで、防波堤建設用の鉄道敷設が完了した1883年を基準とすれば、計測時(2003年)までの風化継続時間は120年となる。すなわち、窪みの発達速度は表2に示すように0.12~0.58mm/年である。表1に示したようにこの速度は、岩型による差などを除けば、これまでオーストラリアで求められてきた墓石の風化速度に比較して極めて速いといえることができる。

一方、計算された窪みの発達速度には、およそ5倍の開きが生じている。先

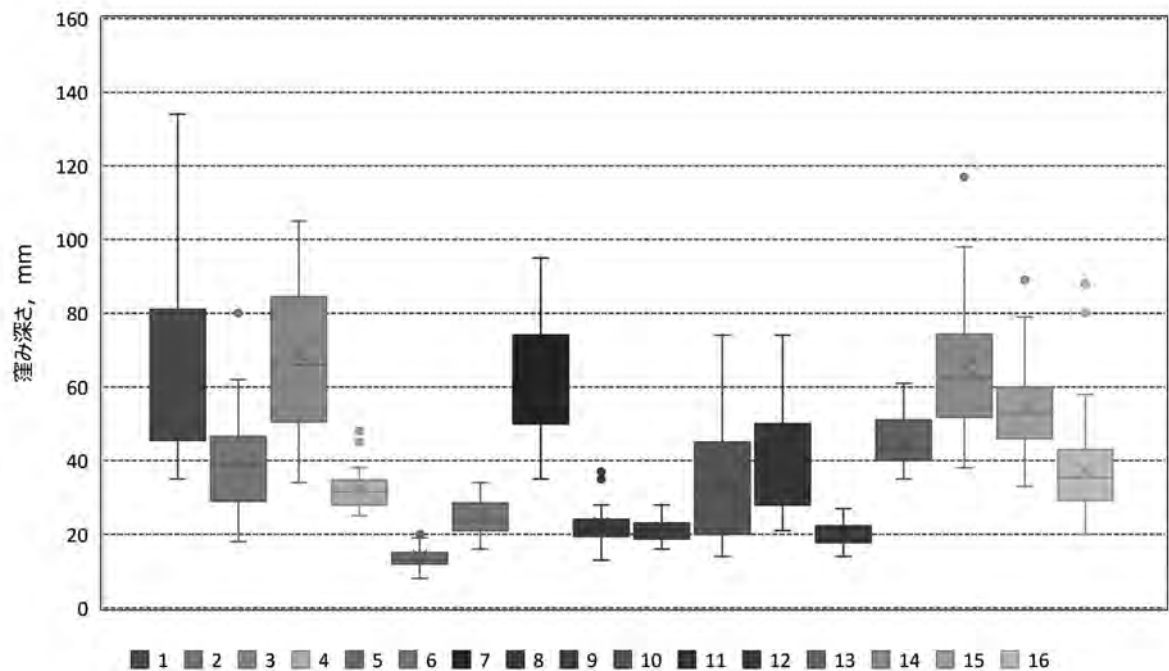


図4 砂岩材における窪み深さのボックスプロット

図中の箱の上端，下端，中央線はそれぞれ第3・第1四分位数と中央値，×は平均値，ひげの上端，下端はそれぞれ外れ値を除く最大値と最小値を示す。凡例は砂岩材の番号。

述したように，計測した砂岩材の強度が大きく異なること，研究対象地の狭小性に基づく気候環境の差が小さいことを踏まえると，この窪みの発達速度の差は，ミクロな形成条件の違いに由来するかもしれない。例えば青木(2017)¹³⁾は，海に面した砂岩からなる石垣の乾燥・湿潤時間の差が，その表面に形成されたハニカム構造様の窪みの発達程度に影響を与えていると推察している。これは塩類の結晶成長が十分に進むだけの乾燥時間と海水による湿潤化が交互に繰り返される結果，石材の表面で粒状破壊が促進され窪みが発達するという考えである。本研究で対象とした石材はいずれも離水しているため，海水による塩類や水分の供給条件の違いは排除できる。しかし，一部の砂岩材の窪みには砂が侵入しているものもあることから，ミクロな環境条件の違いが発達速度の幅を大きくさせているかもしれない。

1981～2010年の気象観測結果によると，観測地点（Newcastle Nobbys Signal Station）における1 mm以上の降雨日数は平均99日／年，晴天日数は平均79.2

日／年とされ、現地では平均的には数日の晴天日と降雨が繰り返されている。すなわち、石材表面の窪みの形成は、海水飛沫に含まれる塩類の結晶化と降雨による湿潤化の繰り返しがおもに関わっていると考えることができよう。

5. おわりに

本研究では、19世紀初頭、人工の岬の建設に使われた砂岩材の表面に形成されている窪みの発達速度について分析した。離水した位置にある砂岩材の窪みは、波浪の影響を受けないが、海水飛沫を原因とする塩類供給と降雨による湿潤化が繰り返されている。このため、窪み形成には塩類風化（穿孔風化）がおもに関わっていると考えることができた。この窪みの平均発達速度は、0.12～0.58mm／年と見積もられ、これまでオーストラリアで墓石を対象として報告されてきた風化速度と比較して大きい値であることがわかった。

今後、石材の汀線からの距離、平均海面からの比高、および窪み内部の微気象などの環境条件、砂岩材の物性・含水比変化などについて分析することが、より詳細な風化プロセスによる地形変化速度の解明に結びつくものと考えられる。

謝辞

シドニー近郊の墓石の風化プロセスについては、The University of Sydney の Deirdre Dragovich 教授（当時）に現地でご教示いただいた。匿名の査読者のコメントは適切であり、本稿の改善に大変有効であった。以上の方々に御礼を申し上げます。

なお、研究のとりまとめに際しては、令和2年度の日本大学文理学部個人研究費、および自然科学研究所総合研究費を利用した。

注

- 1) 松四雄騎（2017）宇宙線生成核種を用いた岩盤の風化と土層の生成に関する速度論—手法の原理，適用法，研究の現状と課題—。地学雑誌，126, 487-511.

- 2) 松倉公憲 (2017) 地形学から見た風化研究の問題点と今後の課題. 地学雑誌, 126, 271-296.
- 3) Waragai, T. (2016) The effect of rock strength on weathering rates of sandstone used for Angkor temples in Cambodia. *Engineering Geology*, 207, 24-35.
- 4) 藁谷哲也 (2017) 石造物を利用した岩石の風化速度に関する研究動向. 地学雑誌, 126, 455-471.
- 5) Matsukura, Y. and Matsuoka, N. (1991) Rates of tafoni weathering on uplifted shore platforms in Nojima-zaki, Boso Peninsula, Japan. *Earth Surface Processes and Landforms*, 16, 51-56.
- 6) 高橋健一・松倉公憲・鈴木隆介 (1993) 海水飛沫帯に おける砂岩の侵蝕速度：日南海岸・青島の弥生橋橋 脚の侵蝕形状. 地形, 14, 143-164.
- 7) 藁谷哲也 (2019a) デビルズマールブルズのコアストーン. 地形, 40, 表紙1-2.
- 8) 藁谷哲也 (2019b) 西オーストラリア, バラップ半島の岩塊斜面. 地学雑誌, 128, Cover06_01-Cover06_02.
- 9) Suters Architects Snell (1997) *Newcastle archaeological management plan*: Newcastle City Council.
- 10) Dragovich, D. (1986) Weathering rates of marble in urban environments, eastern Australia. *Zeitschrift für Geomorphologie N.F.*, 30, 203-214.
 Dragovich, D. (1987) Measuring stone weathering in cities: Surface reduction on marble monuments. *Environmental Geology and Water Sciences*, 9, 139-141.
 Neil, D. (1989) Weathering rates of a subaerially exposed marble in eastern Australia. *Zeitschrift für Geomorphologie N.F.*, 33, 463-473.
 Wells, T., Hancock, G. and Fryer, J. (2008) Weathering rates of sandstone in a semi-arid environment (Hunter Valley, Australia). *Environmental Geology*, 54, 1047-1057.
- 11) 卓越風向は, <https://wind.willyweather.com.au/nsw/hunter/newcastle.html> をもとにした。
- 12) Siedel, H. (2014) Cavernous Weathering Features. *Encyclopedia of Planetary Landforms*, DOI 10.1007/978-1-4614-9213-9_54-1, Springer Science+Business Media New York.
- 13) 青木久 (2017) 波蝕棚の形成をもたらす海食崖の後退プロセス—砂岩塊からなる石垣を利用したアプローチ—. 地学雑誌, 126, 413-424.

フィリピン・ヌエバエシハ州における 近年の乾期作農業の変化

森 島 濟
前 田 拓 志
村 上 徹 雄

1 はじめに

ヌエバエシハ州は、フィリピン最大の平野であるルソン島中部ルソン平原に位置する米作を中心とする農業が盛んな地域である（図1）。同じリージョン3に属するターラック州、パンパンガ州、ブラカン州と共にフィリピンのライスボールとも呼ばれる場所の中で、特に米の生産量が高い州となっている。東側にシエラマドレ山脈、西側にザンバレス山地が南北に連なり、そのためこの地域に特徴的な夏の南西モンスーン、冬の北東モンスーンに対して風下となることから、周辺地域に比較すると降水量の少ない地域となっている（森島2009b）。雨季は5月の下旬から始まり10月まで続き、この間台風を含む熱帯低気圧の影響を強く受ける。

米の栽培は、この雨季の期間を利用して行われる栽培と、12月頃から始まる乾期を中心に行われる。ルソン平原全体でみると、ヌエバエシハ州より南のパンパンガ州やブラカン州などマニラ湾に近く低平な土地を持つ地域では、洪水を避け、雨季の終わってから作付けを始めるような場所もあるが、ヌエバエシハ州では基本的に雨季の始まりに合わせて作付けが行われる。平原内において雨季の作付け時期を最も左右するのは、エルニーニョ現象などに伴う雨季開始時

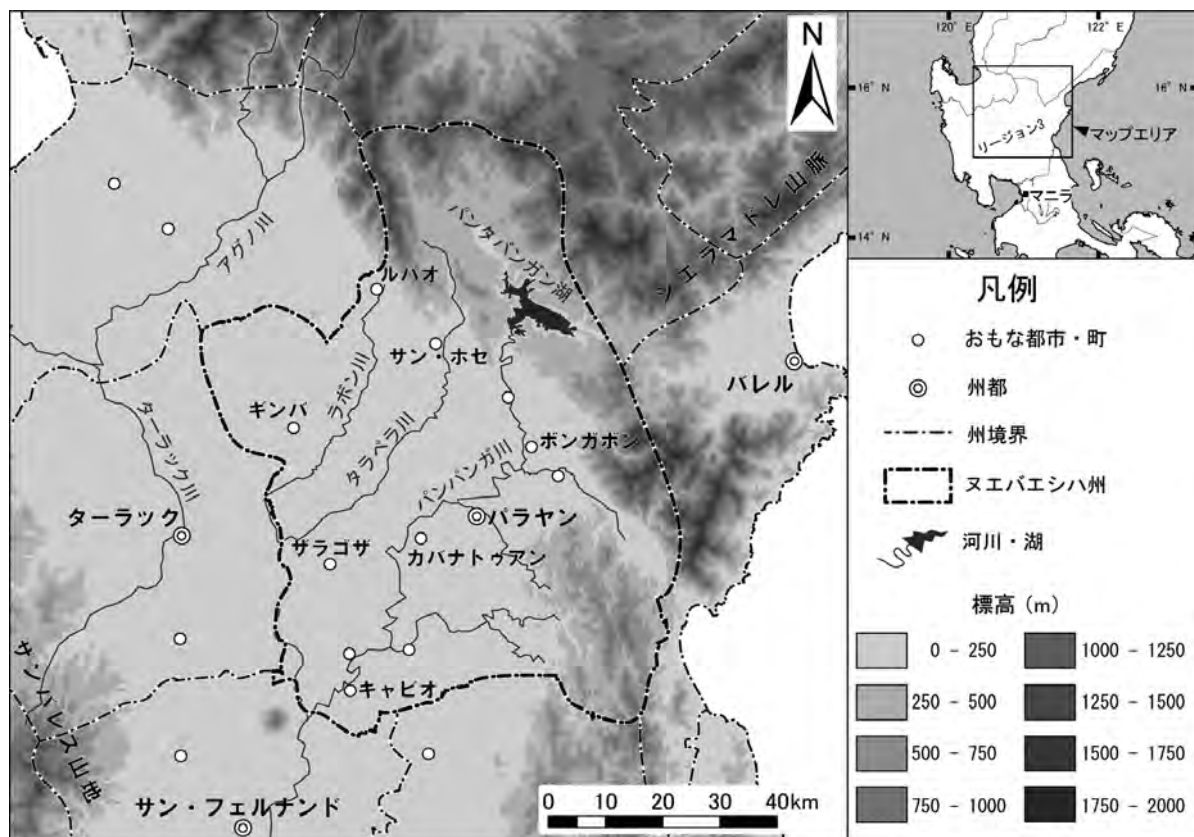


図1 対象地域

期の遅れや不規則な降水であり、こうした状況が想定される場合には、灌漑水路が敷設されている場所であっても、計画的な水路への水供給が行われる為、作付け時期に地域的な差異が生じる。さらに、主に台風を原因とする洪水は、毎年のように雨季の米収量に影響を与えている。一方、乾期の栽培は、灌漑水路の水利用が可能となる12月頃から始められる。平原内を流れる河川の流域全体において降水量が少ない時期にあるため、雨季にダムへ貯留した水や地下水が灌漑用水として主に利用される。大規模ダムに蓄えられる水は、農業用水だけでなく、発電にも使われるため、雨季に蓄えられる水だけでは十分でない。こうした事情も踏まえ1970年代半ばに建設されたヌエバエシハ州北東部に位置するパンタバンガダムは、乾期においても北東モンスーンによる降水量が多いシエラマドレ山脈東部流域からの水を蓄えるようになっている。このダムの水も、エルニーニョ現象が発生した年には、平原内へ十分な水を供給することができなくなり、農業用水が利用できる地域も限定的なものとなる。

こうした気候変動は、現在においても米生産を中心とする地域農業に大きな影響を与え続けているものの、灌漑施設の整備とその利用の拡大は、確実に農業生産の安定化と経済的安定化に寄与してきた。米の作付けが雨季に限られると共に、その雨季においてさえ降水量変動による影響を強く受けてきた地域も、灌漑施設の利用により乾期作が行われ、これまで乾期において農業以外の収入を得る必要があった農家も、経済的に安定し、雇用される側から雇用する側への変化も生じている。ヌエバエシハ州においては、この様な変化がパンパンガ川下流から始まり、2000年代以降になって北部地域を中心として急速に拡大している。本研究は、こうした乾期における地域農業の変容を農業統計と衛星画像解析による農業的土地利用の変化から明らかにすることを目的としている。

2 農業統計からみた乾期作農業の変化

本章では、1990～2019年までの農業統計¹⁾から、最近30年における農作物栽培の推移の特徴を記述した。図2にそれぞれ雨季作、乾期作における米の収穫量、収穫面積、単位面積あたり

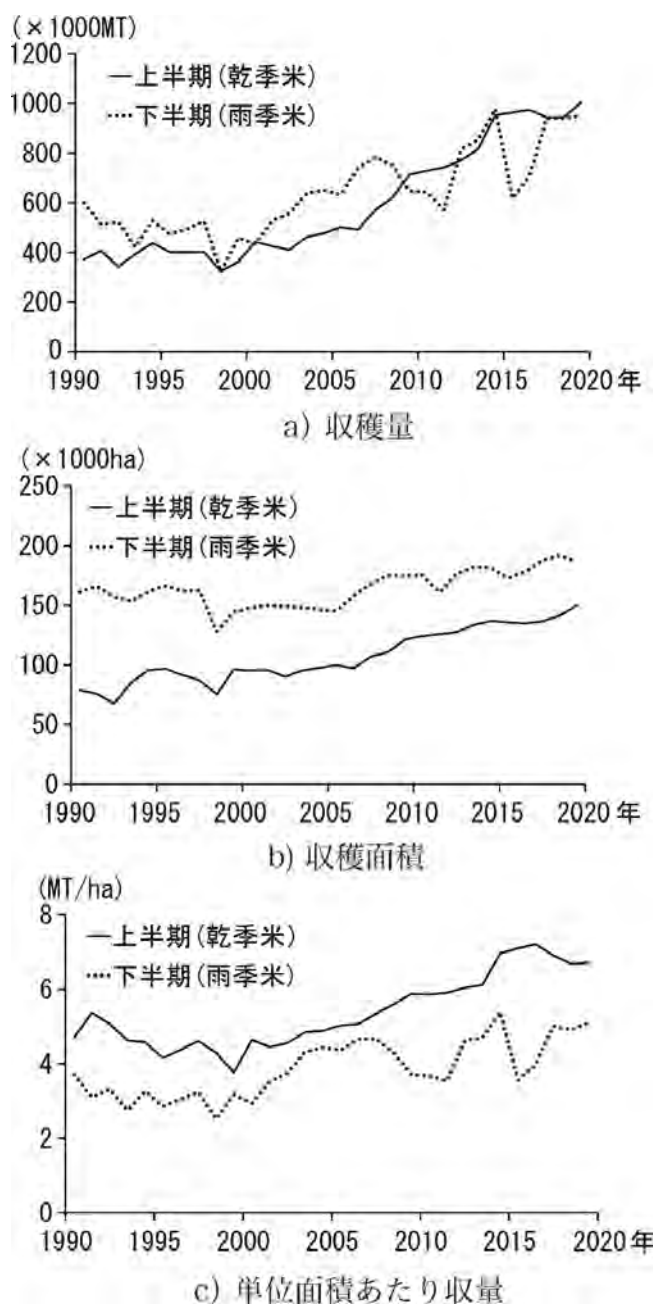


図2 米の収穫量・収穫面積・単位面積あたり収量の推移

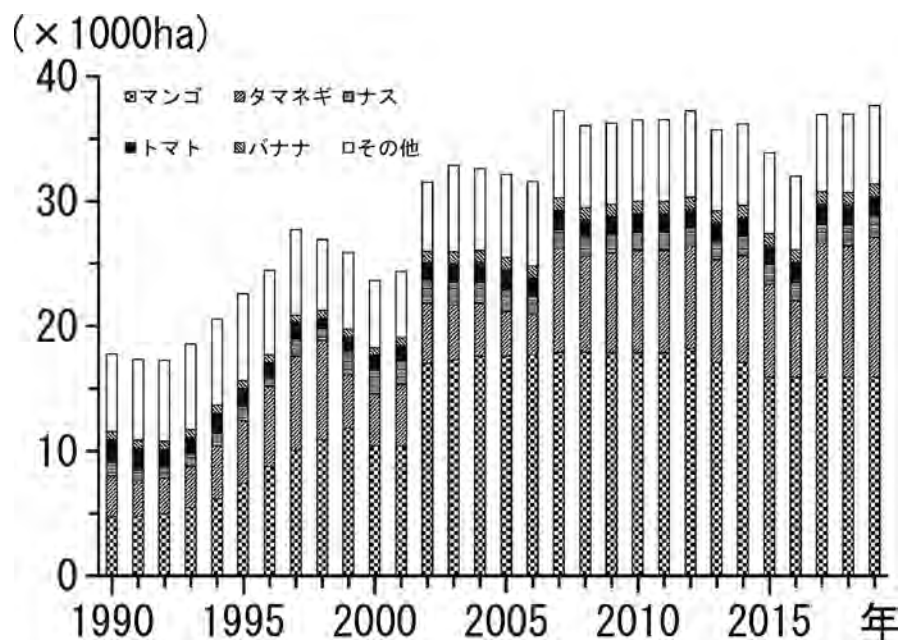


図3 野菜等作物の収穫面積の推移

の収量（以下、単収）を示す。収穫量は、2000年代始め頃まで低迷を続け、雨季米に至っては減少傾向にさえ見えるが、それ以降上昇に転じていることが分かる。雨季米と乾期米の経年変化を比較すると、雨季米の収穫量は2000年代後半まで乾期米のそれを上回っていたのに対し、それ以降は乾期米とほぼ同じか、下回るようになって来ている。雨季米の収穫量の年々変動は大きく、乾期米収穫量の変動は小さい。このような収穫量の変化を、収穫面積及び単収からみると、乾期米の収穫面積は2000年代後半まで、変化が小さいのに対し、それ以降は一定の割合で拡大し、さらに単収も同時期から増加し続けていることが分かる。一方、雨季米に関しては、変動は大きいものの収穫面積に際だった変化はない。寧ろ単収の増加が収穫量の増加に寄与し、この年々変動が収穫量の変動を左右する要因となっている。現地での聞き取り調査によれば、雨季に作付けされる米の多くは、洪水などの影響が比較的小さい在来品種であるのに対し、乾期作では高収量品種が用いられるという。

この地域において栽培される米以外の作物の収穫面積をみると、マンゴ、タマネギが広く栽培されていることが分かる（図3）。全体の収穫面積は、2000年代前半と後半に階段状に増加しているのが特徴となっており、前者はマンゴ

の収穫面積の拡大と一致する。マンゴは作付けから収穫までに最低3年は要することから、1990年代後半には栽培が始められたと考えられる。森島（2009b）にも述べているように、この地域では米買い取り価格の低迷などを主な要因として、マンゴ栽培が広く行われるようになり、その栽培地が主に米作が行われてきた土地であったことから、図2bに認められる1990年代後半における雨季作米の収穫面積の減少は、米からマンゴへの転作に起因して生じているものと考えられる。一方、2000年代後半における米以外の作物の収穫面積の拡大は、タマネギの収穫面積拡大と一致して生じており、この作物が乾期に栽培されることから、灌漑利用の拡大に伴いタマネギ栽培の面積も増加したものとして考えられる。

3 灌漑による地域の変化

3.1 衛星画像による乾期作農地の推定

前章で述べたように、近年の農業統計は、ヌエバエシハ州における乾期の農業生産が、段階的に変化を遂げてきたことを示している。本章では、灌漑利用とともに変化してきた乾期の農業の拡大を、作物栽培地域の空間的広がりの変化から明らかにする。このために、作物栽培地域を、Landsat 衛星画像から算出される正規化植生指標（NDVI：Normalized Difference Vegetation Index）と地表面水分量を用いて推定した。すなわち、NDVIによって緑被の有無から農地と非農地を区別し、また熱赤外領域のバンドを利用して地表面水分量の高い場所を水田用地として検出し、更に補足的にトゥルーカラー画像を使用して乾期作農地を抽出した。衛星画像は、Landsat-5 および Landsat-8 によって、1990年から2020年までの1月もしくは2月に撮影された10シーンの画像²⁾を使用した（表1）。具体的には Landsat-5 がバンド1～5、Landsat-8 がバンド2～6を利用し、それぞれ青・緑・赤・近赤外・中間赤外波長に該当する。解析には、ArcMap10.4（ESRI 社製）を使用して、次の手順によって行った（図4）。

NDVI による農地抽出に関しては、はじめに青・緑・赤の各バンド画像から

表 1 画像解析に利用した衛星画像

スペースクラフトID	シーンID	年/月/日	使用バンド
LANDSAT-5TM	LT51160491990052BKT00	1990/02/21	1~5
	LT51160491994015BKT00	1994/01/15	
	LT51160491998058BKT00	1998/02/27	
	LT51160492001034BKT00	2001/02/03	
	LT51160492005013BKT00	2005/01/13	
	LT51160492007051BKT01	2007/02/20	
	LT51160492010043BKT00	2010/02/12	
LANDSAT-8 (LDCM)	LC81160492016044LGN01	2016/02/13	2~6
	LC81160492019052LGN00	2019/02/21	
	LC81160492020023LGN00	2020/01/23	

トゥールスカラー画像, 赤・近赤外バンド画像から次式による NDVI 画像をそれぞれ作成した。

$$\text{NDVI} = \left[(\text{NIR} + \text{R}) / (\text{NIR} - \text{R}) + 1 \right] \times 100$$

ここで, NIR は近赤外, R は赤色バンドを示す。NDVI は, 小数点以下第一位を四捨五入して整数値化して用いた。次に, 作成したトゥールカラー画像から農地を判読して, 全シーンに共通して農地のグランドトゥールスとなる場所を設定し, この箇所からそれぞれのシーンにおいて基準となる NDVI をサンプリングした。ただし, 1 月と 2 月では, 主に作付け時期の違いが原因となり, 検出される NDVI の値に大きな差が生じるため, それぞれの月で異なるサンプルエリアを定めた。それぞれのシーンでサンプリングされた NDVI 値の範囲を, 農地を示す閾値とみなして, この閾値を基に農地を抽出した。

地表面水分量による水田用地抽出も基本的には農地抽出と同様の手順で解析した。ただし, 地表面水分量は, 中間赤外バンド画像のデジタル値をそのまま使用した。また, 水田用地はトゥールカラー画像による判読ができないため, 全シーンで流路が変化しない河川部分をグランドトゥールスとして用いる場所として設定した。以上の手順で求めた農地と水田用地を合成し, それぞれのシーンにおける乾期作農地とした。

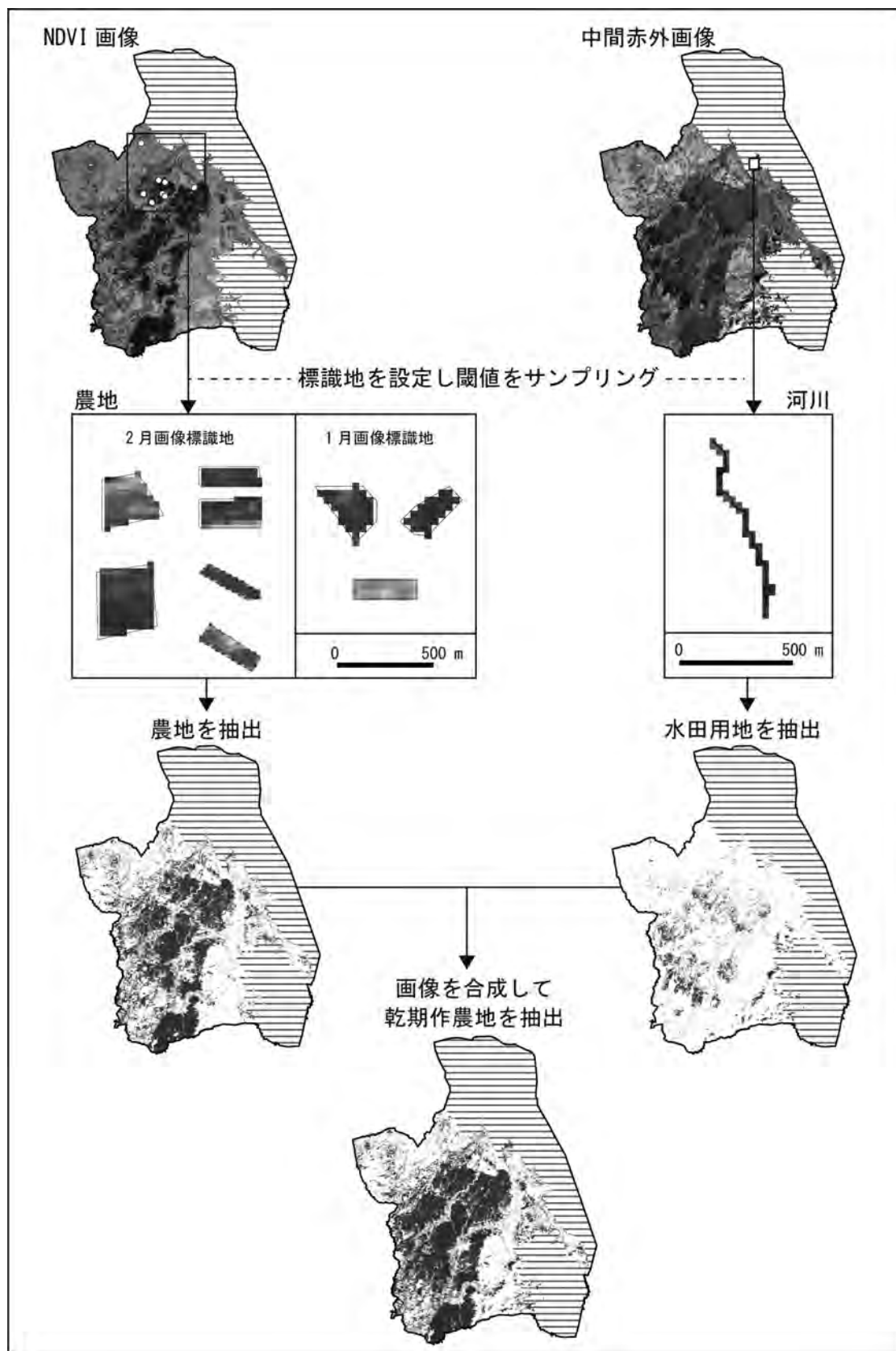


図4 乾期作農地の抽出方法

なお、本研究の手法では、農地と森林とを区別することができない。そこで、予め SRTM (Shuttle Radar Topography Mission) 1 Arc-Second Global によるデジタル標高データから作成した等高線図によって、おおよその農地の広がりを確認した。それによれば、農地はおおむね標高200m 以下の領域にみられたため、標高200m 以上の領域は解析対象から除外した。

3.2 乾期作農地の空間的広がりの変化

前節に示した画像解析によって得られた1990年における乾期作農地を図5に示す。この時期において乾期作が行われている地域は、ラボン川、タラベラ川、パンパンガ川とその支流に挟まれたおよそ標高が80m以下の地域に分布する。一方、乾期作の行われていないと考えられる地域は、ラボン川の北西に当たる地域や、タラベラ川とパンパンガ川が合流する州南西部、等高線間隔が狭い比較的傾斜の大きい地域および主要河川の縁辺部となっている。図6に、この時

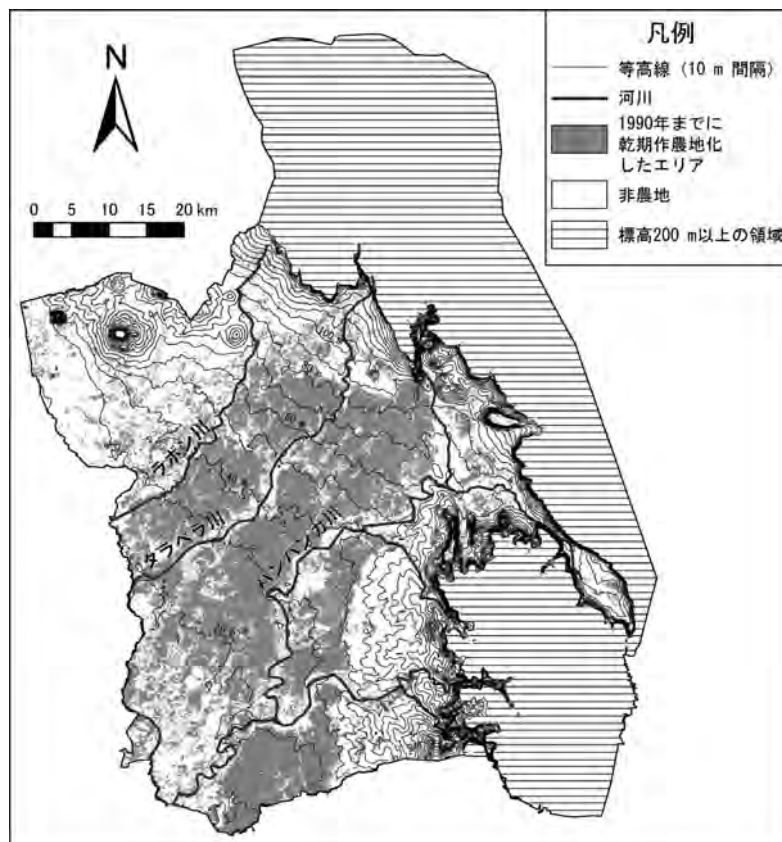


図5 乾期作農地の抽出地域と地形的特徴

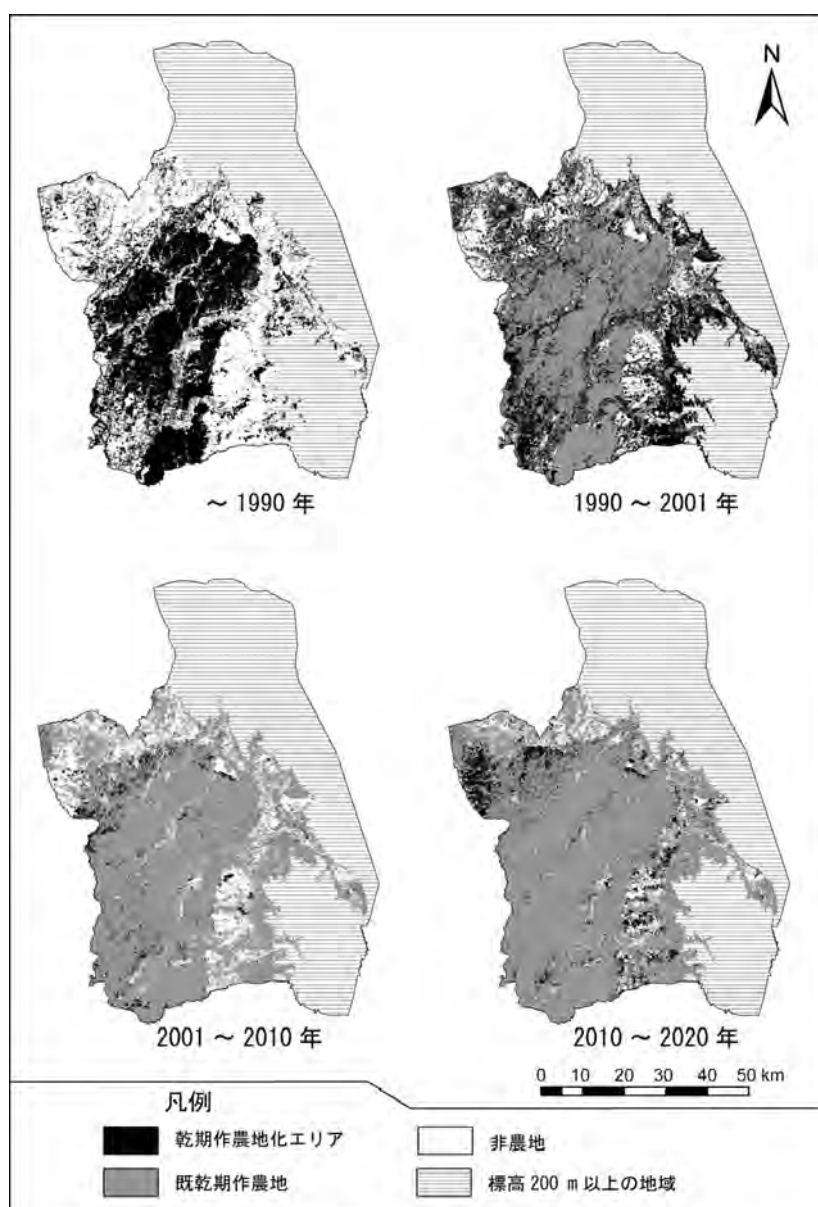


図6 年代別の乾期作農地分布の推移

期からの農地拡大を，1990年代，2000年代，2010年代の年代別に示した。また，図7に各画像間での農地拡大面積を示す。図6は，1990年まで乾期作が行われてこなかった地域のほぼ全域で1990年代には乾期作が拡大していることを示しているが，これは図7において1994年での拡大面積が他の年に比べて非常に大きく現れていることに対応している。以降の年代別の農地拡大地域を明らかにする上で，基準となる1990年代の農地の広がりを確認しておくことは重要と考えられるため，この異常とも考えられる農地拡大の要因を検討しておく。

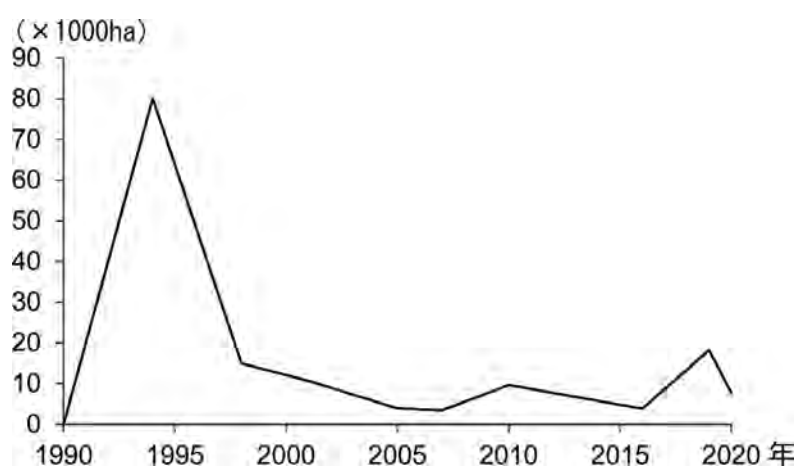


図7 画像間における乾期作農地の面積変化

上述したとおり，乾季における灌漑水の供給は，州東部に連なるシエラマドレ山脈の降水量の多寡に左右される。乾期作を左右すると考えられる11月から翌年2月までの4ヶ月合計降水量を CMAP (CPC Merged Analysis of Precipitation) によって確認した。CMAP は，複数の衛星画像と地上観測に基づく降水量データなどを利用して作成された全球的な降水量グリッドデータであり，緯度経度2.5度領域の平均降水量を日降水強度として，1979年1月から現在まで利用可能である。このプロダクトの1979～2020年における月降水量データを使用して，当該地域を含む東経121.75度，緯度18.75度のグリッドでの降水量の経年的特徴を確認した。11月から翌2月までの合計降水量を，乾期作に影響を与える季節降水量として，解析期間内の平均季節降水量を算出したところ，その値は342mmであった。1990年2月の土地被覆に影響を与える1989～1990年の季節降水量は110mm，1994年1月に対しては258mmであり，何れの季節でも平均は下回っているものの，前者の季節降水量の減少は著しく，この降水量の減少が乾期作地域を限定的にした可能性が高い。更に，図6中の1990～2001年の増加が，州東部の谷底部を中心に広がっていることは，灌漑水を賄う東部山岳部での降水量の減少が1990年に生じていたことの傍証として捉えることができる。従って，1990年の画像で乾期作農地として検出されている場所は，降水量減少の結果として著しく限定されているものと考えられる。むしろ1990年には既に図6の1990～2001年に示される領域に近い乾期作農地が広

がっていたものとして考えた方が良くとも言える。そこで1994年を基準として、以降の年代の農地拡大の特徴を見ていくものとする。

1990～2001年の画像解析結果に見られる、州東部シエラマドレ山脈を源流とする谷底での農地拡大は、前述したとおり1990年の降水量減少によって見かけ上現れたものと考えられるが、一方、ラボン川北西の農地拡大は、異なる意味を持っている。1990年代におけるフィリピンの灌漑水路の敷設は、国家灌漑庁の財政的破綻を背景として、滞っていたとされる（野沢 2000）。この代わりに、アジア銀行などからの援助を受け、小規模な溜め池灌漑施設（Small Water Impound Project）が丘陵地を中心に造られ、乾季農業が行われるようになった（森島 2009a,b）。1990～2001年におけるラボン川北西部の農地拡大は、こうした地域を広く包含しており、溜め池灌漑施設の敷設による効果が大きかったと解釈できる。

しかしながら、2001～2010年、2010～2020年での同領域での農地拡大は、明らかに灌漑水路利用の拡大を伴ったものである。図8に、パンタバンガンダム

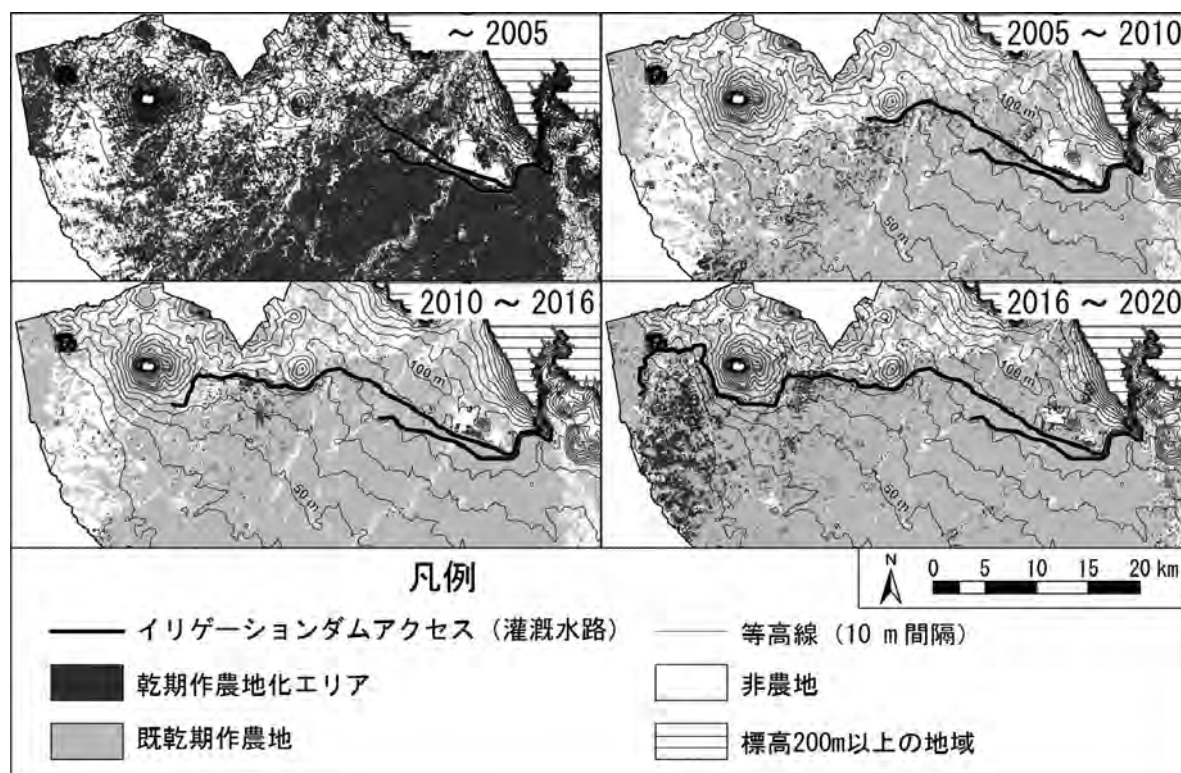


図8 ニュエバエシハ州北西部における灌漑水路延長と乾期作農地の拡大

からタラベラ川を横切り、ラボン川北西部に至る灌漑水路の敷設状況の変化と、この灌漑水路周辺での乾期作農地の拡大過程を示した。およそ標高90mの等高線に沿って西に伸張してきた灌漑水路は、2010年までにはラボン川を横切り、州北西の町ギンバの北東にまで達しており、低標高となる南側で農地は拡大している。2020年にかけて、灌漑水路の西方への伸張と共に、このような灌漑農地は水路の低標高側に向かって拡大してきたが、特に2016年以降に灌漑水路末端部を中心に急速に拡大した。本論では、この拡大要因に関して詳述しないが、灌漑水利用の無償化が行われたことが一因として挙げられる。

一方、図6には2010～2020年にかけて、シエラマドレ山脈西麓沿いに農地利用の拡大が認められる。現地調査から、これらの地域においては、タマネギ栽培の拡大が考えられるが、確かな報告は今後の調査としたい。

4 まとめ

フィリピンは、雨季・乾季の明瞭な熱帯気候区に属すると共に、太平洋西岸に位置するために台風による被害を受けやすい国である。近年、年間の米生産量に占める乾季作生産量の割合が増し、乾季における水需要も増加していると考えられる（森島・赤坂 2012）。本論で取り上げたヌエバエシハ州も、同様に乾季作収量の割合が増してきた地域の1つではあるが、特に最近10年間での変化が著しい地域となっている。1990年代から2000年代にかけて生じた米収量の低下は、エルニーニョ現象という自然要因に加え、買い取り価格の低迷や灌漑施設整備の遅れという社会要因と共に生じてきた。この期間以前の地域農業の特徴は、ヌエバエシハ州北西部の街ギンバを事例として、梅原（1992, 1994）に詳しく報告されている。これによれば、乾季においては一部の農家が地下水灌漑による米作を行っていたものの、大部分がスイカなどの野菜を栽培しているに過ぎなかったとされる。こうした状況が2000年代にかけて続くと共に、米作離れが進行し、水田の中にマンゴを植えた農地が至る処に見られるようになった。1990～2000年代に、北部ルソンを中心として流行したマンゴ栽培は、初期

には農民の収益を上げる作物となったが、2000年代終わりには過剰供給となっていた。こうした状況の中、ヌエバエシハ州北西部では、パンタバンガンダムからの灌漑水路が延長されるようになり、施設利用費用の無償化と共に、乾季の米栽培を行う農家が急速に拡大していった。

こうした急速な乾季作の拡大と収穫量の増加は、農業経営を安定化させ、地域経済への波及効果も大きかったと考えられる。その一方で、1990年と1994年における農地変化で検討したように、乾季における降水量変動の農業への影響は、より高まってくるとも考えられる。この地域での乾季の作物栽培が、パンタバンガンダムからの水供給に依存している以上、気候変動に伴う降水量の変動と供給可能な水量、農業による水需要を踏まえた持続可能な乾季農業のあり方について、再考し始める時期にあるとも言える。

本研究を進めるにあたって、令和元年度及び令和2年度の日本大学文理学部付置研究所所員個人研究費を使用した。

注

- 1) 農業統計資料は、Philippine Statistics Authority により公開されている OpenSTAT (<https://openstat.psa.gov.ph/>) を用いた。
- 2) この地域における乾期の作付けは、12～1月の間に行われ、3～4月に収穫されることから、灌漑農地が全体として緑に覆われる時期を1～2月とした。また、画像内の雲量が50%未満のものを基準として、解析対象とした画像を選定したが、2005、2007、2019、2020年についてはヌエバエシハ州南部の一部やパラヤン東方の丘陵地に雲がかかっているものを利用せざるを得なかった。本研究では、先行する年において乾期農業が行われていると考えられた場所は、それ以降の年において変化がないと見なしているが、当該地域の乾期農業の増加量の評価に対しては注意を要する。

文献

- 梅原弘光（1992）：『フィリピンの農村—その構造と変動』，古今書院，473pp.
- 梅原弘光（1994）：フィリピン稲作農家の経営変化—中部ルソン平野の一村調査事例—，農業経営研究，31(4)，44-56.
- 野沢将美（2000）：エストラダ政権期フィリピンの農業開発と灌漑政策，国際関係紀要，

10(3), 1-39.

森島済 (2009a) : 熱帯域における装置利用とその水資源への影響に関する一考察—フィリピン・中部ルソン丘陵地域を事例に—, 地理誌叢, 50(2), 33-43.

森島済 (2009b) : 中部ルソン地域の抱える農業問題, 小田宏信・貝沼恵美・森島済 共著『変動するフィリピン—経済開発と国土空間形成—』115-131, 二宮書店.

森島済・赤坂郁美 (2012) : フィリピン中部ルソン地域の気候風土と農業, 横山智・荒木一視・松本淳編著『モンスーンアジアのフードと風土』36-50, 明石書店.

日本における中山間地域等直接支払制度の 実施状況とその変化

—— 制度活用 of 地域性とその課題の一考察 ——

宮 地 忠 幸

1. はじめに

日本経済の高度成長を背景に登場した「農業基本法」(1961年公布・施行)は、農業の発展と農業従事者の地位の向上を目的にしていた。しかし、1999年に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」(以下、新基本法と略記)は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を目的に登場した。農産物市場の開放が完結した段階で登場した同法は、グローバル化時代の農業・農村を方向づけるものであると位置づけられる。

新基本法は、①食料の安定供給の確保、②多面的機能の適切かつ十分な発揮、③農業の持続的発展、④農村の振興、が目指されている。このなかで、④農村の振興には、農村の総合的な振興を図ること、中山間地域等の振興、都市と農村の交流などが含まれている。

新基本法の施行を前に公表された「食料・農業・農村政策の方向(新農政)」では、「Ⅱ. 政策の展開方向」の「2. 農村地域政策」において、「(3)中山間地域などに対する取り組み」<産業の振興と定住条件の整備>として「中山間地域などにおいては、畜産、野菜、果樹、養蚕など立地条件を生かした労働集約型、高付加価値型、複合型の農業や有機農業、林業、農林産物を素材として加工業、観光などを振興する」と記されていた(大内・今村編、1993)。新農政では、中山間地域の振興方向が具体的に示されていたように見えるが、新基本法

が施行された翌年（2000年）に示された「食料・農業・農村基本計画」では、中山間地域の振興が「地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産品の生産及び販売等を通じた・・・（中略）・・・農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を・・・（後略）」へと変化した。

こうした変化は、グローバル化時代における農業政策の展開を進める必要性に迫られた状況を端的に示している。WTO 農業交渉は、今日なお必ずしも進展しているとは言えないものの、生産刺激的な政策（「黄」の政策）は削減対象とされており、新たな政策対応が必要となっていたのである。中山間地域等直接支払制度（以下、本文中では原則として中山間直払い制度と略記）は、そうした状況下において「緑」の政策として、日本初の直接支払制度として登場したのであった。2000年代以降の農村地域政策の体系を整理した橋詰（2016）は、5年ごとに改定される「食料・農業・農村基本計画」において、この時期の農村地域政策が中山間直払い制度（2000年度導入）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法：2007年度制定）、農地・水・環境保全向上対策（2007年度）の開始、環境保全型農業直接支払対策（2011年度分離）の開始、多面的機能法の制定（2014年度）などに特徴を見出している。すなわち、農地や農村がもつ多面的機能を発揮することで地域資源の保全管理を行うとともに、地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出、都市農村交流や農村への移住・定住等を目指す政策体系が構築されていったとしている。

こうした新しい政策体系のなかでもっとも注目されてきたのが中山間直払い制度であるといえよう。すでに多くの研究成果の蓄積をみてとれるが、同制度の特徴を小田切（2006）は、①集落重点主義、②農家非選別主義、③地方裁量主義に整理している。なかでも①の集落重点主義は、日本の農村が水路や農道など集落構成員の共同管理によって維持されてきた背景を重視し、集落協定の締結を柱に交付金が支払われるものであり、「日本型直接支払制度」の特徴をよく表している。また②や③を含めて、交付金の使用方法が集落構成員の創意

工夫を反映させることが可能であり、予算使用の単年度主義からの脱却を含めて、制度活用の自己デザイン性も特徴としている（小田切，2001b）。そして、農林水産省が公表している「中山間地域等直接支払制度の実施状況」や、それを基にした諸研究において、この制度が農村の集落において高い評価を得ていることが指摘されている。2000年代における農村政策の柱に中山間直払い制度が位置づけられることは事実である，政策実施から20年を経た今日，同制度の活用実態とその変化を整理するとともに，これまで必ずしも十分な検討が進められていない制度活用の地域差にも注目する必要があると考える。

以上を踏まえて，本稿では，次の2点について明らかにすることを目的とする。第1は，中山間地域等直接支払制度の活用実態を明らかにすることである。第2は，同制度の活用の地域差に注目し，同制度の意義と課題の一端を考察することである。分析に当たっては，農林水産省農村振興局が毎年度公表している「中山間地域等直接支払制度の実施状況」に示された諸データを使用する。

2. 中山間地域等直接支払制度の概要

中山間直払い制度は，「耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において，担い手の育成等による農業生産の維持を通じて，多面的機能を確保する観点から，国民の理解の下に，直接支払交付金を交付する」（山下，2001）ことを目的に，2000年度から始まった。この制度の対象地域は，特定農山村法（通称）をはじめ山村振興法，過疎法（通称），半島振興法，離島振興法など地域振興八法の指定地域となっている。対象農用地は，以下の6つの条件のどれかに該当することにある。①田は1／20以上，畑・草地・採草放牧地は15度以上の急傾斜地，②田は1／100以上1／20未満，畑・草地・採草放牧地は8度以上15度未満の緩傾斜地，③小区画あるいは不整形な田，④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地，⑤積算気温が低く，草地比率の高い草地，⑥①～⑤の基準に準じて，都道府県知事が定める基準に該当する農用地，である（第1表参照）。以上の地域的な条件において，集落等

第1表 中山間直払い制度の地目別交付金単価

地目	区分・基準	交付単価
田	急傾斜（1／20以上）	21,000
	緩傾斜（1／100以上 1／20未満）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上15°未満）	3,500
草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上15°未満）	3,000
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
採草	急傾斜（15°以上）	1,000
放牧地	緩傾斜（8°以上15°未満）	300

注. 交付単価の単位は、円／10a.

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を維持する農業者等が同制度の交付金の対象となる。また、これらを1ha以上の一団の農用地として保全することが求められている点にも特徴がある。さらに、交付金の単価は、第1表のとおりであり、各交付金単価は、中山間地域と平場農村地域との生産費の8割が基準となって定められている。

この制度は、食料・農業・農村基本計画と同様に、5年ごとに「中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会」等での点検、評価を踏まえて、制度の見直しが図られてきた。そこで、以下では橋口（2016）と農林水産省（2019）を参考に、対策期ごとに主な制度変更の内容をみていきたい。

第1期対策から第2期対策にかけては、「他の施策との連携が必要」との課題が示される中で、2段階の単価設定（基礎単価と体制整備単価）が導入された。基礎単価は、第1期対策の通常単価の8割で交付されることになり、それまでと同様の交付金を受ける集落や個人は体制整備の活動が求められた¹⁾。体制整備の活動要件は、農地保全マップの作成とともに、A要件もしくはB要件の活動が求められた。前者は、①生産性・収益向上、②担い手育成、③非農家や他集落との連携等による多面的機能の発揮のうち、2つの活動を選択することが

求められた。後者は、①集落営農化、②担い手への農地集積のうち、1つの活動を選択することが求められた。これに加えて、加算措置が導入された。第1期対策から継続されていた規模拡大加算に加えて、土地利用調整加算（担い手への受委託等を一定規模以上行う）、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算が新設された。以上から、第2期対策には構造政策との連携が意識されたといえる（橋口，2008・2010）。

第2期対策から第3期対策にかけては、「高齢化で協定維持が困難」になる事例が増えてきたことを受けて、体制整備に高齢者でも制度に参加できるよう共同で支えあう仕組みを集落で取り組む「集团的サポート型」（C要件）が加わった。また、A要件は前期の①～③を結合し、協定農用地の拡大、ほ場や水路・農道の整備等による農業生産条件の強化、オーナー制や市民農園等、多様な担い手の確保の内容が追加された。加算措置には、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ場合に、当該集落の農用地面積に応じて加算する「小規模・高齢化集落支援加算」が新設された。さらに、団地要件も緩和された。すなわち、1ha未満の飛び地等も一団の農用地としてカウントすることが認められた。これらに加えて、2011年度からは、離島平坦地等についても傾斜地等と同様の支援を行えるよう知事特任制度が充実した。また、2012年度には東日本大震災被災地への特例措置（被災地が平場であっても交付金を対象とする特例を創設）が始まるとともに、2013年度からは制度の実施集落が未実施集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う場合に、その経費を支援する「集落連携促進加算」が新設された。以上、この時期は、地域農業、農地管理の担い手を掘り起こしながら、事業が継続されたといえる。

第3期対策から第4期対策にかけては、人口減少や高齢化がさらに進行するなかで、担い手への農地利用集積や人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化が目指された。体制整備要件のA・B要件が見直され、A要件に農地集積、B要件に女性・若者等の参画を促す活動が導入された。また加算措置は、集落連携加算が、複数集落による広域の協定を締結し、新たな人材を確保して農業生産活動の維持のための体制づくりの支援を加える「集落連

携・機能維持加算」に拡充された。また、「超急傾斜農地保全管理加算」が新設され、とくに農業生産条件が厳しい超急傾斜農地の保全等を支援する措置が始まった。さらに、農業者1人当たりの上限受給額が、それまでの100万円から200万へと拡大した一方で、返還措置の軽減が2016年度から実施され、協定農用地の将来計画（集落戦略）を定めて広域で活動する集落は、営農を中止した場合の交付金返還措置が軽減されるようになった。第4期の最終年度である2019年度には、「地域営農体制緊急支援試行加算」が次期対策（第5期対策）を視野に実施された。これは人材活用体制整備型（新たな人材の確保・活用に向けた体制整備等を支援）、集落機能強化型（地域運営組織の設立等の集落機能強化の取り組みを支援）、スマート農業推進型（省力化技術を導入した営農活動等を支援）からなり、個別の営農活動や集落機能の強化へ向けた支援が拡充された。

3. 全国における中山間直払い制度の活用実態

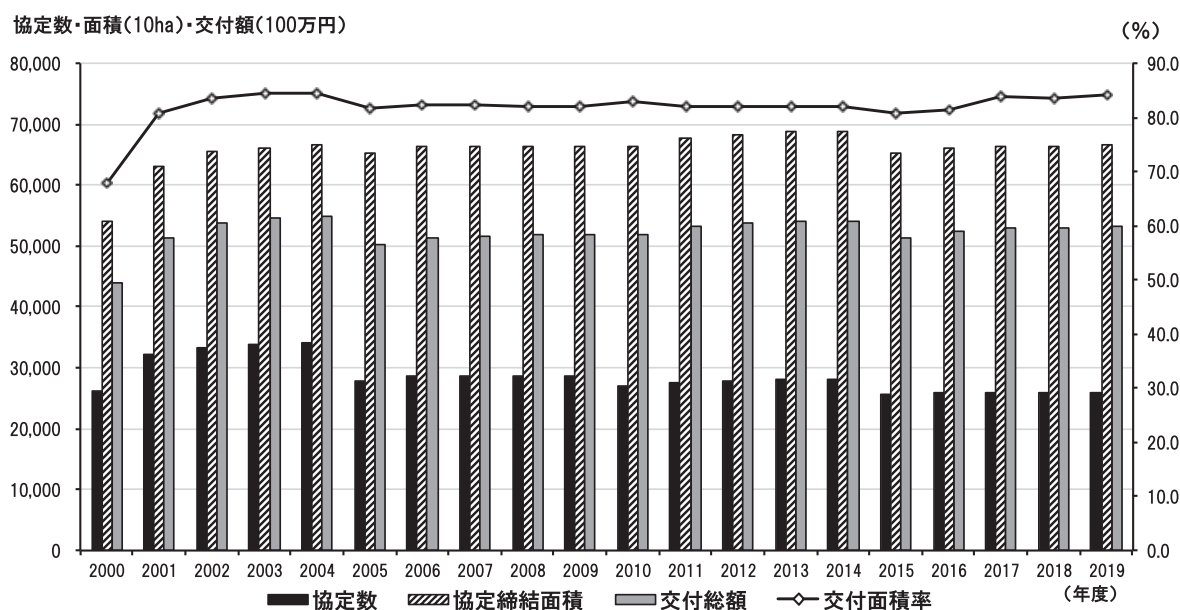
2000年度の制度開始以降、この制度の対象農用地は第2表のように変化してきた。第2期対策時の増加は、市町村合併による既述の地域振興立法に含まれる農用地が増加したこと、第3期対策の2011年度以降の増加は、東日本大震災の被災地、離島平坦地の増加がそれぞれ関わっていると考えられる。他方、第4期対策に入ってから減少は、担い手の高齢化によって耕作放棄地が増加し、対象農用地そのものが減少しているのではないかと考えられる。

前章で確認した制度の変更を受けて、中山間直払い制度は日本全国でどのように活用されているかを複数の指標から確認しておこう（第1図参照）。まず協定数は、2000年度の26,119協定から2004年度の33,969協定へと増加した。制度の浸透が図られるなかで、第1期対策において協定数は大きく増加した。ところが第2期対策が始まった2005年度には27,869協定へ減少し、その後も第2期対策最終年度の2009年度まで28,000台の協定数で推移している。さらに第3期対策に入ると、協定数は27,000～28,000台にあり、第2期対策よりも減少傾向で推移した。そして第4期対策には、25,000台の協定数となり、その数はさら

第2表 対象農用地面積の変化

対策期	年度	面積（万 ha）	対策期	年度	面積（万 ha）
第1期	2000	79.8	第3期	2010	80.0
	2001	78.2		2011	82.7
	2002	78.4		2012	83.1
	2003	78.3		2013	83.8
	2004	78.7		2014	83.8
第2期	2005	80.1	第4期	2015	81.0
	2006	80.5		2016	81.0
	2007	80.7		2017	79.1
	2008	80.9		2018	79.3
	2009	80.8		2019	79.2

出典：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払制度の実施状況」（各年度）より作成

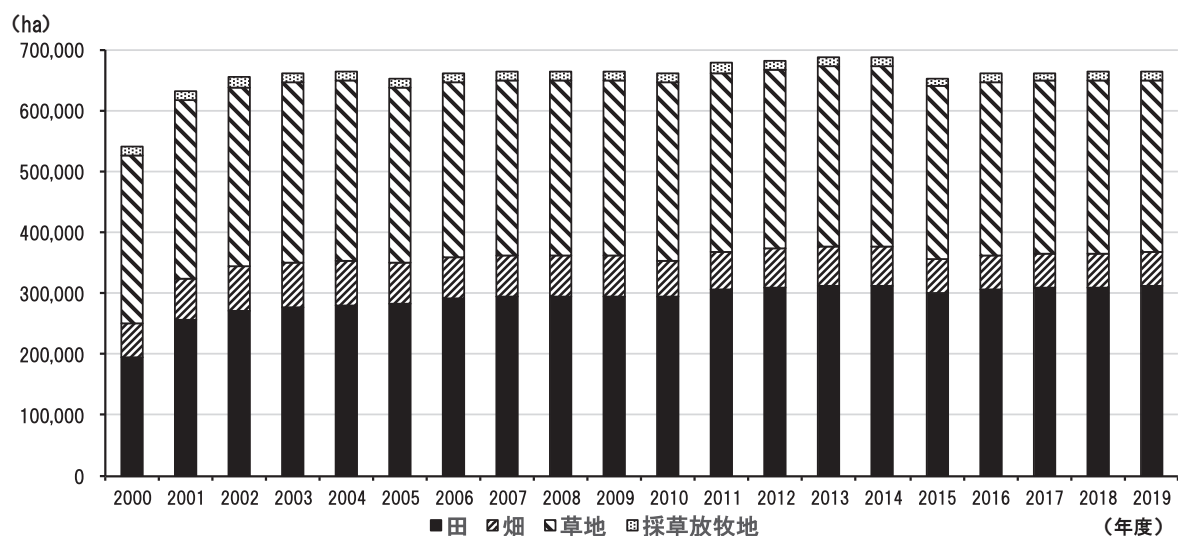


第1図 中山間地域直払い制度に関わる諸指標の推移

出典：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払制度の実施状況」（各年度）より作成

に減少していることがわかる。これらの背景に、集落における農業および農地保全の担い手の高齢化や減少が関わっていると推測できる。

次に交付面積をみると、2000年度の54万1,000ha から2004年度の66万5,000ha

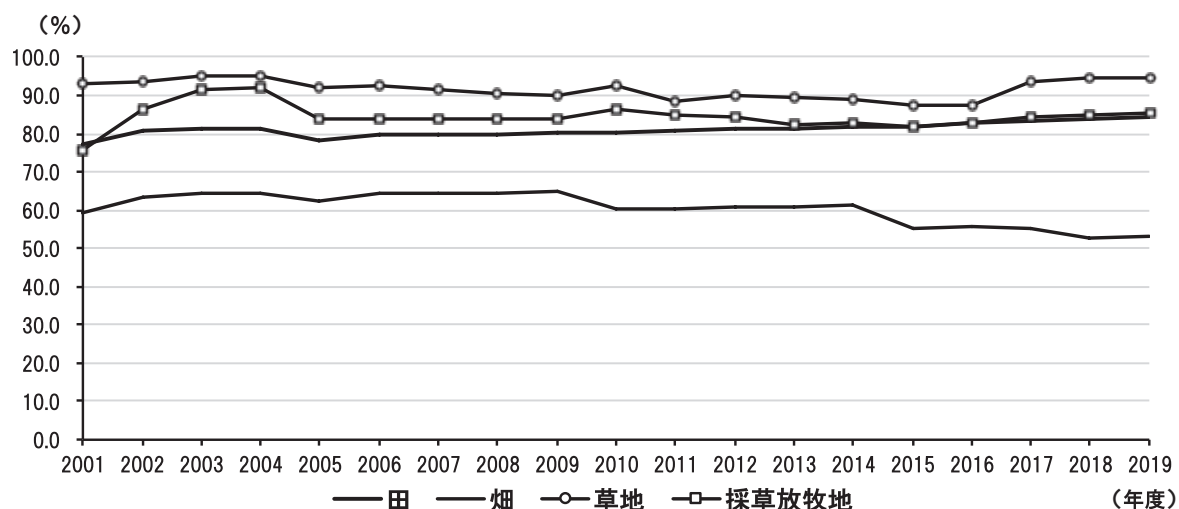


第2図 地目別交付面積の推移

出典：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払制度の実施状況」（各年度）より作成

へと増加した。その後も第2期対策の最終年度である2009年度の66万3,780ha、第3期対策の最終年度（2014年度）の68万7,220haへと増加した。ところが第4期対策に入ると、65万～66万 ha 台を推移するようになり、最終年度（2019年度）でも66万5,394ha となっている。この点は、小田切（2016）が「4期対策ショック²⁾」と指摘する現象でもあろう。交付面積率は、第1期対策の2年目（2001年度）以降、80%を超える値を維持しており、第4期対策の最終年度（2019年度）も84.1%と高い値となっている。

地目別の交付面積をみると、田と草地の面積の大きいことがわかる（第2図）。田は、第1期対策から第3期対策の最終年度である2014年度まで増加傾向で推移し、その後若干の減少へと転じるものの2019年度には31万2,296ha となっている。また、草地は概ね28万～29万 ha 台を推移していることもわかる。2019年度におけるこれら両地目の総交付面積に占める割合は、田が46.9%、草地は42.6%をそれぞれ占めており、両地目で全体の約9割を占めている。このなかで草地での制度活用は、北海道においてとくに顕著である。全国の草地の交付面積のうち98.5%は北海道においてのものであり（2019年度）、北海道における地目別交付面積の86.9%が草地である（2019年度）。他方で、都府県においては



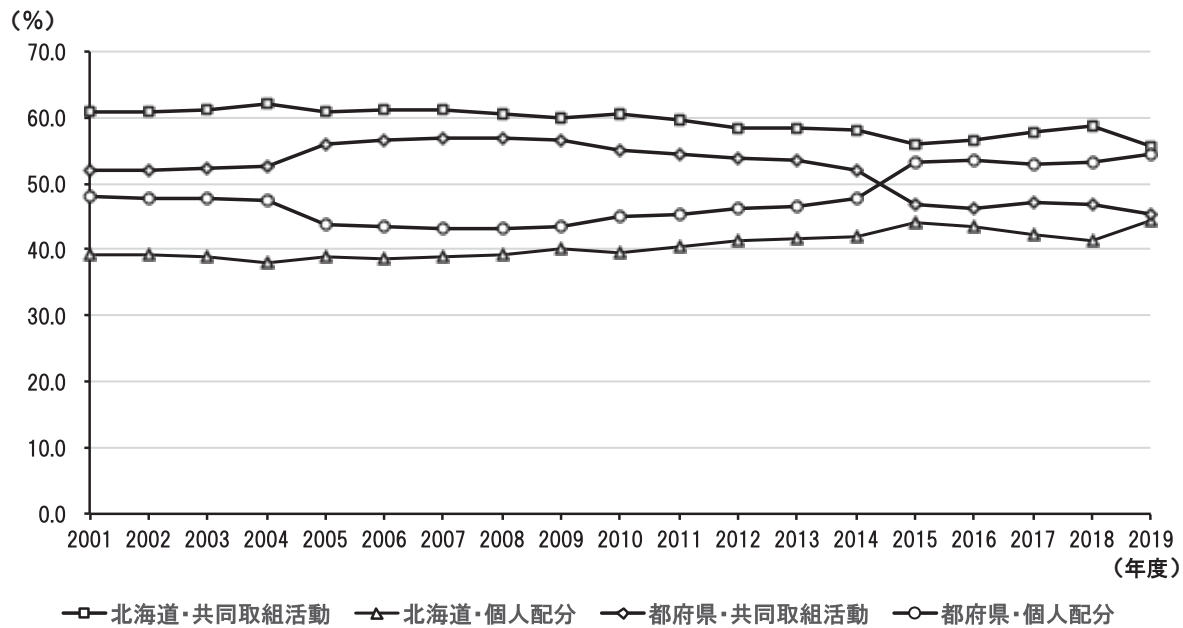
第3図 地目別交付面積率の推移

出典：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払制度の実施状況」（各年度）より作成

総交付面積の内、80.0%が田となっている点に特徴がある（2019年度）。これに対して畑は、総交付面積の8.3%、採草放牧地も2.1%に過ぎない（2019年度）。

地目別の交付面積率の推移をみると（第3図）、既述した田と草地に加えて採草放牧地も交付面積率は80%を超えている。草地は90%を超える年度も多く、とくに交付面積率が高い。その一方で、畑は交付面積率が低い。畑の交付面積率のピークは2009年度の64.7%であり、その後細かな変動はあるものの、低下傾向で推移している。とくに第4期対策にはいると交付面積率は50%台へと低下し、2019年度は53.1%であった。

中山間直払い制度は、既述した特徴に「集落重点主義」があげられる。そこで、交付金の配分動向について、北海道と都府県に分けてみてみたい（第4図参照）。北海道では、共同活動の割合が約60%前後で推移している。第4期に入ってからやや個人配分の割合が高まりつつあるものの、共同取組活動の配分割合が高い。都府県も第3期までは同様の傾向で推移してきたが、第4期対策に入ってから共同取組と個人配分が逆転していることがわかる。2019年度に限って共同取組活動の配分割合をみると（第3表参照）、北海道、都府県ともに50%以上75%未満のところにピークがあるが、都府県を中心に50%未満の配分



第4図 交付金の配分動向

出典：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払制度の実施状況」（各年度）より作成

第3表 共同取組活動への配分割合別集落協定数（2019年度）

		0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
北海道	協定数	2	42	106	146	15	20
	割合(%)	0.6	12.7	32.0	44.1	4.5	6.0
都府県	協定数	1,473	3,505	7,067	10,043	645	2,390
	割合(%)	5.9	14.0	28.1	40.0	2.6	9.5

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

注. 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100.0とはならない。

となっている集落の割合が相対的に大きいこともわかる。橋口（2016）によれば、こうした共同取組活動への配分割合の変化が農林水産省の方針変更が関わっていると指摘している。耕作放棄を防止するという観点でみると、共同取組活動によって支えられている農道や水路の管理、法面等の草刈りなどの活動が重要であり、個人配分とのバランスのあり方が問われてきていると考えられる。

第4表 体制整備単価協定の活動内容の比較（2009・2014・2019年度）

要件	活動項目	2009年度 協定数 割合		2014年度 協定数 割合		活動項目	2019年度 協定数 割合	
A	協定農用地の拡大			1,378	36.7			
	機械・農作業の共同化	6,988	57.7	2,234	59.6	機械・農作業の共同化	833	83.5
	高付加価値型農業の実践	1,798	14.8	644	17.2	高付加価値型農業の実践	157	15.7
	地場産農産物等の加工・販売	1,475	12.2	416	11.1			
	農業生産条件の強化			901	24.0	農業生産条件の強化	251	25.2
	新規就農者の確保	922	7.6	661	1.6			
	認定農業者の育成	3,596	29.7	1,206	6.5			
	多様な担い手の確保			158	4.2			
	担い手への農地集積	875	7.2	366	9.8	担い手への農地集積	264	26.5
	担い手への農作業委託	2,761	22.8	860	22.9	担い手への農作業委託	357	35.8
	都市住民等との交流	349	2.9					
	学校教育等との連携	1,471	12.1					
	非農家・他集落との連携	6,916	57.1					
B	集落を基礎とした営農組織の育成	657	51.4	204	1.1	新規就農者の確保	244	62.4
	担い手集積化	623	48.7	302	1.6	地場産農産物等の加工・販売	156	39.9
						消費・出資の呼び込み	17	4.3
C	集団的かつ持続的な体制整備	—	—	16,844	90.1	集団的かつ持続的な体制整備	16,467	94.7

出典：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払制度の実施状況」（各年度）より作成

最後に、橋口（2016）が取り上げている「積極的な取り組みを行う協定」について、体制整備単価協定と加算措置の取り組みについて確認する。第4表は、第2期対策から始まった体制整備単価協定について活動項目別に協定数と協定総数に対する割合をみたものである。第2期対策では、A要件とB要件のいずれかを選択するとともに、A要件は活動項目を2つ以上選択することになっていた。第3期対策と第4期対策になると、A・B・C要件のいずれかを選択するとともに、A要件は活動項目を2つ以上選択することになった。活動項目も変化しているため必ずしも比較が容易ではないが、およそその傾向をみてとることができるだろう。ここからわかることは、体制整備単価協定の活動が徐々に減少傾向にある点である。この点は橋口（2016）が第2期と第3期対策の比較を通して指摘している点でもあるが、とくに第4期対策になると、その傾向はより顕著になっていると指摘できるだろう。その一方で、C要件の「集団的かつ持続的な体制整備」は、「協定参加者が活動の継続が困難となる場合に備えて、農用地をどのように耕作・管理するかをあらかじめ協定に位置付けてお

第5表 加算措置の項目別協定数の推移

活動項目	2009	2014	2019
規模拡大加算	598	338	—
土地利用調整加算	173	46	—
耕作放棄地復旧加算	118	—	—
法人設立加算	267	83	—
小規模・高齢化集落支援加算	—	382	32
集落連携促進加算	—	506	—
集落協定広域化支援加算	—	—	178
超急傾斜農地保全管理加算	—	—	1,892
地域営農体制緊急支援試行加算	—	—	59

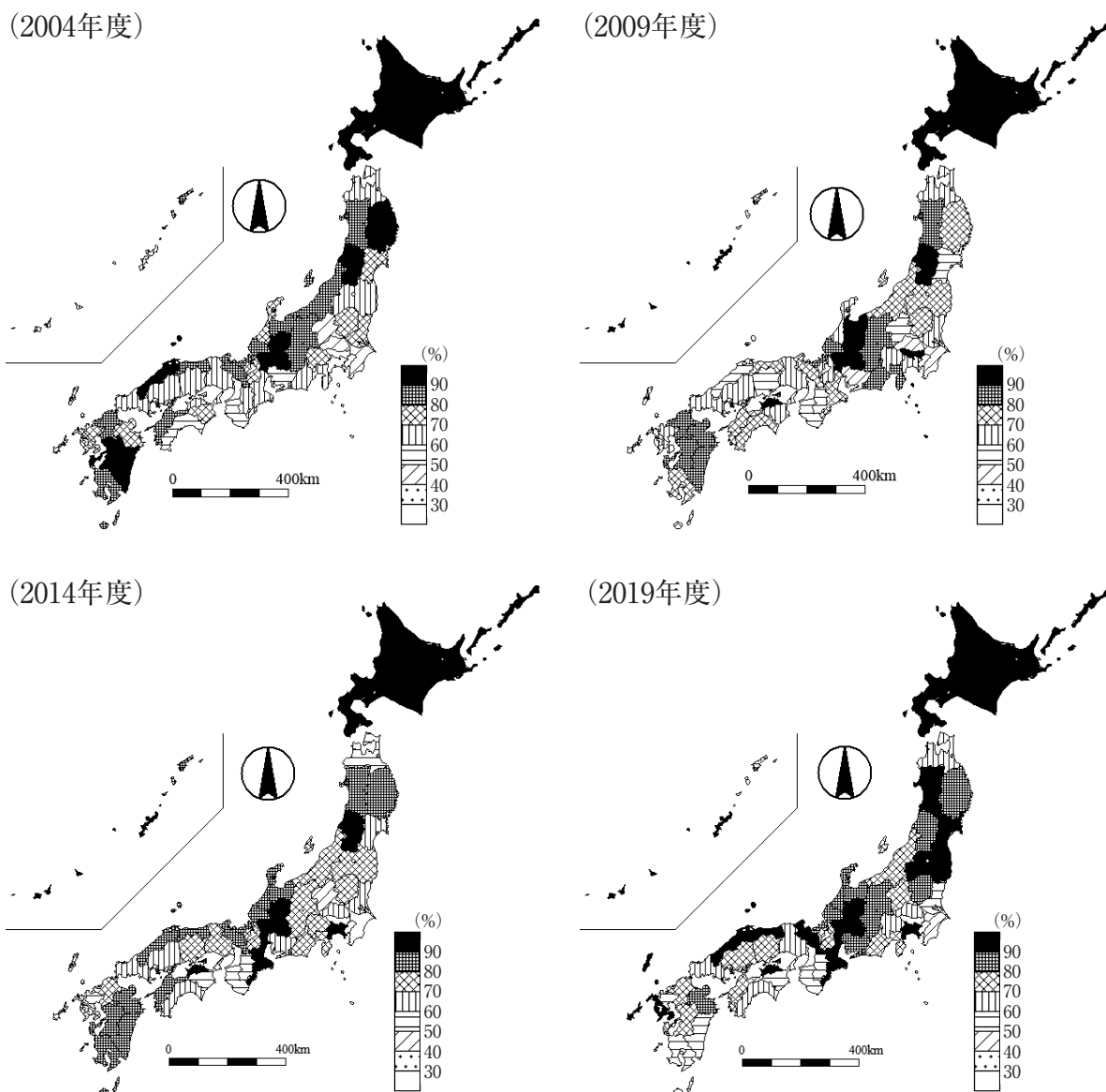
出典：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払制度の実施状況」（各年度）より作成

く仕組み」（農林水産省農村振興局，2015）であり，体制整備単価協定を維持するセーフティネットとして位置づけられる活動である。このC要件の協定数は，減少しているもののその幅は小さい。この点に，中山間地域の集落の構成員が直面している実態が如実に示されていると考えられる。

加算措置については第5表に示した。活動項目が対策期ごとに変化しているため，体制整備単価協定以上に比較が難しくもあるが，規模拡大加算等の構造政策を反映させた加算措置だけでなく，小規模・高齢化集落支援，集落連携促進加算など農地保全の広域的な活動も徐々に減少傾向にあると考えられる。ただし，第4期対策から始まった超急傾斜農地保全管理加算は，相対的に多くの集落等で取り組まれていることがわかる。次章において分析するように，これらの加算措置が取り組まれている地域的な特徴にも注目する必要があるだろう。

4. 都道府県別にみた制度活用の実態

前章の日本全体における制度活用の実態を踏まえて，本章では都道府県別にみた制度活用の実態を明らかにする。ここで取り上げる指標は，①交付面積率，②協定数，③協定別の交付面積，④地目別交付面積，⑤地目別・基準別交付面



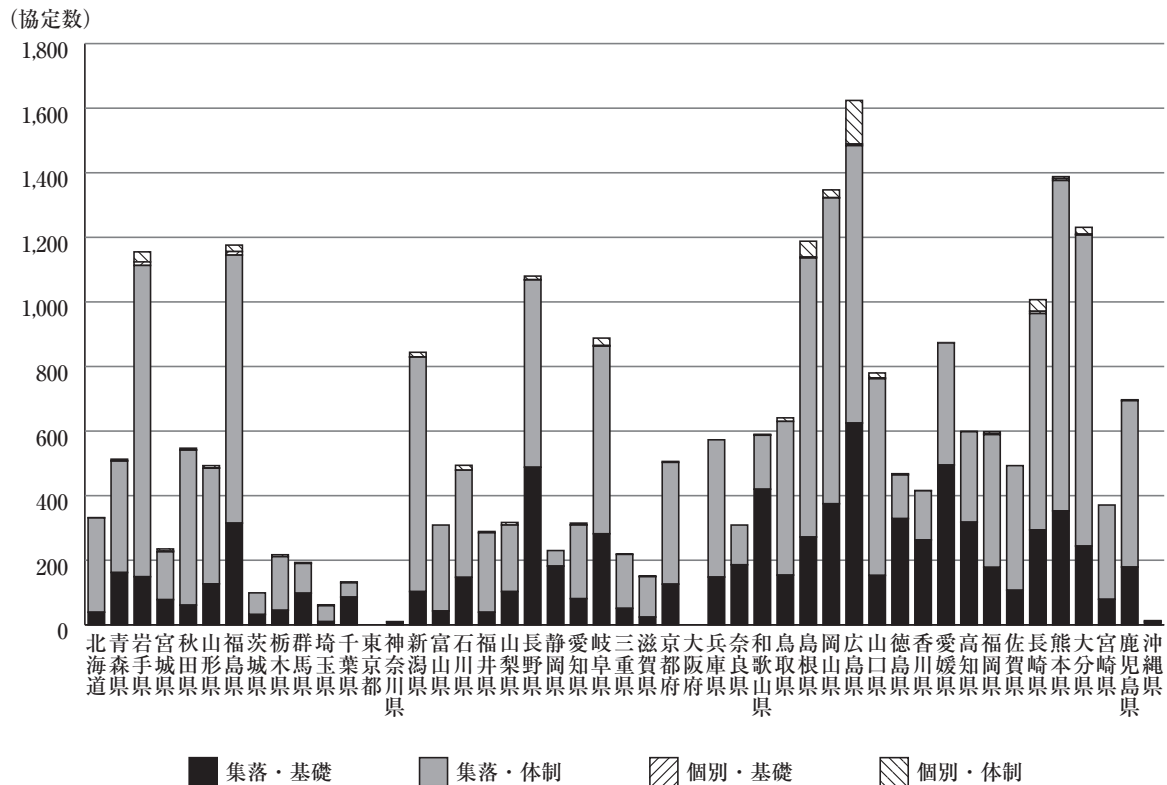
第5図 都道府県別にみた交付面積率（2004・2009・2014・2019年度）

出典：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払制度の実施状況」（各年度）より作成

注．東京都と大阪府の2014・2019年度は，交付金対象集落・個人がない。

積に加えて，⑥体制整備の各要件（A～C）の協定数，⑦加算措置の取り組み別協定数，⑧加算措置の取り組み面積とする。②～⑧は，最新年度の2019年度を取り上げる。

まず，交付面積率をみる。各対策期の最終年度における交付面積率を示したものが第5図である。ここからわかることは，まず北海道の値の高さである。

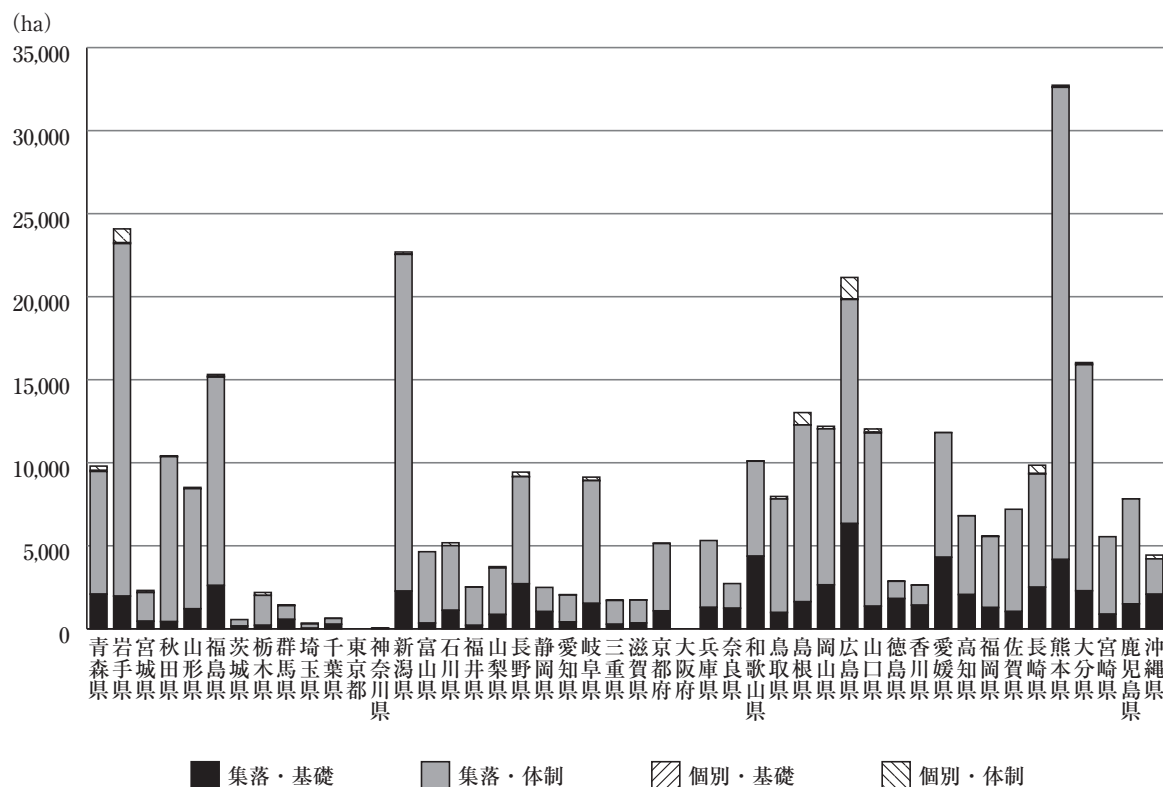


第6図 都道府県別にみた協定数（2019年度）

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

北海道では、どの年度も交付面積率は90%を超えており、既述した通りとくに草地の面積割合が高いという特徴がある。都府県においては岐阜県をはじめ、秋田県、山形県、富山県、福井県などの高さが特質されるが、それ以外の都府県では必ずしも明確な特徴を示すことが難しい。その一方で、各年度とも全国平均を下回っているのが、青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、山梨県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県である。相対的に西日本に多い傾向にあるとともに、野菜や果樹の産地を抱える地域の多いことが推察される。しかし、このなかには水田率の高い県も含まれており、交付面積率の低さの要因分析は別途なされる必要がある。

次に協定数をみる。第6図は2019年度の都道府県別の協定数を示している。



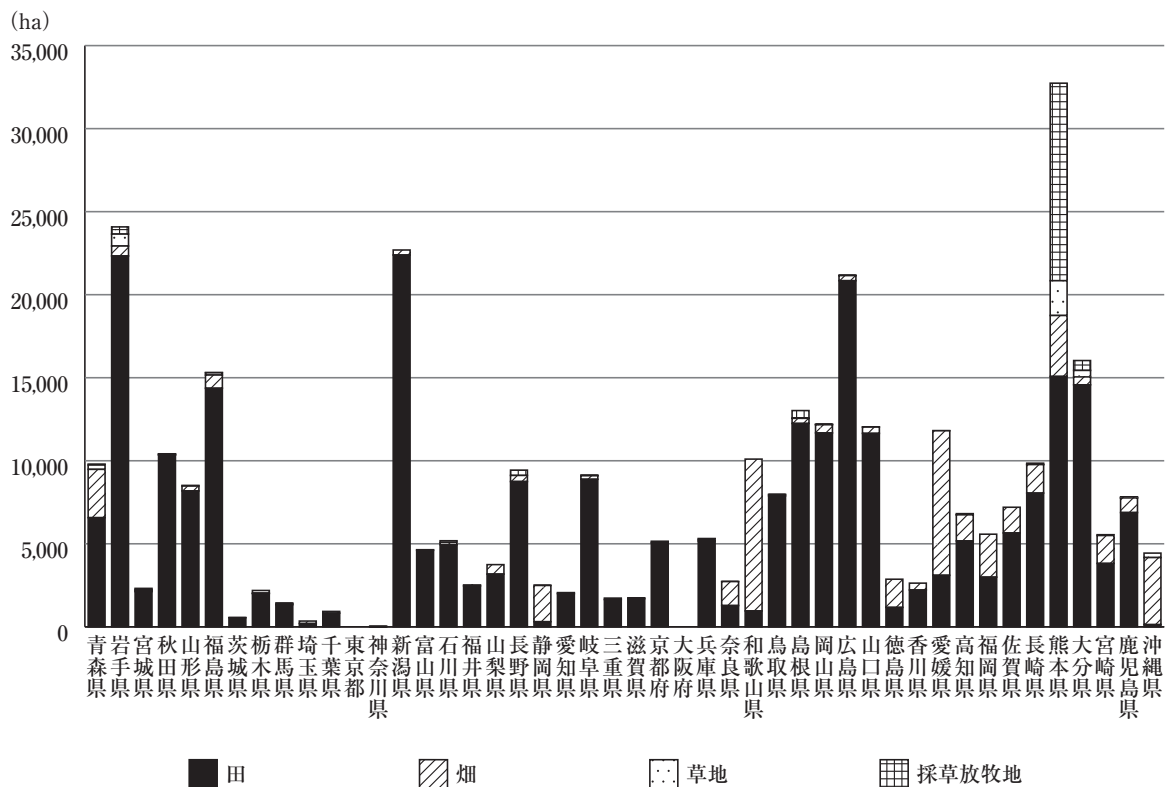
第7図 都道府県別にみた協定別の交付面積（2019年度）

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

注：北海道の数値は次の通り。

集落・基礎 16,308ha, 集落・体制 304,995ha, 個別・基礎 22ha。

相対的に西日本において協定数が多いことがわかる。この年度の協定数のうち、31.3%が基礎単価の協定数である。西日本の各県において相対的に基礎単価の協定数割合が高いこともわかる。さらに協定別の交付面積（2019年度）をみたものが第7図である。北海道の面積が突出して大きいため注記に面積を示したが、集落協定の体制整備単価を受ける面積が大きいことがわかる。都府県をみても、総じて集落協定の体制整備単価を受ける面積が多くを占めている。とくに東北地方や北陸地方各県においてその傾向が顕著である。また、関東地方は交付面積そのものが小さいことも特徴として指摘できる。さらに、西日本のなかでも和歌山県や中国地方、四国地方の各県では集落協定で基礎単価を受ける面積が相対的に大きいことがわかる。



第8図 都道府県別にみた地目別交付面積（2019年度）

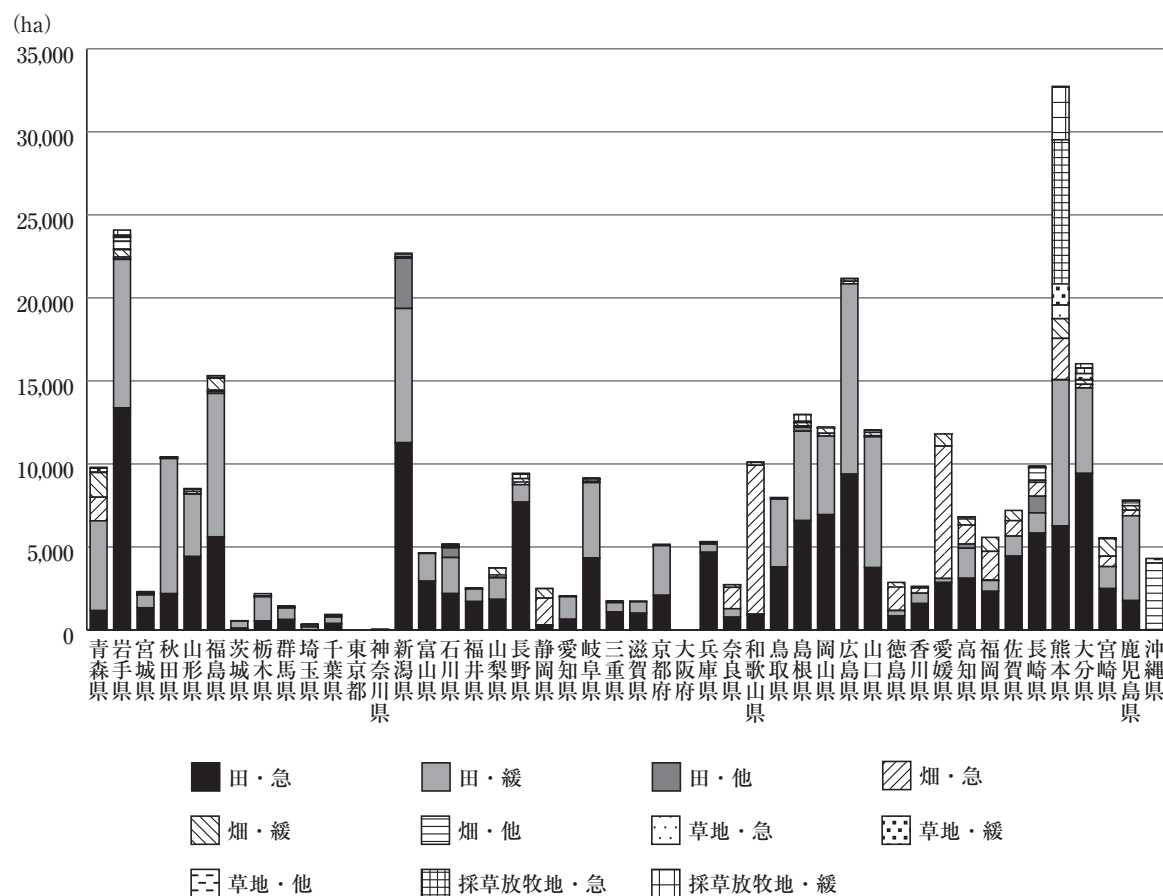
出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

注．北海道の数値は次の通り。

田 36,873ha, 畑 5,024ha, 草地 279,416ha, 採草放牧地 11ha。

第8図は、都道府県別の地目別交付面積（2019年度）を示している。これも北海道が突出しているため注記に数値のみを示した。既述した通り、北海道では草地面積の大きさを改めて指摘しておきたい。都府県では、総じて田の面積割合が高いものの、青森県、静岡県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県、沖縄県などにおいて、畑および草地や採草放牧地の面積割合が高いこともわかる。果樹や工芸作物などの栽培が盛んな中山間地域が多いなど、それぞれの地域農業の特徴がそこに反映されていると考えられる。

地目別・基準別交付面積（2019年度）をみると（第9図参照）、とくに急傾斜の田の面積が多いのが岩手県、新潟県、長野県、島根県、岡山県、広島県、大分県などである。急傾斜の畑の面積が多いのが和歌山県、愛媛県などである。



第9図 都道府県別にみた地目別・基準別交付面積（2019年度）

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

注. 北海道の数値は次の通り。

田・急 5,185ha, 田・緩 31,643ha, 田・他 45ha,

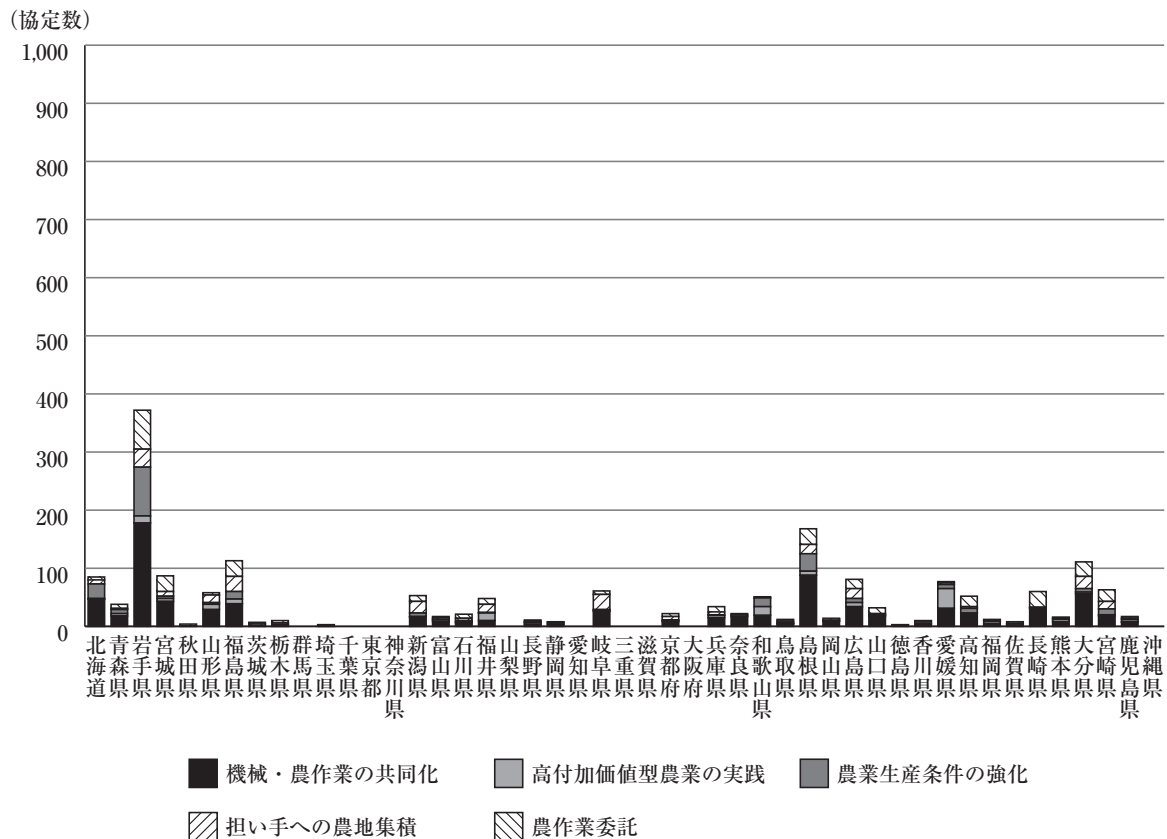
畑・急 48ha, 畑・緩 4,885ha, 畑・他 91ha,

草地・急 636ha, 草地・緩 8,389ha, 草地・他 270,391ha,

採草放牧地・緩 11ha。

果樹園を中心に急傾斜農地が中山間直払い制度の活用につながっていることが推察される。沖縄県の畑・その他は離島の平坦地での制度活用である。熊本県は、急傾斜の採草放牧地の面積が大きい点も特徴的である。

ここからは体制整備の取り組み別協定数についてみていく。第10図は、体制整備のA要件（5項目）の取り組み別協定数を示している。協定数は岩手県、島根県、福島県、大分県、宮城県の順に多い。総じて機械・農作業の共同化の

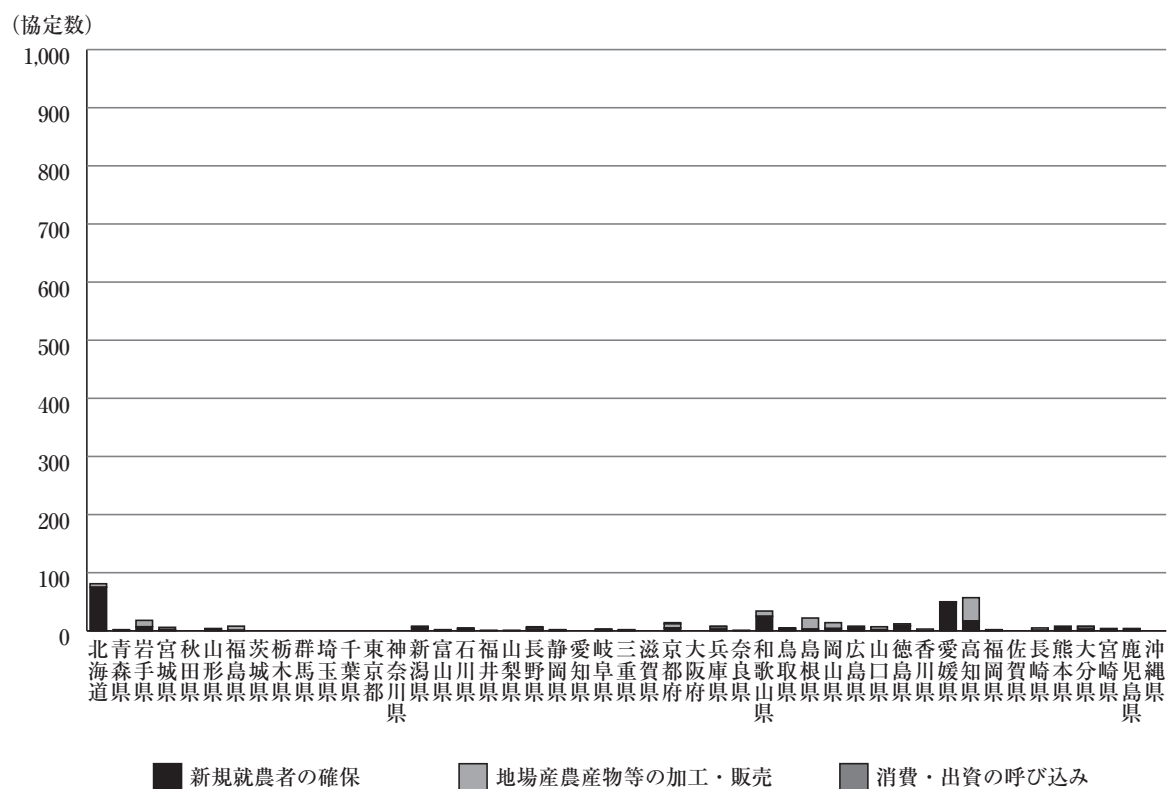


第10図 体制整備単価協定（A要件）の選択状況（2019年度：協定数）

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

取り組みが多いことがわかる。次いで農作業委託，担い手への農地集積が多い。集落営農に象徴されるように，農業機械や農作業の共同化は，比較的取り組みやすいものであることが推察される。他方で，担い手への農地集積や高付加価値型農業の実践などは，農業の持続性を考えるうえでは重要な取り組みではあるものの，一朝一夕には進めにくい取り組みであるだろう。

次に，第11図はB要件（3項目）の取り組み別協定数を示している。まず，A要件に比べてB要件の協定数が少ないことを指摘しなくてはならない。とはいえ，新規就農者の確保の取り組みが，北海道，和歌山県，愛媛県，高知県などで相対的に進展していること，地場産農産物等の加工の取り組みが，岩手県，島根県，岡山県，高知県などにおいて進展していること，などの特徴を指摘で



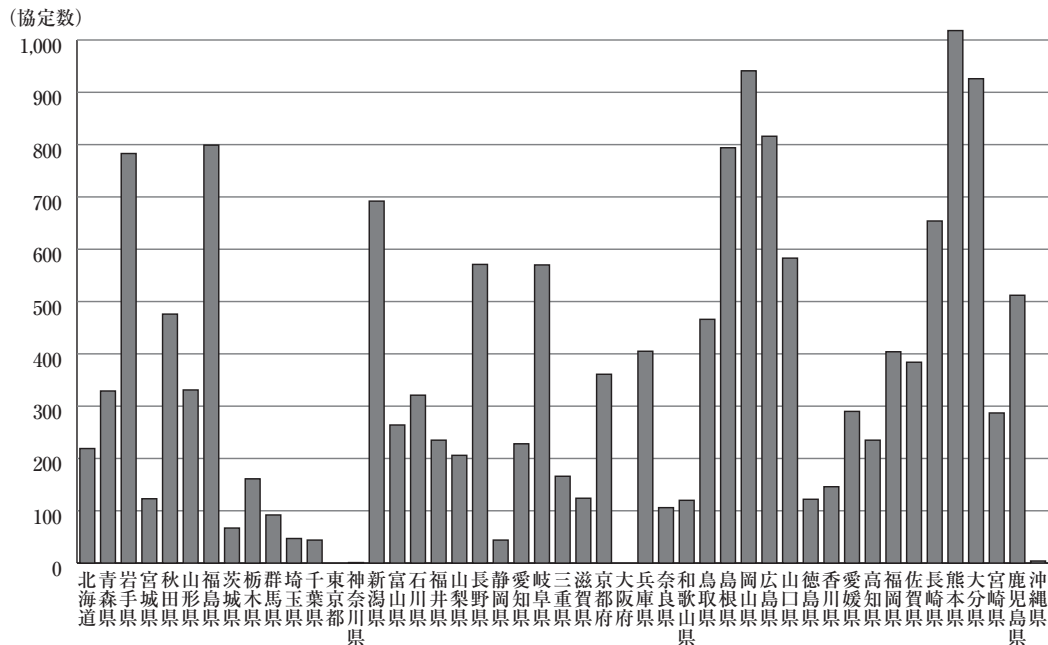
第11図 体制整備単価協定（B要件）の選択状況（2019年度：協定数）

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

きるだろう。

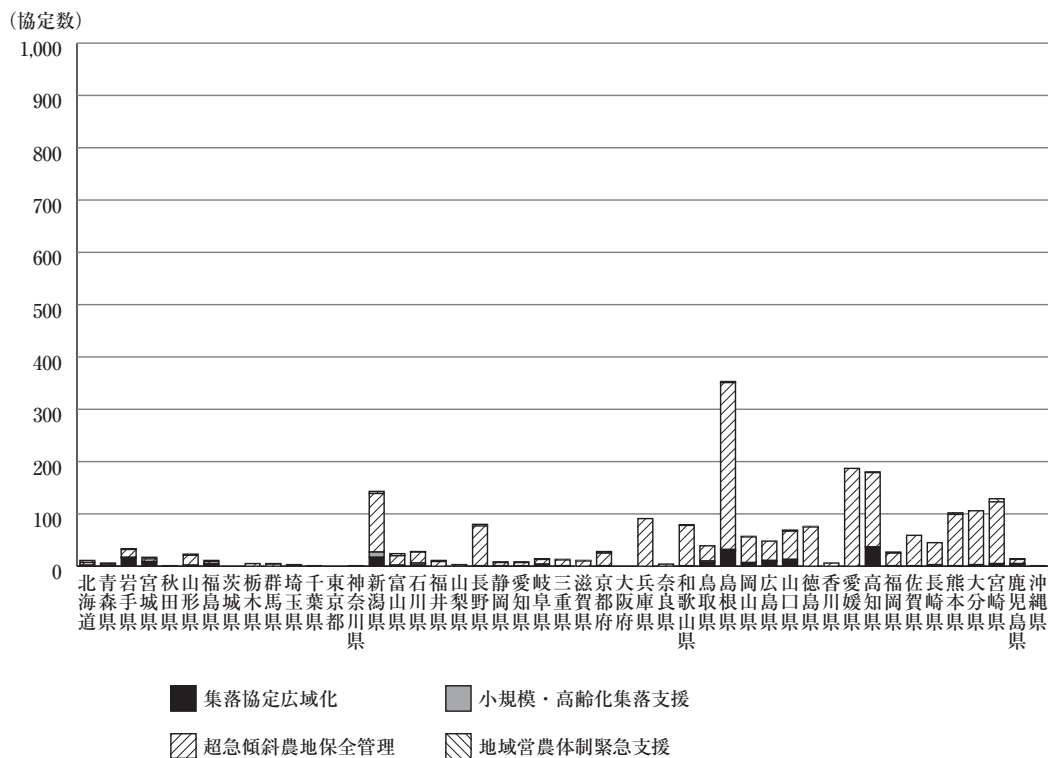
第12図に示したC要件（1項目）は、前章でも示した通り各都道府県において相対的に多く選択されている。東日本では岩手県、福島県、新潟県、長野県で、西日本では中国地方の各県や熊本、大分、長崎の各県などでそれぞれ協定数が多い。

さらに加算措置の取り組みをみると、協定数は圧倒的に超急傾斜農地保全管理が多い（第13図参照）。とくにこの取り組みは、西日本の各県で選択されていることもわかる。島根県や愛媛県、高知県など、各地域の耕地条件とそこでの営農の継続意思が反映していると考えられる。また、数は少ないものの集落協定広域化の取り組みが、高知県や島根県など一部の県においてみられる点にも注目しておきたい。



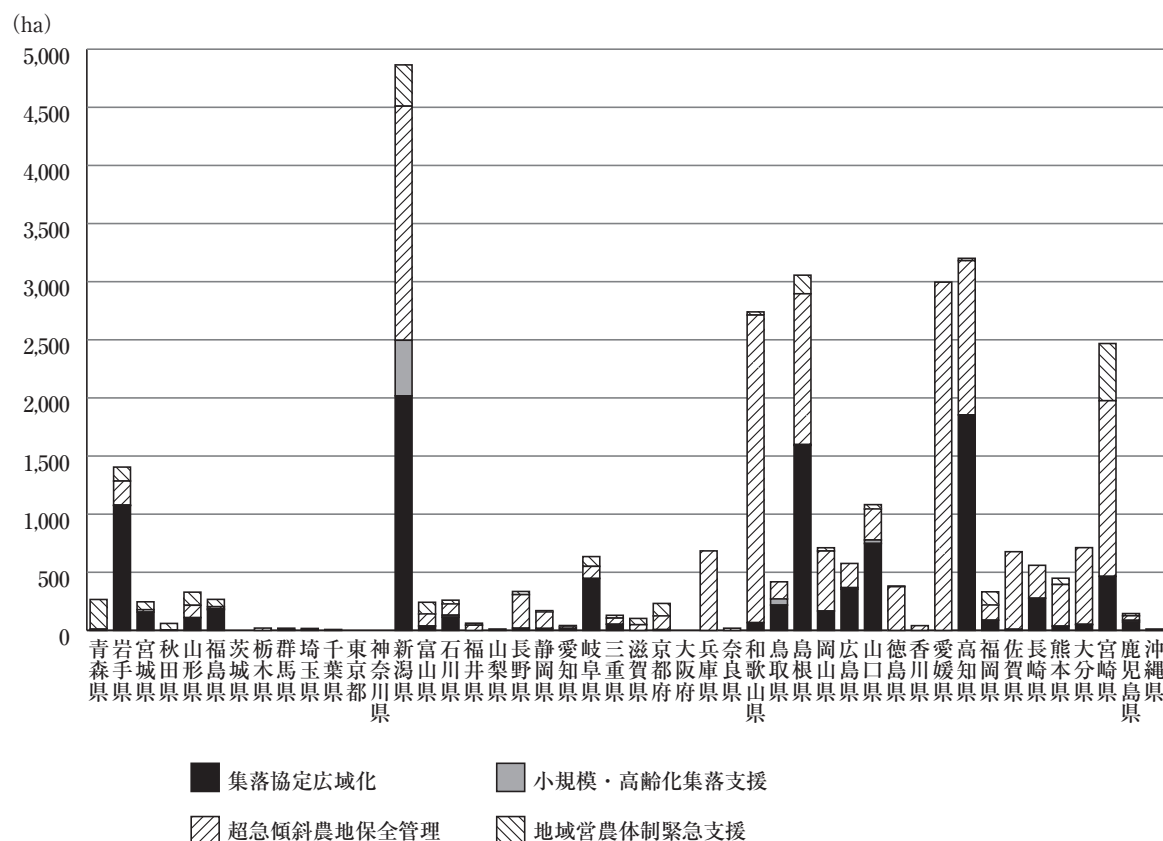
第12図 体制整備単価協定（C要件）の選択状況（2019年度：協定数）

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成



第13図 加算措置の活動項目別協定数（2019年度）

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成



第14図 加算措置の活動項目別協定面積（2019年度）

出典：農林水産省農村振興局（2020）「令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況」より作成

注．北海道の数値は次の通り。

集落協定広域化 8,486ha, 超急傾斜農地保全管理 29ha,

地域営農体制緊急支援 15,815ha。

同じ内容を面積でみたものが第14図である。北海道をはじめ岩手県，新潟県，島根県，高知県などで，集落協定広域化の面積の大きさが特筆される。また，西日本を中心に超急傾斜農地保全管理の面積が大きいことも改めて確認しておきたい。なお，北海道では2019年度に導入された地域営農体制緊急支援志向加算のうち，人材活用体制整備型と集落機能強化型がそれぞれ協定数は1件のみではあるものの，面積が前者の11,220ha，後者の4,510ha と大きな値となっており，新たな動きとして注目しておきたい。以上の実態を踏まえて，次章では中山間直払い制度の課題および今後の研究課題についてまとめることにしたい。

5. 中山間地域の持続可能な発展へ向けた中山間直払い制度の位置づけとその課題—今後の研究課題を含めて—

小田切（2016）は、橋口（2016）による中山間直払い制度の実施状況の分析を踏まえて、改めて制度の目的の明確化の重要性を指摘している。農林水産省の本制度の評価視点としていた4点、①耕作放棄地の発生防止、②多面的機能の維持増進、③将来に向けた農業生産活動等の継続的な実施、④集落機能の活性化、に対して、①と②はこの制度が直接の目的とする効果である一方で、③と④は政策評価の適切な指標ではないとしている（小田切，2016）。こうした指摘は、橋口（2010）が中山間直払い制度に「限界集落などへの対応策としての役割を当制度に求めるとすれば、それは枠組みを遥かに超越した難しい課題を委ねることになる」とし、「今後の当制度の対象地域の行方を考えるに当たっては、過度に当制度のみに依存せず、他の諸政策をも動員しなければ、地域の再生は困難であろう」という指摘と通底する。その点で北海道の水田・畑作地帯における中山間直払い制度を活用した耕作放棄の抑制効果を明らかにした高山・中谷（2011）などの研究の意義がある。とはいえ、後述するように集落の構成員の高齢化のなかで、こうした耕作放棄抑制効果は当面期待されるものであり、その継続性が問われている。

すでに多くの中山間直払い制度に関わる研究において、畑の交付面積率の低さすなわち畑作中心の集落における活動の低迷が指摘されているが、そうした傾向は今日より顕著になりつつある。また、集落構成員の高齢化も進行しており、集落協定役員の平均年齢は農林水産省農村振興局の試算によれば、第1期対策の最終年度に54.8歳であったものが、第2期対策の最終年度で59.5歳、第3期の最終年度で61.6歳、第4期対策の中間年度で64.3歳となっている（農林水産省農村政策局，2018）。高齢化や人口減少が進む中で制度活用が困難になる地域も多くなっており、そのことは第4期対策の協定数、協定締結面積の減少に現れてきている。橋口や小田切（ともに2016）が指摘するように、中山間地域の「新しい仕組みづくり」をつくり出す「地域づくり促進効果」を生み出した

めにも「総合的な施策」の必要性が求められることになる。「中山間地域の問題³⁾」は農業問題に限らないものの、岡橋（2013, 2020）は「中山間地域の持続可能な発展のあり方を展望するために、地域の環境や資源、国土利用に視野を広げていくこと」の重要性を説いており、そのなかで、農業をはじめとする第一次産業は、経済基盤としての重要性だけではなく国土利用という視点からも再評価される必要がある。

その点で、活動が縮小してきているとはいえ、次のような取り組みの実践例から、中山間地域農業および中山間地域の「新しい仕組みづくり」の実態を検証する必要があるのではないだろうか。例えば、岩手県や福島県、島根県などにみられる「担い手への（農地）集積」等の取り組み、愛媛県を中心にみられる「高付加価値型農業の実践」、北海道を中心に進んでいる「新規就農者の確保」、高知県を中心にみられる「加工」の取り組みなどである。これらは、「攻めの仕組みづくり」の一端を示しているように思われる。こうした取り組みが、本制度の活用を通してどのように進められているのかを検証する意義がある。他方で、北海道や新潟県、島根県、高知県などでみられる「広域連携」や「小規模・高齢者支援」、愛媛県を中心にみられる「超急傾斜地の農地保全」もまた、地域の実態に沿って生み出されている「新しい仕組みづくり」の一端を示している可能性がある。これらの実態の解明は今後の筆者自身の研究課題である。その際、地域側の視点から「新しい仕組みづくり」を診る場合、中山間直払い制度だけではなく、国や都道府県、市町村の施策とともにNPO法人などによる地域づくり活動との関連性など、まさに「総合的な施策」体系のなかで取り組みの形成や継続のメカニズムを明らかにする必要がある。これらの検討は、別途試みることにしたい。

付記

本小論を、めでたく古稀を迎えられた日本大学法学部 小倉 眞 教授に謹呈させていただければ幸いです。小倉先生には、長年にわたって農業問題研究についてご指導をいただくとともに、度重ねて公私にわたる相談にも乗っていただきました。先生のますま

すのご健勝を祈念申し上げるとともに、引き続き諸事にわたってご指導賜りたくお願い申し上げます。

本稿の一部は、経済地理学会関西支部例会（2020年2月：奈良大学）において発表したものである。当日、貴重なコメント等をいただいた諸先生方に厚く御礼申し上げます。本研究を進めるにあたっては、文部科学省の科学研究費基盤研究(B)「現代山村の存立構造とレジリエンス—山村の持続可能性の追究—」（代表：岡橋秀典教授：研究課題／領域番号 18H00771）を使用した。

注

- 1) 体制整備単価協定を結ぶことで、交付金単価は10割が交付されることになった。
- 2) 「集落協定のメンバーの高齢化や担い手不足が顕在化し、向こう5年間農地を荒廃から守りきれない危機感が高まっている」と論じた日本農業新聞の報道を受けて、小田切氏が指摘したものである（小田切，2016）。
- 3) 田代（1999）によれば、「中山間地域問題」は生産条件不利（マイナスの差額地代）の問題である一方で、「中山間地域の問題」は地域の減少にともなう問題として、両者を整理している。

参考文献・参考資料

- ・大内 力 編集代表・今村奈良臣編集担当 1993. 『「新農政」を斬る 日本農業年報39』, 農林統計協会, 243p.
- ・岡橋秀典 2013. 「定常型社会における山村の持続的発展と自然・文化資源の意義—東広島市福富町を事例として—」, 福島大学商学論集81-4, pp.39-56.
- ・岡橋秀典 2020. 『現代農村の地理学』, 古今書院, 122p.
- ・小田切徳美 2001. 「中山間地域等直接支払制度の現状と課題」, 梶井 功・矢口芳生 編 『「食料・農業・農村基本計画」の点検と展望 日本農業年報47』 農林統計協会, pp.26-44.
- ・小田切徳美 2001b. 「直接支払制度の特徴と集落協定の実態」, 21世紀の日本を考える14, pp.6-7.
- ・小田切徳美 2006. 「中山間地域の実態と政策の展開」, 小田切徳美・安藤光義・橋口卓也編 『中山間地域の共生農業システム—崩壊と再生のフロンティア—』, 農林統計協会, pp.1-15.
- ・小田切徳美 2016. 「＜私の読み方＞中山間直接支払制度をどう見るか」, 橋口著・小田切監修 『中山間地域直接支払制度と農山村再生』 筑波書房, pp.57-62.
- ・高山太輔・中谷朋昭 2011. 「中山間地域等直接支払制度による耕作放棄の抑制効果—北海道の水田・畑作地帯を対象として—」, 農業情報研究20-1, pp.19-25.
- ・田代洋一 1999. 「中山間地域政策の検証と課題」, 田畑保編 『中山間の定住条件と地域政策』 日本経済評論社, pp.177-221.

- ・農林水産省農村振興局 2015. 中山間地域等直接支払制度 第4期パンフレット.
- ・農林水産省農村振興局 2018. 中山間地域等直接支払制度 中間年評価【第4期対策】https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/pdf/4_ki_chukanhyouka_kekka.pdf（最終閲覧日：2020年10月10日）
- ・農林水産省 2019. 中山間地域等直接支払制度（第4期対策）の最終報告. https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-22.pdf（最終閲覧日：2020年10月10日）
- ・橋口卓也 2008. 『条件不利地域の農業と政策』, 農林統計協会.
- ・橋口卓也 2010. 「中山間地域等直接支払制度の評価と展望」, 農業経済研究82-4, pp.258-264.
- ・橋口卓也 2016. 『中山間直接支払制度と農山村再生』, 筑波書房, pp.1-56.
- ・橋詰 登 2016. 「農村地域政策の体系化と政策課題—中山間地域等直接支払制度に焦点を当てて—」, 農業経済研究88-1, pp.83-98.
- ・山下一仁 2001. 『—制度の設計者が語る—わかりやすい中山間地域等直接支払制度の解説』 大成出版社.

古地図からみた明治32年の 西山油田の石油鉱区分布

品 田 光 春

1. はじめに

明治期以降、地形図をはじめとする官製地図が整備されていく一方で、様々な民間地図¹も作成された。近代期を対象とした歴史地理学的研究において、民間地図が資料として重視され、これらを用いた研究成果も多く蓄積されつつある。筆者が専攻する歴史地理学的な鉱業地理研究においても、失われた鉱業景観の復原や、鉱区の地理的分布およびその所有関係を可視的に把握する上で、民間発行の鉱業関係地図は、地形図や地質図といった官製地図や、鉱業権申請者が申請時に国に提出した鉱区図²といった公的な地図と同様に有効な資料である。これまで筆者も、油田関連の民間地図を用いて、油田景観の復原や油田開発の実態について考察してきた³。

採取産業である鉱業は、地下に埋蔵されている鉱物を採取することにより成立する。鉱物の所有は、実際には鉱区の所有を媒介して行われる。鉱区とは、鉱業権の登録を得た一定の区域である。そして、所有する鉱区の良し悪しによって、鉱業生産力が規定される。また鉱業資本の拡大再生産にとって、鉱区所有の拡大や鉱区占有の集中による投資対象の確保は、資本自体の集積・再投資とともに、極めて重要な意義を有する。それゆえ、歴史地理学的な鉱業地理研究鉱業地理学にとっても、鉱区の地理的分布や所有関係およびその歴史的変遷に関する事実関係の把握は、最も基礎的かつ重要な作業として位置付けられ

る。

すでに1950年代に尾原⁴は、鉱業地理研究において鉱業権に着目する必要性を指摘していた。しかし、矢田俊文による戦後日本の石炭産業の合理化に関する経済地理学的研究⁵など、優れた研究成果も得られたものの、近代を対象とした歴史地理学的な鉱業地理研究においては、鉱業権・鉱区所有関係の問題を中心に考察した事例は極めて少ない。その理由として、歴史地理学の場合、過去の鉱業権者を対象とする必要があるが、それら鉱区関係の資料入手の困難さ⁶と、鉱業地理学の研究の関心が、主として鉱業自体の空間的諸問題よりも、鉱業活動に伴って形成される各種鉱山集落や鉱業地域社会にあった点が考えられる。

本稿で扱う石油業においても、原油生産を規定する鉱区とその所有関係の実態把握は重要な作業であることは言うまでもない。このような認識から筆者は、石油鉱区の分布・所有に関する研究を蓄積してきた⁷。特に、鉱区の形状や地理的分布を把握する上で地図資料は不可欠である。官製地形図では油井の大まかな分布は確認できるが、各鉱区の境界線は確認できない。また、鉱区図では個別の鉱区の形状や隣接する鉱区については確認できるが、油田全体など広域の鉱区設定状況を把握することはできない。さらに資料の残存状況からしても、広域の現存しない全鉱業権者の鉱区図を収集することは、きわめて困難である。その点、地域の鉱業の現状を広く紹介するために作成された、鉱区分布が記載された民間地図は、広域の鉱区所有の全体像を把握できる貴重な資料であろう。そこで、本稿では、新潟県刈羽郡の西山油田のほぼ全域を描いた民間発行の地図である、1899（明治32）年に発行された『刈羽郡石油坑区地図其一』（図1）（以下、『坑区地図』と略称）を用いて、同図の記載内容を検証しつつ、刈羽郡を中心とした西山油田の石油鉱区の分布とその所有状況から、当時の西山油田開発の動向の特徴について考察する。

『坑区地図』は、大塚専一の調査により1904（明治37）年に農商務省地質調査所が発行した『大日本帝国油田第三区地質及地形図』⁸よりも古く、筆者の知る限り、主題図として西山油田を描いた最初期の民間地図である。西山油田に



図1 『刈羽郡石油坑区地図其一』全体（縮小）

注 原寸：縦39cm横53cm 4色刷り，筆者所蔵。

において産油量が急増した最初のピークは1901（明治34）年（92,180kl）なので、『坑区地図』では，その直前の開発初期の西山油田の鉱区分布を把握できる。

2. 『刈羽郡石油坑区地図其一』について

『坑区地図』は，縦39cm横53cmの4色の彩色図である。1899年12月24日印刷，同28日発行，編集兼発行人は，刈羽郡比角村の金子兵二郎で，金子書籍店の発行である。定価は記載されていないが，市販されていた可能性もある。図郭内右中央には，この図の発行の経緯について，編者自身が以下のように記している。

「刈羽郡石油坑区地図ハ編者自ラ郡内ヲ闊歩視察シテ記録セル者ヲ基礎トシテ当業者ニ質シ勉メテ精確ヲ主トセシモ該業ノ變動時々ニ起リ実想容易ニ端倪ス可ラズ且ツ新ニ坑区ヲ出願シタルモノ、如キ或ハ本図ニ刷録セザルモ固ト是レ編ヲ重子版ヲ追フモノナルガ故ニ今回ハ僅カニ其ノ一部ヲ調査セシモノヲ出版セシモノニシテ隔靴ノ憾ニ堪ヘザルモ爾来改正増補シテ完全ナル全幅ノ地図トナシ諸君ノ便ニ反カサランヲ期ス幸ニ之ヲ諒セヨ」

つまり、この図は編者が自ら現地視察して得た記録を基に応急版として作成したものであるが、新規に出願した鉱区の採録漏れの不備もあるので、将来的に完全な改正増補版を出版したい、とのことである。図のタイトルに「其一」とあるが、その後「其二」あるいは改訂増補版が発行されたのか、現時点では確認できていない。

図のタイトルには「刈羽郡」とあるが、実際には刈羽・三島両郡の広義の西山油田のほぼ全域が収録されている。広義の西山油田とは、一般に新潟県中越地方の長岡を基準に東側に位置する東山油田に対して、西側に位置する油田の総称である。さらに背斜軸の油帯に沿って、いくつかの地区に区分される。『西山町誌』⁹によれば、西山油田は通常5～7列の油帯から構成されている。すなわち、「尼瀬石地油帯」・「宮川後谷油帯」・「長嶺鎌田油帯」・「中央油帯」・「高町油帯」の5油帯に分類され、さらに「尼瀬石地油帯」を「尼瀬油帯」と「石地油帯」に、「長嶺鎌田油帯」の北部を「別山油帯」に細分する場合もある。中でも JR 越後線の西側、西山駅から礼拝駅附近にかけて連なる長嶺鎌田油帯は最も多くの機械掘による油井が掘削され、明治・大正期の原油生産の中核を成した油田であった。この長嶺鎌田油帯が狭義の西山油田に相当する。『坑区地図』の編者の金子は、刈羽郡に隣接する尼瀬油田を広義の西山油田の一部として認識しなかったのか、この図には尼瀬油田の部分は描かれていない。

西山油田における石油産業の歴史は古く、中央油帯に位置する旧西山町大字妙法寺字草生水谷は、『日本書紀』に登場する「燃土・燃水」の献土地の候補として比定されている。江戸時代には、西山油田の刈羽郡内では妙法寺村や油

田村において、灯火用として原油の採取や手堀採掘が行われていた。また同郡の半田村では1853（嘉永5）年に、日本初のランビキ法による製油所が操業されたという。

明治期に入ると、石油業はしだいに企業的な近代産業として成長し、刈羽郡においても1888（明治21）年には尼瀬油田に隣接する石地村で、地元の内藤久寛・山口権三郎などの地主や商人を中心に公称資本金10万円（後に15万円に改正）の日本石油が設立された。これは、当時日本最大の石油会社であった。

明治30年代には西山油田内の尼瀬油田が衰退する一方で、新しく開発された長嶺鎌田油帯と宮川後谷油帯へ生産の中心が移行する。さらに、1898（明治31）年の北越鉄道の全通により柏崎地区が陸・海の結節地として交通の便が良くなったことなどの理由から、日本石油第2製油所をはじめとする大小多くの製油所や石油会社の本社が柏崎地区に立地した。日本石油も1899～1914（大正3）年まで柏崎に本社を置いた。大正期以降も西山油田は国内の主力油田であり続け、現在も地下深層部のグリーンタフからの天然ガスの生産が行われている。

『坑区地図』の凡例（「符号」）には、「川」、「郡界」、「道路（国県、町村）」、「町」、「駅」、「村」、「山」、「田及宅地」、「試掘区域線」、「橋梁」が区分されている。「試掘区域線」によって各鉱区の分布と形状が把握できる点がこの図の最大の特徴で、各鉱区に鉱業権者と思われる個人名や会社名が記載されている。凡例には「試掘」と表記されているが、各鉱区には「試掘地」あるいは「試掘」という表記以外にも、「特許地」あるいは「特許」と記載された鉱区もあるので、実際には採掘鉱区を含む全鉱区が記載されている。しかし、鉱業権者名しか記載されていない鉱区や、ただ「争願地」と記されるだけで、所有者が不明あるいは未確定の鉱区も散見される。各鉱区の登録番号は、記載されていない。また、地図の縮尺が不明なので、図上では正確な面積が計測できないが、各鉱区の配置や大小、さらに直線で区画された形状はおおまかに把握できる。図の作成過程で参照された資料は明らかにされていないが、おそらく各鉱業権者の鉱区図等を用いたのではないだろうか。また、凡例には記されていないが、油井らしき記号（「井」）が描かれている鉱区がある。このような鉱区では、単



図2 『刈羽郡石油坑区地図其一』「柏崎町比角村略図」部分（縮小）

注 原寸：縦39cm横53cm 4色刷り，筆者所蔵。

なる鉱区取得だけではなく，実際に原油生産が行われていた可能性が高い。

また、『坑区地図』の図郭内右上には，「柏崎町比角村略図」（図2）が収録されている。この付図も縮尺不明の簡略な図であるが，西山油田の原油を精製する多くの製油所が立地した柏崎駅付近の様子が描かれている。「日本会社」（日本石油），「日本製油」，「平野製油」といった個別の製油所が記載されているが，その他多くの小規模製油所は「製油諸会社」と一括されている。この付図は，西山油田の隆盛により「オイルシティー」化しつつあった柏崎の様子が描かれた貴重な都市地図でもある。

3. 明治32年における西山油田の石油鉱区分布と鉱業権者

図3は、『坑区地図』の中で、「試掘区域線」で鉱区が描かれている範囲を抽出したものである。図中の各鉱区に付された番号は、筆者が任意に加筆したものである。表1は図3で番号を付した各鉱区の鉱業権者名と、図上の記載事項の一覧表である。図上で「試掘区域線」で区分された一区画を1鉱区とみなして集計した結果、図中の西山油田のほぼ全域を何らかの鉱区が設定されており、全体で90鉱区が確認された。ただし、鉱区番号26では、石坂周造の試掘地、外山太吉外四人の試掘地、山岸直次郎の出願地が図上では1鉱区として描かれているが、おそらく試掘権を得た「試掘地」と、出願中と思われる「出願地」が混在しており、図上で確認できる鉱区の大きさや、いびつな形状からして、本来はそれぞれ別の3鉱区の可能性がある。石坂（周造か？）の特許地、日本会社（日本石油）、鉱業権者不明の争願地が図上では同一鉱区として描かれている鉱区番号29も同様である。しかし、現時点ではこれらの鉱区についての詳細が確認できないので、ここでは図上での区分を優先して、それぞれ1鉱区と見なす。その他、1鉱区に複数の鉱業権者名が記載されている鉱区は、共同で出願した単一鉱区と判断した。

全90鉱区の中で、具体的な坑場名が記載されているのは、日本石油宮川坑場（鉱区番号1）、蔵王石油・太平石油勝山坑場（鉱区番号19）、日宝石油後谷坑場（鉱区番号43）、蔵王石油中川出張所（鉱区番号55）、蔵王石油七日市坑場（鉱区番号78）、米山石油後谷坑場（鉱区番号79）、蔵王石油上岩井坑場（鉱区番号90）の7鉱区で、大手の日本石油や蔵王石油をはじめとする石油会社の所有鉱区である。特許地は、採掘特許を得た採掘鉱区である。この図が作成された1899年の時点で実際に原油生産が行われていたか定かではないが、少なくとも一度は生産が行われたことがある鉱区である。鉱区番号7、18、23、24、29、34、40、63、70の9鉱区で、日本石油・宝田石油のような大石油会社のほか個人所有の鉱区もある。図中の油井らしき記号は、鉱区番号1（6井）、3（2井）、28（3井）、29（2井）、39（11井）、40（2井）、41（4井）、43（2井）、55（5井）、56

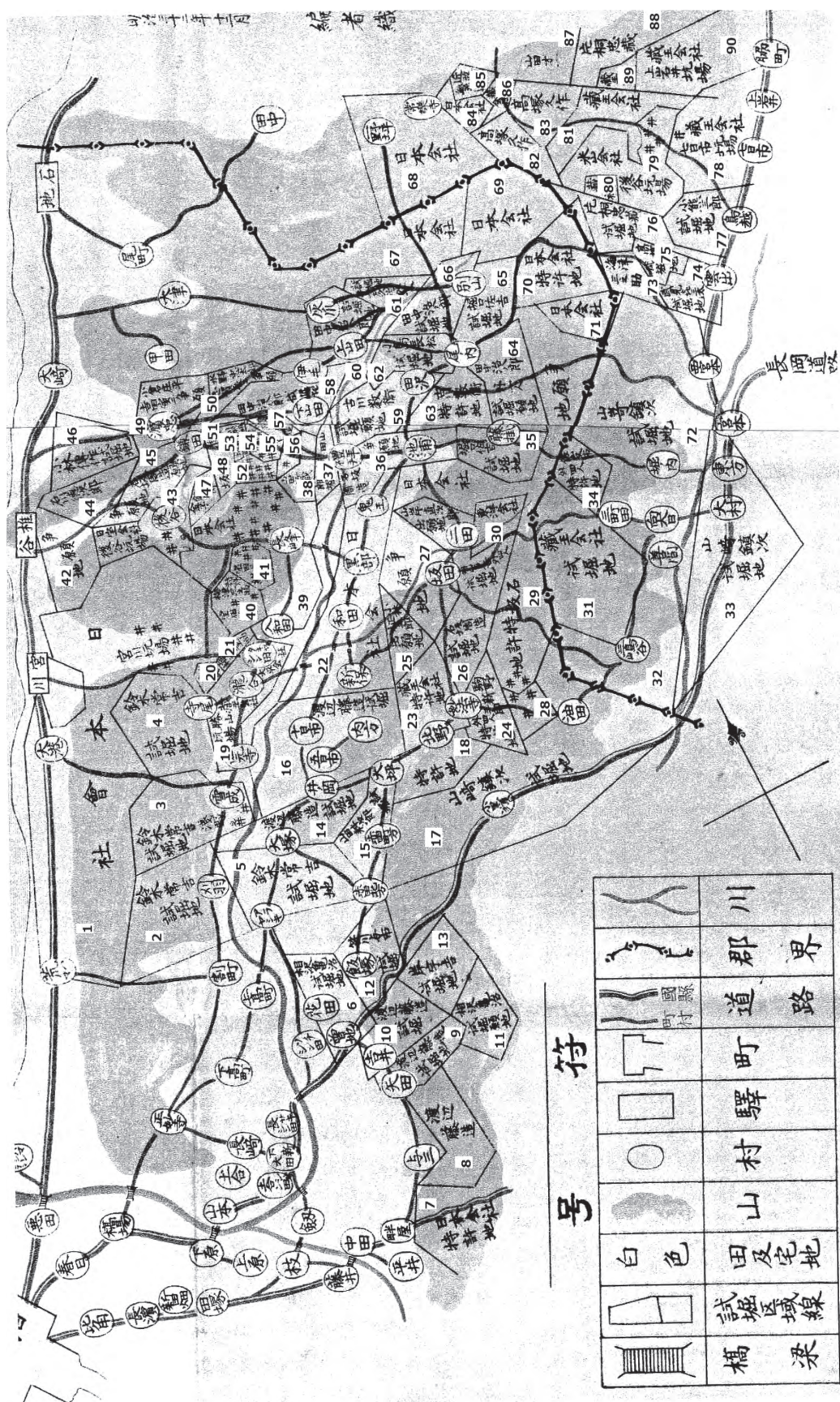


図3 『刈羽郡石油坑区地図其一』 西山油田 (刈羽郡・三島郡) 部分 (縮小)

表 1 刈羽郡石油鉱区一覧（明治32年）

鉱区番号	鉱業権者名	その他記載内容	鉱区番号	鉱業権者名	その他記載内容	鉱区番号	鉱業権者名	その他記載内容
1	日本会社	宮川坑場	30	東洋会社	試掘地	63	古川数衛	特許地
2	鈴木常吉	試掘地	31	蔵王会社	油井 6	64	田中治八郎外一人	試掘願地
3	鈴木常吉、浅野	油井 2	32	山崎鎮次	試掘地	65	堀口佐吉	試掘地
4	鈴木常吉	試掘地	33	山崎鎮次	試掘地	66	田中治八郎	試掘地
5	鈴木常吉	試掘地	34	佐山又市外四人	特許地	67	日本会社	
6	鈴木常吉	試掘地	35	堀口佐吉	試掘地	68	日本会社	
7	相沢亀治	特許地	36	石坂周造	争願地	69	日本会社	
8	渡辺藤造		37	山田耕次郎	試掘	70	日本会社	特許地
9	渡辺藤造	試掘地	38	山田竹藏		71	日本会社	
10	渡辺藤造	試掘	39	日本会社	油井11	72	山崎鎮次	試掘地
11	相沢亀治	試掘願地	40	梅津三之助、宝田会社	特許	73	海津三之助	
12	笹川与一	試掘	41	宝田長峰組合	油井 2、共同？	74	武見崑三太	試掘地
13	岸宇吉	試掘地	42	？	争願地	75	高橋	試掘地
14	渡辺藤造	試掘地	43	日宝会社	後谷坑場	76	片桐忠藏	試掘地
15	山田耕次郎	試掘	44	石川徳次郎	油井 2	77	小堀三郎	試掘地
16	渡辺藤造	試掘	45	石坂周造	願地、争願地	78	蔵王会社	
17	山崎鎮次	試掘地	46	小林傳作	試掘地	79	米山会社	油井 1
18	？	特許地	47	金子鉄次郎		80	蔵王会社	後谷坑場
19	蔵王会社、太平会社	勝山坑場	48	石坂		81	蔵王会社	
20	山岸直二良	共同？	49	小倉庄平、吉田寅二	争願	82	高塚久作	
21	梅津三之助		50	水野忠太郎、志賀辰二	争願	83	高塚久作	
22	日本会社		51	斉藤和平太、刈羽組		84	日本会社	
23	蔵王会社	特許地	52	矢島	油井 7	85	近藤繁造	
24	駒野新三郎外四人	特許地	53	小坂		86	蔵王会社	
25	小林権五郎	出願地	54	山岸		87	山田才一	
	石坂周造	試掘地	55	蔵王	中川出張	88	片桐忠藏	上岩井坑場
26	外山太吉外四人	境界不明	56	明治	油井 5	89	蔵王会社	
	山岸直次郎	出願地	57	渡辺藤造	油井11	90	蔵王会社	
27	？	争願地	58	田中治八郎	試掘地			
28	？	油井 3	59	古川数衛	試掘願地			
	石坂	特許地	60	田中治八郎	試掘地			
29	日本会社	油井 2、境界不明	61	井上戸久治外一人	試掘地			
	？	争願地	62	小島長松	試掘地			

資料：『刈羽郡石油坑区地図 其一』

注）鉱区番号は筆者が任意に設定した（図 3 に対応）。

鉱業権者名の「？」は記載なし。「油井」は図中に記載された油井記号の数。

(11井), 78 (1井), 79 (4井) の計12鉱区に53井が記載されている。特に日本石油 (鉱区番号39) と明治石油 (鉱区番号56) は, 1 鉱区内に11の油井が記載されている。これらの油井は, 必ずしも先に見た坑場名や特許地の記載がある鉱区の分布とは一致しない。図にあえて油井を書き込んでいることからすると, これらの多くは出油井である可能性が高い。したがって, 坑場名や特許地の記載がなく, また特に試掘地と明記されていない油井が表記された鉱区番号28, 39, 41, 56は採掘鉱区と見なすことにする。これら4 鉱区に, 先の坑場名や特許地の記載がある16鉱区を合わせた計20鉱区が, 西山油田の採掘鉱区の総数であるとする, 全90鉱区の約22.2%に過ぎない。つまり, 1899年時点で実際に原油生産が行われていた鉱区は全体の2割程度しかなかったということである。しかもその分布は, 明治30年代以降西山油田の原油生産の主力をなす宮川後谷油帯と長嶺鎌田油帯 (図3上部), さらに近代以前から開発が進んだ山間部の中央油帯 (図3下部の刈羽・三島両群の郡界付近) に集中している。

なお, 試掘地等の表記が一切ない鉱区 (鉱区番号8, 20, 21, 22, 30, 38, 44, 47, 48, 51, 53, 54, 57, 67, 68, 69, 71, 73, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89) は, 採掘鉱区である可能性も否定できないが, これら28鉱区を採掘鉱区に含めると, 先の20鉱区と合わせて48鉱区, 全体の約53.3%にもなり, 当時の西山油田の開発段階から見ても, やや多すぎる。また, これら表記のない鉱区は, 編者の金子が未調査の鉱区の可能性も考えられるので, 現時点では採掘鉱区として確定することはできない。

「試掘 (地)」あるいは「試掘願地」と明記された33鉱区 (鉱区番号2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 26, 31, 32, 33, 35, 37, 46, 58, 59, 60, 61, 62, 64, 66, 72, 74, 75, 76, 77) は, 期間限定の試掘鉱区であろう。鈴木常吉と浅野 (総一郎?) が所有する試掘鉱区 (鉱区番号3) 以外の試掘鉱区には油井が描かれていないので, これらの鉱区で実際に試掘井の掘削などの探鉱活動が行われていたのかは不明である。

図上の鉱区の設定状況を見ると, 経験的に出油が期待できる主要油帯沿いでは, 開発初期のこの時点で, すでに新規に鉱区を設定する余地はほとんど残っ

ておらず、既存の鉱区の買収以外に鉱区を新規獲得あるいは拡大することは困難だったに違いない。鉱業権は先願主義に基づく独占的・排他的な権利なので、当初から自力での開発を行わず、転売目的で取得した鉱区も多かったのではないだろうか。実際に複数の「争願地」（鉱区番号27, 29, 36, 42, 46, 49, 50）があり、鉱区獲得競争が激化しつつあった様子がわかる。

複数鉱区を所有している鉱業権者（共同所有も含む）の中で、日本石油（鉱区番号1, 7, 22, 29, 39, 67, 68, 69, 70, 71, 84, 計11鉱区）、蔵王石油（鉱区番号19, 23, 31, 55, 78, 80, 81, 86, 89, 90, 計10鉱区）が突出して多い。

『坑区地図』が作成された1899年は、日本最大の石油会社である日本石油は、衰退しつつあった尼瀬油田に代わって刈羽郡内の西山油田に開発の中心をシフトさせ、本社を尼瀬から柏崎に移転して会社の経営規模も拡大し、原油生産を増加させつつあった時期である。日本石油が原油生産の中核として、西山油田で活発な鉱業活動を展開していた様子が、同社の鉱区所有の多さに反映されている。特に長嶺鎌田油帯と宮川後谷油帯に優良鉱区を所有していた。

日本石油に次ぐ鉱区を所有していた蔵王石油は、1894（明治27）年に三島徳三らによって、長岡にて資本金7万5000円で設立された。1902（明治35）年にアメリカ資本のインターナショナル石油に買収されるまでは、日本石油や宝田石油に次ぐ規模の石油会社であった。特に長嶺鎌田油帯の鎌田油田に優良鉱区を所有していた。

日本石油の次ぐ規模の石油会社である長岡の宝田石油は、東山油田が生産の主力で西山油田には後発的な参入であった。宝田石油は、後に中小石油会社や組合の大合併を経て日本石油を同程度の大石油会社に成長するが、1899年の時点では、西山油田にはわずか2鉱区（鉱区番号40, 41）を有するのみである。

個人鉱業家（共同所有含む）でも、複数の鉱区を所有している者も複数確認できる。鈴木常吉（鉱区番号2, 3, 4, 5）、渡辺藤造（鉱区番号8, 9, 10, 14, 16, 57）、石坂（周造）（鉱区番号26, 29, 36, 45, 48）が目立つ。これらは全て試掘鉱区または争願地である。

静岡県相良出身の石坂周造は、明治初期から油田開発に積極的に参画し、

1871（明治4）年に長野石炭油会社を設立し、長野県や静岡県で石油事業を展開した。彼は、1872（明治5）年に尼瀬油田で綱式削井機を用いて機械掘を試みるが、雇用した外国人技師の技術的な未熟もあり、失敗した。その後も彼は西山油田の開発に積極的に関与し続ける。鎌田油田の本格的な開発は1899年の石坂周造の鎌田3号井における大噴油（鉦区番号48か?）によって始まったが、その後、石坂が門戸解放を唱えて自己所有鉦区の一部を蔵王石油、五菱組などに割譲し、残る部分において希望者の共同削井を許したため、鎌田油田における中小石油会社・組合の急増を招くことになる。

多くの鉦業権者によって細分化された鉦区所有は、油田の場合は鉦区境での競争的な油井掘削による無計画な乱開発を招く危険性がある。『坑区地図』で見ると、西山油田の主要油帯ではほぼ全域に鉦区が複雑に入り組んで設定されており、すでに開発初期段階において乱開発が広範囲で引き起こされる可能性があったことがわかる。

なお、『坑区地図』では、大正末期から昭和初期に開発される高町油帯（図3左上、「上高町」、「下高町」、「割町」付近）には、まだ鉦区が設定されていない。当時の石油鉦業者にとってこれらの地域は、まだ出油の可能性のある西山油田の一部とは認識されていなかったようである¹⁰。

4. おわりに

本稿では、新潟県刈羽郡の西山油田のほぼ全域を描いた最初期の民間発行の地図である『坑区地図』を用いて、同図の記載内容を検証しつつ、刈羽郡を中心とした西山油田の石油鉦区の分布とその所有状況から、当時の西山油田開発の動向の特徴について考察した。本稿で得られた知見は、以下の点である。

『坑区地図』は、1899年に編者の金子兵二郎が自ら現地視察して得た記録を基に応急版として作成した地図であり、尼瀬石地油帯を除く刈羽・三島両郡の広義の西山油田のほぼ全域が収録されていた。記載内容が不明瞭な点が散見されるが、「試掘区域線」によって各鉦区の分布と形状、さらに各鉦区に鉦業権

者と思われる個人名や会社名や油井が記載されている点が、この図の最大の特徴である。

『坑区地図』に記載されている全90鉱区の内、20鉱区で原油生産が行われた採掘鉱区の可能性が高く、これは全体の2割程度であった。しかもその分布は、明治30年代以降西山油田の原油生産の主力をなす宮川後谷油帯と長嶺鎌田油帯、古くから開発が進んだ山間部の中央油帯に集中していた。大石油会社である日本石油と蔵王石油が多くの鉱区を所有していたが、石坂周造のような個人の鉱業権者でも複数鉱区を出願・所有し、積極的に油田開発に参入する者もいた。

経験的に出油が期待できる主要油帯沿いでは、開発初期の1899年の時点で、すでに新規に鉱区を設定する余地は、未開発の高町油帯を除くとほとんど残っていなかった。したがって、遅れて開発に参入する鉱業者は、既存の鉱区の買収以外に、鉱区を新規に獲得あるいは拡大することは困難な状況であった。また、ほぼ全域に鉱区が複雑に入り組んで設定された西山油田では、すでに開発初期段階において乱開発が広範囲で引き起こされる可能性があった。

今回取り上げた『坑区地図』は、明治30年代前半の西山油田の開発が急速に進展しつつある時期において、各鉱業権者の鉱区分布の全体像を可視化して把握できる、現時点では唯一の貴重な地図資料である。しかし、公的地図と異なり、この地図は作成方法や地図表現のルールも不明瞭である。また、この図が作成された経緯や、当時実際どのように活用されていたのかなど、不明な点は多い。これらについては、今後のさらなる資料調査で明らかにしていきたい。

本小論を、このたび日本大学法学部を退職される小倉眞先生に謹呈するとともに、ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

文献

- 尾原信彦「地理学の研究対象としての鉱業並びにその研究方法について」、社会地理、1950年、29巻10号、2－5頁。
- 品田光春「採掘鉱区の推移からみた明治中期の新潟県における油田開発」、地理誌叢、40巻2号、1999年a、65－76頁。

- 品田光春「企業勃興期の新潟県における石油会社の立地と鉱区所有からみた地域間関係」, 季刊地理学51巻4号, 1999年b, 291-305頁.
- 品田光春「明治期における油田開発と鉱業地域形成—新潟県西山油田を事例に—」, 歴史地理学, 41巻3号, 1999年c, 1-20頁.
- 品田光春「明治前期の新潟県における油田開発—『鉱山借区一覧表』の分析を中心として—」, 東北学院大学東北文化研究所紀要, 33号, 2001年, 83-101頁.
- 品田光春「歴史地理学的資料としての鉱区図」, 地理誌叢45巻1号, 2003年, 49-58p.
- 品田光春「民間地図に描かれた油田景観—新潟県西山油田を事例に—」, 地理誌叢, 45巻2号, 2004年, 60-68頁.
- 品田光春「鉱業権者の変遷からみた新潟県の油田開発」, 山根 拓・中西僚太郎編『近代日本の地域形成 歴史地理学からのアプローチ』, 2007年, 青海社, 127-148頁.
- 品田光春「もう一つの『西山油田図』」, 高崎商科大学紀要, 23号, 2008年, 185-195頁.
- 品田光春「近代日本の石油会社発行の事業案内小冊子」, 高崎商科大学紀要, 24号, 2009年, 187-199頁.
- 品田光春「『越後石油地図』について」, 地理誌叢, 52巻1号, 2010年a, 21-26頁.
- 品田光春「古地図に描かれた明治期の新潟県北蒲原郡南部の鉱山分布」, 高崎商科大学紀要, 25号, 2010年b, 215-224頁.
- 品田光春「大正期の新設石油会社による鉱区調査—出羽石油株式会社を事例に—」, 高崎商科大学紀要, 26号, 2011年, 163-168頁.
- 品田光春「出羽石油株式会社の設立と鉱区買収」, 高崎商科大学紀要, 27号, 2012年, 127-133頁.
- 品田光春「昭和初期の高町油田に関する地図資料」, 高崎商科大学紀要, 28号, 2013年, 161-171頁.
- 品田光春「古地図に描かれた大正期の長岡市における石油産業の立地状況」, 高崎商科大学紀要, 29号, 2014年, 131-137頁.
- 品田光春「鳥瞰図に描かれた油田」, 高崎商科大学紀要, 30号, 2015年, 81-89頁.
- 品田光春「『古志郡浦瀬石油借区略図』からみた1892年の東山油田の借区所有状況」, 地理誌叢, 59巻2号, 2018年, 47-52頁.
- 品田光春「明治期の尼瀬油田開発に関する古地図」, 高崎商科大学紀要, 33号, 2018年, 161-167頁.
- 品田光春「近代日本の油田開発における海浜・海底」, 歴史地理学, 63巻1号, 2019年, 116-130頁.
- 中西僚太郎「明治～昭和初期の千葉県における民間地図の種類と記載内容の特色」, 千葉大学教育学部地理学研究報告, 12号, 2001年, 21-35頁.
- 西山町誌編纂委員会編『西山町誌』, 1963年, 西山町役場.
- 矢田俊文「合理化による石炭資源の放棄—常磐炭田の例—」, 経済地理学年報, 13巻1号, 1967年, 1-19頁.
- 矢田俊文「石狩炭田における合理化の実態」, 人文地理, 24巻, 1972年a, 268-308頁.

矢田俊文「石炭産業合理化と鉱区再編成—資本による石炭資源の取捨選択—」, 経済地理学年報, 18巻2号, 1972年b, 1-22頁.

矢田俊文『戦後日本の石炭産業』, 1975年, 新評論.

- 1 本稿では中西（2001）同様に，国や地方公共団体以外の個人や組織が発行者もしくは発行所となっている地図を民間地図とする。
- 2 鉱区図の歴史地理学的資料としての意義については，品田（2003）を参照。
- 3 品田（2004, 2008, 2009, 2010a,b,2013, 2014, 2015, 2018）。
- 4 尾原（1950）。
- 5 矢田（1967, 1972a, b）をはじめとする一連の業績は，矢田（1975）に集約されている。
- 6 矢田（1972）では，従来の石炭産業合理化分析において，「石炭資本が合理化の強行に際して，最も重視した一つである炭層＝資源の取捨選択の過程に関する分析は完全に欠落している」と指摘した上で，その理由の一つとして，「この部面での資料収集が「企業秘密」の壁にぶつかってとくに困難であること」をあげている。基本的に過去の鉱業権者を対象とし，資料的な制約の大きい歴史地理学的研究においては，このような調査はより困難であり，当該分野の研究不振の一因となっていると思われる。
- 7 品田（1999a, b, 2001, 2003, 2007, 2011, 2012, 2013, 2018）。
- 8 品田（1999c, 2019）では，同図を用いて油井分布について考察した。
- 9 西山町誌編纂委員会（1963）661-669頁参照。
- 10 高町油田の開発については，品田（2013）を参照。

北海道猿払川丸山湿原において採取された 表層堆積物中における植物珪酸体組成

田 代 崇

1. はじめに

北海道の湿原では、気候的または地史・地形的特性の影響により、地形の発達様式や植物・動物などの多様性がきわめて高いことが報告されている（辻井・橘, 2003¹⁾）。特に道北宗谷郡猿払村に位置する猿払川周辺の湿原に繁茂する植生群の多様性は、他に類を見ない特異な状態を形成している。河川周辺に点在する湿原は、北海道の低地に分布する湿原のなかでも、人為的影響の小さい原初の姿を多く残している。加藤ほか（2011）²⁾によれば、同湿原群には周北極域に広く分布する氷河期の遺存種ムセンスゲ（*Carex livida*）が広く分布しており、その生育状態から湿原中のムセンスゲ分布域において緯度・標高共に大きく異なる北米大陸高緯度地域の湿原と類似する希少な環境が形成されていることを指摘している。矢野ほか（2016）³⁾では、こうした希少な環境を保持する湿原の成立時期の解明を目的とし、手掘りボーリング（シンウォール及びロシアンサンプラー）により採取した泥炭堆積物の大型植物遺体分析により、過去約4,500年間の猿払川丸山湿原における大型植物組成を復元した。この結果、少なくとも約1,400年前以降に河川の氾濫が少なくなることで安定的に泥炭の堆積が進み、地下水位の相対的変動の少ない現在の様な湿原景観が形成され始めた可能性を指摘した。本研究では、従来の大型植物化石や花粉化石を用いた植生景観の復元において補うことのできない局所的空間スケールにおける数十

年オーダーの植生変化を補完するため、湿原内に卓越する植生を対象とし、卓越種の形成する植物珪酸体の形態的特徴とその植物生態学的考察をおこない、対象地域における古環境復元試料としての有用性を議論した。

2. 試料採取地点の概要

研究対象となる猿払川丸山湿原 (N45° 10'12, E142 07'09) は、北海道北部宗谷郡猿払村に位置する猿払川流域の丘陵地中における河川の氾濫原に形成された湿原である。湿原の分布 (図1) は、中流域から下流域にかけ複数点在しており、それぞれの湿原の形成年代が異なることが指摘されている (猿払村史編集発行委員会編 1976)⁴⁾。猿払川流域の地形は、中流域から下流域にかけて階段状のテラスが連続する地形が形成されており、それぞれのテラス上に河川の氾濫が及ばず降水のみで涵養される高層湿原が多く発達している点が特徴として挙げられる。試料採取地点 (図1) は、湿原中央部の丸山 (標高35m) を中心とした猿払川中流域に分布する高層湿原である。湿原中央には、管理用の道路および排水用の側溝が設置されており、ここを中心に高さ1.5m 程度のササ (チマ

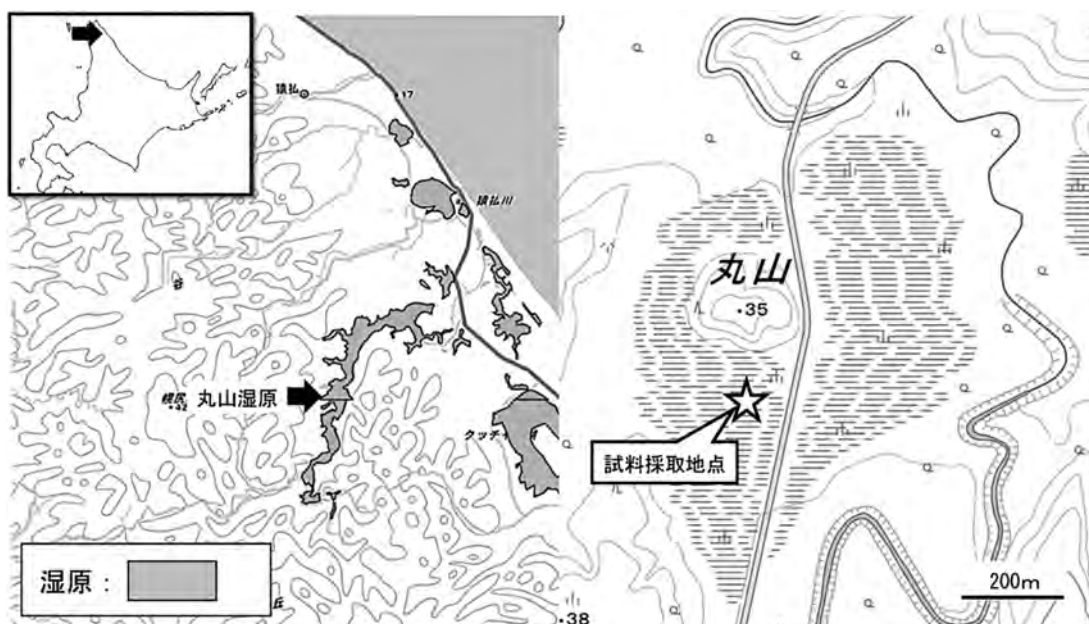


図1 猿払川周辺の湿原及び丸山湿原の位置



左上：チマキザサ群落

右上：試料採取地点より丸山を望む

右下：表層堆積物の掘削

図2 試料採取地点の植生景観

キザサなど）や2 m ほどのヨシが繁茂しており，その外側に高さ0.5m程度のヤチヤナギやハンノキが点在している。更に外側の地下水位が高い地点には，スゲ属やワタスゲなどが優占する湿生草本群落が広がっている。

3. 分析試料と研究方法

本研究では，植物珪酸体を用いた古植生環境復元をおこなう前段階として，現生植物中の植物珪酸体の生産量と表層堆積物中（約0.15m深）の植物珪酸体残存量を検出し，現生の植植物群中の植物珪酸体組成と現在に近い最も近い時代において生育していた植物により生成された表層堆積物中の植物珪酸体組成を比較した。植物珪酸体分析は，草本類の中でも珪酸を多く吸収・蓄積する傾向にあるケイ酸植物の卓越する湿地において，植物珪酸体を用いた環境復元は有

効な手段と考えられる。また、本研究で用いる分析方法は、従来の大型植物化石を用いた植物種の同定が困難とされる分解の進んだ泥炭地においても植生復元が可能であると考えられる（近藤, 2010⁵⁾, Kawano et al., 2007⁶⁾）。現生植物試料の採取は、猿払川丸山湿原内（100m²）の任意の地点において代表的な植物群落中の優占種より採取した。採取する植物の葉身は、珪酸体蓄積量の比較的多いとされる落葉前の個体を中心に1植物に対し20枚の葉身を採取した。植物珪酸体の分離・抽出は、30%の過酸化水素水（H₂O₂）を用いた湿式灰化法による有機物分解をおこなった後に、超音波処理（40kHz, 5分）と沈定法による5μm以下の微粒子の除去をおこない、封入前に塩酸（HCl）による漂白作業を施した後でプレパラート作成をおこなった。

表層堆積物は、湿原内に立ち入ることの容易な冬季において、湿原内に整備された道道の西約15m地点（N45° 10'07.3", E142° 08'04.4"）にて手動式サンプラーを用いて採取した。植物珪酸体の分離・抽出は、電気マッフル炉（550℃, 6時間）を用いた乾式灰化法をおこなった後に、超音波処理（40kHz, 5分）と沈定法（5μm以下の微粒子除去）を複数回実施し、プレパラート作成をおこなった。プレパラート封入時の溶剤は、カバーガラスによる試料固定後の流動性を確保するためオイキットを用いた。植物珪酸体の計数は、現生植物・表層堆積物ともに杉山（2000）⁷⁾のガラスビーズ法に基づき、偏光顕微鏡下（倍率×400）で、ガラスビーズのカウント数が400個以上になるまでおこなった。顕鏡は、植物ごとに10枚ずつおこない、平均出現率を示した。なお、顕鏡された植物珪酸体中の破損を受けた個体に関しては、外形の判別が不可能な場合のみ分類不能とした。

堆積物の年代は、直下0.5m部分より既報のテフラ（Ta-a:AD1739）が観察されている（矢野ほか, 2016³⁾）。また、このテフラの年代値より求められる平均堆積速度（0.17cm/yr）より、本試料は約90年間かけて堆積したものと推定される。

4. 研究結果

群落を形成する現生植物の植物珪酸体分析をおこなった結果（図3）、採取し

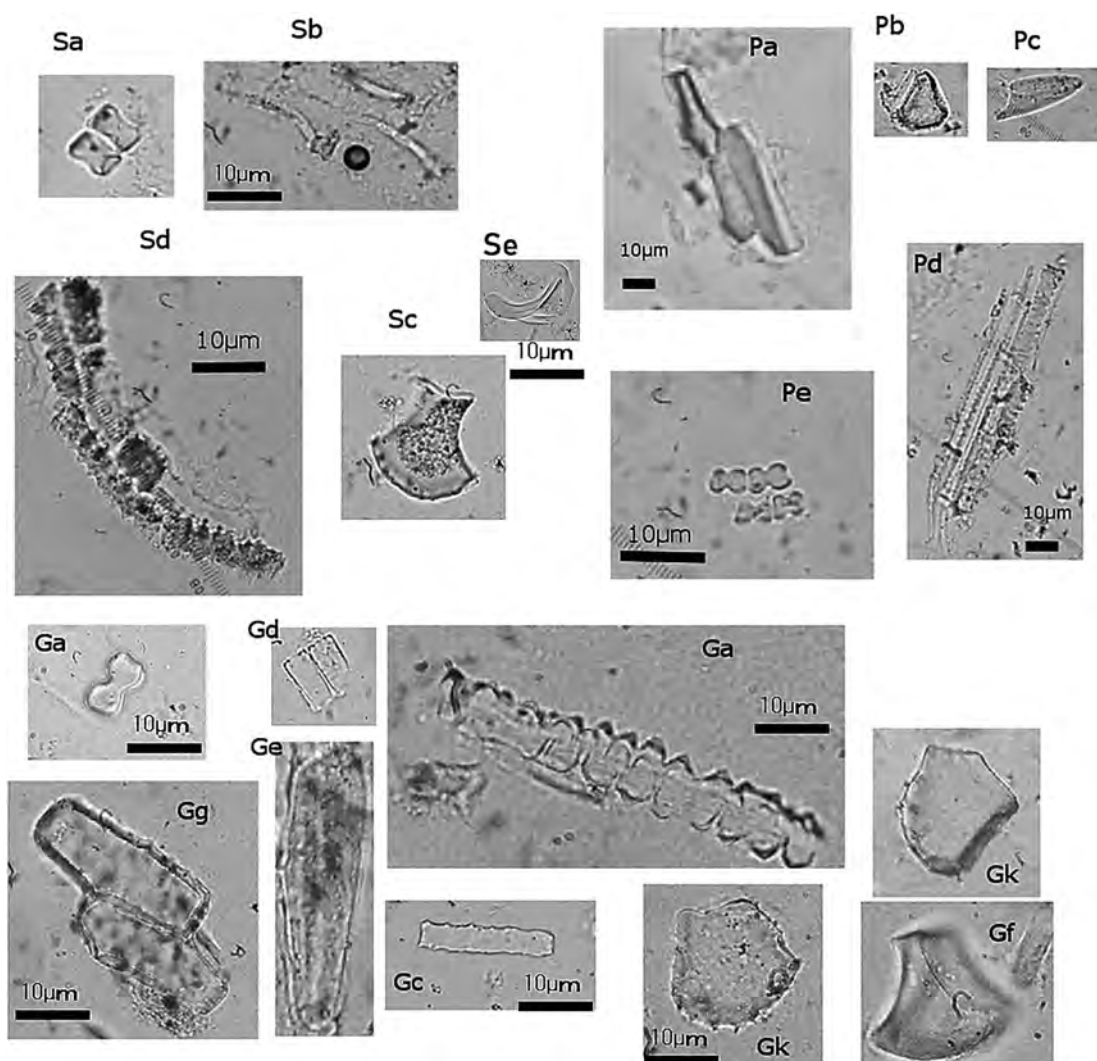


図3 抽出された植物珪酸体

・チマキザサ (*Sasa veitchii* var. *hirsuta*)

Sa：短細胞由来ヒゲシバ型，Sb：ミクロヘア由来パイプ状，Sc：ファン型（亜種），
Sd：長細胞由来棒状型，Se：表皮細胞由来カレイ状

・ヨシ (*Phragmites australis*)

Pa：長細胞由来棒状型（亜種Ⅰ），Pb：ファン型（亜種），Pc：プリッケルヘア型，
Pd：長細胞由来棒状型（亜種Ⅱ），Pe：短細胞由来アレイ型

・ヤチスゲ (*Carex limosa* L.)

Ga：短細胞由来ヒゲシバ型，Gc：長細胞由来棒状型，Gd：不明，Ge：プリッケルヘア型，
Gf：機動細胞由来ファン型，Gg：直方体型，Gk：ファン型（亜種）

た全14種類の植物（草本類11種類，木本類3種類，表1）のうち3種類の植物から植物珪酸体が検出された。ヨシ (*Phragmites australis*) は，直方体型が約10%，

表 1 湿原中より採取された植物のリスト

	和名	学名
草本類	チマキザサ	<i>Sasa veitchii</i> var. <i>hirsuta</i>
	ハイイヌツゲ	<i>Ilex crenata</i> Thunb. Var. <i>radicans</i> (Nakai) Murai
	ヒメシャクナゲ	<i>Andromeda polifolia</i> L.
	ホロムイスゲ	<i>Carex middendorffii</i> F.Schmidt
	ヤチスゲ	<i>Carex limosa</i> L.
	ワタスゲ	<i>Eriophorum scheuchzeri</i> Hoppe
	ヤチカワズスゲ	<i>Carex omiana</i> Franch. Et Sav. Var. <i>omiana</i>
	イトナルコスゲ	<i>Carex laxa</i> Wahlenb.
	アオスゲ	<i>Carex leucochlora</i> Bunge
	コハリスゲ	<i>Carex hakonensis</i> Franch. Et Sav.
	ゼンテイカ	<i>Hemerocallis dumortieri</i> C. Morren var. <i>esculenta</i> (Koidz.) Kitam. Ex M.Matsuoka et M. Hotta
	ヨシ	<i>Phragmites australis</i>
木本類	シラカンバ	<i>Betula platyphylla</i> Sukaczew var. <i>japonica</i> (Miq.) H. Hara
	ケヤマハンノキ	<i>Alnus hirsuta</i> (Spach) Turcz. Ex Rupr. Var. <i>hirsuta</i>
	ツルコケモモ	<i>Vaccinium oxycoccos</i> L.

機動細胞由来ファン型が約10%, プリッケルヘア型が10%, 長細胞由来棒状型が約10%, 短細胞由来ヒゲシバ型が約60%であった。チマキザサ (*Sasa veitchii* var. *hirsuta*) は, 短細胞由来タケ型が約60%, ミクロヘア由来パイプ状が約25%, 機動細胞由来ファン型が約25%, 棒型が約10%, 表皮細胞由来カレイ状約25%であった。ヤチスゲ (*Carex limosa* L.) は, 短細胞由来アレイ型が約65%, 長細胞由来棒状型が約20%, ファン型 (亜種) が約10%, それ以外の型 (プリッケルヘア型, 機動細胞由来ファン型, 直方体型, ミクロヘア由来パイプ状) が約5%であった。

湿原の表層堆積物中 (約0.15m深) の植物珪酸体分析をおこなった結果 (図4), ヤチスゲ (*Carex limosa* L.), チマキザサ (*Sasa veitchii* var. *hirsuta*), ヨシ (*Phragmites australis*), ワタスゲ (*Eriophorum vaginatum*) の4種類の植物珪酸

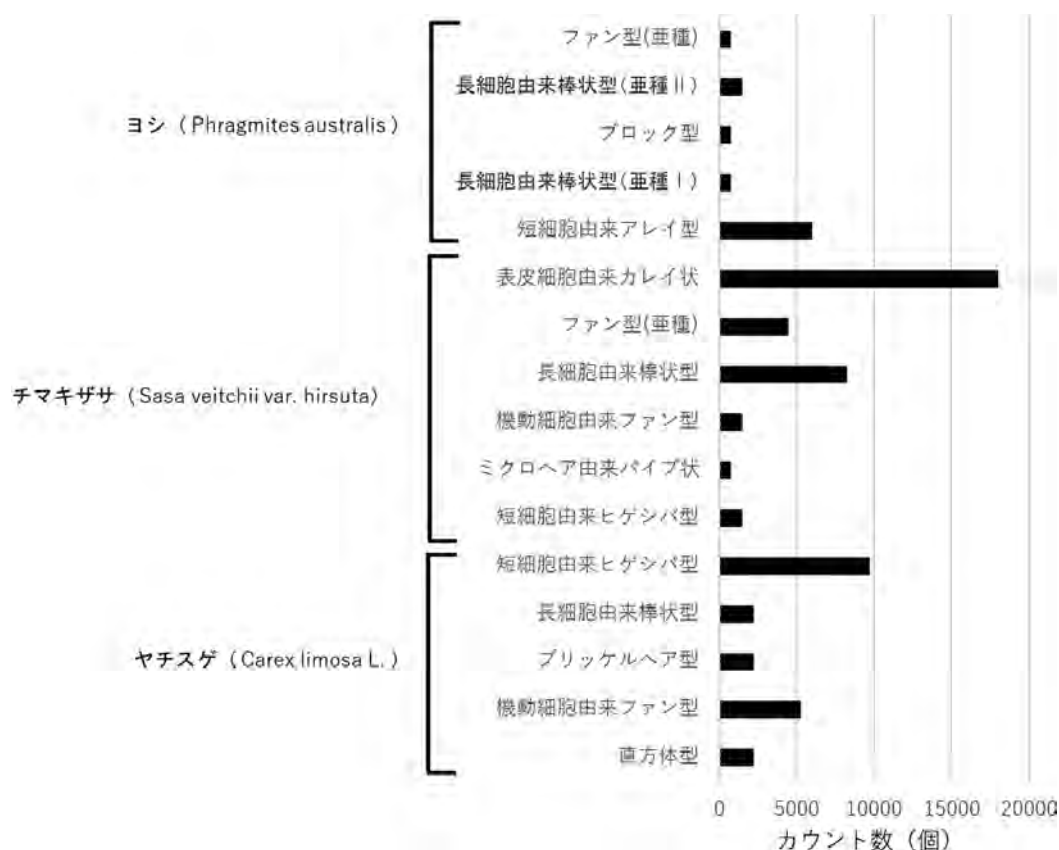


図4 表層堆積物中（15cm）から検出された植物珪酸体組成

体が検出された。ヤチスゲ (*Carex limosa* L.) は、短細胞由来ヒゲシバ型が約6000個（62%）、長細胞由来棒状型が約750個（8%）、棒状型（亜種）が約1500個（15%）、由来不明のブロック型が約750個（8%）、ファン型（亜種）が約750個（8%）であった。チマキザサ (*Sasa veitchii* var. *hirsuta*) は、短細胞ヒゲシバ型が約1500個（4%）、マイクロヘア由来パイプ状が約750個（2%）、機動細胞由来ファン型が約1500個（4%）、長細胞由来棒状型が約8250個（24%）ファン型（亜種）が約4500個（13%）、表皮細胞由来カレイ状が約18000個（52%）であった。ヨシ (*Phragmites australis*) は、直方体型が約2250個（10%）、機動細胞由来ファン型が約5250個（24%）、ブリッケルヘア型が約2250個（10%）、長細胞由来棒状型が約2250個（10%）、短細胞由来ヒゲシバ型が9750個（45%）であった。ワタスゲ (*Eriophorum vaginatum*) は、短細胞由来ヒゲシバ型および長細胞由来棒状型を合わせて0.5%以下となっており、本研究の考察対象外と

した。

5. 考察

研究結果より、現生植生群落中における植物珪酸体組成は、チマキザサの短細胞由来タケ型、ヨシの短細胞由来ヒゲシバ型、ヤチスゲの短細胞由来アレイ型が最も多く、機動細胞由来ファン型および亜種が10～25%と一定量検出されている。表層堆積物中における植物珪酸体組成は、チマキザサの表皮細胞由来カレイ状が突出しており、次いでチマキザサの長細胞由来棒状型、ヨシの短細胞由来ヒゲシバ型ヤチスゲの短細胞由来アレイ型が多く検出されている。近藤(2010)⁵⁾によれば、珪酸体を形成する細胞の種類やケイ化程度は、生育する地域や生育場所の環境に依存しているため、現生植生中より抽出された珪酸体型と表層堆積物中より抽出された珪酸体型の違いは、何らかの環境変化を示すものである可能性が考えられる。一方で、各植物の珪酸体総数を植物個体数に置換することで復元された植生景観は、チマキザサ群落中にヨシやヤチスゲが混入する景観が復元されることとなる。これは、加藤ほか(2011)²⁾などにより指摘されている植生景観と概ね一致すると考えられる。福島ほか(1991)⁸⁾によれば、湿原の管理を目的とした管理用施設の整備により、湿原内部の地表付近における水分量の減少とこれに伴う植生の変化が生じることが報告されている。本研究対象地域である丸山湿原周辺においても、人工排水路の埋設と管理用道路の設置により発生する地下水の低下と、これに伴うハンノキ・ハイイヌツゲ群落などの木本類の帯状分布やササの侵入が顕著であることが報告されている(加藤ほか, 2011²⁾)。本研究における分析試料の採取地点においても、道路側面に設置された排水路付近より地表における水分量に応じたチマキザサやヨシを主とする植生景観の変化が考えられる。このため、本研究における表層堆積物中の植物珪酸体組成の示すチマキザサ及びヨシを卓越種とする植生景観は、概ね現在の植生環境を反映した復元結果と考えられる。

6. おわりに

本研究では、対象地域における局所的かつ短い時間スケールで発生する植生景観の復元を目的とし、現在と現在を含む時代（過去約90年間）における湿原内の卓越植生種構成を比較するべく、現生植物及び表層堆積物中より検出された植物珪酸体の形態的特徴の比較をおこなった。現生植物中における植物珪酸体の型構成に関しては、概ね先行研究内で報告されている寒冷地植生の珪酸分蓄積作用の特性と一致する型組成の結果が得られた。表層堆積物中の植物珪酸体組成に関しては、試料採取地点周辺における現在の植生景観（ササが優占種、水域周辺にヨシが卓越、凸状微地形上にスゲなどが卓越）を反映した植物珪酸体組成が得られた。この結果は、湿原内の植物群落構成を概ね反映した珪酸体組成であると考えられる。一方で、個々の植物珪酸体型は、現生植物から得られた型組成と表層堆積物中より得られた型組成が異なることから、環境変化に応じた珪酸体蓄積部位の変化が予想される。以上より、今後の研究において、個々の植物の珪酸体生産量及び環境変化に伴う蓄積部位の変化などを検討することで、対象地域周辺における環境復元プロキシとして利用可能となることが考えられる。また、周辺地域から同様の堆積物を採取し、試料分析試料の空間的対比をおこなうことで、閉鎖的堆積環境である湿原内における植物珪酸体の移動および堆積特性への理解が深まることが期待される。

謝辞

本稿は、小倉眞教授のご退職を記念して刊行される論文集へ謹呈するものである。研究に際し、令和2年度日本大学法学部個人研究費の一部を利用した。

注

- 1) 辻井達一・橘ヒサ子（2003）北海道の湿原と植物．札幌，264，北海道大学出版会．
- 2) 加藤ゆき恵・富士田裕子・井上京（2011）北海道北部猿払川中流域における遺存

種ムセンズゲが生育する湿原の植生と微地形. 植生学会誌, 28, 19-37.

- 3) 矢野梓水・百原 新・紀藤典夫・近藤玲介・井上 京・富士田裕子 (2016) 大型植物遺体に基づく北海道北部猿払川丸山湿原の後期完新世植生変遷. 利尻研究, 35, 83-91.
- 4) 猿払村史編纂発行委員会編 (1976) 猿払村史. 猿払村 (北海道), 猿払.
- 5) 近藤鍊三 (2010) プラント・オパール図譜—走査型電子顕微鏡写真による植物ケイ酸体学入門—. 387, 北海道大学出版会.
- 6) T. Kawano, H. Takahara, T. Nomura, H. Shibata, S. Uemura, N. Sakai, T. Yoshioka (2007) Holocene Phytolith Record at *Picea glehnii* Stands on the Dorokawa Mire in Northern Hokkaido, Japan, The Quaternary Research, 46 (5), 413-426.
- 7) 杉山真二 (2000) 植物珪酸体 (プラント・オパール). 辻誠一郎編『植物学と考古学』, 189-213, 同成社.
- 8) 福嶋 司・高瀬香代・八住美季子 (1991) 玉原湿原の植生分布に及ぼす排水路の影響, 森林文化研究, 12, 63-85.

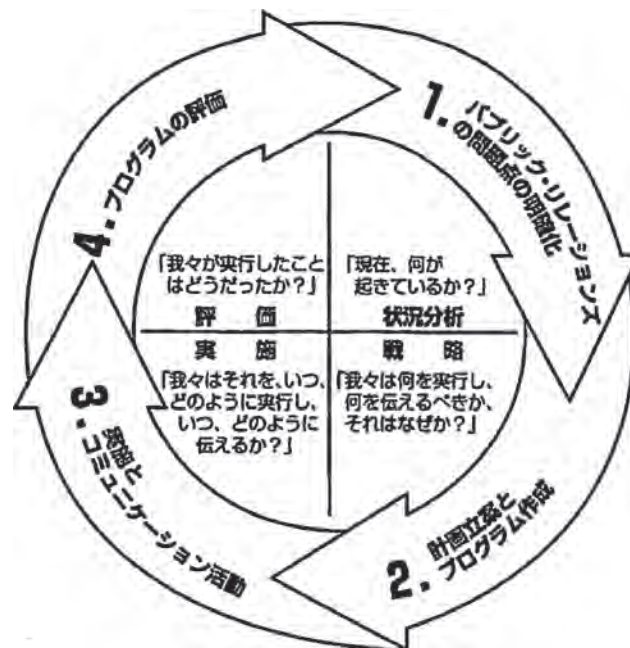
Public Relations（行政広報）から見る オンブズマンと行政相談の役割

岩 井 義 和

はじめに

Public Relations（以下PR）¹とは，組織体の問題解決ならびに，社会変化のプロセスの中で，マネジメントを行うものである。このマネジメント・プロセスとして有名なものが，以下の4ステップからなる問題解決プロセスである。

図ー1 パブリック・リレーションズの4ステップマネジメント²



出所：スコット・M・カトリップ，アレン・H・センター，グレン・M・ブルーム著，日本広報学会監修『体系パブリック・リレーションズ』，p338

この図を、行政に関連して説明していくと以下のようになる³。

1. <問題> (機会) の明確化: 第1ステップは、組織体の行動方針に関係する、または影響を受ける人々の知識や意見、態度、行動を調査分析してモニターすることにある。これは、組織体の情報 (インテリジェンスまたはヒアリング) であり、行政でいうならば行政広聴機能である。したがって、行政が置かれている社会環境では、現在何が起きているかを究明する段階であり、この後続く3つの問題解決プロセスの基盤を提供するものである。
2. <計画立案とプログラムの作成>: 第2ステップは、第1ステップで収集した情報の活用の段階である。すなわち、行政組織自体の機能のステップであり、行政プログラム・政策の対象となる Public (人々)、目的、活動およびコミュニケーション戦略・戦術、そして目標を設定する場面である。ここでは、第1ステップでの広聴結果での発見などを、行政の方針やプログラムに組み込むことが必要であり、いわば広聴結果の反映である。この第2ステップは、行政が広聴を行い、その状況分析に基づいて、行政が何を変え、何を実行し、何を主張していくか、いわば広聴による人々の問いに対する答えを行政が作成していくステップである。
3. <実施とコミュニケーション活動の実践>: 第3ステップは、行政の目的に到達するため、対象となる Public (人々) ごとに定めた目標達成を目指したプログラム・政策実施の段階であり、そのためのコミュニケーション活動を行政が行うステップである。したがってここでは、行政がそれを、いつ、どのように実行し、いつどのように伝えるかという、いわば行政広報と政策実施段階といえる。
4. <プログラムの評価>: これが問題解決プロセスの最後となる第4ステップであり、プログラムの準備、実施、結果を評価する段階である。プログラム・政策を実施している間に、それがどのように作用しているか、あるいは作用していないかを評価し、行政自体の活動にフィード・バックすることでの調整の段階である。すなわち、行政が実行したプログラム・政策はどうだったかを評価把握したうえで、継続または変更、そして時には中止を判断

する段階である。

このモデルにおいて、各ステップはその他のステップと同等に重要とされるが、プロセスの開始は問題をつきとめるための情報収集から始まっている。つまり、第1ステップで入手した情報とそれらに対する理解が、次に続く第2～4のステップの動機付け、方向づけをしている。実際の実務においては、これらの過程は、ダイナミックな環境の下、絶えず循環している。そのため分析・計画立案・実施・評価のステップを明確にそれぞれ区分することは困難である。しかし、日本でもPRを広報と訳している以上、この問題解決プロセスが、継続的に重なり合いながら循環しているというモデルの本質は見逃してはならない。そこで本稿では、実はこの「聴く」という活動、もしくはモデルでいうならば、第1ステップの役割を担うオンブズマン・行政相談の役割に着目し、実際の行政ではこのモデルにおける、特に「聴く」という活動である広聴機能の部分におけるオンブズマン・行政相談（委員）の位置づけを検討していく。

1. オンブズマンとPR

現在、民主主義国家において行政活動とPublic（人々）の関係は、特に民主主義の理念が強調されてきており、PRとの関係では、世界的に以下のことが重要となっている。

国際 Public Relations 協会（IPRA）倫理綱領・行動規範⁴

(d) RECALLING that the conduct of public relations and public affairs provides essential democratic representation to public authorities

(d) パブリック・リレーションズおよびパブリック・アフェアーズは、民主主義において欠かすことができない「公共の機関に対し意見を表明する行為」であること

出所：<https://www.ipra.org/member-services/code-of-conduct/>

全米 Public Relations 協会会員倫理綱領ガイドライン⁵

行動の PRSA コード規定

情報の自由な流れ

Core Principle Protecting and advancing the free flow of accurate and truthful information is essential to serving the public interest and contributing to informed decision making in a democratic society.

真実の情報の自由な流れを保護し、促進することは、民主主義社会における公益に役立ち、情報に基づく意思決定に貢献するために不可欠である。

出所：<https://www.prsa.org/ethics/code-of-ethics/>

このように、国際 PR 協会もアメリカ PR 協会にも民主主義に関する文言がある。これを行政活動が国民との直接的な結びつきが強化される状況で検討した場合、まず考えられることが、行政は国民自身による民主的統制を受けるべきとの考え方である。しかし現状は、国・地方を含め行政活動の範囲が著しく大きくなり、その内容が高度化・専門化している。こうした行政の専門化は、本来行政を統制していく立場であり、いわば行政の専門家ではない行政の部外者である議員や裁判官が有効で適切な統制を加えることになり、さらに国民自身による行政の統制を非常に困難な状況としている。

そして日本の場合、特に地方自治では地方議会の役割が問題とされ、いわば国レベル以上に行政に対するチェック機能低下の指摘が多くなされている。これは具体的にいえば、地方議会の首長に対するチェック機能ということであるが、だからこそ民主主義の学校である地方自治体で、住民を主体とする制度的・外在的な行政統制を検討し展開することは、行政過程の民主化を促進する第一歩として、さらにその重要性が増してきている。そしてこの民主的統制という言葉をもそのまま、あるいはより具体化したものがオンブズマンであろう。もちろんここでいうオンブズマンとは、公的なオンブズマン制度を指す。したがって、民間の自発的な活動である市民オンブズマンは含まない。公的なオンブズマン制度は、1809年にスウェーデンで始まったとされ、世界各国でも導入されている。オンブズマンは、その起源であるスウェーデンを見るならば、議

会によって任命され、その代理人として、行政を監視する役割を担ってきた。オンブズマンの権能は、各国への広がりの中で国によって異なるようになるが、基本的な役割として、第三者的な公平な立場から、市民などからの苦情を受けて行政の実態を調査し、その結果を踏まえて改善策を公表・勧告することとされ、すなわち何らかの権限を持つというものである。

ここでのオンブズマンは、本来その権威性や独立性が高いものとして位置づけられるもので、自治体では首長によって任命される自治体オンブズマンが、第三者的な立場を堅持し、期待される役割を果たせるかが重要となる。だからこそ、自治体オンブズマンを公正・有効に機能させるためには、オンブズマンの独立性の保障と高い権威が重要とされている。こうしたオンブズマンであるが、その権能制約の問題に対し、現在オンブズマンの職務の対象となる執行機関側（行政）は、行政の責務として、オンブズマンの職務遂行に関しオンブズマンの「独立性を尊重する」、オンブズマンに対して「積極的な協力援助に務めなければならない」という義務を負うとともに、オンブズマンの調査結果などに基づく勧告や意見表明については、行政側が「尊重しなければならない」とする趣旨の規定が、程度の差はあるにしても各オンブズマンの設置条例や設置要綱に必ず設けられている。

また PR とオンブズマンを考えた場合、組織内のオンブズ・オフィサーというものが一つ類似したものとして考えられる。この担当者は、組織体の方針を検討し、組織体と従業員の間の対立を調整する役割を果たすものである。これはまさに前述のスウェーデン政府が設けた役職に由来するオンブズマンの組織内バージョン、あるいは言葉を変えたものである。すなわち「孤立化が進むマネージャーや官僚との対話機会が遠のくことに不満がつのった結果、政府機関の間で、この非公式な情報収集手法をとる動きがひろがった。オンブズマンの概念は、問題解決が可能な段階でフィード・バックやアイデアを提供する、その有用性が多い企業で証明されている」⁶というものである。

この場合のオンブズマンは、まさにオンブズマンに必要な要素として、①独立している、②公平である、③政府においてエキスパートである、④普遍的に

アクセスが可能である，⑤公表し，勧告する権限を持つという，オンブズマンが有する本来の意味である問題についての調査と解決を行う制度である。しかし，こうした権限に基づくだけのオンブズマンという考えは，一断面でしかないのではないだろうか。

すなわち，オンブズマンの役割と権限の範囲は多様であるが，忘れてはならないことは，情報収集にも役立つということである。その意味で言うならば，図1のステップ1の段階，さらにはステップ2につなげていくことに有用な働きとしてオンブズマンは存在するといえる。

すなわち，フォーマルな解決手法に着目するだけではなく，インフォーマル（非公式な情報収集手法）な意味でのオンブズマンのとらえ方というものである。そしてこの考え方は，PRにおけるオンブズマンの役割を考える上で，インフォーマルな形ではあるが，ステップ1～2という構成要素の1つとして機能するというものである。その一つのキーワードが「communication」であり，実際にアイルランドでは，以下のようなことが，オンブズマンのレポートに書かれている⁷。

「My Office continually strives to improve our service and procedures. In particular we are doing more of our work with both complainants and service providers within our remit by telephone which speeds up our communication and we also have appointed sectoral experts in areas such as health to assist with early intervention to either resolve cases or to allocate them more quickly and appropriately.」

「私の事務所は，サービスと手続きの改善に継続的に取り組んでいる。特に，当事務所の業務範囲内では，苦情の申立者やサービス提供者との電話でのやり取りをより多く行っており，コミュニケーションのスピードアップを図っている。また，健康分野などの分野の専門家を任命して，早期介入を支援し，事件を解決し，より迅速かつ適切に事案を解決するための支援を行っている。」

「As part of our strategic plan we are continuously improving the level of services we provide and ensuring that our systems and processes allow us to deliver on our strategic objectives. To ensure the quality of our case handling we introduced quality standards which set objectives for casework in the areas of procedures, timeliness, communications and accuracy.」

「戦略計画の一環として、我々は提供するサービスのレベルを継続的に向上させ、システムとプロセスによって戦略的目標を達成できるようにしている。事案処理の質を確保するために、手続き、適時性、コミュニケーション、正確性の分野で案件処理の目標を設定した質の基準を導入した。」

下線部をみると、まさにオンブズマンの戦略の中で、「communication」を重要視し、全体の戦略自体の中で、重要な位置づけとなっている。これは実際には、組織内外へのコミュニケーションでもあり、その意味では、PR マネジメントの4つのステップの実践と捉えられる。実際にPRには「倫理」「双方向」「自己修正」の三つの原則があり、まさに説明責任（accountability）のポイントでもある。したがって、アイルランドにおいて情報提供を専門とする、Citizens Information⁸のサイトでは、以下の流れでオンブズマンの項目にたどり着けるようになっている。

Home > Government in Ireland > National government > Standards and accountability

PRにおける情報提供としてのCitizens Informationの位置づけは別稿⁹で述べるが、PRと説明責任、さらには行政運営との関係は非常に密接なものである。実際に東京23区の研修ハンドブックでも、第2章区政運営の第1節で行政広報と広聴をあげ、その1が広報・広聴の意義(1)「行政広報とは」とし職員に意識付けしている¹⁰。

「行政広報の目的は、情報交換を通じて行政の問題点を解決し、相互の信頼性を高め、いわゆる「住民参加による行政」を実現していくことである。東日本大震災の経験から、行政広報のあり方について改めて気づかされた点も多い。

非常時の広報手段や実施方法の確保は、震災後どの自治体も強化し、震災時に備えている。また、正確な情報を迅速に伝達することが、住民の不安を解消することを、身をもって学ぶ機会となった。反対にいえば、それを怠ることで行政不信を招く。これは、行政広報が行政運営の透明性を確保し、住民との信頼関係を築く役割を担っているということの証である。区民との対話にあたる行政広報には、区政について区民に知らせる情報発信機能としての「広報」と、区民の意見・要望・批判等を積極的に収集する情報収集機能としての「広聴」の2つの側面がある。両者はそれぞれが別々の機能として働くのではない。区民との情報の共有化により、より良いコミュニケーションを築き、区民の声を区政に反映させて、開かれた区政を実現する。両者は互いに補完しながら、両立して効果を発揮している。広報の原語といわれるPR [Public Relations, 公衆関係] は、もともと米国において発展した概念であり、戦後日本に導入されたものである。PRはHR [Human Relations, 人間関係] であるともいわれているように、住民と行政との間に信頼関係を生み出していくために行われる継続的な活動である。住民と行政との信頼関係をつくりだすためには、日々の行政活動において、職員の接遇を含め、住民満足度を高める成果がなければならない。また、そうした行政活動の実態が住民に十分伝わるとともに、区民の声が行政にしっかり届く仕組みが必要である。」としている¹¹。これを見れば明らかであるが、下線部にあるように「批判要望を積極的に収集する情報収集機能」というものがあり、続く(2)では、「地方分権と説明責任（アカウンタビリティ）」という項をたてている。しかし実際には、いわゆる行政の広聴では未だ不十分な部分が多く、その証拠として東京都にとどまらず、多くの自治体で独自のオンブズマンが設立されている。

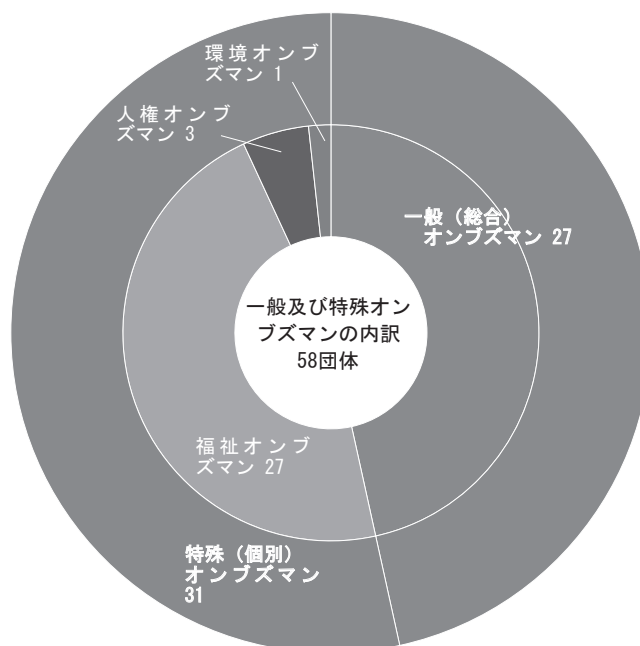
表－１ 我が国の公的オンブズマン一覧（2016年２月末現在、※は既に廃止されたもの）

通番	地方公共団体名	公的オンブズマンの名称	対象行政分野
1	北海道	北海道苦情審査委員	行政全般
2	秋田県	秋田県県民行政相談員	行政全般
3	宮城県	宮城県県政オンブズマン※	行政全般
4	山梨県	山梨県行政苦情審査員	行政全般
5	高知県	高知県行政オンブズマン※	行政全般
6	沖縄県	沖縄県行政オンブズマン	行政全般
7	北海道札幌市	札幌市オンブズマン	行政全般
8	北海道函館市	函館市福祉サービス苦情処理委員	行政全般
9	北海道北見市	北見市オンブズマン	行政全般
10	北海道留萌市	留萌市保健福祉苦情処理委員会	福祉
11	北海道千歳市	千歳市保健福祉オンブズマン	福祉
12	北海道北広島市	北広島市子どもの権利救済委員会	人権
13	茨城県つくば市	つくば市オンブズマン	行政全般
14	埼玉県川越市	川越市オンブズマン会議	行政全般
15	埼玉県東松山市	東松山市介護サービスオンブズマン※	福祉
16	埼玉県鴻巣市	鴻巣市オンブズマン※	行政全般
17	埼玉県上尾市	上尾市市政相談委員	行政全般
18	埼玉県新座市	新座市オンブズマン	行政全般
19	埼玉県越谷市	越谷市保健福祉オンブズパーソン制度	福祉
20	埼玉県久喜市	久喜市福祉オンブズパーソン	福祉
21	埼玉県美里町	美里町オンブズマン※	行政全般
22	千葉県我孫子市	我孫子市保健福祉サービス調整委員	福祉
23	東京都千代田区	千代田区保健福祉オンブズパーソン	福祉
24	東京都港区	高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会	福祉
25	東京都港区	障害者サービス苦情解決委員会	福祉
26	東京都新宿区	区民の声委員会	行政全般
27	東京都目黒区	目黒区保健福祉サービス苦情調整委員	福祉
28	東京都大田区	大田区福祉オンブズマン	福祉
29	東京都世田谷区	世田谷区保健福祉サービス苦情審査会	福祉
30	東京都中野区	中野区福祉サービス苦情調整委員	福祉
31	東京都杉並区	杉並区保健福祉サービス苦情調整委員	福祉
32	東京都板橋区	板橋区保健福祉オンブズマン	福祉
33	東京都練馬区	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	福祉
34	東京都足立区	足立区福祉サービス苦情等解決委員会	福祉
35	東京都葛飾区	葛飾区福祉サービス苦情調整委員	福祉

通番	地方公共団体名	公的オンブズマンの名称	対象行政分野
36	東京都三鷹市	三鷹市総合オンブズマン	行政全般
37	東京都府中市	府中市オンブズパーソン	行政全般
38	東京都昭島市	昭島市総合オンブズパーソン	行政全般
39	東京都調布市	調布市オンブズマン	行政全般
40	東京都小金井市	小金井市福祉サービス苦情調整委員	福祉
41	東京都日野市	日野市福祉オンブズパーソン	福祉
42	東京都国分寺市	国分寺市オンブズパーソン	行政全般
43	東京都清瀬市	清瀬市オンブズパーソン	行政全般
44	東京都多摩市	多摩市総合オンブズマン	行政全般
45	神奈川県横浜市	横浜市福祉調整委員会	福祉
46	神奈川県川崎市	川崎市人権オンブズパーソン	人権
47	神奈川県川崎市	川崎市市民オンブズマン	行政全般
48	神奈川県藤沢市	藤沢市オンブズマン	行政全般
49	新潟県新潟市	新潟市行政苦情審査会	行政全般
50	新潟県上越市	上越市オンブズパーソン	行政全般
51	富山県富山市	富山市行政苦情オンブズマン	行政全般
52	岐阜県岐南町	岐南町子どもの人権オンブズパーソン※	人権
53	岐阜県御嵩町	御嵩町福祉オンブズパーソン	福祉
54	岐阜県御嵩町	御嵩町環境オンブズパーソン	環境
55	静岡県御殿場市	御殿場市オンブズパーソン※	行政全般
56	愛知県西尾市	西尾市行政評価委員会	行政全般
57	京都府宇治市	宇治市高齢者保健福祉オンブズマン	福祉
58	大阪府豊中市	豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会	福祉
59	大阪府吹田市	吹田市保健福祉サービス苦情調整委員	福祉
60	大阪府枚方市	枚方市福祉保健サービス苦情調整委員	福祉
61	兵庫県明石市	明石市行政オンブズマン	行政全般
62	兵庫県三田市	三田市オンブズパーソン	行政全般
63	兵庫県川西市	川西市子どもの人権オンブズパーソン	人権
64	福岡県北九州市	北九州市保健福祉オンブズパーソン事業	福祉
65	福岡県八女市	八女市総合オンブズパーソン※	行政全般
66	長崎県諫早市	諫早市市政参与委員※	行政全般
67	熊本県熊本市	熊本市オンブズマン	行政全般

出典：『地方公共団体における公的オンブズマン制度の実態把握のための調査研究報告書』
 一般財団法人 行政管理研究センター，平成28年3月，pp 9-12
 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000423175.pdf)
 2020年10月13日アクセス。

表－２ 公的オンブズマンの内訳



出典：『地方公共団体における公的オンブズマン制度の実態把握のための調査研究報告書』
 一般財団法人 行政管理研究センター，平成28年3月，p12
 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000423175.pdf)
 2020年10月13日アクセス。

実際に、「我が国では，国・地方を通ずる行政苦情救済機関とオンブズマン機関相互の意見・情報の交換等の場として「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」が1999年から開催されており，2015年3月末現在，34の地方公共団体が参加している。しかしながら，「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」に参加している地方公共団体以外にも公的オンブズマンを設置若しくは設置を検討している団体が存在しており（国分寺市のオンブズパーソン，川西市子どもの人権オンブズパーソン等），我が国における全国的な公的オンブズマンの実態は十分に把握されていない」¹²が，調査として表1，表2がある。この報告書では，「公的オンブズマンの設置地域（今後設置を検討している地域を含む）は，一般（総合）オンブズマンの半数が首都圏（関東・甲信），特に東京都・埼玉県に集中している。また，特殊（個別）オンブズマンも首都圏，特に東京都・埼玉県・神奈川県等に集中しており，近畿地区と合わせると全体の約7割を占めている。そのため，我が国の地方公共団体における公的オンブズマン制

度は都市型といえよう」¹³としている。苦情処理は、広聴活動の原初的な活動であり、最も住民に密接した活動である。さらに相談業務となると、一見広聴活動とは少しは離れた活動のようだが、市民が抱える色々な問題を聴き、適切なアドバイスをするのも大切な広聴活動となる。表2のように、一般オンブズマンと特殊オンブズマンとに分類されるが、行政と市民のパートナーシップを考えた場合、信頼関係を築くことは重要であり、これがまさに行政PRの機能の必要性である。なぜなら市民と行政のパートナー型行政を推進していくためには、信頼関係は、互いの交流で養われ、培われていくものであり、住民の悩みや困りごとを受け付ける窓口は、行政全体の信頼関係の礎になるからである。その意味で、一般・特殊オンブズマンという分類がなされ苦情処理の種類は異なるが、行政と市民の懸け橋という意味、あるいは信頼関係構築のための行政PRとしてのオンブズマンの位置づけは同じである。

実際に国立市には、2014年に「一般オンブズマン」と「子どもの人権オンブズマン」の両方の機能を備えた「国立市総合オンブズマン」が創設されているが、このようにみると、明らかに行政のコミュニケーション・プロセスの中にオンブズマンは必要とされてきており、単なる権限のある調査というだけではなく、コミュニケーターとして、さらにはコミュニケーター間の関係性を調整、活発化させる役割を重視することも検討していく必要性がある。

2. 行政相談とPR

「行政相談とは、国民から広く気軽に行政施策、運営についての意見要望を聞くことにより国民の行政参加の場を提供することから、広聴活動の一環として捉えられる広聴機能、さらに、行政相談は個別案件に即した説明教示を行うことにより行政に対する国民の理解を深めるといふ、一種の広報機能を有するとされてきている」¹⁴。

そして、行政相談（委員）制度の発足（昭和36年）から60年近く経過したが、地域社会や行政を取り巻く諸情勢が大きく変容する中で、地域住民の苦情等を

身近なところで幅広く吸収し、行政との懸け橋となる行政相談に対し期待される役割は増大した。その中でも行政相談（委員）への期待は大きく、その特質を活かしながら、地域における安全・安心の確保と行政の信頼性の向上に寄与している。そして歴史的に見てもその活躍を期待し、制度の在り方を全般的に見直していくこと、また今日の地域社会の状況等を踏まえて、これまで地域において定着してきた行政相談制度が、今後、期待される役割を一層効果的、安定的に果たしていくよう、その制度の在り方について全般的に見直しに資する目的で、様々な検討がなされてきている。

そうした中、行政相談と広報に関する議論では、今まで行われた行政相談の広報活動の周知度に関する調査の結論として、周知度が低く、そのつど広報活動を担う者、あるいは行政相談を担う者は、周知度が向上する努力を常に続けなければならないというものが大半であった。また、行政相談に関する代表的な議論として、「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」¹⁵がある。このアクションプログラムで期待される効果としては、以下のものが挙げられた。

- 「平成22年度行政評価等プログラム」等を踏まえ、国民の声・ニーズの把握を重視し、行政の制度・運営の改革・改善につなげる行政相談活動を展開するための、当面の具体的な活動方針をまとめたもの。
- このため、①「国民の視点」からの改革・改善活動、②「連携・協力のネットワーク」を拡充・強化する活動、③行政相談委員の「自主的な取組」の支援活動、④行政相談委員との「協働」活動を実施。
- 関係機関等との連携の強化、行政相談委員との協働の充実を軸に効果的な活動を工夫することにより、総務省の組織・体制を肥大化させることなく活動を展開。また、効果が不十分な既存の活動は中止・縮小を図る。

効率化という意味では、行政機関は電子化（ICT化）を進め、行政相談にしても電子メールでのアクセスを可能とし（総務省のホームページから24時間受付）、インターネット系のメディアを利用することで、従来のネットワーク以上にそ

の簡便さを充実させ、さらなる窓口を開いた。その意味で、ITC などの取り組みは、行政相談の周知度及び相談受付の簡便さによる相談量の側面での議論に対する方策だったと考えられる。この行政機関の ICT 化であるが、その主たる目的として経費削減・効率化という考えが多くみられ、そうした傾向の中で、行政相談との関連、あるいは国民とのコミュニケーションの側面はどのようなのであろうかという疑問が残る¹⁶。行政相談とは、前述のとおり、広聴機能、広報機能を有するとされてきている¹⁷。これは、行政が国民の権利利益を保護するという機能以外にも、国民との間にコミュニケーションをとる機能を有することの重要性を示すものである。

この行政相談制度は、その役割がオンブズマン制度に酷似しているとされ、そのためしばしば日本型オンブズマンとして捉えられてきた。特に総務省は、「行政相談制度は、オンブズマン的機能を有するもの」として、海外にも積極的に紹介してきている。その結果、総務省行政評価局は、1994年（平成6年）に国際オンブズマン協会の正会員、1998年（平成10年）にはアジアオンブズマン協会の理事になっており、国際的に認められている。しかし、日本のオンブズマン研究者、あるいは国際オンブズマン協会会員の中には、行政相談制度を「日本型オンブズマン」として扱うことに懐疑的な意見を持つ者も少なくない。なぜなら、オンブズマンに必要な要素は、前述のとおり、①独立している、②公平である、③政府においてエキスパートである、④普遍的にアクセスが可能である、⑤公表し、勧告する権限を持つ、の5つと考えられる。行政相談制度はこのうち、①③⑤の点で合致しないと捉えることができる。総務省は、「公正・中立」な立場からと謳っているが、総務大臣からの委嘱ということであれば、純粋に①独立していると考えられることには疑問が残り、政府機関であることに変わりはない、あるいは国民にはそのように捉えられてもしかたがなく、その時点で独立性・中立性が確保されているとは言い難い。さらに③のエキスパートという意味で、行政相談（委員）は公務員 OB や、行政にコネクションを持つ者も多いが、専門家という意味では微妙である。⑤の権限にしても、行政相談（委員）には、文書閲覧の権限もなければ意見を表明する権限も認めら

れておらず、いわばオンブズマン制度の部分的機能しか有しておらず、そのメインの機能は行政苦情・救済である。また、自治体の行政相談にしても、行政サービスの一環としての部分が強く、多くの場合、行政機関の中に含まれており、これも明らかに苦情・救済制度と捉えることが正しい。そして、こうした苦情救済、行政改善機能を有する行政相談、特にその中でも行政相談（委員）に関しては、オンブズマン的機能の一端を担っているとの評価があるが、これらの制度と運用について、何らかの改善が必要ではないかという議論がたびたび繰り返されている。

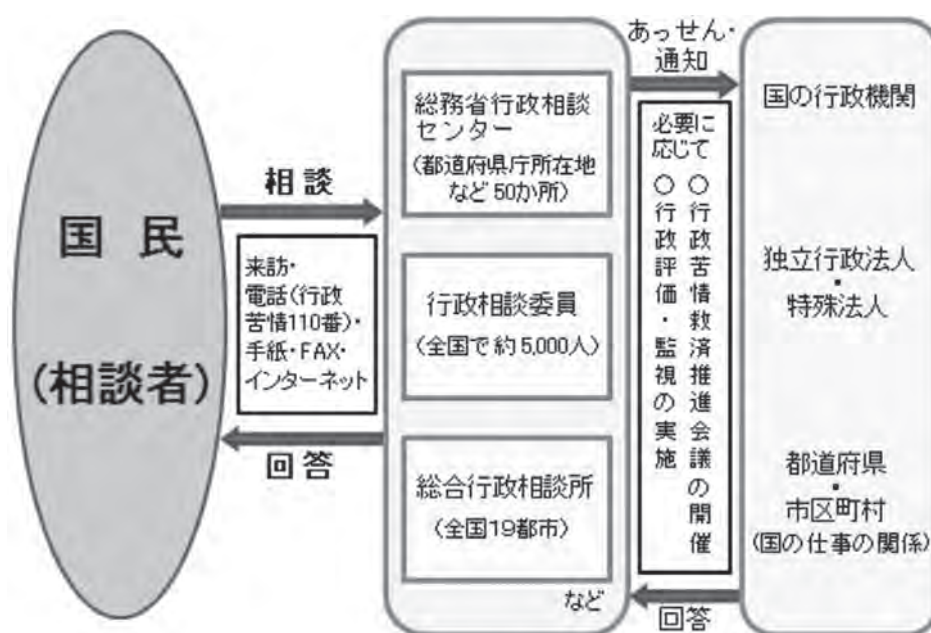
その中の代表的な議論が、「総務省の行政相談については、以前、「強いオンブズマン」か「弱いオンブズマン」かという議論があり、当面は「弱いオンブズマン」として位置付けることとされたが、将来的には強いオンブズマンにしていくとの方向での議論はあり得る」¹⁸というものである。しかしこの議論も「行政相談（委員）にオンブズマン的権限を与えるのではなく、住民に身近なインフォーマルなものとしてネットワークの中で柔軟に機能していく方がよい。委員では難しいような事案の場合に、行政苦情救済推進会議を強化していくことで対応する、と考えるべき」¹⁹との結果におちついている。

この結果は、ある意味で単に問題を受け流し、しばしば官僚主義を保護し、物分かりの良い組織の幻想を作りかねない制度として受け止められる可能性もあると考えられる。なぜなら、前述の通り、総務大臣からの委嘱ということであれば、純粹に独立していると考えられるかには疑問が残り、政府機関であることに変わりはないのではないか、さらに調査権限などがなければ、国民の要望に答えられているのかという見方がでてきてしまうからである。

しかしながら、この行政相談に関して、前述のオンブズマンと同様の権限などについてだけに着目するのは、一側面での議論でしかないのではないだろうか。つまり、オンブズマンは、苦情に対応するための独立した権限をもつが、行政相談は国民とのコミュニケーションを促進しつつ、救済策を実施するために必要な権限を他者に求めているのである。具体的に言うならば、それが「あっせん」であり、総務省の説明にもあるように国の行政に対する苦情や意見が

あっても、どこに相談してよいか分からない、担当の役所に相談したが、相手の説明や対応に納得がいかないという場合、総務省の行政相談は、解決のお手伝いをしているのである。そしてそのプロセスとして行政相談窓口では、苦情や意見・要望などを受け付け、公正・中立な立場に立って、関係行政機関等に対して必要なあっせんを行い、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度・運営の改善を推進しているのである。

図－2 行政相談



出所：総務省ホームページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/

図2を見ると、実際に調査権限はないものの、図1のPRのステップ1からステップ2への架け橋として非常に重要な役割を果たしていると考えられる。

3. オンブズマンと行政相談

このようにオンブズマンと行政相談の活動は、国民と行政の間で、その展開において極めて有用な役割を果たす制度として存在している。なぜなら、両制度は国民から寄せられる苦情を処理する機能を果たしながらも、さらにそれを

行政運営や政策形成にもフィード・バックさせ、その生活の充実に寄与し、生活の質の高度化、価値の多様化・複雑化する都市生活の一助となるための制度である。そうした中、こうしたいわゆる苦情救済制度と広報の問題として特に指摘されてきたものが、前述のように制度自体の周知度の問題であり、この議論はPRの一側面の議論でしかない。東京23区のハンドブックにあったように行政広報の解説で「広報の原語といわれるPR [Public Relations, 公衆関係] は、もともと米国において発展した概念であり、戦後日本に導入されたものである。PRはHR [Human Relations, 人間関係]」²⁰なのである。そうした意味でも制度の周知度に関しては、メディア使用の問題が多く、それはその制度自体の本質ではなく印刷・電波、さらに今日ではインターネットなど、いわゆる物質的な媒介物の使用と制度周知であったと考えられる。しかし、メディアの中には「人間メディア」というものがあり、この有用性を検討することが、現代的オンブズマンと行政相談制度（特にこの場合行政相談（委員））には必要なのではないだろうか。具体的に言うならば、PRマネジメントを促進、また展開させるための人間メディアとしてのオンブズマン・行政相談（委員）の大きな役割を検討すべきと考える。

ここでいう人間メディアとは、その主役はまさに人間であり、ある人が意見を述べ、行動すると他の人はそれに反応し、フィード・バック作用が起こるというものである。しかも、その人間メディアが指導力や説得力のすぐれた人として存在する場合は、例えばその集団の性格や社会的活動が、その指導者によって著しく影響支配され決定されることが多く、民衆のうちの指導的な力をもった者—「オピニオン・リーダー」—という重要な要素になる。その意味で、このオピニオン・リーダーになるような、オンブズマンと行政相談の質的变化と、両制度の役割関係の変化が現在求められると考えられる。

行政、特に行政広報の関連で見ると、オンブズマン・行政相談（委員）は、人々のうちの指導的な力をもった者—「オピニオン・リーダー」—として把握され、広報の発信側である行政は、オンブズマン・行政相談（委員）を中立的に国民から相談を受ける人物と解するだけでなく、広報戦略の中での人

間メディアとして理解、把握し、PR マネジメントのステップ1～2に活用することが可能と考えられる。すなわち、いかに立派な情報発信のための広報媒体を作成・使用しても、それが町の有力者、新聞社、放送局、学校図書館、関係団体、人々に情報が伝わらなければ全く意味がない。言い換えれば、これはいかにして情報を民衆の手元に届けるか、情報の配布をするか、そしてフィード・バックにつなげられるかの問題なのである。その意味で、オンブズマン・行政相談（委員）は、口頭コミュニケーションという影響力をもって情報を住民に届ける重要な位置づけになりうるものである。そうした意味でも、いわゆるメディア使用を検討するのではなく、現代の行政広報とメディアの新たな展開を考え、その伝える内容やその流れ方を考慮する必要がでてくる。

広報や広告の世界には、AIDMA（アイドマ）の法則というものがある²¹。AIDMA（アイドマ）の法則とは、広報対象の、情報を得てからの態度変容のプロセスに着目するものであり、Attention（注意）→ Interest（関心）→ Desire（欲求）→ Memory（記憶）→ Action（行動）の頭文字を取ったものであり、アメリカのローランド・ホールが提唱した「消費行動」の仮説である。すなわち、消費者があるモノを知り、それから買うという行動に至るまでのプロセスであり、コミュニケーションの反応プロセスのひとつである。

この理論は、商売の基本とされ、消費者の心理的プロセス・モデルであるが、まず「注目」「関心」を集めなければ、広報・広告活動は意味がないということが原点となる。そして、長年続いている事業やイベントは、どうしても当初のニュース性は薄れてくることを指摘し、ここに特に行政相談制度（行政相談週間・行政相談（委員））が含まれると考えられる。またオンブズマン制度にしても、制度自体を費用対効果の観点で、廃止する自治体もある。この理論では、広報活動に関して言えば、カンフル剤としての「話題喚起型広報」が必要になるとする。これは、一定の間隔で、新鮮な情報を提供し、「注目」「関心」を喚起しながら「欲求」「記憶」につなげるというものである。したがって、AIDMA（アイドマ）の法則における、広報目標の設定の仕方と人間メディアとしてのオンブズマン・行政相談（委員）の位置付けは、広報対象との関係に

関する問題であり、オンブズマン・行政相談（委員）を中心に、「注目」「関心」をひき、いかに「欲求」「記憶」につないでいくか、さらにはいかに実際の行動につなげていくかというものである。すなわち、PR マネジメントをいかに回していくかの第一段階になる。

現在、広報対象のレベルによって、本稿でいうならば相談者のレベルによって訴求の仕方やメディアの選択も異なっている。こうしたことの解決方法としては、誰に情報を提供して、誰を動かし、最終的に誰に影響を与えていくかといった情報伝播の経路を意識して戦略的な広報計画を設計することが必要になり、PR マネジメントのステップ1である、「現在、何が起きているか」を究明しなければならない。なぜならば、誰に対して、誰を動かし、問題の明確化をしなければ問題解決に向けての効果は期待できないからである。

この方法の具体的な方法として、まず有識者に詳細な情報を提供し、次にその人の口を通して（好意的な意見も加わるように）周辺の関心層に広げてもらうという方法がある。この方法は、関心層がさらに多くの人々に伝えることで、結果的に当初に目標とした広報対象が好感をもって情報に接するというものである。

この考え方は、言わば AIDMA（アイドマ）の法則における、最後の Action（行動）をいきなりマス・コミの対象である多くの人々に期待するのではなく、メディエーター（ある程度影響力を持って、情報を伝播してくれる人々）や、情報イノベーター（社会テーマや消費生活など全般に情報感度が高く、情報収集や情報発信を活発に行う人々）の情報行動を通じて対象に近づいていく方策である²²。このような情報の伝播・拡大の方策が運動型広報であり、このメディエーターや情報イノベーターの位置に、オンブズマン・行政相談（委員）を位置づけることができる。なぜなら、前述のように「行政相談（委員）制度は、国民から広く気軽に行政施策、運営についての意見要望を聞くことにより国民の行政参加の場を提供することから、広聴活動の一環として捉えられる広聴機能、さらに、個別案件に即した説明教示を行うことにより行政に対する国民の理解を深めるという、一種の広報機能を有するとされてきた」²³ものであり、オンブズマン

もこれに相当し、その最前線として活動しているからである。これは、行政がオンブズマン・行政相談（委員）によって、国民の権利利益を保護するという機能以外にも、国民との間にコミュニケーションをとる機能を有するというものであり、行政におけるメディエーターや情報イノベーターに位置づけられ、広報対象である国民・住民に最も近い存在であるからである。これはまさに、図1のステップ1～2に位置づけられる。

現在、行政側だけで社会問題を全てが解決することは困難である。すなわち、市民²⁴の自発的・主体的な行動や発意を促すPRマネジメントが必要なのである。こうしたことを促進するためには、まずは市民に近く、また行政に精通する人物たちが必要であり、ここにオンブズマン・行政相談（委員）は位置している。そしてこうしたオンブズマン・行政相談（委員）が、ネットワークを形成し、市民参画や市民協働の形成へつなげていくことが重要となっており、“PRマネジメントにおけるオンブズマン・行政相談（委員）という位置づけ”を行うことが重要になってきていると考える。

4. PDCA サイクルとPR マネジメント

以上のことはオンブズマン・行政相談（委員）が、実際の相談（広聴）の場面で、広報のチャンスを自らで作り上げ、社会的変質のために市民をエンパワーしていくことが求められているというものでもある。すなわち、オンブズマン・行政相談（委員）が、現在問題として何が起きているかを深く伝えるメディア・受け皿メディア²⁵となり、さらに住民に伝え、行政全体に対する国民の理解を深めていく入口メディアとして機能するオンブズマン・行政相談（委員）活動の要請である。したがって、この場合、国だけの問題ではなく、地域に密着し、草の根レベルから行政を支えていくことが必要と考える。なぜなら、地方自治は民主主義の学校と言われるが、そこには地域の政治・行政へ住民自身が関わっていくことが、PR マネジメントであり、その必要性が現在あるからである。そして、このPR マネジメントの第一段階にあるのがオンブズ

マン・行政相談（委員）の活動と考える。

PRにおけるコミュニケーションは、広聴と広報という形で現れている。広聴はインプット、広報はアウトプットであり、まさに「聴くこと」と「話すこと」である。そして、PR過程を見た場合、まず広聴活動が最初にくるべきである。なぜなら、自分はどのようにPRの対象である人から受け取られているか、独りよがりになってはいないか、どんな要求をもっているかを聞き取る必要があるからであり、これらを知らずに、広報はできないはずである。それを知らずに広報を行った場合は、まさに独りよがりの広報と言われても仕方がない。

行政相談（委員）は、公共性を支える大きな幹として「法定の管轄範囲を超えて、外在的装置によりアカウントビリティを促進させることが法の支配に抵触することはない。行政相談制度は実体として国のみならず都道府県や市町村のアカウントビリティを促進させる役割を担って」²⁶おり、オンブズマンもこれと同様である。実際の相談の件数を見ても、地方公共団体と行政相談、特に行政相談（委員）の関係は深いというのが現状であり、オンブズマンも自治体に多く設置されている。こうした中で、相談業務では、まさにこの人間メディア・人間ネットワークをまず重要視し、これに適する形で改善方策・向上方策を検討し、さらにそのためにはその地域ネットワークを作り出す人的方策も忘れてはならない。

そうした中でPRも「公共性」という大きな領域に存在し、総合的な行政マネジメントと捉える必要がある。すなわちPRはPublic Relationsであり、市民（Public）との良好な人間関係（Relations）づくりなのである。なぜなら、行政の効率化などは、個別のマネジメントとして重要であるが、それ以上に、今求められる行政マネジメントは、公共性・公正性の実現であり、行政の能力と責任が市民の信頼に影響するという考えなのである。つまりこれは、市民を含む行政マネジメント、市民協働というものであり、現在行政全体に関わる問題である。ここでは市民の信頼や、行政活動を市民がサポートする側面が重要であり、市民の理解と協力が必要になる。

そうした中で、オンブズマン・行政相談（委員）の活動は重要となり、行政へのコミュニケーション・ルートを確立する存在として活動していくことが求められると考える。どのような情報も、いかに人間を介するかでその影響力は全く違う。これは、いかにどのようなメディアを使っても、人間メディア、つまり人間が直接介するものには、かなわないと言われる所以である。

図－3 PDCA サイクル（行政の対市民コミュニケーションにあり）

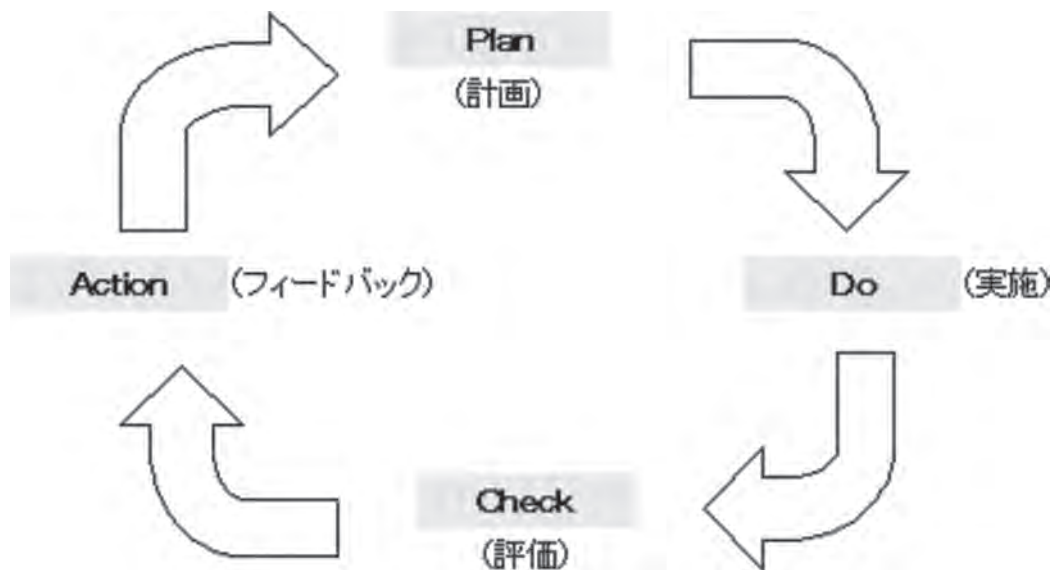


図3は、行政で用いられるPDCAサイクルであるが、行政施策に伴う広聴活動は、このサイクルの中で三つの時点で行われると考えられてきた。「最初の広聴は政策立案にあたっての広聴活動である。これは行政からの依頼によって提供された住民情報や住民からの自発的に寄せられた要望・意見などがある。いわば課題情報の類である。次の広聴活動は立案された計画に対して意見を求めるものである。パブリック・コメントなどもこれに類する。三番目の広聴活動は実施された施策に対して意見を求めるもので、行政評価の一つに挙げられる。同時に次なる施策の指針となる大切な情報である」²⁷。これを、図1と重ねてみると、政策立案にあたっての状況分析に相当する広聴を行い、戦略に結び付けるというものであり、本稿でのオンブズマン・行政相談（委員）の活動はここに位置づけられる。そして、次に政策が実施されるわけだが、その後の

行政評価に充てられる部分の広聴にも、オンブズマン・行政相談（委員）はその役割を発揮する。そして言わばこの部分で、権限などの従来型の議論が生じていると考えられる。すなわち、ここで権限をもってプログラムを調査し、評価をもって次回のプログラムにつなげていき、いわゆる PR プログラムを循環させていくという段階である。

しかし、この PDCA サイクルにオンブズマン・行政相談（委員）を従来の評価の部分の位置づけだけでなく、問題の明確化の広聴に主眼をおく位置づけした場合、すなわち PR マネジメントのステップ 1 の部分での位置づけにするならば、権限はあまり関係ない。しかもこの PDCA サイクルであるが、実は説得的プレゼンテーションの基本的な進め方として、すなわち情報を伝えることに主眼をおくものとしても捉えることができる。説得的プレゼンテーションとは、提案内容や解決方法などを情報伝達することにより、集団の態度を変えようとする発表活動である。そこで重要となるのが、前提となる条件、制約条件などであり、これによって人の判断基準が必然的に決定されるというものである。そこでは、人それぞれで判断基準や優先順位が異なり、「価値観の違い」・「利害関係の存在」・「制約条件の存在」などを考慮しての「説得する」という行為が重要になってくる。そして、ここで相手を説得するために重要となってくるものが、聞き手側の判断基準や優先順位づけの把握である²⁸。すなわち、あらかじめ相手の判断基準をおさえておかなければ、いくら表面的プレゼンテーション、行政ならば表面的な広報活動を行っても説得力はないということであり、相手の判断基準や相手を知ることが重要となる。その意味で、広聴活動の重要性は明らかであり、いかに相手を知るか、あるいはコミュニケーションによって、いかに相手の判断基準を引き出せるかが課題となる。すなわち、ただ聴くというのではなく、PR に基づくコミュニケーションを人間がいかに行えるかということである。したがって、オンブズマン・行政相談（委員）がここに位置づけられた場合、いかにコミュニケーションできるかが大きな問題となる。そしてここでは、権限の問題ではなくオンブズマン・行政相談（委員）の人間自身という人間メディアの向上性の必要性がある。

また、こうしたコミュニケーションの場面では、判断基準・優先順位を持たない人間がいることも事実である。この場合、判断基準を相手に与えるという方法が考えられる。つまり、広報活動による教育や指導である。これは、判断基準を持たない人に、広報の主体側²⁹がそれとなく判断基準を与え、なんらかの指導を行うということである³⁰。しかし、ここで問題となることは、この「説得」という言葉であり、特に判断基準を持たない人へのアプローチの時である。「説得コミュニケーション」は他人を自分の思い通りに動かそうとして働きかけるコミュニケーション活動であり、説得コミュニケーションの実践的な活動のひとつがプロパガンダであると捉えられがちである。その具体的な方法のひとつが情報操作とされ、我々の生活のあらゆる場面で、説得コミュニケーションは行われているが、その中でもプロパガンダ・情報操作などが、情報の受け手側が気づかないまま行われることが危険とされ、悪い印象の言葉として捉えられている。しかも行政においては、この悪い印象のためか、極力“説得”という言葉を使うことを嫌い、“理解につとめる”などの曖昧な言葉が使用されていると考えられる。しかし実際には、行政の活動には説得の部分、言い換えればPR活動には説得の部分が重要であり、必要である。その意味で、行政は、オンブズマン・行政相談（委員）を中立的に国民から相談を受ける人物と解するだけではなく、前述のように公共性を持ち、倫理的・指導的な力をもった者——「オピニオン・リーダー」——として把握し、広報の発信側である広報戦略の中での人間メディアとしてPRマネジメントのステップ1～2に活用することが重要になる。

おわりに

約10年前、総務省に設置された「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」報告書、『分権型社会における自治体経営の刷新戦略』³¹中で、自治体の行政組織運営を刷新していく視点として、「行政内部の変革」と「行政と住民との関係の変革」の二つの改革が地方分権時代に不可欠として

いる。そして、報告書にあげられている“住民との関係の変革”を円滑に実施していくには、

- ① 住民にわかりやすい形での情報公開
- ② 理解を求める努力
- ③ 行政と住民との密接なコミュニケーション

が必要であり、住民の理解と協力なくして、真の改革は成功しないと指摘している。たとえ行政改革プランを実行したとしても、住民が何をしているのか分からない、意見を求めても関心を示さないのでは、行政の自己満足にしか過ぎず、このような点からしても、改革に際して、地域社会のフロントに位置する「広聴広報」の果たすべき役割を担う人材が必要である。ここで、優れた自治体経営を目指す方策として考えられることが、「広報＝自治体経営」という、従来の行政広報（一方向的）ではなく、本稿で扱ってきたPRという民間企業、及び米国の政府・自治体ではごく当たり前とされる観点を自治体自身が再認識する必要性である。その理由としては、NPM手法を用いた行政改革が進み、公共的な価値を提供していく「経営マネジメント」の仕組みをいかに構築していくかが求められる時代では、社会とのコミュニケーションの手段でもある「広聴広報」を戦略的に展開しなければ、住民の支持は得られないからである。

そのためには、公共政策の実行課題として、自治体経営力を強化し、住民本位の政策を展開していくことが求められ、社会とのコミュニケーションの手段である「広聴広報」を戦略的に展開する、いわば「戦略的広報:PR」の視点を持つことが必要になってくる。ここでの「戦略的」とは、「目標」を持ち、目標にいたる「情報シナリオ」を描き、成果を管理する「指標」を定めることの意味で、この一連の流れは、

- ① 経営戦略と各部門の機能との「整合性」
- ② 重点課題に資源を集中させる「重点性」
- ③ 時間に関するプランである「計画性」

④ 戦略の必要性を言葉で表現した「目的性」

の以上4点が明確であることが要求される。

そして、この「戦略的広報：PR」を実施していくにあたって、広聴広報行政の課題となるのが「役割分担の明確化と連携の強化」、「PDCA サイクルのCAの強化」、及び「情報の共有化」の推進を一連の仕組みに取り入れていくことであり、前述のPDCA サイクルとPR マネジメント・プロセスを合致させる必要性がここにある。すなわち計画（Plan）する前に、状況分析（Action：広聴）を行う必要性であり、この考え方では、コミュニケーションの問題、すなわち行政と市民のコミュニケーション・ギャップが、どこにどの程度あるのかを、まずきちんと整理しなくては良い広報計画ができないということである。この点については、行政の広報マネジメント・プロセスにも当てはまり、一連の活動の流れの中で、住民意識とのギャップを埋めていくためにも、Action：広聴の部分をも十分意識した上で、Plan を実施する必要がある。また住民に対する説明責任の面からは、目に見えない広報効果の測定（Check）を工夫することが求められる。このためには、オンブズマン・行政相談（委員）が調整役として機能し、そして「戦略的広報：PR」の実現につなげるという役割が考えられる。

またPR活動には「情報」を扱う活動として3つの側面、すなわち収集、編集、発信がある。ここでのポイントは、発信が最初ではなく、収集（受信も含めて）が最初にくる。つまり、PRにおける情報発信は「伝えたいことを発信」することではなく、「相手が知りたいことを発信」することであり、そのためには、まず相手を知ることから始まるということである。そして、コミュニケーションと同じく、PRもまた「自らが変わる事」から始まると考えられ、また独りよがりの発信のための収集ではない、ということも含意している。このベクトルが、PRを考える上では重要なポイントになる。そうした意味で、ここでの情報の編集とは、情報創造と言っても良く、情報発信側から受信側へと範囲を広げていくため、政策目的に必要な情報を編集し、新たな価値を創出していくことであり、これからのPRの最大の役割と考えられる。従来の単な

る情報受発信は、広報活動の一環でしかない。情報創造で最も重要なのは、経営意思の明確化、そして組織内外の情報収集を踏まえて経営意思を確立していくこと、そしてその経営意思を組織内外に的確に周知させ実現へとつなげていくことが重要となる。そして、その目的達成のための最前線となる可能性として、オンブズマン・行政相談（委員）を位置づけることは可能と考えられる。

なぜなら、PR 活動が扱う情報の範囲は無限定で、組織内外の情報であることとは言うまでもなく、時間軸、所在についても、客観的な記述情報から個人の頭にある主観的情報まですべてを包含し、その広がり編集の質を決定していく。しかし、この情報が多ければ多いほど良いわけではなく、大切なことは、広い範囲から的確な情報を選択するということであり、選択する者の見識やビジョンも大切だが、PR はそうした個人の資質や才能に依存しなくとも良くなることを目指すものでなければならない。そうしたことから、オンブズマン・行政相談（委員）は、行政組織としてではなく、広い範囲から公共の幹として法定の管轄範囲を超えて、外在的装置として、アカウンタビリティと公的評価を中立的立場から促進させており、実体として国のみならず都道府県や市町村のアカウンタビリティと公的評価を促進させる役割を担っている。

しかもオンブズマン・行政相談（委員）は、情報収集の範囲は広範に及びつつも、その情報発信の範囲もその案件によってセグメントされる。すなわち、「広く誰にでも」という従来の行政広報とは異なり、セグメントされたターゲット毎への別々の発信方法が可能である。その情報発信とタイミングを考えた場合、従来型広報では、皆に対して同じタイミングで情報発信を行うことで、マイナスになってしまうこともあるが、オンブズマン・行政相談（委員）の場合、その情報発信のタイミングなども相手を考えて可能となる。また、従来型の行政広報では、ターゲット単位の個別関係が個々に存在するわけだけではなく、それらの複雑なリレーション・コンプレックスが全体の効果を決めていくことも重要なポイントとなるが、個別対象に向けた情報発信がオンブズマン・行政相談（委員）では可能であり、目的を意識した上での対象への対応をすることで、広報活動の目的明確化のポイントを補うことができる。この目的明確

化であるが、オンブズマン・行政相談（委員）が人間メディアとして有用に機能した場合、あるいは先述のように、オピニオン・リーダーとして機能した場合、広報活動の具体的な内容や方向を発信することが可能となる。なぜならこの広報目的こそが、それぞれの公共政策の目的であり、いわば公共政策の第一歩として行政 PR につながり、まさに広報を基本とする広報行政へ変化させていくと考える。

このようにそれぞれの状況で、オンブズマン・行政相談（委員）は、パブリックの反応や見解に対して、行政の認識や理解を促進する効果的な手段の一つとなる。すなわち、オンブズマン・行政相談（委員）は、とにかく行政に対するチェックの役割が強調され、だからこそ、それぞれの間の権限などが問題とされてきた。しかしながら、オンブズマン・行政相談（委員）の職位それぞれが活用され、有能な人材が配置されれば、行政上のフィード・バックを入手する重要な手段となり、同時にそれぞれの対象である人々の質問などに答え、課題の解決策へと導く手助けにもなる。

行政側が解決策を提案できると主張しても、そこに調査なしでの状況把握はありえない。調査と分析を行って計画を立案していくことが求められ、この場合、状況を説明し、理解してもらうために、そこには必ず対象であるパブリックが主役として存在していることを忘れてはならない。そのためには、PR 活動がもたらす結果が重要となり、そのための系統だった情報収集が必要不可欠である。すべての問題に応え、意思決定などの不確実性を完全に排除していくことは不可能である。しかしながら、すべての決定や疑問に影響を与えることはできないにしても、オンブズマン・行政相談（委員）が架け橋になることによって、行政と市民の効果的な良き関係づくり、すなわち Public Relations 作りは可能と考えられる。その意味で、単なる行政監視の役割だけに注目するのではなく、Public Relations の役割としてオンブズマン・行政相談（委員）をとらえ、市民・行政の協働へ導く必要性があると考ええる。

注

- 1 日本では Public Relations を広報（行政広報）と訳しており，本稿ではその基となる Public Relations と記述することで，その本来的な役割を検討し，日本の行政広報の問題点を明らかにしていく。
- 2 Glen M. Bloom (2009), *Cutlip and Center's Effective Public Relations (10th Edition)*, New Jersey: Pearson Education, Inc. p.269. 及び, Scott M. Cutlip, Alenn H. Center, and Glen M. Broom (2000), *Effective Public Relations (8th Edition)*, New Jersey: Prentice-Hall, Inc. p.341. スコット・M・カトリップ, アレン・H・センター, グレン・M・ブルーム著, 日本広報学会監修『体系パブリックリレーションズ』ピアソンエデュケーション (2008年), p.338。
- 3 スコット・M・カトリップ, アレン・H・センター, グレン・M・ブルーム著, 前掲書, p.337参照。
- 4 The International Public Relations Association (IPRA) code
<https://www.ipra.org/member-services/code-of-conduct/> (2017年5月21日アクセス)
- 5 Public Relations Society of America (PRSA) Member Code of Ethics
<http://apps.prsa.org/AboutPRSA/Ethics/documents/Code%20of%20Ethics.pdf>
(2017年5月21日アクセス)
- 6 スコット・M・カトリップ, アレン・H・センター, グレン・M・ブルーム著, 前掲書 p.355。
- 7 Ireland Office of the Ombudsman, "Annual Repot 2016".
- 8 アイルランドにおける Citizens Information Board は, 幅広い公共サービスおよび社会サービスに関する情報提供, アドバイス, アドボカシーの提供を支援する法定機関であり, 市民情報ウェブサイト「citizensinformation.ie」を提供し, the network of Citizens Information Centres と電話サービスのネットワークをサポートしている。
- 9 拙者論文, 「アイルランド共和国政府にみる行政広報の役割」政経研究第56巻第2号所収 (日本大学法学会, 2019年)。
- 10 特別区職員研修所編『特別区職員ハンドブック2017』ぎょうせい, (2017年) p553参照。
- 11 前掲, 特別区職員ハンドブック2017。
- 12 『地方公共団体における公的オンブズマン制度の実態把握のための調査研究報告書』一般財団法人 行政管理研究センター, 平成28年3月
- 13 前掲一般財団法人 行政管理研究センター調査研究報告書, p12参照。
- 14 本田弘『現代行政の構造』(勁草書房, 平成六年九月), 「第17章 行政相談と行政監察」を参照。
- 15 総務省「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプランをめぐる経緯」及び, 「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプランのフォローアップ結果」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/000066676.html) を参照。尚, この後, 行政相談委員との協働の

充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン（平成25年4月改定：）が出されて以降、いわゆる本省である総務省からの動きは少ない。

- 16 総務省は、「行政情報化推進基本計画の改定について」（1997年12月20日閣議決定）の一環として、行政相談の業務簡素化、効率化を図る目的で「行政相談システムの開発」を行うとし、行政相談事案の受付処理、統計作成、業務報告、さらには国民への情報提供までも含めた一括処理システムを開発・運用。2000年度は、行政相談業務支援システムの開発を実施、2001年度から運用を開始。その効果としては、行政相談事案の的確かつ迅速な処理による国民サービスの一層の向上及び行政相談事務のペーパーレス化による事務の合理化・効率化をあげている。さらに、行政相談総合システムを構成するシステムとして、「行政相談委員意見検索システム」、「各種報告事例検索システム」及び「相談関係例規検索システム」からなる行政相談事務支援システム」を構築するとした。そして2004年4月、総務省行政評価等プログラムの中で、「行政コスト削減に関する取組方針—行政の効率化を目指して—」と題して、政府全体の行政相談業務の高度化を図るため、電子政府構築の一環として、苦情・相談対応業務に関する最適化計画を2005年度末までに策定するとした。
尚、行政相談に関する調査としては、総務庁長官官房企画課編『大都市における各種相談業務の周知啓発活動の在り方に関する調査研究報告書』（1988年）、内閣総理大臣官房広報室編『行政相談に関する世論調査』（1990年）、総務庁長官官房企画課編『大都市における行政相談の広報に関する調査研究報告書』（1995年月）がある。
- 17 本田、前掲書参照。
- 18 平成21年4月23日「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」（第4回）議事要旨参照。
- 19 前掲、議事録参照。
- 20 前掲、特別区職員ハンドブック2017。
- 21 株式会社電通プロジェクト・プロデュース局編『広報力が地域を変える』日本地域社会研究所（2005年）、pp27～30参照。
- 22 株式会社 電通プロジェクト・プロデュース局 ソーシャルプロジェクト室編、前掲書、pp27～30参照。
- 23 本田、前掲書参照。
- 24 本稿で使用する「市民」とは、地域住民はもとより、企業・経済団体・大学・NPO・NGO・コミュニティ活動集団など、協働の主体となりうる多様な存在を含むものを意味する。
- 25 株式会社 電通プロジェクト・プロデュース局 ソーシャルプロジェクト室編、前掲書、pp36～37参照。
- 26 今川晃「アジアのオンブズマン制度における日本の行政相談制度の位相」、片岡寛光監修、今川晃・上村進・川野秀之・外山公美編著『アジアのオンブズマン』第一法規、2012年、p 248参照。
- 27 土橋幸男『分権時代の広聴入門 理論と実際』（ぎょうせい、2006年2月20日）、p10

参照。

- 28 土井哲・高橋俊介『プロフェッショナル・プレゼンテーション』（東洋経済新報社，2003年3月20日），p20参照。
- 29 ここで言う主体とは，社会に対して信頼・理解を得る活動として広報（情報送信）を行い，何が行政に求められているかを聴く（広聴）ことが求められるというものであり，コミュニケーションの送り手として，何らかの力によって押し付けるという意味ではない。
- 30 土井哲・高橋俊介，前掲書 pp66～67参照。
- 31 分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会『分権型社会における自治体経営の刷新戦略』平成17年3月。

大学生における運動・スポーツの実施と 主観的メンタルヘルスの関係について

佐 藤 秀 明

I. はじめに

健康増進を目的に運動・スポーツを行うことが身体的および精神的に望ましい効用が期待できることはよく知られている。身体活動や持続的トレーニングの実施が、健康や体力に対して多大な恩恵をもたらすこと、つまり生理的、代謝的、心理的な様々な指標の改善が認められるとともに、多くの慢性疾患や早期死亡のリスクを減少させることが明らかになっている（アメリカスポーツ医学会，2017）。

体力について、青少年において昭和60年頃から続いていた体力低下は平成10年頃に歯止めが掛かり、以後の体力は総合的には向上しているものの、昭和60年頃の最高値に回復した体力・運動能力に関するテスト項目は少ないとし、多くのテスト項目において未だ低い水準にあると報告している（スポーツ庁，2018）。また運動実施についてみると、第2期スポーツ基本計画では、「成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度となることを目指す。」としているところ、平成30年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」によると、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率は55.1%であり、前年度から増加傾向であるものの目標値に至っていない。平成30年度体力・運動能力調査において、幼児期に外遊びをよくしていた児童は、日常的に運動し、体力も高いことを報告している。また、青少年期（12歳～19歳）においては、「達成意欲」と運動習

慣及び体力・運動能力の関係について運動・スポーツの実施頻度が高いほど、何事も最後までやり遂げたいと思うと回答する者の割合が多いと報告している(スポーツ庁, 2018)。また、週1日以上運動・スポーツを実施している者は、週1日未満の者に比べ、毎日の生活が「充実している」と回答している割合が男女ともにすべての年代において上回るとの報告があり、運動・スポーツの実施は生活の質にも影響することが示されている。

体力あるいは運動能力の年次推移の傾向を踏まえ、多くの大学で学生の体力あるいは運動能力の報告がなされている。特に大学1年生について考えると、高等学校まで定期的な運動・スポーツ活動をしてきたものの、受験が始まる時期には一時的に中断しなければならないことは少なくない。一旦中断した運動・スポーツの習慣を取り戻すことは容易ではなく、そのまま離脱することも少なくない。デイトレーニング(運動しない期間)により体力が低下することは多く報告されている(石崎ら, 2006)。一方で、週1回の運動であっても継続的にトレーニングすることで能力の維持・向上が期待できるという報告もある(有川ら, 2018)。

ところで、運動・スポーツの実施による心理面への影響として、運動には精神的なストレスを解消あるいは回避する働きがあることが、生理レベルにおいても証明されている(増田ら, 1991)。加賀(1983)は運動の心理的效果として、①感情・情緒の安定、②充足感と自己意識、③適切な達成動機、④欲求不満の活用、⑤欲求不満の発散・昇華、⑥対人関係の安定をあげており、運動による爽快感・リラックス感がストレス解消につながることを示唆している。全身持久力や筋力などの体力の総合評価が高い者ほど精神的健康は良好であるという報告(須藤, 2002)や運動習慣の有無は活気や疲労に関与するという報告もある(小田切, 2002)。このように、運動・スポーツの実施は身体面、精神面に様々な恩恵をもたらすことが明らかになっている。

大学生時代は青年期の最終段階及び大人への移行期間にある。アイデンティティを確立して、これから続くストレス社会を生き抜くための心理社会的スキルを準備するという発達課題を持っている。しかし、日常生活に支障となる長

い精神障害の始まりを作りやすいのもこの時期である。大学生の精神的健康を脅かす課題は、大学生活におけるライフスタイルと関連する。居住環境、就学事情、人間関係、健康不安、就職・自立といった様々なイベントが4年程度の短い期間に複合して身に迫ることが精神的健康に大きな影響を及ぼすとされている。そして、スチューデントアパシー、対人恐怖、自殺などの適応障害が出現するなど精神疾患が好発しやすい時期であるともいわれている（西山，2004）。このことから大学生の抱える種々の問題は、心理的・社会的側面まで多岐に渡る。また、中高齢者に比べて身体的な健康に不安が少ない大学生でも、生活習慣の乱れは精神的健康を悪化させることが示唆されている（岡田，2004）。大学生を対象とした精神的健康と生活習慣について様々な方法を用いて研究がなされ、いずれの研究も精神的健康と生活習慣は関連していることが報告されている。近年、精神的な健康については単に精神障害がないということではなく、幸福感や満足感の有無も重要な要素として捉えられている。精神的健康の主観的な側面は“subjective well-being”と呼ばれている（Diener,1984）。疾病や障害などの健康の否定的側面だけではなく、肯定的な側面の向上を目指すことが必要とされ、個人の全般的な健康状態を把握する上で、主観的な側面は重要な視点の一つであろう。

Ⅱ．研究目的

大学における体育授業に関しては、1991年の大学設置基準改正により多くの大学で選択科目に移行した。その後、学校教育における体育・スポーツの重要性が再認識され、2005年には多くの大学で体育（実技）の必修が回復している。この背景には、運動の実施による健康への寄与だけではなく、体育・スポーツがコミュニケーションの促進やこころの健康を高めるなどの効用が期待されていることを示唆している。心身ともに健康であることは充実した学生生活を送るための重要な要素の一つであるとともに、学生時代の生活習慣は壮年期以降の生活習慣の出発点ともいえる。また、心身の健康は社会的健康にも影響を与えることが推測される。運動・スポーツの実施が精神的健康に良い影響を与え

ることは知られているものの、大学生活において運動・スポーツの実施機会を確保することはなかなか困難である。そのため、運動・スポーツを実施する機会として関連科目が果たす役割は重要である。それらのことから、本研究は新入生を対象に生活習慣の一つである運動習慣及び実施の有無と精神的健康についての調査を行い実態を把握するとともに、得られた結果から関連科目が担うべき役割について検討することを目的とした。

Ⅲ. 方法

1. 調査対象及び倫理的配慮

2019年度に体育実技 IA 及び IC（選択必修科目）を受講した1年生（1424名）を対象とした。受講した全ての学生に対して、本調査の目的及び個人情報保護について示し、調査の同意の可否を回答する項目を設定した。回答されたうち、本調査に同意して欠損値等を除いた1309名（男子846名、女子463名、有効回答率91.92%）を分析の対象とした。

2. 調査時期及び調査方法

調査時期については、体育実技 IA（前学期）及び体育実技 IC（前学期）を受講した学生は2019年4月下旬～下旬に調査を実施した。また、体育実技 IC（後学期）を受講した学生は10月上旬に実施した。

当該科目の授業時に各担当教員によって調査を実施した。回答は全て Google フォームに入力され送信された。

4. 調査内容

調査内容は、属性及び運動、精神的健康に関する質問項目とした。

1) 属性及び運動に関する質問項目

性別、運動習慣、運動実施頻度について回答してもらった。運動習慣については、平成27年国民健康・栄養調査（厚生労働省、2015）の質問である「運動習慣者を週2回以上、1回30分以上、1年以上、運動をしている者とした場合、あなたはどちらですか？」として、「該当する」あるいは「該当しない」のいずれかを回答してもらった。運動実施頻度については、「体育実技の授業時間

を除いて、1週間で1回あたり30分以上の運動実施状況はいかがですか？」を用いて、「週3日以上頻度で実施」、「1～2回程度の頻度で実施」、「週1回程度の頻度で実施」、「全くしない」の該当するものを回答してもらった。運動実施頻度については、スポーツ庁は成人のスポーツ実施率を「週1回以上」を一つの目標に掲げていることから、週1回以上の者を「運動実施群」として、「全くしない」と回答したものを「非運動実施群」とした。

2) 精神的健康に関する質問項目

近年のメンタルヘルスの分野において、精神障害がなくウェルビーイング (well-being) も高いという二次元から精神的な健康を捉えることが提案されている。Keyes ら (2002) は主観的ウェルビーイングと精神症状を用いて、「精神的健康が良好な状態 (主観的ウェルビーイング高い, 精神症状低い)」・「精神的健康が不完全な状態 (主観的ウェルビーイング低い, 精神症状低い)」・「不完全な精神障害状態 (主観的ウェルビーイング高い, 精神症状高い)」・「精神障害状態 (主観的ウェルビーイング低い, 精神症状高い)」といったメンタルヘルスの二次元モデルを示している。メンタルヘルスを2次元から捉える尺度として、日本版 Subjective Well-being Inventory (SUBI) がある。これは、WHO (1992) が開発し、大野・吉村 (2001) らによって日本語版に標準化されたものである。SUBI は「心の健康度」と「心の疲労度」から構成され、肯定的側面と否定的側面を2次元から捉えることができる尺度であるが、配偶者や子どもとの関係など複数の項目があり、本研究の対象者には適さないと判断した。そこで、田中ら (2006) によって開発された「改訂 いきいき度尺度」の項目を用いた。この尺度は、幅広い年代について実施され、年代ごとの心理状態の相違を踏まえて信頼性と妥当性が確認されている。いきいき度尺度は、「満足感 (4項目)」、「ネガティブ気分 (3項目)」、「チャレンジ精神 (4項目)」、「気分転換 (3項目)」の4つの下位尺度からなっている (図1参照)。各項目に対し、「そうは思わない (1点)」、「少しそう思う (2点)」、「そう思う (3点)」、「かなりそう思う (4点)」の4段階で回答を求めた。ネガティブ気分の質問項目については、他の3つの下位尺度の質問項目とは異なり、いきいき度という視点からは逆のネ

下位尺度	質問内容
満足感	今、「幸福である」と思いますか 精神的に「豊かでゆとりのある」生活をしていると思いますか これまでの自分の生き方は、それなりに満足だったと思いますか 現在の自分に誇りを持っていますか
ネガティブ気分	ゆううつな気分になることがありますか 気分が晴ればれとしないことがありますか なんとなく不安になることがありますか
チャレンジ精神	困った状況の中でも粘り強く解決しようとしめますか たとえ不運なことに見舞われても、立ち向かっていけると思いますか 自分の長所も短所も客観的に評価できますか 好奇心（新しいことを見たり経験することが好き）がありますか
気分転換	いやなことがあっても、気分の転換が早いと思いますか 悩んだり気持ちが動揺することがあっても、翌日はさっぱりしていますか 「過去は過去」と割り切ってこだわらない性格ですか

図 1 いきいき度尺度の下位尺度項目及び質問内容

ガティブなものであることから逆転項目として算出した。

5. 分析方法

運動習慣の有無，運動実施頻度については，回答ごとの人数（全体及び性別）を算出しクロス集計を行なった。また割合について χ^2 検定を用いて検討した。次に，運動習慣及び運動実施頻度とメンタルヘルスの関係については，運動実施に関する回答を踏まえ，それぞれ2つの群に分けて，いきいき度尺度得点及び下位尺度得点を対応のないt検定を用いて平均値の比較をした。群分けの際，運動習慣について「該当する」と回答したものを「運動習慣群」，「該当しない」と回答した者を「非運動習慣群」とした。また，運動実施頻度については，週1回以上（「週1回程度」を含む）の頻度で実施していると回答した者を「運動実施群」，「全くしない」と回答した者を「非運動実施群」とした。

分析には統計解析ソフト IBM SPSS Statistics 25.0を用い，有意水準は5%とした。

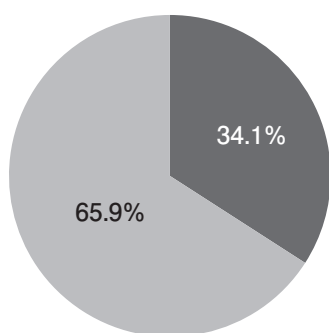
IV. 結果

1. 本学部学生の運動習慣について

運動習慣の有無を、全体・男女別・男女間において χ^2 検定を行った。全体では、該当する者は447名（34.1%）、該当しない者は862名（65.9%）であった。 χ^2 検定の結果、該当しないと回答した者の割合が高いことが示された（ $\chi^2=131.57$, $df=1$, $p<0.001$ ）。男女別では、男子学生では該当する者は364名（43.0%）、該当しない者は482名（57.0%）で、女子学生では該当する者は83名（17.9%）、該当しない者は380名（82.1%）であった。 χ^2 検定の結果、男子学生（ $\chi^2=16.46$, $df=1$, $p<0.001$ ）、女子学生（ $\chi^2=190.5$, $df=1$, $p<0.001$ ）のいずれも該当しないと回答した者の割合が高いことが示された。男女間では（ $\chi^2=83.8$, $df=1$, $p<0.001$ ）は、該当するとした割合は男子学生の方が多く、該当しないと回答した割合は女子学生の方が多いことが示された。

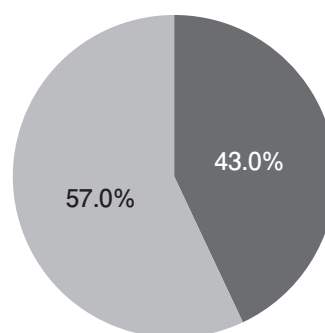
表 1. 本学部学生の運動習慣の人数及び割合

		該当する	該当しない
男子	n	364	482
	割合 (%)	43.0%	57.0%
女子	n	83	380
	割合 (%)	17.9%	82.1%
全体	n	447	862
	割合 (%)	34.1%	65.9%



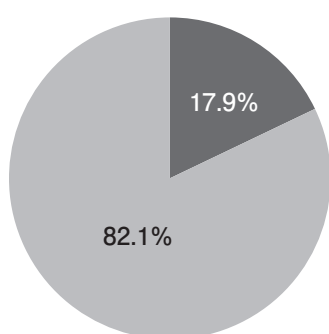
■ 該当する ■ 該当しない

図 2 - 1. 運動実施の有無の割合 (全体)



■ 該当する ■ 該当しない

図 2 - 2. 運動実施の有無の割合 (男子学生)



■ 該当する ■ 該当しない

図 2 - 3. 運動実施の有無の割合 (女子学生)

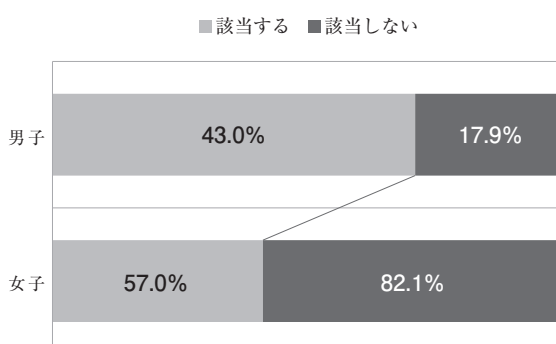


図 3 - 1. 運動実施の有無 (男女)

2. 本学部学生の運動実施頻度について

運動実施頻度において、まず各回答の割合を算出し、次に週 1 回以上の運動実施頻度の学生を 1 つのグループとしてまとめ、全くしない学生と χ^2 検定を行った。全体では、週 3 回以上は 145 名 (11.1%)、週 1 ～ 2 回は 255 名 (19.5%)、週 1 回程度は 367 名 (28.0%)、全くしないのは 542 名 (41.4%) であった。男女別で見ると、男子学生では週 3 回以上は 125 名 (14.8%)、週 1 ～ 2 回は 200 名 (23.6%)、週 1 回程度は 243 名 (28.7%)、全くしないのは 278 名 (32.9%) で、女子学生では週 3 回以上は 20 名 (4.3%)、週 1 ～ 2 回は 55 名 (11.9%)、週 1 回程度は 124 名 (26.8%)、全くしないのは 264 名 (57.0%) であった。(表 2 - 1, 2 - 2, 図 4 - 1 ～ 4 - 3)

それぞれを、運動実施群と非運動実施群として χ^2 検定を行った結果、全体では、運動実施群は 767 名 (58.6%)、非運動実施群 542 名 (41.4%) で ($\chi^2=38.68$, $df=1$, $p<0.001$), 運動実施群の割合が多いことが示された。また、男女別では、

表 2－1. 本学部学生の運動実施頻度の人数及び割合

		週 3 回以上	週 1～2 回以上	週 1 回程度	全くしない
男子	n	125	200	243	278
	割合（％）	14.8%	23.6%	28.7%	32.9%
女子	n	20	55	124	264
	割合（％）	4.3%	11.9%	26.8%	57.0%
全体	n	145	255	367	542
	割合（％）	11.1%	19.5%	28.0%	41.4%

表 2－2. 本学部学生の運動実施頻度の人数及び割合

		運動実施群	非運動実施群
男子	n	568	278
	割合（％）	67.1%	32.9%
女子	n	199	264
	割合（％）	43.0%	57.0%
全体	n	767	542
	割合（％）	58.6%	41.4%

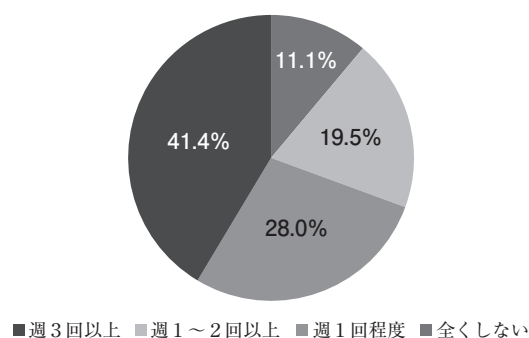


図 4－1. 運動実施頻度の割合（全体）

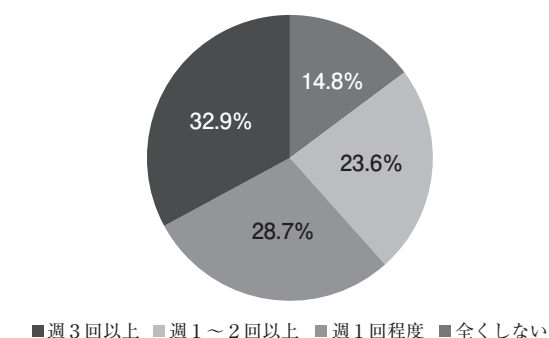


図 4－2. 運動実施頻度の割合（男子学生）

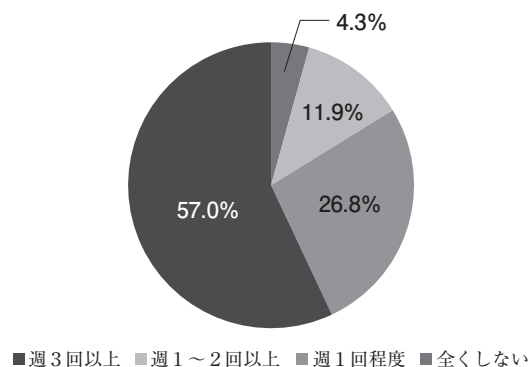


図 4－3. 運動実施頻度の割合（女子学生）

男子学生の運動実施群は568名 (67.1%), 非運動実施群は278名 (32.9%) であり ($\chi^2=99.41$, $df=1$, $p<0.001$), 女子学生の運動実施群は199名 (43%), 非運動実施群は264名 (57%) であった ($\chi^2=9.13$, $df=1$, $p<0.01$)。男子学生は, 運動実施群が, 女子学生は非運動実施群の割合が多いことが示された。

3. 本学部学生のメンタルヘルスについて

メンタルヘルスについて, 本学部学生のいきいき度尺度得点は全体では37.8点 ($SD=7.25$) であった。次に男子学生と女子学生間のいきいき度尺度得点及び下位尺度得点の平均値の比較を行った。t 検定の結果, いきいき度尺度得点においては有意差が認められなかったが, 下位尺度の「満足感」において, 有意差が認められ, 男子学生が高い値であった。(表3)

表3. 本学部学生の主観的メンタルヘルスの男女比較

尺度	男子学生 (n=846)		女子学生 (n=463)		t	df	p	ES
	M	SD	M	SD				
いきいき度	38.0	7.06	37.4	7.60	1.650	1307	0.692	0.33
満足感	11.2	2.74	11.2	2.60	0.222	1307	0.034	0.31
ネガティブ気分	7.5	2.24	7.4	2.31	0.937	1307	0.123	0.19
チャレンジ精神	11.5	2.44	11.2	2.42	2.203	1307	0.310	0.32
気分転換	7.8	2.38	7.6	2.42	1.621	1307	0.224	0.19

M: 平均値, SD: 標準偏差, ES: 効果量

4. 運動に関する項目とメンタルヘルスについて

1) 運動習慣とメンタルヘルス

運動習慣について, 全体及び男女別に2グループ間のいきいき度尺度得点及び下位尺度得点の平均値の比較を行った。t 検定の結果, 全体では全ての尺度得点において有意差が認められ, 運動習慣群が高い値であった。男女別では, 男子学生は「ネガティブ気分」, 女子学生は「満足感」を除き, 有意差が認められ, いずれも運動習慣群が高い値であった。(表4, 5, 6)

表 4. 運動習慣の有無における主観的メンタルヘルスの比較

尺度	運動習慣群 (n=447)		非運動習慣群 (n=862)		t	df	p	ES
	M	SD	M	SD				
いきいき度	39.93	6.87	36.69	7.21	7.83	1307	0.001	0.46
満足感	11.87	2.58	10.83	2.67	6.74	1307	0.001	0.39
ネガティブ気分	7.66	2.22	7.42	2.28	1.89	1307	0.059	0.11
チャレンジ精神	12.18	2.30	10.93	2.40	9.11	1307	0.001	0.53
気分転換	8.21	2.35	7.52	2.39	5.00	1307	0.001	0.29

M：平均値，SD：標準偏差，ES：効果量

表 5. 男子学生の運動習慣の有無における主観的メンタルヘルスの比較

尺度	運動習慣群 (n=364)		非運動習慣群 (n=482)		t	df	p	ES
	M	SD	M	SD				
いきいき度	39.9	6.6	36.6	7.1	6.905	844	0.001	0.45
満足感	11.9	2.6	10.7	2.7	6.871	844	0.001	0.45
ネガティブ気分	7.6	2.2	7.5	2.3	0.686	844	0.493	0.04
チャレンジ精神	12.2	2.3	10.9	2.4	8.13	844	0.001	0.55
気分転換	8.2	2.3	7.6	2.4	3.579	844	0.001	0.25

M：平均値，SD：標準偏差，ES：効果量

表 6. 女子学生の運動習慣の有無における主観的メンタルヘルスの比較

尺度	運動習慣群 (n=83)		非運動習慣群 (n=380)		t	df	p	ES
	M	SD	M	SD				
いきいき度	39.98	8.01	36.78	7.40	3.52	461	0.001	0.43
満足感	11.64	2.65	11.06	2.58	1.84	461	0.06	0.22
ネガティブ気分	7.93	2.22	7.31	2.32	2.21	461	0.05	0.27
チャレンジ精神	12.01	2.34	10.97	2.41	3.60	461	0.001	0.43
気分転換	8.40	2.54	7.44	2.37	3.30	461	0.001	0.4

M：平均値，SD：標準偏差，ES：効果量

2) 運動実施頻度とメンタルヘルス

運動実施頻度については、運動実施群と非運動実施群の2グループ間のいきいき度尺度得点及び下位尺度得点の平均値の比較を、全体及び男女別に行った。t検定の結果、全体では全ての尺度得点において有意差が認められ、運動実施群が高い値であった。男女別でもすべての尺度得点において有意差が認められ、運動実施群が高い値であった。(表7, 8, 9)

表7. 運動頻度における主観的ウェルビーイングの比較

尺度	運動実施群 (n=767)		非運動実施群 (n=542)		t	df	p	ES
	M	SD	M	SD				
いきいき度	39.0	7.0	36.2	7.3	6.92	1307	0.001	0.39
満足感	11.6	2.6	10.6	2.7	6.36	1307	0.001	0.36
ネガティブ気分	7.7	2.2	7.3	2.3	3.27	1307	0.001	0.18
チャレンジ精神	11.8	2.4	10.8	2.4	7.22	1307	0.001	0.41
気分転換	7.9	2.4	7.5	2.4	3.29	1307	0.001	0.18

M：平均値，SD：標準偏差，ES：効果量

表8. 男子学生の運動頻度における主観的メンタルヘルスの比較

尺度	運動実施群 (n=568)		非運動実施群 (n=278)		t	df	p	ES
	M	SD	M	SD				
いきいき度	39.01	6.637	36.06	7.475	5.585	495.918	0.001	0.43
満足感	11.56	2.6	10.46	2.863	5.43	505.408	0.001	0.41
ネガティブ気分	7.67	2.206	7.28	2.274	2.37	844	0.05	0.16
チャレンジ精神	11.82	2.349	10.75	2.475	6.106	844	0.001	0.45
気分転換	7.96	2.315	7.58	2.492	2.174	515.49	0.03	0.16

M：平均値，SD：標準偏差，ES：効果量

表 9. 女子学生の運動頻度における主観的メンタルヘルスの比較

尺度	運動実施群 (n=199)		非運動実施群 (n=264)		t	df	p	ES
	M	SD	M	SD				
いきいき度	38.75	7.962	36.3	7.148	3.488	461	0.001	0.33
満足感	11.62	2.551	10.82	2.58	3.339	461	0.001	0.31
ネガティブ気分	7.67	2.335	7.23	2.278	2.046	461	0.041	0.19
チャレンジ精神	11.59	2.404	10.83	2.392	3.37	461	0.001	0.32
気分転換	7.87	2.525	7.42	2.33	1.996	461	0.05	0.19

M：平均値，SD：標準偏差，ES：効果量

V. 考察

1. 本学部学生の運動習慣及び運動実施について

本調査では運動習慣を「運動習慣者を週2回以上，1回30分以上，1年以上，運動をしている者とした場合」とした厚生労働省の調査を踏まえて質問を行った。平成30年度の当該報告によると，20代の運動習慣は男性17.6%，女性7.8%と報告されており，本学部学生のほうが高い割合であることが確認できた。全体的に女性は運動習慣が少ない傾向であることは従来から報告されており，本学部女子学生も同様の傾向がうかがえた。比較したデータは20代としているため，本研究の対象者である大学1年生とは異なり，学業だけではなく就業などめまぐるしくライフイベントが起こることもあり単純な比較はできないが，傾向として考えると運動習慣を身につける機会を失うとその後の時間も運動やスポーツと疎遠になる可能性があるため，割合が高いことに安堵するのではなく，卒業後の運動習慣を確保するために予防策を講じることが大切であろう。

運動習慣の有無については，65%もの学生が該当しないと回答していた。多くの新入生は受験のため一時的に運動・スポーツから離れてしまうことが少なくないことから，今回の結果は「1年以上，運動をしている者」としたため，一時的な離脱についても「該当しない」と判断したことによる回答であること

期待する。

次に運動実施頻度については、新入生の多くは必修科目の体育実技を履修しており、最低でも週1回は運動する機会を持てている。スポーツ庁では運動実施率として「週1回以上」を目標として周知している。本学部学生について運動実施頻度を「週1回以上」とすると、58.6%が該当し、半数以上が週1回以上の運動実施していることが確認された。しかし、一方で、全くしないとする学生は41.1%もいることから、多くの学生は授業時以外に運動機会がないことも明らかになった。運動実施については、特定のスポーツやトレーニングの実施機会を意図して回答を求めた。しかし、健康日本21（第2次）においては、従来の「運動指針」から「身体活動指針」と改め、健康を向上させるには、日常生活の中の身体活動量が重要であることを示していることから、関連科目では運動・スポーツの実施だけが全てではなく、日常生活の中の身体活動量にも意識を向けるように授業を展開する必要があるだろう。

2. 本学部学生のメンタルヘルスについて

本学部学生のいきいき度尺度得点は全体では37.8点（SD=7.25）であった。先行研究（田中，2006）の20歳代は37.13点（SD=6.54）であり、1標準偏差以内の近似値であることから本学部学生の得点は概ね平均的な得点であったと考えられる。当該尺度について男女間で比較したところ「満足感」において男子学生が高く評価していた。大学生にとって精神障害はまれなことではなく、50%前後の大学生は「不明瞭な自分の将来と低い自信」た「漠然とした不安」を認めているという（国立大学法人保健管理施設協議会，2005）。また大学生のおよそ30%は問題のある抑うつ傾向を示し、日常生活に支障を抱えながら学生生活を送る。青年期のメンタルヘルスは低く、諸外国の大学生に比べて日本の特に女子学生の自覚的不健康度の高さは際立っている（神山，2010）。疲労感などの自覚症状を訴える大学生も増加しており、その傾向は女子学生で強く、慢性的な不健康感が昼間の疲労感に影響している。これらのことを踏まえると、男子学生に比べ、女子学生が肯定的な側面について自己評価を低く評価していると考えられる。

3. 運動に関する項目とメンタルヘルスについて

メンタルヘルスを障害する慢性的なストレスは、認知的評価と対処（コーピング）の仕方によって生起が影響される。この2つの要因に対して、運動・スポーツがポジティブな影響力を発揮すると、急性及び慢性ストレスのいずれにも抑制効果をもたらす。継続した運動・スポーツの実施は、メンタルヘルスにポジティブな影響を及ぼすことが報告されている（文献）。青年期の習慣化された運動・スポーツの実施の多くは、体系的な（特定のスポーツ種目）実施をしていることが（スポーツクラブや部活動等）予想される。また、運動・スポーツの実施と生活の充実度は関連することが報告されている（スポーツ庁, 2018）。それらのことから、本研究の結果はある程度予想できるものであろう。

次に、運動実施頻度とメンタルヘルスについては、運動習慣とはいかず、体系的な運動・スポーツの取り組みではなくても運動刺激そのものに心理的效果が確認されている。例えば、橋本は（1993）、走りやすいと感じるペースのジョギングは、ただ1回の運動にもかかわらず快の増強と不安の低減がみられ、その効果はジョギングを終了した後もしばらく続くと報告している。運動が習慣化されると週1・2回程度の健康運動でも、意欲や活力の低下といった昼間の疲労感を軽減させる。このような運動による心理的恩恵を肯定する研究成果は多くあり、本研究の結果はそれらを支持するものであった。

メンタルヘルスの向上には、ライフスキルが影響を及ぼすことが言われている。近年メンタルヘルスのための効果を期待してLST（ライフ・スキル・トレーニング）プログラムに運動が組み込む工夫も行われている。このことを踏まえると授業における運動・スポーツの実施機会の提供は、身体への働きかけとともに、ライフスキル獲得をも意図したものであることが望ましいだろう。

VI. まとめ

本研究では、本学部新生を対象に運動習慣及び運動実施の状況と主観的メンタルヘルスの関係について調査し、実態の把握とともに関連科目の役割について検討することを目的とした。調査によって運動習慣の有無或いは運動実施

頻度について、本学部新入生の状況を示すことができた。また先行研究と同様に運動習慣及び運動実施の有無はメンタルヘルスの主観的評価に影響することが確認された。メンタルヘルスを向上させるものは運動・スポーツだけではなく、他の生活習慣を構成する様々な要因があることも他の先行研究から明らかであるが、運動する機会の有無がメンタルヘルスの主観的評価に影響を及ぼすことは明らかであり、授業以外に運動を実施していない学生にとっては当該科目の存在は必要なものと考えられる。一方、運動参加への消極さは、運動・スポーツへの何らかのネガティブな要因を持つことが少ない（文献）。本学部において運動を全く行っていない学生が、それに該当するのか、あるいは意思はあるものの学業や他の活動との優先順位によって運動実施の機会を確保することが困難であるのか、様々な要因が考えられる。従来から「体育」という名称に対して嫌悪感を抱く学生は少なくない。大半の意見としては、「運動・スポーツが苦手」や「うまくできないと恥ずかしい」といった技能的な内容である。しかしながら、本学部において当該科目の受講後の学生満足度は非常に高く、授業終了後の受講学生の感想では、授業を通じて体育の教育に対するイメージの変容と関連科目の受講によってもたらされた欲求の充足や社会的行動の経験など様々な恩恵を享受できたとする回答が多くみられる。学生にとって充実した学生生活とは学業・研究の充実であることはいうまでもない。しかし、それらを達成するための資本となる心身が充実した状態が望ましく、心身の健康に不安があってはならない。学生時代は生活習慣を確立する重要な時期である。生活習慣が心身の健康に及ぼす影響は大きく、運動不足を感じていても対策を講じるすべがない学生や健康的な運動習慣が身につけていない学生、あるいはその他の事情を抱える学生に対しても参加へとつながる機会を学生の「自己責任」と放置するのではなく、卒業後の長い人生をどう生きていくのか、どのような生活習慣を持てば健康に過ごしていけるかを考える機会を提供するという点では当該科目が担う役割は重要であろう。令和2年度から始まった新カリキュラムにおいて特定の進路に特化したコースの学生においては、体育関連科目の単位修得を免除する制度が設定された。履修科目の必要性からやむを得

ないことではあるが、人間の活動に、「身体」を伴わないものはひとつもないと言えるため、健康の維持や増進に寄与、或いは身体活動を通じたコミュニケーションを実践できる運動・スポーツの機会は学生にとって非常に重要であることを踏まえ、様々な活動を支える体力を備える機会を何らかの形で確保することが求められる。

本研究では運動に関しては詳細な調査を実施していないため、今後は運動の種類などを含めた詳細な調査をする必要があるだろう。また、当該科目の学修が運動の習慣化に寄与しているのか否かを確認するためにも、横断的な調査に加え縦断的な調査をする必要があるだろう。学生が充実したキャンパスライフを過ごすためにも、今後は上記にあげた課題を踏まえて研究を行い、その成果を当該科目に還元できるよう進めていく。

謝辞

本研究は小倉眞先生の古希記念にあたり執筆させていただきました。小倉眞先生からは法学部学生への体育教育の必要性について様々なご助言をいただきました。

また、本調査実施にあたり体育実技の先生には貴重な授業時間を割いてご協力いただきました。ここに記し謝意を表します。

引用・参考文献

- 相澤勝治・斎藤実・久木留毅（2014）「大学生における運動習慣の実態調査」専修大学スポーツ研究所紀要，42，35-42
- 青木邦男（2000）「健康指導教室参加高齢者の精神的健康の変化に関連する要因」，体育学研究，45，1-14.
- 石崎忠利・高久康裕（2006）「受験に伴うデイトレーニングが中学男子サッカー選手の形態，身体組成，体力に及ぼす影響について」臨床スポーツ医学，23，65-71
- 岡田暁宜・藤田定・村松常司（2004）「大学生の生活習慣からみた自覚症状について」，東海学校保健研究，28-1，29-41.
- 甲斐菜津美・山崎文夫（2003）「大学生における運動に関するライフスタイルと精神的健康」，産業医科大学雑誌，31-1，89-95.
- 加賀秀夫・杉原隆・石井源信・深見和男・雨宮輝也（1992）「中高年のスポーツ参加に

- 関する PERSONAL INVESTMENT THEORY による検討 (1) —性・年齢からの比較—」日本体育学会大会号 (43A), 235, 1992
- 加賀秀夫・石井源信・杉原隆・深見和夫 (1993)「中高年のスポーツ参加に関する社会的・心理学的研究第2報」, 平成4年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告
- 加藤譲・村山勝・合志明倫・一ノ瀬一世・上田正道・加藤英里 (2018)「大学生における体力・運動能力と運動習慣の関係について: 2016年度秋学期健康・フィットネス理論実習の履修者を対象として」東海大学紀要. 海洋学部15 (1-3), 9-15
- 上岡洋晴・佐藤陽治・斎藤滋雄・武藤芳照 (1998)「大学生の精神的健康度とライフスタイルとの関連」, 学校保健研究, 40, 425-438, 1998
- 佐々木浩子 (2008)「大学新入生における精神的健康と生活習慣」, 人間福祉研究, 11, 123-132.
- 佐藤秀明・渡部宣裕 (2014)「大学生の生活習慣とメンタルヘルスの関係についての研究—運動実施とメンタルヘルスについて—」桜文論叢86, 191-209
- 須藤美智子 (2002)「運動と職業性ストレス: 運動を活用した職域におけるストレス対策」, 産業ストレス研究, 9, 219-226.
- スポーツ庁 (2019)「スポーツの実施状況等に関する世論調査」平成31年1月調査
- スポーツ庁 (2018)「平成30年度 体力・運動能力調査結果の概要及び報告書」https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/k_detail/1421920.htm (参照日2019年3月5日)
- 高橋恵子・田名場美雪・阿部緑・工藤誓子・高梨信吾 (2012)「ストレスと健康—大学新入生の生活習慣からみた疲労感およびストレス反応—」, 弘前大学保健管理概要, 33, 5-10.
- 田中芳幸・津田彰・神宮純江 (2006)「改訂—いきいき度尺度 (Psychological Lively Scale-Revised: PLS-R) の開発」健康支援8 (2), 117-129
- 田中芳幸・津田彰・神宮純江 (2006)「改訂—いきいき度尺度 (Psychological Lively Scale-Revised) (PLS-R) の信頼性と妥当性——性別と年代別の検討」健康支援8 (2), 130-141
- 伊達萬里子・檜塚正一・田嶋恭江・松本裕史・五藤佳奈・伊達幸博 (2010)「女子学生のストレスと健康状態に関する実態調査」, 健康運動科学, 1, 7-20
- 徳永幹雄・橋本公雄 (2002)「健康度・生活習慣の年代別および授業前後での変化」, 健康科学, 24, 53-63.
- 冨永美穂子・清水益治・森敏昭・兒玉憲一・佐藤一精 (2001)「中・高生および大学生の食生活を中心とした生活習慣と精神的健康度の関係」, 日本家政学会誌, 52, 499-510
- 西山温美・笹野友寿 (2004)「大学生の精神健康に関する実態調査」, 川崎医療福祉学会誌, 14-1, 183-187.
- 橋本公雄・堀田亮・山崎将幸・甲木秀典・行實鉄平 (2009)「運動・スポーツ活動におけるメンタルヘルス効果の仮説モデル: 心理・社会的要因を媒介変数として」, 健康

科学, 31, 69-78.

藤塚千秋・藤原有子・石田博也・米谷正造・木村一彦（2002）「大学新入生の生活習慣に関する研究—入学後3ヶ月における実態調査からの検討—」, 川崎医療福祉学会誌, 12-2, 321-330.

松山秀子・池上久子・加藤恵子（2004）「大学生の健康と生活習慣」大学保健体育研究, 24, 9-25.

松原達哉・宮崎圭子・三宅拓郎（2006）「大学生のメンタルヘルス尺度の作成と不登校傾向を規定する要因」, 立正大学心理学研究所紀要, 4, 1-12.

渡壁史子・橋本公雄・徳永幹雄（2000）「メンタルヘルスパターンと健康行動との関係（1）—特に身体活動関連変数を中心として—」, 健康科学, 22, 159-166

叙述を訛る

—— 沖縄学の記述法から ——

前 西 一 馬

あなたが、あなた自身のものからは隔たった言語と親しくし、ときには自分の好みでこの言語を使いたいと思い、複雑な事柄を議論するまでになっているなら、そのときあなたは、日常生活ではこの言葉に馴染みのない読者に、テキストのある次元を、軽快で平易な調子で、近づきやすくすることができるようになりつつあると言える。もしあなたが、何かほかのものを、その内容の伝達を意図して速修した言語で書かれたものを近づきやすくしようとするなら、そのときあなたは、テキストを裏切り、どちらかといえば疑わしい政治性を見せていることになる。

—— 「翻訳の政治学」 ガヤトリ・チャクラヴァルティ・スピヴァク

はじめに

学術的論文を制度的に承認される形で書くという行為は、文化を対象とした学問的営為であると同時に、その営為を営為として承認する制度を再生産し、かつそこにある文化自体を自明視し、また時にはそこにあった「文化」を可視化するという意味において、幾つかの重大な問題を孕む。現代における人類学、特に1980年代以降のいわゆる民族誌的転回を経た後の人類学において、文化の記述をめぐる様々な指摘がなされてきた¹。また沖縄を研究対象とした諸領域においても、使用されるターミノロジーは異なりつつも、書き方や語り方をめ

ぐる問いや実践が提出されてきた。たとえば宜野座菜央見は、沖縄を語る言説に潜む可能性と不可能性を「私のものではない言語」(デリダ)というキーワードに託しつつ、沖縄をめぐる言説状況の分析を試みている²。野村浩也は、沖縄人と日本人を措定したうえで、いわゆる沖縄の米軍基地問題は日本人の無意識の植民地主義によると断罪した³。岸政彦は、マイノリティであることは果てしない自己への問いかけという「アイデンティティの状態」にあることだとし、本土人と沖縄人の「圧倒的な非対称性」を前提とした日本人への同化を通じた他者化というプロセスを当事者の語りとともに描いた⁴。富山一郎は、俯瞰的な社会科学的把握ではなく、歴史に埋もれる「経験としての根源的な敵対性」を見据えた弱者の狂気に寄り添うような叙述方法を模索してきた⁵。上記の諸研究を含む現在の「沖縄研究」における理論と実証からみた研究動向に関する批判的な討議が行われており、沖縄の歴史叙述と主体性への問いをめぐる重要な課題も指摘されている⁶。

本稿はそのような状況を踏まえ、文化に内在する固有の経験を記述しうる新たな固有の書法をめぐる実践とその考察を試みるものである。文化的本質主義の落とし穴となる民族誌的結晶化を避けながら、文化を記述することは果たして可能なのか。どのような文体がそれを成し得るのか。またその可能性とはいかなるものなのか。その考察と実践のひとつの試みである。分析と叙述を織り交ぜることで生じる文化的戦略としての攪乱は、語られない語り、分節化しそこねた語りへの介入として要請される。本稿の例外的な叙述形式の理由はそこにある。

書かれた時点でそれはファクトではなくなるという事実から、民族誌は事実の間違った解釈の集大成であると定義づける研究者すらいる現代人類学において⁷、(異)文化という他者を描く民族誌の記述を通して民族誌家という「私」の立ち位置もまた変化してきた。間違った連鎖の末端に位置づけられる私の記述がでは無意味かという、決してそうではない。事実らしさにこだわるのではなく、それが書かれることによってあるいは書くことによって、何がどうつながるのかという視点も持つと、他者を書くことの意味が見えてくる。部分的

事実ではなく、部分的なつながりに近年の人類学は注目している⁸。

本稿では、書き手を歴史や文化を客観的に観る立ち位置に置いて透明化するのではなく、あえてここからみている「私」というものをそこに置く。それによってよみがえるものがただの再現ではなく、表象（representation）だということを我々に気付かせてくれる。この「私」には身構える身体が感じられる。何に対して身構えているのか。（つまり、何とつながっているのか。）そのひとつは圧倒的な見えない不条理、構造的暴力だろう。

たとえば沖縄現代史において、銃剣とブルドーザー、島ぐるみ闘争、由美子ちゃん事件、人民党事件、これらの（日本語読者がほぼ関知しない）ワードが、「アメリカ世」すなわち米国統治下における戦後沖縄社会を日本語で「学問的に」振り返るときにピックアップされてきた。米国国立公文書館所蔵の琉球列島米国民政府（USCAR）によって当時放映されたフィルムを分析したある書籍を評して、我部政男は「静かな暴力」という表現を用いている⁹。であるとするならば、学問的のみならず人々の歴史感覚において、その「静かな暴力」はどう振り返られるのか。あるいは振り返る姿そのものを文化として記述することは可能なのか。

研究の精度があがればあがるほど、研究者の倫理的視野が深まれば深まるほど、沖縄の人々のリアルな姿がごろりと差し出される。記述や映像や舞台において、フラジャイルな沖縄の人々の文化や歴史がこれからも差し出されていく。そのつながりのなかで筆者はある種の強張りを強かさに反転してみたい。そのためには描かれる（よみがえる）社会的事実のみならず、その「事実」をどう読み解くかというこちらの（表象の）問題を扱う必要がある。

たとえばある領域—文学なら文学、映画なら映画—が自律していないという異常事態を描いてみせる。それは脱植民地的状況下における文化研究の常套手段といってもいい手口だ。では自律した歴史とは何なのか？至極真っ当な問いと同時に、自律していないから面白いという見方ができてしまうリアリティがそこにある。現前する苛烈な社会的現実とは別に。ここが学術的観念と実践がもたらしてしまう所業の恐ろしいところなのだが、その狡猾的な理性がもたら

すおぞましさに向き合ったうえで、目の前にある現実を一調査者がたまたま遭遇した調査地における（あるいは関する）限定的な社会的現実であったとしても一つまり決定不可能な形象を、明晰さではなく了解可能性によって、応答可能な文字形態に落とし込むことを続けていくしかない。これから展開される論は、そのひとつの試みである。

1. 叙述を訛る

語ることと語るという身振りの間に潜む齟齬や交渉のスペースについて考えてみたい。たとえば訛りとは何か¹⁰。訛とは、階級的誤差か、言語学的音韻偏差か、それとも文化的正統性か。かつてマルクスが貨幣の中立性を否定したように、標準語のいつわりの中立性を暴くことはできよう。しかし国家の後ろ盾による標準語の圧倒的浸透が共同体的制約を和らげ、無数の人々を社会的になぎ合わせ都市文化を生みだしたこともまた事実である。訛りとは、国土の余白における遠近法をゆがめる。訛りとは、主体と客体という二項対立からするりと小利口に縄抜けするのではなく、それをがんじがらめにするることによってのみ自由に振る舞うことのできる、舌の運動と息づかいの組み合わせではないだろうか。その舌の運動や息づかいを調節する前歯や奥歯の噛み合わせは、沖縄語と日本語両方の岸辺の位置を示す。それはすでに北緯27度線ではなく、その舌の動きと息づかいによって不正確にときに荒々しく形成される手に負えないほど複雑な海岸線。それは、今福龍太が群島世界という地図を片手に思索しているところの、反転し続ける岬の図のようなものだろうか¹¹。そこには、かつて沖縄学という領域で二つのミンゾクガクと双璧をなした言語学における外在的な基準はない。また、90年代以降頻繁に参照されるカルスタ／ポストコロという世界天気図において、日本列島界限に発生したいくつかの台風の目の一つとして、すなわち学術的言説における沖縄語のインフレーションという政治＝象徴的なものが、所与の「風景」としてあるわけでもない。

視覚中心主義の「表象」という文化のアリーナに、聴覚的比喩を重ねたとき

に生じる軋みに耳を澄ませてみよう。私は研究発表の場で、あるいは教室の空間で、「沖縄を語る」機会を持つ。そのたびに、文化の語りに潜む問題と可能性についてその場にいる人々と議論するテーブルを共有すべく、様々な試みを実践してきた。ここでは、具体的な場で実践された「沖縄を語る」行為を再現するためのテキストを共有しつつ、そのテキスト自体を通して行為の文脈化を試みる。そのなかで、言葉をひとつの意味を伝えるひとつの音の連なりとして捉えるのではなく、ジェンダーや階級、文化、地域偏差といった諸係数に重層的に操作される「夢」のようなものとして捉えることで、我々はどのような人類学的想像力を手に入れることができるのかという問いを立ててみよう。

ベンヤミンの言を俟つまでもなく、歴史は構成の対象であり、この構成の場を作り上げるのは均質で空虚な時間ではなく、今＝時間によって満たされた時間である。と同時に、「いま」といった瞬間、「いま」は「いま」ではなくなる—すなわち「今」は即座に過去となり、未来が「今」の座に滑り込む—という不思議な自己矛盾に、今という現在は包まれてもいる。沖縄という固有名に属する近代の歴史を扱い、現在のリアルな「物語」に従属させられている具体的な「空間性」や「時間性」の役割を一旦解放させ、それらを再び不調和な時間と空間の交差する場に連れ戻し再構成するという複雑な作業を他者と遂行してみる。その協同作業を通して、資本主義、国家、共同体といった、そもそも時間的存在である我々自身をその都度成立させてきた隠れた行為体の姿を明らかにし、「できごと」の再構成を試みる。もしくは、歴史を語り直すことの意味を問い直す。

ここで提出されるテキストは、そもそもとある研究会において、朗読劇（「台本」としてのレジュメを配布）という形を取りながら、沖縄に関するある現代演劇の舞台上で何度も発せられた「親族呼称」をめぐる固有の経験を、考察の対象とするという実験的な場を再構成したものである¹²。地政学的条件に基づいた「現在」を常に裏書きする制度としての学問の正当性を抱え持つ「学知」——たとえば沖縄学の領域を画定する「最終審級」としての歴史学——に決して回収されることのないパロキアルな口語（沖縄口）のリアリティを、脱

植民地主義や自文化研究 (native anthropology) の視点, 「社会劇」を扱う人類学の技法を用いながら, 翻訳や表象を巡る問題として浮き上がらせることを試みた。

以下, これから再現=表象される語りという行為の覚書を「事前に」記しておく¹³。

——覚書——

- ・ O = 私, P = 冷静な研究者 S さん, E = 知人の研究者 K。アドリブ可の「状況」を設定して共演者と共有する。贈与の力 = おじいさん = サンタクロースが必要とされる一方で, 生殖の力 = おばさんが必要とされる世界。荒ぶる若者が抑圧される資本主義。同じように荒ぶるもの = 敵対性を抑圧という見立てが有効かどうか再度吟味する場を構成する。憑依と転移。劇中出てくるユタムニーの役柄と, 分析者 (私) の物語が, 「こうありえたかも」という可能性を含むモノグラフへ生成することを目指す。
- ・ この物語 = 舞台は, 重層決定されている夢であり, よって, 2つのモーメント「願望充足」と「仕事」がある。正統性と正当性の問題と絡める。たとえばクリスマスの習慣の正当性と正統性について。「長い持続」(アナール学派)の視点からみた, 習慣の力。これが「ハーメー」という親族呼称にも関わってくる。文化の伝統の力とは, 決して一枚岩で名指しうるものではなく, 重層的に構成される夢のようなものである。そして12月24日という日付。そして「サンタクロース」の話をすることの意義。若者の現代的意義。おばあさんの対義語は, おじいさん。そしてもうひとつは, 孫娘。正当性と正統性の言葉のずれを絡めながら論を進めるという行為自体の意義。

オースティンは, 行為遂行的な文を可能にするために, 発言原点が明確にならないと考える。つまり, 発話者が発話した本人であると分かることである。文章であれば, 署名によってそれはなされる。一方, デリダによれば, 署名が署名として成立するのは, その固有性によってではなく, 反復可能性によってだと考える。発言原点からの差異が生じることによってこそ, 署

名は署名たりうるのである。たとえば両者の調停を試みるべくデリダの「反復可能性」こそが、オースティンの「慣習」ではないかと論じる向きもある。デリダ・サール論争¹⁴は、舞台における「ふまじめさ」を考察するが、ここでの「語り」はそこに「慣習」、そして慣習に対する文化の人倫性を見いだす。

2. 親族呼称の夢を翻訳する

2-1. 沖縄学，ポスト・オリエンタリズム，遠隔知は語る

P「はじめまして。ポスト・オリエンタリズムです。突拍子もない始まり方だけど、いいんですか、このような形式で（笑）。」

O「しむさ。条件さえ満たしていればいいさあ、なんで、クリスマスイブの日に研究会やるんだから、楽しくやるさ。お世話になっている先生と同じ場で発表できる光栄な機会を持つこともできたんだし、今考えている事柄に自分なりに真面目に応答していけばいいあらに。わんは沖縄学てえ。まずは大事だと思うこと忘れないうちに言っとこう、はい。」

E「東京という固有名を挙げる必要があるわ。ここ東京で沖縄を語るという文脈をどう扱うかによって、「語り」の形式が必然的に変わってくるし。私は流浪する知。日本語で「遠隔知」という言葉を取りえず当てておきます。いわゆる第三世界出身の知識人たちがポストコロヤカルスタと呼ばれる領域で活躍するようになって久しいけれど、そこでは常に、「流浪する知」がそれを特権的に受容しうるメトロポリスのような場でどのように再編成されていくかが議論になっている。あ、そういえば、こんな話をかつて米国の植民地主義関連のシンポジウム会場経由で聴いた。今のヤマトでの沖縄研究のヤマトの研究者と沖縄在住研究者の妙な共犯関係についての話。ヤマトの若い学生や院生が沖縄を知る為に新崎盛暉¹⁵さんと呼ぶという構図の中で、学生や院生と同世代の沖縄人はその議論の外に置かれるという構図。なぜ若い研究者は同じ復帰後世代と議論することなく沖縄を論じるのか。生まれたときから基地が日常化した生を生きてきた者と、1972年をま

たいで基地と闘った者がいるとして、ある意味後者から考えるのはたやす
ことかもしれないけれど、このもたれあいについて違和感を持つという
話。」

P「乱反射もまた光の抵抗のひとつ。あるいは暗闇のなかで、闇の真実を伝える
ことだって、「啓蒙」の形式に数えることができる。～論という形式に
まぎれ、ゆんたくや言い淀み、ジョークや寝言の類が何かに反射すること
もあるだろう。そろそろいいだろう。沖縄とことばの間に、そのような風
景が見つかって。ここでは要するに、沖縄における「文化と政治の絡み
合い (contamination)」を扱うのだが、その前にこのゆんたくを遂行する
動機をもたらしてくれた田仲康博さんの本¹⁶について少し触れておきた
い。」

O「知的好奇心が倫理的にすべてを再構成しなおそうとするある種の学問の力
でなるべく押しつぶされないようにしようねえ。明晰さ、理解度、通じや
すさを瀬戸際まで追い詰めてみよう。そういえば amazon でこの本調べた
ときに、「この商品を買った人はこんな商品も買っています」って項目で、
思いっきり原発関連の書籍が並んでたな。あとポストコロ研究の領域と深く
繋がる形でこの本が読者に届けられているってこともわかったし。あとさ、
ネットでこんなの見つけたばーて¹⁷。」

1954年、沖縄生まれの田仲氏は、父は米軍基地で働いていて、アメリカ
の豊かな物資をフェンスの内側から持ってきてくれる存在だったこと、
母は復帰運動に関わっていたこと、ウィスコンシン大学に留学し、沖縄
で身近に見ていたアメリカが現実のアメリカと決定的に異なること、
「アメリカの日常生活には基地がない」ことに衝撃を受けたと語る。

俺これ見たときにさ、海外に田仲先生と同じくらい長く在住した後に帰国
した研究者が個人的に教えてくれた、写真家の比嘉康雄のことをふと思
出したわけよ。「私の人生を変えたアメリカという国を一度見てみたい。

車で横断する旅に連れて行ってくれ」って比嘉さんに生前頼まれたことがあるって。沖縄そばのチェーン店を立ち上げて家族の飯を心配させない方策をこしらえてから、比嘉さんは警察官を辞めて写真家として、沖縄の素顔、横顔を撮る写真家としての道を歩いて行ったんだって。でーじうちあたいたした。あんまし関係ないか。ごめん。」

- E 「田仲さんの本は、沖縄を資本主義のなかで美的に回収することにも抗うと同時に、沖縄を分析対象として認識論的にのみ捉えることにも抗おうとしている。つまり、美的鑑賞や認識論によって抑圧されてしまいがちな、そこに存在する個々の人間の営み、人間の営みという個々の有様を、自分語りというフォーマットを通してかろうじて描くこと、その営みを現在の闘いの意志として示すことの有意味を私に与えてくれた気がするの。その贈与に連なることを私はよしとしたい。そうそう、私もこんな文章をネットから拾ってきた¹⁸。

『夢幻琉球—つるヘンリー—』の登場人物の一人は、沖縄を評して「サイドブレーキを引きながら走ってきた」のだと喝破してみせた。つまり沖縄は、本質主義的に語れる＜場所＞などではなく、ある種の＜運動＞として捉えることができるということだ。そこにおいては文化もまた、文化的抵抗運動、＜文化＝運動＞として発明され直す必要がある。

（田仲 琉球新報2006.8.29 オリジナル原稿）

サイドブレーキを降ろしたときって、それって、「同化」ってことになるのかな。それとも何だろう。社会的な成功を収めるマイノリティはトップスピードで走っているということになるのかな。それとも別の方向に向かって走り出せということなのかな。車窓の風景こそが大事だと言っているのかな。」

- P 「このような東京で開催される研究会の空間で、不可避に生じてしまう「共犯関係」を拒否することは不可能だ。「共犯関係」とは、沖縄の「異化」

が生成されるイメージとエクリチュールを媒介にした「同化」というプロセスに参入することを示す。かといって、その関係を拒否しては、自らの内なる声を指し示す日本語というシニフィアンを獲得できない。つまりここで選択されるべき道はひとつ。仲宗根政善¹⁹が、教え子の一人だった儀間進²⁰に託した「人間書かないとだめになる」—沖縄の歴史という怨念が込められた言葉—を抱えつつ、安易なシニフィアンに飛びつくのを我慢する。そしてそういった機嫌の悪い言葉の群れを生成する場に自らなるということだ。立場の異なる者が集える「テーブル」を用意するということもその作業のひとつだろう。各々のスタイルで書いたり話したりするということがひとつだろう。すべて実践だ。」

- 「俺は田仲先生の本読んでたらよ、自分語り止まらなくなっからよ、頁の余白に自然に書きまくった。祖母の家で、三線やピアノを弾いたりして文部省唱歌を歌う九十過ぎのおばあと一緒に過ごしたこととかさ。てーらがー（平良川）におばあの家はあってからよ、勝連でフィールドワークやっているととかさ、近くの旧具志川警察署の二階の自習室でよ、わらば一たー（子供達）に混じってよく本を読んでいたなあ。「お金のかからない政治を！」という台詞とともにエイサーの格好をした若い候補者が映る選挙ポスターをおばあは一瞥してからによ、「うれえふりむんらる（これは頭がどうかしてる）、じん（銭）ぬかからん選挙んでい！」と一喝するおばあがでーじ可笑しかったなあ。どう考えても民主主義は勝てないやし。八重山と那覇と勝連、栄町の市場とコザの銀天街のストリートの匂いに囲まれて俺は育ったんだなあ。あと、数年前の5.15にさ、知念うしいとか萱野稔人とかと開催したシンポジウムの会場で「前嵩西クンこんなことやんようになってねえ。昔はふつうの人類学やってたんだけどねえ」ていう会話を聞いたヨって知人が伝えてくれたこととかさ、なんでかしらんけど思い出したりしてからよ（笑）。あとよ、70年代とか80年代の那覇の子供達の学校とかでの「方言」の位置づけと微妙に異なるなあって思った。田仲先生は子供の頃に「いさとうー」のことを日本語でかまきりって言

うって知ってからどうしんちゃーたー（友人達）と大笑いしたっていう印象的なエピソードを記しているけどさ、那覇の小学生だったわったーにとってかまきりは「いさとうー」でもあったわけさ。おばあおじい田舎にいたりさ、一緒に暮らしている家庭の子供はよ、方言が圧倒的に上手でからよ、でーじはばやっさー（格好いい）って思ってた。だいたいそういう奴は喧嘩も強かった。安里の栄町わかるだろ？でーじディープなエリアで育ったわけさ。松川，真嘉比，大道の番長が定期的に喧嘩勝負してからよ，僕ちゃんは審判役（笑）。授業参観のときにできるひとーはいはいって手挙げてたくせに筆算のかけ算ができて黒板の前でうつむいている姿をおかあが見てどうまんぎて（あわてて）塾に入れてからさ，途中から通い出したけど中学受験で評判の塾でさ，友達になった泊や久茂地小学校のわらばーたー（子ら）はやまとうんちゅうの子供が多くてさ，あったーよ，でーじ垢抜けていたなあ。俺らはよ，同じ那覇でもワイルドで野蛮だった。塾の国語の先生はよ，雪をはじめ四季折々の情感を歌った文章問題を扱うときにはいつでもさ，「キミたち沖縄の子はハンデがある。それを克服してほしい。想像力を持て！」と言ってたな。なかでもK先生というその塾で数少ない沖縄出身の先生はことさらかわいがってくれたな。考えてみればそんな空間で，沖縄（の言葉）に対する実存的でありながらも再帰的な視点を身につけていったんだなあって。あい，喋りすぎた。ごめん。今日は民俗学の人もあるっていうからこういうのどうしても共有しておきたかったわけさ。」

- E 「那覇といえば，人類学者がフィールドワーク中に感じられる違和感も語っておくべきでしょう。那覇で開催されるシンポジウムや研究会で話されるシニフィアンとしての「沖縄」と，たとえば八重山宮古，たとえ同じ沖縄（本）島でも勝連半島を中心にフィールドワークをしているなかで出会うシニフィエとしての「沖縄」はまるで違う。この手の相対化は人類学のウリではある。とはいえ，民俗的事象の面白さを丹念に探り当てる嗅覚に長けた民俗学者や人類学者たちが，沖縄における（文化や地域の）「相対性」

を主張するたびに、私は考え込むことになるの。なぜならそのような相対化は「基地問題を以て沖縄の表象とするな」という声として、結果的に本土の人たちに圧倒的にリアリティのある一枚岩的な「沖縄」の政治的状況に抑圧的に働くから。まあ、そのような主張の効果をこうやって考察することもまた現代の人類学がなし得ることでもあるのよね。問題はこの地点からどうするかってことね。田仲さんのようにある文体を発明するか、様々な場面でこつこつと「テーブル」を用意するか、あるいはつべこべ言わずに実践ということかもしれないけど。

P「本を読んだり研究会に参加したりということもある意味、実践ですね。これからへんで、少しずつ本題に入っていきますよ。」

2-2. 全体の一部ではない部分 (A Part of No Part)

O「たとえば、人類学で双分制という概念があるわけ。これはいわゆる二項対立とは違うわけよ。双分制は、その世界、制度そのものを否定する「政治」の可能性を持つんだけどさ、二項対立はそうではないわけさ²¹。これが沖縄の文化表象の困難さを紐解くひとつの手がかりになるかもしれない。わかりやすい例をあげるとすれば、今日はイブだからこういうのでちょっと乱暴に説明してみようね。…[現場では幾つかの動画を鑑賞]…米国の比較広告は資本主義の典型的な文法だ。テレビコマーシャルにおけるコカコーラとペプシの二項対立という共犯関係が、透明無色な「政治」を発動させている。そこに真の敵対性はない。ところがインドの貧しい農民たちが安価なコーラを農薬代わりに使用しているという衝撃的なニュースを観るとわかる。交換価値はそのままに使用価値をラディカルに変更する(有機的に環境適応させる)ことで、市場世界そのものにダメージを与えることになる。この転覆可能性が、敵対性という概念の可能性だわけさ。」

E「それではまるで、昨今話題になっているBLM運動の下地になった啓蒙教育プログラムとして知られるようになったAfrican American Studiesを含む米国のethnic studiesのフォーマットのなかに、沖縄学もしくは沖縄

研究を落とし込むということになるのかな。全ての研究者がそれぞれの identity politics を発動させつつ、隣接領域との緊張関係のなかに（たとえば米国の Area Studies（地域研究）と日本の歴史学の布置＝共犯関係のなかに「齟齬」を発見するとか）学問体系の転覆可能性を常に含みながら、研究・教育行為を重ねるわけね。」

- O 「沖縄の「学知」をめぐる制度的あるいは共同体的シーンの一コマとして、よく見られる光景があるさ。沖縄からの物言い（植民地主義的抵抗言説）に対して、ヤマトの良心的な知識人や政治家たちが取る行動を、「全体の一部ではない部分」を「全体の一部」として抑圧する行為として見るというわけよ。沖縄から発せられる基地応分負担論に呼応するヤマト側のなかには驚くほど平身低頭な姿勢も見受けられるさあ。「中野好夫から大江健三郎まで連なる沖縄に対する嫌らしさ」なんていうどぎつい日本語表現は沖縄でしか意味をなさないはずよ。中野は沖縄復帰の時に沖縄のひとが言うならと言って一切口出ししなかったとかさ。歴史の淵に澱のように沈殿している言葉たちがあるわけよ。」
- P 「言いたいことはわかるけど、米国を中心とする北米ではやはり沖縄に関する研究のあらゆる言説が、「地域研究」の言説として回収され、米国の Ethnic Studies と接続できないのではないだろうか。あるいは結局はアメリカ人であるということが担保された上での複数の ethnic identity politics が発動することで廻る／廻す制度／市場のなかに、「沖縄（人）」を参入させることは、単に米国の知的帝国主義に荷担するだけに過ぎないんじゃないのかな。どうなんだろう。」

2-3. ハーメー考

- O 「うん、だったら具体的な小さな事例を挙げよう。これが今日のトピックになるんだけどさ。先日坂手洋二さんの舞台『普天間』を新宿の紀伊国屋ホールで観たわけさ²²。連日満員御礼、「放射能」という台詞もきっちり盛り込んだ坂手さんらしい見事な現代演劇だった。沖縄の基地の近くで生

活をする登場人物たちの中におばあさんがいて、彼女に向かって孫の荘介が、劇中何度も「ハーメー」と呼びかけるわけさ。観劇中にこの台詞が出てくる度に、もう気になって気になってそのたびに「現実」に引き戻されていくようで仕方がなかった。まるで悪夢のようだったわけさ。」

E「どうして？ 沖縄芝居の世界では、おばあさんがハーメーで、おじいさんがタンメー、普通のうちなーぐち（沖縄口）でしょ？」

O「だからよ。そこがポイントなわけさ。沖縄芝居という架空の世界は、基本的に民衆劇だから、出てくる人物はみな琉球王国時代の平民だわけよ。だから、うちなーぐちも平民の言葉で「ハーメー」「タンメー」でいいわけさ。でもさ、俺の日常感覚ではさ、ハーメーというのは「くそばばあ」というくらいの侮蔑語なわけさ！本人のいないところで「エーヤナハーメーグワーヒャー」（このくそばばあめ！）と陰口を言うんだったらまだしも、当の本人に向かってまず言わない台詞なんだ。本当に悪夢のようだった。でもさ、観終わってからこの悪夢についてしばらく考えているとさ、あれは本当に悪夢だったのかって。実はさ、坂手さんの今回の沖縄新三部作を作るにあたって、俺自身沖縄で彼のリサーチのインフォーマントになって微力ながらお手伝いしたり、劇団に依頼されて沖縄の文化や歴史を出演する役者さんたちと考えるワークショップをやったりしてたわけさ。台本も前もって頂いてチェックを頼まれていたんで、ハーメーの箇所も含めて気がついたところを指摘しておいた。でも劇観たらそこはそのままだったわけさ！見終わってロビーに出たら演出家が俺の顔みて近づいて来て、第一声が「ハーメーそのままにしました」！そういえば会場に入るときにプロデューサーが挨拶してきて「いろいろご指摘ありがとうございました。そのまま残した部分もございます。」と言っていたのも思い出した！劇団サイドがどうやらこの「ハーメー」という台詞をめぐるいろいろ検討したみたいだということはどういうすうすわかったわけさ。だから、この舞台上で幾度も発せられた「ハーメー」という台詞と、それに対する俺の違和感の間にある、坂手さんがその言葉をあえて残した（役者に言わせた）意図を直

接知る前に、ちょっといろいろむぬかんげーして（考えて）みたいわけさ。

P「沖縄の言葉をめぐる共同体主義的視点の系譜は、それこそ英語教育の是非を巡ってストを起こして退学させられた伊波普猷までたどれるからね²³。」

O「現代日本における沖縄語の位置を考える必要があるわけさ。そもそもこの「ハーメー」という言葉は、民主主義的でありかつ伝統主義的であるわけさ。テレビドラマ「ちゅらさん」や映画「ナビィの恋」などで全国区に広まった、沖縄の「おばあ」という言葉はニュートラルで民主的さあね。共同体の外部あるいは若い世代にはアクセシビリティがある。一方で「ハーメー」という言葉は伝統的だけど、であるが故に差別的でもある。かつての士族の矜持、階級意識という差別が絡む言葉なわけさ。

P「やっかいなのは階級の問題だけじゃない。私の知っている範囲で言うと、たとえば石垣島では「おばあ」といえば「おばさん」のことで、祖母のことは「ばーば」って言うね。うちなーぐちといっても地域によって随分違うのだろう。」

O「だからよ。このハーメーという言葉が気になってから、沖縄でいろいろ人に聴いて廻ったわけよ。タクシーの運転手から親戚まで、20人以上訊いたかな。自分のおばあさんに向かって「ハーメー」と言いますかって。本部、久米島、勝連、小禄、具志川をはじめかなりの地域では、絶対に言わないという答えだった。名護では「ピープー」とかなんとか言うという面白い話も幾つか聞いた。調べた限りでは、わずか2つの地域、石川と今帰仁では言うところもあるらしい。だからあるいは坂手さんが話を聴いた主人公の家族たちのモデルが、ハーメーと使っていたという可能性はあるわけだ。もちろん、舞台の演出的効果を狙って、「おばあ」や「ばあちゃん」ではなく、わざと「ハーメー」という多くの観客が聞き慣れない呼称を用いるという戦略はあり得る。演出家や脚本家が、登場する家族があえて粗野な言葉を使うという文化的矜持や雰囲気を持っていると、設定した可能性もあるし。」

E「ちょっと整理してみましょう。「ハーメー」というひとつの親族呼称が、

沖縄の基地問題の窮状を本土の人々に訴えるという倫理的文脈に回収される商業演劇の舞台の上で、以下のように（まるでフロイトがかつて見立てた「夢」のように）重層的に配置されていると²⁴。

ジェンダー（女性性）

道徳性（年上を敬うという儒教精神）

階級（士族と平民の言葉の違い）

社会文化的差違（日本語と沖縄語）

文化的多様性（沖縄のなかの言語的地域偏差）

		ジェンダー	
		女	男
「人種」 (日本)	日本人	おばあさん	おじいさん
	沖縄人	おばあ	おじい

		ジェンダー	
		女	男
「階級」 (沖縄)	「士族」	うんめー (はんしー)	たんめー
	平民	はーめー (ぱーぱー)	うすめー

この「ハーメー」という言葉を粗野な言葉，乱暴な言葉と捉えるひとつの感性を，現在の民族誌はどのように捉え返せるか。政治的，文化的，社会的文脈が重層的に絡み合った「巢」の中で，ひとつの親族呼称が温められるとき，民族誌家はその「雛」をどのように観察するのか，またその巢立ちの羽ばたきをどのように想像しうるのか。かつての人類学では，その感性の捕獲をひとつの目的として，「厚い記述」をしたためたり，フォーク・タクソノミーの一覧表作成に勤しんだりした。文化的転回とその反動形成によって蓄積された実験的民族誌の時代，カルチュラル・スタディーズ，ポストコロニアル・スタディーズ，90年代以降のグローバリゼーションという名の米国を中心とした国々による地政学的経済的再領土化を経た今，その「感性」はどのように記述しうるのか。なるほど，沖縄の基地負

担をなくせという倫理的なメッセージが「ハーメー」という粗野な言葉によって構成されている，その悪夢がひとつの覚醒をもたらしたというわけね。」

- P 「泉水英計さんの論攷²⁵でも少し触れられていたけど，宮良當壯，金関丈夫，服部四郎による沖縄文化起源論争もまた，聖なる文化論に俗なる八重山の言葉が用いられ，「全体の一部ではない部分」の問題として顕在化し，そして忘れられた。この世俗の言葉の「聖化」過程は，常に沖縄の文化表象に大きく関わっているばかりか，日本民俗学の方向性に大きく関わっていた。」
- O 「まずはこの言葉が舞台で放たれたということ。「人類館」という沖縄の演劇を代表する舞台（1978年岸田戯曲賞受賞作）でも，この「ハーメー」という言葉はとても重要な台詞となっている。舞台のクライマックスは全てウチナーグチで構成されているんだが，その呼びかけの台詞として，繰り返し登場するんだ。脚本にもともと書かれていた「おばあ」という言葉を演出家の幸喜さんが直したという証言もある。もとより，現在の沖縄の言葉，うちなーぐちが何を指すのかという問いは，沖縄の文学の中からすでに繰り返し問われてきた。今の沖縄の言葉とはシバイシー（沖縄芝居の役者）たちが沖縄中どこを公演しても理解されるように作り上げた人造語だという声もある²⁶。現在のウチナーグチと呼ばれる言葉は，日常語として定着化していった芝居の言葉だとすれば，紀伊国屋ホールで体験した夢と覚醒はさらに複雑に折りたたまれることになる。」
- P 「では，この重層的な夢を分析することに，つまりこの舞台上に出現した「世界」を，男と女の個人主義，あるいは沖縄人と日本人の，年長と年下の，士族と平民の，そして様々なローカルな沖縄人（うちなーんちゅ）の個人主義が性的生産性や社会的主体生産の用語で分節化される「戦場」として見立てることに，どのような意味がある？」
- O 「ハーメーという私的な呼称，私的に呼ばれるものは，当然社会的なものによって計算，計量され，かつその可能性を内に含んでいる。つまり，一見

具体的な個人も、その存在を、抽象化の可能性に負う。まずは、ハーメーと呼ばれる老女は、彼や彼女（s/he）といった具体的個人というより、女性主体、年上主体、平民主体、沖縄人主体として作品中に描かれている可能性がある。なぜならば、舞台の結末部分で、自分の子宮から息子を産んだという生物学的事実を声高らかに自ら称揚することで、物語のハード・ランディング（乱暴な着陸、硬着陸）を先導する役割を担った「ハーメー」は、実体化された（上記の5つの）主体として成就するから。沖縄と日本を繋ぐ（断ち切る）歴史的背景をつぶさに知らない（と作り手が想定する）多くの観客に対して、彼ら自身が自発的にある種の政治的倫理的イデオロギーの中で構成している「現実」に対して、沖縄の「ハーメー」を子を産む女性という「自然」な「普遍的」モデルが動かす「世界」を重ね合わせる態度は、ちょっと「上から目線」過ぎないかーというツッコミはできるかもね。結婚という社会的制度の内部で、セクシュアリティが労働力として用いられることにより、合法的に交換可能な商品として、コード化可能な情動的価値を産出する商品として「子供」＝次世代を表象することになるわけさ。（あい、さっきのクリスマスの話に少し繋がったね。）つまり、「ハーメー」という親族呼称である私的言語（使用価値）は、結婚制度というあるいは血縁関係という文化的制度の枠組みのなかでのみ、交換価値として流通するのであり、作り手はそれを何の前提もなくやってのけてしまっている。ハーメーは、はからずも沖縄の伝統社会という一枚岩的な世界の十全な行為媒体（エージェンシー）にきっちりと昇華されてしまっている。これでは観客サイドの世界に接続する回路が見つからない。」

E「では、それならたとえばエージェンシーを翻訳する視点から問題を組み替え、家父長制によるコード化から子を産む「母」の存在を、同時に文化主義的プロットから「ネイティブ（沖縄人）」を掬ったとしましょう。そんな人物なんて、舞台の上で演じることができるのかな。」

P「舞台を作ったひとたちにインタビューしてみたら？」

O「俺はいつも実証主義の前で立ち止まるということを繰り返しているわけさ

あね。というか立ち止まらざるを得ないわけ。実証的に答えを求めるのではなくて、問いに徹底的にこだわりたいわけさ。どのような「意識」をもって「ハーメー」という言葉は語られるのか。聴き取られるのか。つまり、この「ハーメー」という呼びかけの言葉は、どうやっても歴史（学）に登録されないわけよ²⁷。でもたとえばこうやって近づくことはできるし、近づいたと書き記すことはできるわけさ。「普天間」という舞台で単独的に（singularly）体験した「ハーメー」に纏わる物語の決定不可能性をコントロールするために、インタビューという方法論を求めるのではなくて、自己を打ち固めるための他者ではなく、自己を掘り崩す他者として文化を扱うことで、解釈の対象にされているテキストや現象や行為が、解釈者＝俺に説得力のある形で返答してくる現実の有様を、彼とか彼女（s/he）の実在性から新たな物語を言祝ぐために、そのままの形で提示することを目指したい。めんどくさいモノグラフだなあって思うよ実際。でもさ、「ハーメー」という子供の呼び声を客席で聴きながら、俺は何を感じ、何を考えるのか。俺が帰属するとされる集団によって使用される親族呼称であるその私的な台詞は、もちろんこの俺に向けてアドレスされたものではないにもかかわらず、いやむしろだからこそ、俺はその舞台を観るという行為を遂行しながらかつそれ自体を意識することで、世界を世界化するという行為の意味を、その行為の過程を、リアルに知ることができた。その「リアルさ」を、言語化しなくちゃならない。そのなかで、沖縄人という同一性が、あくまでも示差的関係のうちにあっての同一性（identity-in-differential）であるという命題と、さっき言っていた「全体の一部ではない部分」の可能性をぶつけてみたいわけさ。」

- E 「でもあなたのしていることは、「差違化することによって差違を作り出している」とか「本質的なものとして定義された性的あるいは民族的アイデンティティに訴え、それに結びついた経験の特権化している」とか、あなた自身にまとりつく代表性みたいなものに対するある種のもののいいを呼び込むことにならない？」

○「そんな「ものいい」は大した問題ではない。ではその代表性を例に取ってみようか。舞台作品としての沖縄語の正統性と、沖縄の日常性からみたその正当性が齟齬をきたす。つまり、この作品の作り手は「ハーメー」という主体を、沖縄の代表／代理としたが、私はそこに表象から代理に移行する過程を、先述した「齟齬」として感知したことになる。たとえば、「人類館」という演劇作品にもその「ハーメー」は重要な台詞として出てくると言った。本土で上演される時にはその作品のクライマックスとして、「ブラックボックス」としての沖縄語が出現するわけだ。その representation の二つの側面、つまり文化的表象 (darstellen) と政治的代表制 (vertreten) を考えることは、人類館事件²⁸そのものを考えることにも繋がる。人類館事件当時に沖縄の新聞が、差別を乗り越えるために差別する側にまわったという説明しかこれまでなされてこなかったが、それは、たとえば次のように捉え返すことができるかもしれない。つまり、学術的に承認されたパビリオンにおける「肖像」としての representation を変更するために、代理／代表としての representation がすり替わる。そのすり替えのときに、帝国のシステムの主体としての国民、すなわち、正統な日本人としての沖縄人という表象が、非正統的な植民地の「日本人」(すなわち台湾や韓国、中国の人々)との差違のなかでのみ可能となる (identity-in-differential)、宗主国国民としての日本人の代理という形を通してしか分節化しえなかったと。そしてこの問題は、現代の沖縄表象をめぐる様々な問題にも繋がってくる²⁹。「ハーメー」という言葉をめぐる坂手氏の言葉、そしてモデルとなった家族の方々の言葉を探す前に、さしあたり整理しておきたい事柄³⁰はまだあるけれど、時間がないので、あとひとつだけ。

冒頭に掲げた論文の中でスピヴァクは、およそ次のように述べている³¹。レトリックとロジックのねじれた関係、知るための条件とその効果との関係によって、ある世界が行為媒体のために形成され、おかげで行為媒体は倫理的にも政治的にも日常的にも行動できる。だからこそ行為媒体は人間

的な仕方で、世界に存在できる。

要約すると、レトリックはある事柄を知る条件であり、ロジックはそれを知った結果である。つまり、「ハーメー」という親族呼称を、坂手洋二はレトリックとして、すなわち沖縄の現実を（東京の）観客が知る条件として使い、俺はロジックとして、つまり沖縄の現実を知った結果として考えている。ここでは、まるで坂手が民族誌家であり、俺がその民族誌を読む読者であるというような関係が生じている。ある発話に意味がないかもしれないという単純明快な可能性を、言語の外部にある空間にはそのような厄介さがつきものだからということで、レトリックのシステムは含んでしまうのだ。「ハーメー」という発話には特に意味がないかもしれないという可能性を、ゆえに、坂手はレトリックとしての発話に見いだしているのだろう。取るに足らない事柄というわけ。つまり坂手は、ハーメーという言葉のうちなぐちとしてそのままにしておくという「翻訳」をここで遂行していたことになる。訳さないことが訳すことになるという翻訳。そして、舞台と現実を繋ぐ役割は誰がどのように果たせるのか、という問い。そもそも沖縄芝居の世界観を支えてきたこの「ハーメー」という親族呼称が、沖縄の現実をどこまで転写しているのか、そしてその現実をさらにその言葉を翻訳しないことで翻訳してしまった舞台を経験するということはどういうことなのか。とりあえずは、あの「ハーメー」のモデルに会うことにしよう。そう決めたその瞬間、俺はすでにあの紀伊國屋ホールで、あの「ハーメー」に一度会っているということに気がつく。「ハーメー」の人物像は、解釈それ自体なんだ。虚構の歴史的現在。」

... ..

- E 「ふう、お疲れさまでした。これって自文化研究者のエクリチュール、native anthropologist の眼差しね。社会学界隈で提出されるエキゾチック・オキナワがなぜ本土で受けるかという問いはとても大切だけど、一

方で、全ての場所は常にエキゾチックなものになり得る（潜在性を持つ）という近代のロジックもまたひとつの謎として同時に考えるべきね。ではどのときにそうなる（顕在化する）のか。つまりその条件とは何か。そもそも「エキゾチック」という言葉は、知的にあるいは道徳的に劣位にある他者を美的に崇拝することであたかも「対等に」扱うように見せる際に、用いられる場合が多い。」

O「え、でーじイヤミな言い方だな。ん？やーたーやが（あんた誰）？」

X「はいさーい、ちゅうがなびら！これが商売だからね。うん、この商売ってのが実はここでのミソなんだ。つまり、知性や道徳、趣味と呼ばれている領域の事柄が商売として次々と取引されるような近代のプロセスのなかでエキゾチックな他者というものがおずおずと顔を覗かせるんだ。知性ってのは言ってみれば科学の対象になるってことだ。そう、人類館事件が1903年。この条件はこれでクリア。道徳ってのは、まあ宗教心と言い換えていいだろう。たとえば岡本太郎呼んどいで。彼は復帰前に沖縄にやってきて、沖縄文化の聖なる場所、御嶽の真ん中に何にもないぞって驚いて、宗教的なものを認識論的に回収したんだ。それでこれもクリア。そして快、不快、つまり趣味判断の分野。この分野は、沖縄の地ではようやく「ナビイの恋」の中江監督がやってのけたということになるのかもしれない。「エンターテイメントなら私に任せて」って。スピリチュアルに還元するのではなく、共同体の成員はこれを「快」として受け取っていいのだって、そこはおいらに任せてよって共同体に自ら申し出たんだ。残念ながららよりによってG8サミットのときにね。」

E「なんだか怪しい風呂敷広げた人が出てきたね。まいいわ。もう疲れたし。最後にこのけったいな「語り」を遂行しようと思い立ったきっかけをつくってくれたとある研究者の言葉に、ひとつだけ応答してみたい。彼は「沖縄学の沖縄研究化」という言葉をネガティブな文脈で使っていた。それを聴いてふと思った。「沖縄の場合は沖縄学なら良くって沖縄研究ならだめなの？でも日本人は日本学でなく日本研究もできるっていうことに

なっちゃうの？」な—んていうねじれたモノイイを呼び込む、沖縄に関わる「学知」そのものの構造を、これから誰と語り合ってどんな形式で考えていこうかなって。ここ東京で。」

おわりに

今これを読んでいるあなたと私は、文化を記述するという磁場を経験し再考する場を立ち上げる試みを繰り返し繰り返し遂行している最中である。先述の台詞にもあるとおり、本稿はそもそもある研究者の「沖縄学の沖縄研究化」という（大変示唆的な）発言に私なりに真摯に応える試みに端を発する。筆者が遭遇した演劇的经验によって引き寄せられた有象無象の言葉や概念を探索し、そこに浮かび上がるであろうかつて「同化」と呼ばれた状況や意識に向き合うときにこぼれ出る言葉に、できるだけこちら側が耳を澄ますことを試みた。

尖閣諸島が国有化されたニュースを耳に挟み、米軍基地「県外移設」を唱える書籍が予想以上に売れて驚いていると沖縄の出版関係者が洩らした苦笑が聞こえ、県外移設と国外移設のねじれた構図の意味を考え、沖縄には期待していないと言い切った大阪在住沖縄人二世の眼差しを受け、沖縄独立を考える学会が誕生した知らせを受け取り、火災により首里城がまた焼け落ちた。沖縄の舞台とその裂け目。そこからのぞく、言語化することを頑なに拒む状況とその困難な状況を打破するには言語化しかないと信じるアティチュード。

特殊主義と普遍主義が交差する空間に国民国家は立ち現れる。本稿では、訛りを前者に叙述を後者に置き換えた「叙述を訛る」方法で、いわば文字による了解可能性に掛け金を置いた実験的叙述を通して、ある舞台に垣間見えるその「国民国家」の具体的な風景の描写を試みた。複数のアクターが放つ言葉によって（再）構成される表象空間が指し示すものは、学術的な確かさが掴みそこねる「経験」であり、またそれを叙述し得る可能性である。実際は書き言葉によって形成された話し言葉を根源的なものとみなす遠近法的倒錯がナショナルな言語を成立させる³²のなら、ここでの「語り」は現代沖縄における具体的

で切実な民主主義のあり方（限界や可能性）を示すものに繋がる。

沖縄人にあなたは日本人なのかと尋ねると怒り出す人がいるという。ではあなたは同じ日本人だと言うと、いやそれは違うという人もいるという。どちらかにしてくれという声があがる。一体どっちなのだと。主体性を問う権利が当事者にあるとすれば、むしろこの日本（人）から沖縄（人）へのやっかいな問いは、沖縄の歴史を近代の宿痾としての現在を作り上げた日本人の身勝手かつ無責任な問いどころか、基地問題を日本（本土）の問題として問うことを引き受ける前向きな問いに反転しうるだろう。

マイノリティは国民国家の排除と包摂のスイッチが入る瞬間を見逃さない。なぜなら、その操作が彼らの政治的経済的立場を常に苦しめるからだ。ゆえにマジョリティは自らのアイデンティティについてのんびりとつきあうことができる。一方でマイノリティはそのとき同時に主体性やアイデンティティの問いをたてることができる。そしてそのスイッチの操作権を自らが奪うことになることもやむなしとする声に繋がる場合すらある。沖縄が独立して新たな排除と包摂を担う国家としてのあり方を考える場が存在する。そのスイッチを考えること自体が国民国家のあり方を熟議させ、また現在抱え持つ社会問題を前向きに紐解くことにつながるとするならば、もっと多くの人々と一社会性を確保するためにも特にもっと多くの共同体の構成員であるマジョリティの人々と一この問いを共有するためにはどのような方策があるだろうか。

これまでその問いに向き合ってきた人々のなかに沖縄を調査する研究者やジャーナリストたちがいて、彼らは「現場」の声を尊重する。たとえば辺野古のキャンプ・シュワブのゲート前に集う反対派の存在が、沖縄の声の濫喩としてメディアや研究の言説に刻まれる。では、「現場」とはどこを指すのか。本稿は、ここでようやくこの人類学的かつ沖縄学的な問いに答えるものとなる。それは沖縄の主体性を考えたり創発したりする偏在的にありうる場である。辺野古のキャンプ・シュワブのゲート前でもあり、沖縄に足を運んだジャーナリストや研究者がそこで見たり聞いたりしてきたものを自分の声で発信する場—それは紙面構成を議論する編集会議だったり高等教育機関における教室だった

り一でもあり、そして「いまここ」でもある。本稿は上記の問いを行為遂行的に理解するプロセスを研究発表の場に持ちこむことを、あるいは研究論文を書く／読む場に持ち込むことを目的とする研究の一部である。

「現場」という一回性³³を意図的に発生させ問題意識と社会性を共有するために、発表する者とそれを聴く者が同じテキストの声を担うという演劇的方法を用いた。（かつて筆者がただ発表原稿を読み上げるのではなく、参加者を巻き込むかたちで朗読劇のような空間を共有した理由はそこにある。）つまり本稿は「現場」という時間と空間を偏在化させる試みの過程を明らかにしつつ、それ達成したことになる。

- 1 代表的なものとして以下を挙げておく。ジェイムス・クリフォード、ジョージ・マーカス（春日春樹ほか訳）、1996年、『文化を書く』、紀伊國屋書店。
- 2 宜野座菜央見、2010年、「沖縄を語る現在の行為」『近代日本の「他者」と向き合う』（黒川みどり編著、解放出版社）、340-365頁。
- 3 野村浩也、2005年、『無意識の植民地主義 日本人の米軍基地と沖縄人』
- 4 岸政彦、2013年、『同化と他者化 戦後沖縄の本土就職者たち』、ナカニシヤ出版。
- 5 富山一郎による一連の研究があるが、ここでは以下2冊を挙げておく。『暴力の予感 伊波普猷における危機の問題』、2002年、岩波書店。『流着の思想』、2013年、インパクト出版会。
- 6 土井智義、徳田匡、成定洋子、井上間従文、2015年、「鼎談「沖縄研究」への展望「理論」と「実証」の植民地的配分を越えて」、『言語社会』第9号、一橋大学大学院言語社会研究科、10-38頁。戸邊秀明、「沖縄近代史から考える「近代性」とアイデンティティの問い方 研究動向をめぐる一種の随想」、『言語社会』第9号、一橋大学大学院言語社会研究科、107-120頁。
- 7 奥野克己・石倉敏明編、『Lexicon 現代人類学』、2018年、以文社、12頁。
- 8 たとえばマリリン・ストラザーン（大杉高司ほか訳）、『部分的なつながり』、2015年、水声社。
- 9 貴志俊彦・泉水英計算・名嘉山リサ編著、『よみがえる沖縄 米国施政権下のテレビ映像 琉球列島米国民政府（USCAR）の時代 Enlightening through TV: USCAR Public Diplomacy, 1950-1972』、2020年、不二出版。我部の文言は本書の推薦パンフレットより。
- 10 パロキアルなものに関する理論と事例に思わぬ角度から触れる次の書籍が、方言がもたらす親密性と共同性の関係を叙述する可能性をあらためて教えてくれた。松本敏治、2017年『自閉症は津軽弁を話さない 自閉スペクトラム症のことばの謎を読み

解く』、福村出版。

- 11 今福龍太,『群島—世界論』,2008年,岩波書店。なお,沖縄からの応答については,以下を参照。前嵩西一馬,「書評・世界—群島論」,沖縄タイムス,2008年1月24日。
- 12 2011年12月24日神奈川大学にて開催された,第113回比較民俗研究会と「植民地と学知」研究会の同日連続開催の場における「発表」を基にしている。予め筆者が準備しておいたテキストをその場で協力を申し出た参加者二人とともに読み合う,一種の朗読劇が遂行された。
- 13 ここでの覚書は,上述の研究会で実際に使用したものを一部改変したものである。発表当日の固有の日付が,語りの内容にも大きく関わってくるため,サンタクロースなどの言葉が含まれている。歴史的法則を求める一般化を拒否する物語を,民俗学やポストコロニアル・スタディーズといった民衆の知を扱う領域は容認してきた。どこでも通用,流通する汎用性の高い「論」ではなく,その文脈から切り離されると効き目が半減する「語り」への共振性を,本稿も共有する。
- 14 たとえば以下を参照のこと。ジャック・デリダ(高橋哲哉・増田一夫・宮崎裕助訳),2004年,『有限責任会社』,法政大学出版。
- 15 歴史学者,評論家,沖縄大学名誉教授,反戦運動家。
- 16 田仲康博,『風景の裂け目—沖縄,占領の今』2010年,せりか書房。
- 17 田仲康博氏と吉見俊哉氏の対談「今沖縄問題で問われていること」(ジュンク堂書店新宿店トークセッション,2010年,7月16日)より。<http://blog.goo.ne.jp/jchz/e/16745dc6bceba5e2660d2d02369ee6c2>(閲覧日2020年11月29日)
- 18 <http://homepage2.nifty.com/tada8/tanaka060829.htm>(閲覧日2011年12月20日)
- 19 言語学者。ひめゆり学徒隊の引率教官を務めた。
- 20 うちなーぐちにまつわるコラムを多数執筆したエッセイスト。
- 21 クロード・レヴィ=ストロース「第8章 双分組織は実在するか」『構造人類学』(みすず書房,1972年),ピエール・クラストル『国家に抗する社会』(水声社,1989年),G・ドゥルーズとF・ガタリ「第12章 1227年—遊牧論あるいは戦争機械」『千のプラトー』(河出書房新社,1994年)などを参照。
- 22 秋田雨雀・土方与志記念 青年劇場公演『普天間』(2011年9月13日~19日)坂手洋二作・藤井ごう演出,紀伊國屋ホール
- 23 伊波翁沖縄学の土台に密かに収められた「礎」に,沖縄人の近代的精神の形成過程の「核」を探り当てるべく,沖縄随一の秀才,伊波普猷が東京帝国大学に卒業論文を提出するまでを追う次の書籍が参考になる。伊佐真一,『沖縄と日本の間で 中—伊波普猷・帝大卒論への道』,2016年,琉球新報社。うちなーむんを卑下する当時の沖縄の学校現場を,「ヤマトとの繋がりがあうちなーむんの重要性を知らぬか」と伊波は叱った。著者伊佐氏はその叱責の中に,うちなーむんの価値をヤマトとの繋がりにのみ還元する,伊波の「植民地根性」を見て取る。だがその解釈が真逆な読みを与える余地を残す処に,沖縄のリアルな「今」がある。うちなーむんを学校現場で流通させるという結果を目指したパフォーマンスを,伊波は敢えて遂行したの

ではないかという理解のあり方だ。現在沖縄の教育現場では、「学ぶ」行為を新しい切り口で捉えることが可能となった。つまり、短期間で学力テストの順位を上げられたことによって、学ぶことの価値が順位を上げることではなく、上げることを意味を吟味することにあるのだと言えるようになった。この可能性は、全国各地の「学力」向上意識が、実は首都圏への若者流出とそれに伴う地方の過疎化に帰結するという国民的「皮肉」に対して、いよいよ沖縄の歴史から何かを学び返すという作業を用意する。今こうして伊波普猷について考えることの意味は、すでに与えられた条件を問うことにも向かう。すなわちAかBのいずれかを選べと一方的に迫られる切羽詰まった状況下で、主体が全てをかけて一步を踏み出すその「初動」の意味に繋がる。

- 24 文化的概念の分類などに代表されるような沖縄の内側を細かく腑分けしていく作業は、そもそも分類からこぼれ落ちるものをどうやってすくいだし、またそれを如何に分節化していくかという重要な問題意識をときに見えなくしてしまう。
- 25 泉水英計（坂野徹・愼蒼健編著）、「沖縄の地誌研究—占領期アメリカ人類学の再検討から」『帝国の視角／死角』，青弓社，2010年，159－162頁。
- 26 『うらそえ文芸』第3号（浦添市文化協会文芸部会，1998年）の座談会「沖縄文学と方言活用について」における嶋津与志の発言。
- 27 たとえばF・ニーチェの「生に対する歴史の利害について」（『反時代的考察』，筑摩書房，1993年）。とある歴史学者から「あの舞台をこのように分析するのはきりがない」と実際に助言をいただいたこともある。歴史的な解釈を扱う研究の多くは，分析者と社会における行為者がほぼ同じ語りの形式を語っていると仮定することで，翻訳という難問を避けている。レナート・ロサルド（椎名美智訳），『文化と真実』，1998年，第6章を参照せよ。
- 28 1903年に大阪で開催された第5回内国勸業博覧会の「学術人類館」において，アイヌ，沖縄，朝鮮，中国，ジャワなどからきた生身の人間が展示され，社会問題となった事件。
- 29 たとえば「沖縄イニシアティブ論争」を腑分けするときにも，「沖縄の自立」という命題を遂行するために沖縄の主体的な表象が，日本語＝日本人＝日本国の三位一体システムの中において必然的に日本の代理を呼び込むという図式を考察する必要がある，という具合に。
- 30 たとえば，デリダ・サル論争に接続すること。前掲注14の書籍に収められている「署名，出来事，コンテクスト」においてデリダが批判したオースティンをサルが「差異の反復」で擁護し，さらに「有限責任会社 abc」でデリダが再反論という流れの中で，デリダは，オースティンやサルの依って立つ「慣習」ではなく，たとえば舞台上の台詞つまり意図の伴わない「不真面目な」用法にスピーチの基盤があると考え，「反復可能性」を考察した。「ハーメー」という消えゆく言語としての沖縄語は，今後反復される可能性が低い。さらに慣習かそうでないかという二項対立ではなく，「ハーメー」という台詞に対するざわざわする違和感，すなわちある言語

の特定の使用法における否定的な感性，先述したところの「敵対性」が，新たな「政治」の領域を産む可能性を考察する必要がある。

- 31 ガヤトリ・チャクラヴァルティ・スピヴァク（鶴飼哲ほか訳），1996年，「翻訳の政治学」，『現代思想』24-8，28-52頁。
- 32 柄谷行人，『日本精神分析』，講談社，2007年，24頁。
- 33 この一回性の問いが認識の位相ではない位相の問いを含むがゆえに，本稿で明示されることの残りの部分は，必然的に読み手にも託されることになる。それと同時に特殊な叙述形式を選択する本稿が読者に与えるかもしれない「もやもや」感は，アウシュビッツ・ビルケナウ収容所跡で通訳をする唯一の日本人公式ガイド，中谷剛氏によっておよそ次のように語られるものに繋がる。「「勉強になりました」とか言われると，「きょうのガイドは失敗だった」と感じる。アウシュビッツを3時間歩いて，その場で答えを出す必要はない，と思うから。むしろ答えが出ず，モヤモヤしながら，1年後，2年後に日常生活の中で，腑に落ちるくらいがちょうどいい。」朝日新聞朝刊2020年9月19日インタビュー記事「「部外者」が伝える虐殺」。

エビデンシャリティとモダリティ・ アスペクトのインターフェース

——「のだ」「ている」を例にして——

黒 滝 真理子

1. はじめに

従来、エビデンシャリティ（Evidentiality：証拠性を表すマーカー）はモダリティの下位区分であるという見方が主流であった。近年では、エビデンシャリティと認識的モダリティ（Epistemic Modality¹：命題の可能性や必然性に関して話し手の査定を表すマーカー）は関連性がないものとする捉え方もある一方で、日本語の「ている」のように、エビデンシャリティがテンス・アスペクトやモダリティと同一の形態素で表されるという視点からの研究もおこなわれている。本稿では、エビデンシャリティと認識的モダリティがどのように関わっているかを論じる。さらに、元来アスペクト形式である日本語の「のだ」や「ている」がエビデンシャリティを含意することから、エビデンシャリティ、認識的モダリティとアスペクトの間にはインターフェース（接点）があることを述べていく。その上で、日本語のエビデンシャリティの位置付けを再検討する。

2. エビデンシャリティ（Evidentiality）とは

エビデンシャリティとは、（1）にも示すように、情報源（information source）がどのようなものか、すなわち情報の出処・情報の入手源によって表現法を変える文法カテゴリーで、Franz Boas によって1911年にアメリカンインディアン言語について提唱された新たな概念である。具体的には、見たり、

聞いたり、何らかの痕跡に基づいたり、これまでの知識に基づいたりするものである。よって、知覚や経験といった実証的な情報源もあれば、推論する情報源もあり、また伝聞的な情報源もある。

- (1) Evidentiality is a linguistic category whose primary meaning is source of information. [...] For instance, one evidential typically refers to things one hears, smells and feels by touch.

Akhienvald (2004 : 3)

情報源について具体的に述べると、視覚 (visual)・非視覚感覚 (non-visual sensory)・推論 (inference)・想定 (assumption)・伝聞 (hearsay)・引用 (quotative) の6種類に分類される (Akienvald 2004 : 63-64)。これは、実際に見たり、聞いたり、実体のある証拠に基づいて推論したり、論理的推論・仮定・一般的知識に基づいて想定したり、他者からの情報に基づく伝聞や引用などが該当する。人間の知覚は見ることから始まるので、視覚が証拠性のプロトタイプということになる。

これらの情報源を整理すると、直接的証拠と間接的証拠に分類される。直接的証拠とは、話し手が自ら持った知識や自ら入手した情報などを知覚によって得て、瞬時に認識できるもので、直接経験と関わる。一方、間接的証拠とは、他人から報告された伝聞や記憶に基づく推論を伴うもので、間接経験と関わる。

Chafe (1986) は、言語によってエビデンシャリティの表し方が異なるという。この要因の一つに、エビデンシャリティには文法化され、文法のカテゴリーに入るものもあり、語彙カテゴリーに留まるものもあることがあげられる。概して、エビデンシャリティには①根拠となる情報源そのものを標示する機能と②情報源の出处を標示する機能の2つがある (Palmer 2001, Aikhenvald 2004)。ところが、日本語のエビデンシャリティは、情報源そのものというよりも、②の情報源の出处や情報の存在を示すために使われる場合が多い。

英語には、apparently といった副詞や look, seem などの感覚動詞以外、エ

ビデンシャリティを表す文法マーカーが少ないといわれている。それに対して、日本語にはエビデンシャリティが多く、日本語記述文法研究会（2003:163-178）は、「ようだ」「みたいだ」「らしい」「そうだ」²「のだろう」「って」「だって」「んだって」「という」「とのことだ」「ということだ」「とか」などをエビデンシャリティとしてあげ、認識的モダリティ形式の類型の一つと分類している。この見方は、エビデンシャリティがモダリティの下位区分であるという立場に立脚する。その上で、「話し手が観察したことや証拠に基づく推定を表す形式類と伝聞を表す形式類に分かれる」（日本語記述文法研究会2003:163）と説明している。

日本語のエビデンシャリティに関わる先行研究をみると、全ての記述に「証拠」という用語が用いられているわけではなく、例えば、寺村（1984：249）には「客観的な事実の基づく判断」、仁田（2000：139）には「存在している兆候や証拠から引き出され、捉えられたもの」と述べられている。文修飾副詞の「一見すると」「見たところ」や「聞いたところ」などもエビデンシャリティのマーカーであるが、本稿では文末表現を分析するので検討対象としない。

3. エビデンシャリティと認識的モダリティの関連性

従来、エビデンシャリティは認識的モダリティの下位区分であると捉えられてきた。確かに、エビデンシャリティと認識的モダリティとは「推論」という概念で重なる点があるため、関連性があると考えerことで妥当性を得ることができる。事実、英語の *must* には認識的モダリティとエビデンシャリティの両義があり、両者は「推論」という概念で重なる（黒滝2019:145）。しかしながら、モダリティは話し手が関与する独話的なものであり、エビデンシャリティは主に聞き手を意識する対話的なものである。となると、モダリティとエビデンシャリティは極めて近いが、異なる概念を表していると考えられる。

エビデンシャリティと認識的モダリティとの位置付けに関しては、研究者によって異なる様々な捉え方がある。ここでは、3つの捉え方を紹介しておこう。

① モダリティ研究の第一人者である Palmer (1986) はエビデンシャリティと認識的モダリティを「命題的モダリティ (propositional modality)」の下位区分に位置付けている。すなわち、エビデンシャリティをモダリティに含まれる一部分としている。日本語学もこれに準ずるとして、主にエビデンシャリティを認識的モダリティの下位区分としている。

② Aikhenvald (2004), De Haan (2006) や Aikhenvald and Dixon (2014) はモダリティとエビデンシャリティとは関連性がなく、それぞれ独自の文法カテゴリーであるとする。事実、Beebe *et al.* (1994) や De Haan (1999) はエビデンシャリティをモダリティのカテゴリーから除外している。De Haan (2012) は直接経験を表すエビデンシャリティをモダリティよりもどちらかというところと関係すると分析している。

③ Narrog (2012) は、モダリティと evidentiality を重なる箇所があると捉えている。この立場を取り入れると、日本語の伝聞や様態などもモダリティとなる。

しかしながら、①や③のように「認識的モダリティとエビデンシャリティとは関連性がある」と短絡的に言い切れない場合もある。

(2) a. John is at home, because the light is on.

b. John may be at home, because the light is on.

(De Haan1999:9)

例えば、(2 b) で「ジョンの部屋は明かりがついているから、在宅かもしれない」の「かもしれない」を表す may は、認識的モダリティというよりも、because 節の「部屋に明かりがついている」が根拠を示しているのでエビデンシャリティであると考えられる。本来、認識的モダリティは話し手の推論を示すものであるが、エビデンシャリティは発話の根拠を聞き手に示すことで情報の信頼度を高めようとするものであり、聞き手を意識したものである。(2 b)

は根拠があって発話している点で（2 a）の断定に近いともいえるが、聞き手を意識しているという点では断定と異なる。よって、エビデンシャリティと認識的モダリティは別個のカテゴリーとして捉えられる。これは②の捉え方と共通しており、その立場をとる理由の一つは、認識的モダリティが非現実性を表すのに対し、エビデンシャリティは根拠が明確であるので現実性に基づいて、非現実／現実の対立関係にあるからと考える。そして、認識的モダリティは話し手による推論を強調する「話し手指向」であるが、エビデンシャリティは話し手と聞き手が共有できる情報に基づいての判断（shared mind）を表し、聞き手に情報の信頼度を示すという意味で「聞き手指向」である（黒滝2020）。さらに、もう一つの理由を説明すると次のようになる。認識的モダリティは確実性（certainty）、蓋然性（probability）や可能性（possibility）など、記憶や知識に基づき推論・推量する、といった話し手の判断を示す。一方、エビデンシャリティは、自分の目で見たり聞いたりした客観的な事実を踏まえて推定するものであり、Delancey（1997）も述べるように、推論と直接体験による知識に基づく。黒滝（2020）は認識的モダリティが用いられた文を「判断文」、エビデンシャリティが用いられた文を「体験文」と呼んでいる。

4. エビデンシャリティと認識的モダリティのインターフェース

エビデンシャリティと認識的モダリティは別個のカテゴリーとして捉えられると前章で述べた。なぜなら、情報源には自らの知覚から得られ瞬時に認識できる直接的証拠と他者から得られる間接的証拠の2種類があり、それによって、エビデンシャリティと認識的モダリティの使い分けがなされていると考えるからである。例えば、情報の根拠や情報源が明示されていない場合は、自らの持っている知識や記憶に基づく知識などから推断するしかないので認識的モダリティが使われる。よって、情報源の直接性／間接性によって、証拠的モダリティか認識的モダリティかを使い分けるのである。確かに、証拠的モダリティと認識的モダリティとは別個のカテゴリーであるが、黒滝（2020）が論ずるように、相互補完的な関係にある。これは、両者間には「推論」という概念で重

なる部分があるからである。

「推論」の対立という観点から、証拠的モダリティと認識的モダリティを見てみよう。will / must について、Leech (1987) は、(3) の例を挙げて、‘prediction’ (予測) を表す will と論理的必然性を表す must とが代替可能であると説明している。

- (3) That *will* be the electrician—I’m expecting him to call about some rewiring. [on hearing the doorbell ring.]

(Leech 1987:84)

ただ、Bolinger (1977) の「形式が違えば意味も異なる」という言語学的基本理念に従うと、代替可能とはいえないことになる。Palmer (1990:57-58) は「will は以前からの知識に基づいた妥当な推論, must は発話時に入手可能な証拠や情報に基づいた、あり得る結論」と区別している。この Palmer の説明によると、must は証拠や情報に基づいているわけでエビデンシャリティといえる。must がエビデンシャリティとして使われる例は (4) にもある。(4) の must も今泣いていることはその場で観察して得られた証拠であり、その発話時に入手した根拠 (直接的証拠) に基づいて推量していることを表している。must は推論する上での根拠・証拠がある場合に限り使用可能となる。

- (4) Mary *must* have a problem—she keeps crying.

(Swan 2005: § 359)

認識的モダリティの must は「～であるに違いない」と日本語で解釈するが、これはある意味「思い入れ」を含意している。「思い入れ」のような強い気持ちを表明するためには、何らかの根拠や証拠となる情報が必要となる。澤田 (2006:212) も「認識的 must は、意識主体が、現時点で入手可能な直接的証拠に基づいて、p に違いないと「断定」することを表す」と説明している。

確かに、must を直接的証拠であろうが、間接的証拠であろうが、証拠に基づいて判断するなら、認識的モダリティとエビデンシャリティの両義があるといえる。これは、認識的モダリティとエビデンシャリティには「推論」という概念で重なる部分があるから、そのように錯覚するのかもしれない。つまりところ、認識的モダリティとエビデンシャリティは推論の根拠の有無によって対立関係にあるということになる。推論には証拠を含まないで推量している場合と証拠を含んで推量している場合とがあるというわけである。したがって、認識的モダリティとエビデンシャリティは極めて近いが異なる概念を表す、まさに似て非なるものであるといえよう。

次のような日本語の言語現象も興味深い。日本語には「ようだ」、「らしい」、「そうだ」のように文法化されたエビデンシャル・マーカーがある。三宅（2006:132）は、「ようだ」「らしい」の実証的判断に関して、「命題が真であるための証拠の存在を認識するというものであった。そして、その認識に至るまでに、広い意味での「状況」の中に証拠を見出し、その証拠と命題とを結び付ける過程、即ち「探索過程」が存在した」と述べている。すなわち、「ようだ」、「らしい」や「そうだ」は証拠から、あるいは証拠に基づいて、命題を推量したり、推論する認識的モダリティを表すものではないことが述べられている。

意味的側面からだけでなく、形式的側面から見ても次のような相違がみられる。（5 a）のように述語の終止形に「そうだ」がつくと伝聞を表すエビデンシャリティとなり、（5 b）のように「そうだ」が連用形につくと推量を表す認識的モダリティとなる。

- （5）（a）新型コロナの感染拡大により、明日から自粛生活になるそうだ。
 （b）新型コロナの感染拡大により、明日から自粛生活になりそうだ。

（5 a）は終止形「なる」で言い切るにより他者から得られた内容であることを暗に示し、「そうだ」を付加することで聞き手に情報の信頼度を示している。（5 b）の「なりそうだ」はあくまでも話し手の推量に言及している

に過ぎない。

5. エビデンシャリティを表す「のだ」

エビデンシャリティとモダリティの関連性だけでなく、アスペクトとエビデンシャリティの関連性にも触れるために、5章と6章では、アスペクトの文法マーカーである「のだ」と「ている」がエビデンシャリティをも表すことを述べていく。

エビデンシャリティには①根拠となる情報源そのものを標示する機能と②情報源の出处と情報の存在を標示する機能の2つがある。例えば、「ようだ」「らしい」「(し) そうだ」「みたいだ」は証拠の存在に焦点をあてている。「という」「とのことだ」「って」は情報源そのものに焦点を当てている。では、エビデンシャリティとしての「のだ」は専ら何に焦点をあてているのだろうか。

日本語のエビデンシャリティは、情報源の出处を示すため、人称と深く関わっている。つまり日本語はエビデンシャリティでもって人称を区別しているともいえる(黒滝 2019)。この点については7章で詳述する。元来、話し手の何らかの態度を表すムード³やアスペクト形式である「のだ」や「ている」も人称を区別するために使われる場合があり、これはエビデンシャリティのカテゴリーに入る。

従来「のだ」はモダリティ形式であるか否か、「のだ」自体に意味があるか否かなど、多すぎるほどの議論がなされてきた。野田(1997: 12)にも「名詞化の機能を持つ準体助詞『の』に『だ』が後接し、それが一語化したものと、諸説は一致している」と述べられている。そのような「のだ」を、寺村(1984)は「説明のムード」、益岡(1991)は「説明のモダリティ」と呼ぶ。

「のだ」は元来、形式名詞の「の」に助動詞の「だ」がついた形であるとされてきたが、現在では形式名詞としての「の」の性質は失われ、「のだ」一語で助動詞のような働きをすると捉えられている。しかしながら、本当に「の」は本来の形式名詞の性質を失ってしまったのだろうか。「の」によって体言止めにすることにより、ある事態(コト)を表し、それに助動詞の「だ」を付け

ることで、「その事態の妥当性を判断した」ことを表していると考えれば、「の」の性質は保持されているということにならないだろうか。

（６） 花子が泣いている。大事にしていたカードがなくなったのだ。

（益岡1991：139）

（６）の例文の「のだ」に対して、「花子が泣いている」ということの「説明」として、「大事にしていたカードがなくなった」という叙述を与えていると益岡（1991：139）は述べている。この例文を英語で表現すると、（７）のように「のだ」は現在完了で表される。

（７） Hanako is crying. She *has lost* her treasured card.

このような意味的側面からの捉え方のほかに、野田（1997）は、ムードの「のだ」に対事的ムードと対人的ムードの２種類を認め、「状況や先行文脈との関係づけ」を表すものと表さないものとに分類している。状況や先行文脈が根拠・証拠となり発せられると考えると、エビデンシャリティのカテゴリーに入るといえよう。

「のだ」の「の」は、文を名詞化する機能を持つといったが、野田（1997：231）に述べられているように、英語では“*It is that* …（実情は～なのである）”の *is* が「だ」で、*that* が「の」なのである。*that* 以下の命題内容は話し手の根拠に基づいて推論した結果を表している。

（８） a. *It is that* I have my own business to attend to.

（実は私には自分の用事があるのです。）（ジーニアス英和辞典 3rd:1939）

b. *It may be that* you are right. (=It is possible that you are right.)

（あなたは正しいのかもしれない）（Quirk *et al.* 1985: 223）

池上(1981)にも「ノデアル」類に対応する英語表現が“It is that …”であることが述べられていて、日本語の「のだ」と異なり、使用頻度が低いことに言及している。この場合のItは話し手が蓄積していた知識や先行情報を表している。この話し手自身が備えている知識や先行情報を表すItは、that以下で表される話し手の根拠に基づく推論の結果としての命題内容と関連付けられる。根拠があるので、先行文脈をその根拠と関連付けて推論したうえで聞き手に伝えることができる。また、話し手の根拠に基づく推論によって導き出されているので、聞き手の知識だけでは知り得ない証拠と根拠を伝えているのである。証拠や根拠に基づいている点で、まさにエビデンシャリティを表し、「状況や先行文脈との関係づけ」の機能を果たしているといえる。八木(2019:157)は「発話の流れの中で、発話の見解を、先に理由を述べた後で「(だから) …なのです」と述べたい場合にも“It is that”が使われる」と説明し、“It is that”構文を「断定のモダリティ」と称する。断定とは証拠や根拠に基づいて下される判断であるのでエビデンシャリティと関わっている。

「のだ」の「の」は形式名詞で、「本を読むの(=こと)が好きである」のように、全体を名詞化するのが基本的な役割である。この例文のように、文中に現れた場合、その「の」に「だ」が結びつくことで、文末に置かれ、先行する節の内容を説明するものとして存在する。「説明」というより、(9)の例文のように、「決めつけるような強調するニュアンス」さえ感じられる。確定性を示す指標で、真偽判断に関わるものだとしたなら、モダリティといえよう。

(9) このように言えるのだ。

大竹(2009)には「「の(だ)」構文の提示する情報は、知覚(perception)と認識(cognition)という二項対立的観点から分けて考えることが可能である」(大竹2009:34)という説明があり、「のだ」に知覚領域に関わるものと認識領域に関わるものがあることを認めている。この知覚領域に関わる「のだ」がエビデンシャリティ、認識領域に関わる「のだ」がモダリティと考えられる。

さらに、命令のような強い意味を表す「のだ」がポライトネス表現として使われる場合もある。例えば、(10 a)「君は明日これを提出するんだ」の「んだ(のだ)」は命令として解釈される。話し手の決定判断を強く押し出す命令を表している。興味深いことに、これを英語で表現すると“You are handing in it tomorrow.”というように進行相で表され、命令機能に拡張した表現になる。一方、ポライトネス表現としての「のだ」の例が(10 c)で、(10 b)よりも「の」を入れた(10 c)の方が丁寧に聞こえる。このように「のだ」には語用論的機能もある。

- (10) (a) 君は明日これを提出するんだ。
 (b) 説明してもらいたいです。
 (c) 説明してもらいたいのの(ん)です。

(11 a) は勉強していたことを見たり聞いたりした結果、合格が事実であると話し手が確信したことを表す。これは現実性を表すエビデンシャリティである。因みに、(11 b) の「だろう」は推量しているに過ぎないので、非現実性を表す認識的モダリティである。

- (11) (a) 勉強していたから合格したのだろう。
 (b) 勉強していたから合格しただろう。

(11) の例から見ても、「の」は実質的意味がないのではなく、「の」自体がエビデンシャリティの指標となる場合があることがわかる。「状況や先行文脈との関係づけ」(野田1997)の機能をもつ「のだ」は、その状況や先行文脈が根拠・証拠となるわけで、まさにエビデンシャリティとして機能しているといえよう。

このように、「のだ」は「説明」というプロトタイプの用法から多様に意味拡張し、モダリティやエビデンシャリティの意味を派生している。これは、名

詞化する機能をもつ「の」が文脈によって多様な意味合いを担うためであると考えられる。

6. エビデンシャリティを表す「ている」

日本語の「ている」には(12)のように多様な用法がある。

- (12) a. 彼女は電話を切ってから、ずっと泣いている。(動作の継続)
 b. 店が閉まっている。(結果残存)
 c. 毎晩12時に寝ている。(習慣)
 d. 彼女は幼少期アメリカで育っている。(経験)
 e. 盛大な誕生日のパーティを5回もやっている。(回想)
 f. 時間があれば、既に始めている。(反事実)
 g. あの人への気持ちは冷めている。(形容詞的用法)

過去や未来の事態に言及する「ている」は次稿に譲るとして、現在を表す「ている」には大きく分けて次の2つにまとめられる。

- (13) a. 彼は今ヴァイオリンを弾いている。(動作の継続)
 He is playing the violin now.
 b. 彼は既に試験に合格している。(結果残存)
 He has already passed the examination.

(13)のように、日本語の「ている」の意味は状態と捉えられる(井上2001:103)が、英語で表現すると現在進行形や現在完了で表され、アスペクトの文法カテゴリーに入る。「ている」は、時間的スパン(広がり)を表しているので、動詞に「ている」が付加されると、時間的スパンのある状態を表す。時間的スパン内で話し手が直接的に観察していて、その観察によって得られた情報が根拠となっている。定延(2006:169)も、「ている」は話し手の直接的観

察を表し、エビデンシャリティの標識とみなされることを指摘している。アスペクトの文法マーカーがエビデンシャリティ用法へと意味拡張した例といえよう。

ただし、「ている」がエビデンシャリティとして捉えられる条件としては、3人称主語であることが重要である。その場合、情報の証拠・根拠が観察によって得られたことを示す。一方、「私はもうあきらめている」「私は疑問を抱いている」のように1人称主語で「ている」を使うと、それはただ時間的スパンをもった状態を表しているに過ぎない。あるいは、自分のことを客観的に述べているに過ぎない。客観的に述べるにはそれなりの証拠・根拠が必要となる。

さらに、エビデンシャリティの情報源は旧情報であるが、新情報が情報源となるとミラティビティ (mirativity)⁴に拡張する (Aikhenvald2012, Delancey2001)。例えば、「あ、雪が降っている」や「大変だ。あそこに人が倒れている」というように、話し手の驚きや発見を表す用法である。定延 (2006) は「ている」の意味を「観察すればこのようなデキゴト情報が得られる状態だ」とし、「「すれば」という仮想的な形であるが、「観察」という情報獲得手段を持ち込んでいる点で、エビデンシャルな仮説といえる」と論じている。さらに、定延 (2006) は、「ている」がエビデンシャリティで使われている言語現象から「テイルは抽象性を嫌い、具体性を好む。観察対象を必要とする」といった特徴も挙げている。具体性とは現実的であるからいえることであり、現実性と繋がるものである。黒滝 (2019) も、認識的モダリティは非現実性に関わるのに対し、エビデンシャリティは現実性に関わるということを示唆している。このような相違はあるものの、定延 (2006) の指摘する「観察対象を必要とする」というエビデンシャリティの性質を考慮に入れると、「観察」によって話し手が発する情報が現在という発話時点に存在することを表している。その意味では「発話時における話し手の心的態度」を表すモダリティと親和性が高い。この点でも、エビデンシャリティとモダリティにはインターフェースがあるといえよう。

さらに、定延 (2006) は、「テイルの意味の決定的要因はエビデンシャリティであり、アスペクト的意味は結果的現象に過ぎない」と説明している。

「アスペクト標示がエビデンシャリティへと拡張した」と上述したが、定延(2006)の指摘に鑑みると、日本語においては、逆に「エビデンシャリティからアスペクト標示へと意味拡張した」といえよう。事実、ミラティビティはエビデンシャリティから意味拡張したものである。

日本語のミラティビティといえは、「気づき」「発見」の「た」がある。この「た」に相当する英語は現在完了で表されることが多い。例えば(14)のように、目標を達成した相手に「よくやった」「よく出来ました」と褒める際の「た」である。

(14) 全問正解した生徒に教師が褒めて

Wow, this is great. Well *done*! (= You've *done* well.)

(わー、すごい。よくやった)

この現在完了で表された「た」は「気づきという体験」を表している。気づきは新情報であるので、ミラティビティといえる。話し手が新たに確認・想起(再認識)したことを表している。新たな発見(気づき)と認識されるのは、自らの経験や過去に思っていたことが根拠(証拠)となり、その根拠(証拠)に基づいているのである。この点からも、ミラティビティはエビデンシャリティから意味拡張したといえよう。

つまるところ、元来アスペクトのカテゴリーに入っていた「のだ」、「ている」や「た」がエビデンシャリティやミラティビティをも表す。エビデンシャリティとして使われているアスペクト標識の「のだ」や「ている」に共通していえることは、実際に見たというような直接経験であるということである。2章で証拠性の2分類(直接的証拠と間接的証拠)について述べたが、黒滝(2019:148)も述べているように、証拠性には、間接的体験によるものの他に、話し手自身の「体験」に基づいて話し手のみが確認している、すなわち話し手だけが知っているからこそ言える直接的体験というものがある。直接経験とは、自ら持っている知識や自ら入手した情報などによるが、それらは知覚から得ら

れたことで、瞬時に認識するものであるので、「体験」といっても過言ではない。この場合エビデンシャリティを表現し、それは直接的証拠に基づくのでそれだけ話し手の確信度は高いということになる。その意味でも、話し手の確信度が低い認識的モダリティとは異なる。一方、間接経験（推論、様態や伝聞）は、直接経験よりも時間的スパンをとって認識するに至り、記憶に基づき知識となっていく。その知識をもとに推論し、発話時には認識的モダリティを使って表現される。定延（2008）も〈体験（直接的体験）／知識（間接的体験）〉という枠組みを提示しているが、この間接的体験の〈知識〉こそが、知識を基にした話し手の判断を表す認識的モダリティと相通ずるものなのである。

したがって、少なくとも日本語において、エビデンシャリティはモダリティともアスペクトともインターフェースがあるということになる。

7. なぜ日本語はエビデンシャリティが発達しているのか

最後に、日本語において、情報源を明らかにするエビデンシャリティが発達している理由を述べておきたい。

日本語は主観的把握型の言語であるため、「自己のゼロ化」が起こり、認知主体を明示しない表現が多い（池上2000）。よって、日本語の話し手は言語化されず、そのゼロ化された話し手の主体性を顕現化させるためにエビデンシャリティが使われる（黒滝2019）。それは、エビデンシャリティが情報の入手源・出处やそこに至るプロセスや証拠の在り方を示す働きがあるからである。すなわち、人称を知らしめ、認知主体との区別をするために、情報の入手源や出处を示すエビデンシャリティを駆使するのである（黒滝2019：149）。エビデンシャリティはある事態の情報の入手源を明らかにある文法カテゴリーであるので、(15) (16) の例文のように、とりわけ知覚や判断の経路を明らかにする。

- (15) (a) 私は歯が痛い。
- (b) *彼は歯が痛い。
- (c) 彼は歯が痛そうだ。／彼は歯が痛いらしい。

- (16) (a) 私は、彼女がやったと思う。
 (b) *彼は、彼女がやったと思う。
 (c) 彼は、彼女がやったと思っている。

(15b) や (16b) は非文であるが、(15c) や (16c) のように、「そうだ」, 「らしい」や「ている」などのエビデンシャル・マーカーを付加すると人称制限から解放される。因みに、「のだ」にもこのような人称から解放される機能がある。日本語で他人の内的認識を表す場合、情報の入手源や出処を示すエビデンシャルティで補う必要があるからである。これは、日本語のエビデンシャルティが人称代名詞の代役を果たしていることを物語っている。(15a) や (16a) のように、1人称であれば、証拠による裏付けの必要はないが、3人称であれば証拠に基づいての報告や伝聞であることを伝える必要がある。

逆に、例えば、(17) は人称代名詞こそないが、エビデンシャルティの存在によって3人称が主語であることを知らしめている。

- (17) 淋しそうだ。
 淋しいようだ。
 淋しがっている。

よって、日本語のエビデンシャルティは認知主体を示すために人称代名詞の代わりに使われ、認知主体を暗示する働きを担っているのである。エビデンシャルティによって「自己のゼロ化」が起こりやすくなるとも解釈できよう。

一方、英語の文では統語上の性格から（たとえ無生物主語であっても）必ず主語を置き、認知主体が明らかになる。敢えて人称の区別を示すエビデンシャルティを使う必要はない。そこで、英語ではエビデンシャルティはそれほど発達しておらず、モダリティが発達していると考えられる。

総じて、日本語のエビデンシャルティは人称代名詞と深く関わっているため、主語を省略することの多い日本語にとっては無くてはならない存在といえる。

それゆえ、日本語のエビデンシャリティは多様に発達し、文法化も進んでいるのである。

8. おわりに

概して、エビデンシャリティとは情報源を示すもので、その情報を話し手がどのように知り得たかを聞き手に対して示すものである。この「話し手と聞き手とのインターアクション」という観点から、従来認識的モダリティのように捉えられてきた。本稿では、そのようなエビデンシャリティの位置付けを再検討した結果、エビデンシャリティと認識的モダリティは「推論」や「体験」というインターフェース（接点）こそあるにせよ、別個のカテゴリーであることが分かった。その理由として考えられることは、認識的モダリティが非現実性を表すのに対し、エビデンシャリティは現実性に基づいていること、認識的モダリティが「話し手指向」であるのに対し、エビデンシャリティは「聞き手指向」である。もう一つの理由として、認識的モダリティが記憶や知識に基づいて推量する「判断文」であるのに対し、エビデンシャリティは客観的な証拠・根拠を踏まえて推定する「体験文」であることが挙げられる。

さらに、日本語はモダリティやアスペクトからエビデンシャリティへ、そのエビデンシャリティからミラティビティへと意味拡張し、モダリティやアスペクトとインターフェースの関係にあるエビデンシャル・マーカースが多種多様に存在することを考察した。具体的には、アスペクトの文法マーカースである「のだ」と「ている」を取り上げ、エビデンシャリティとしても使われる用法をみた。さらに、エビデンシャリティの下位区分として直接経験と間接経験の2種類を提示した。「のだ」と「ている」に共通して言えることは、実際に見たというような直接経験を表し、エビデンシャリティのカテゴリーに入るものもある。直接経験であればエビデンシャリティ、間接経験であれば認識的モダリティという区別がなされるということになる。

日本語のエビデンシャリティは、情報源そのものよりも、情報の存在、入手源や出処を示すために用いられる場合が多い。そのため、日本語はエビデン

シャリティを駆使して、人称を知らしめ、認知主体を暗に示している。このことも、アスペクト・マーカである「のだ」や「ている」がエビデンシャリティとして使われることの証左となろう。以上のことから、日本語において、エビデンシャリティはモダリティのみならずアスペクトともインターフェースがあるといえる。

註

1. 認識的モダリティ (epistemic modality) における epistemic という用語は、「知識」を意味するギリシャ語の epistēmē に由来する。よって, epistemic modality とは, 本来「知識」に関する論理を扱う認識論理学 (epistemic logic) で用いられる用語である。認識的モダリティは命題の事実性に対する話し手の判断を表す。
2. 「そうだ」には, 伝聞の「(する) そうだ」と感覚的情報に基づく様態の「(し) そうだ」がある。
3. 日本語の認識的モダリティは, 英語のような様相論理学の可能性／必然性の概念から生じた modal system とは異なり, 尾上 (2001) のいう「非現実事態を語る述定形式」の一つであり, ムード (mood) として捉えられる。
4. Mirativity とは, 伝達する情報が話し手・聞き手にとって「意外」や「驚き」を表す文法マーカである (DeLancey1997)。日本語訳として定着したものは未だ存在しないので「ミラティビティ」と呼ぶ。

参考文献

- Aikhenvald, A.Y. (2004) *Evidentiality*. Oxford: Oxford Univ. Press.
- Aikhenvald, A. Y. (2012). The essence of mirativity. *Linguistic Typology*, 16(3), 435–485.
- Aikhenvald, A.Y. and R.M.Dixon. (eds.) (2014) *The Grammar of Knowledge; A Cross-Linguistic Typology*. Oxford Univ. Press, Oxford.
- Bolinger, D.L. (1977) *Meaning and form*. London: Longman.
- Bybee, J.L., R.D.Perkins and W.Pagliuca (1994) *The Evolution of Grammar: Tense, Aspect and Modality in the Language of the World*. Chicago/London: Univ. of Chicago Press.
- Chafe, W.L. (1986) Evidentiality in English conversation and academic writing. In Wallace L. Chafe and Johanna Nichols. (eds.) *Evidentiality: the Linguistic coding of epistemology*, pp.261-272. Norwood: Ablex.
- De Haan, F. (1999) Evidentiality and Epistemic Modality: Setting Boundaries. *Southwest Journal of Linguistics* 18(1) : 83–101.

- De Haan, F. (2006) Typological approaches to modality. In: Frawley, William (ed.) *The expression of modality* 27:40-69. Berlin: Mouton de Gruyter
- De Haan, F. (2012) Evidentiality and Mirativity. In R.I.Binnick (ed.), *The Oxford Handbook of Tense and Aspect*. pp.1020-1046. Oxford: Oxford Univ. Press.
- Delancey, S. (1997) 'mirativity': The grammatical marking of unexpectedness information. *Linguistic Typology* 1, 33-52.
- Delancey, S. (2001) The mirative and evidentiality. *Journal of Pragmatics* 33, 369-382.
- 池上嘉彦 (1981) 『「する」と「なる」の言語学—言語と文化のタイポロジーへの試論—』大修館書店.
- 池上嘉彦 (2000) 『「日本語論」への招待』講談社.
- 井上優 (2001) 「現代日本語の「タ」—主文末の「…タ」の意味について—」つくば言語文化フォーラム (編) 『「た」の言語学』 97-163. ひつじ書房.
- 黒滝真理子 (2019) 『事態の捉え方と述語のかたち—英語から見た日本語—』 開拓社.
- 黒滝真理子 (2020) 「第14章 事態把握とモダリティ」, 『言語研究の革新と継承 4, 認知言語学 I』 331-355. ひつじ書房.
- Leech, Geoffrey N. (1987) *Meaning and the English Verb*. 2nd. London: Longman.
- Leech, Geoffrey N. (2004) *Meaning and the English Verb*. 3rd. London: Longman.
- 益岡隆志 (1991) 『モダリティの文法』 くろしお出版.
- 三宅知宏 (2006) 「「実証的判断」が表される諸形式—ヨウダ・ラシイをめぐって—」 益岡隆志・野田尚史・森山卓郎 (編) 『日本語文法の新地平 2 文論編』 119-136. くろしお出版.
- Narrog, H. (2012) *Modality, Subjectivity and Semantic Change. A Cross-Linguistic Perspective*. Oxford: Oxford Univ. Press.
- 仁田義雄 (2000) 「認識のモダリティとその周辺」 森山卓郎・仁田義雄・工藤浩『日本語の文法 3 モダリティ』 81-159. 岩波書店.
- 日本語記述文法研究会 (編) (2003) 『現代日本語文法 4: モダリティ』 くろしお出版.
- 野田春美 (1997) 『「の (だ)」の機能』 くろしお出版.
- 大竹芳夫 (2009) 『「の (だ)」に対応する英語の構文』 くろしお出版.
- 尾上圭介 (2001) 『文法と意味 I』 くろしお出版.
- Palmer, F.R. (1986) *Mood and modality*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Palmer, F.R. (1990) *Modality and the English Modals* 2nd. London: Longman
- Palmer, F.R. (2001) *Mood and modality* 2nd, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech and Jan Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman.
- 定延利之 (2006) 「心的情報の帰属と管理—現代日本語共通語『ている』のエビデンシャルな性質について」 中川正之・定延利之 (編) 『言語に現れる「世間」と「世界」』 167-192. くろしお出版.
- 定延利之 (2008) 『煩悩の文法—体験を語りたがる人びとの欲望が日本語の文法システム

をゆさぶる話―』ちくま新書.

澤田治美 (2006) 『モダリティ』 開拓社.

Swan, M. (2005) *Practical English Usage* 3rd. Oxford: Oxford Univ. Press.

寺村秀夫 (1984) 『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』 くろしお出版.

八木克正 (2019) 「第9章 断定のモダリティ表現 “it is that” の特性」 住吉誠・鈴木亨・西村義樹 (編) 『慣用表現・変則的表現から見える英語の姿』 146-161. 開拓社.

小説における身体の在り処

石 橋 正 孝

本稿では、小説で描かれる身体について考察する¹。身体という現象が、小説という虚構空間の中で描かれた場合に、どのように捉えるかについての考察である。何が問題なのか、具体例として、まずはエミール・ゾラの小説「獲物の分け前」からの一節を引用する。

「彼女の美しさは神々しいほどだった。チュール織のスカートの下地は波模様に飾られ、柔らかい緑のサテンのチュニックは、イギリスの高級レースで縁取りされ、大きな莖の束で留められていた。スカートの前の部分は、ただ一つの裾飾りによって飾られており、キツタの花飾りでつながれた莖の花束がモスリンの軽いドレープを固定していた。豪勢な広がりやや過剰な飾りつけのスカートの上には、ブラウスにまとわれた上半身と頭部が精彩を放っていた。胸元を大きく開き、肩の莖の花束をのぞいては腕をむき出した彼女が、縐子とチュールのコルセットから全裸のまま出てきたかのようなその有様は、ニンフの一人が神聖なる櫨の木から上半身を抜け出す様と同様だった。ニンフの白い喉としなやかな肢体が半身の自由を喜ぶ様子は、自らの肉体に陶醉する女性が水着を脱ぎ捨てるように、コルセットとスカートが少しずつすべり落ちていくのを人々に想像させずにはおかなかった。」²

ここでは、日本語訳にしてちょうど400文字に渡って、登場人物のルネの「神々しい」絢爛な女性美が描かれている。前半部ではルネの纏う絢爛な衣服に言及がされ、後半部分ではルネの肉体を想起させるように隠喩を多用している。

しかし同時に、ここにあるのは文字の羅列に過ぎず、肉としての身体は当然ここにはない。さらにこの中から実際にルネの身体を切り抜こうとしても、その言葉の羅列の中には実は下線部が示す通り、実際に身体を示す言葉は、「上半身」、「頭部」など、わずか17文字しかない。ここに、文学において身体を扱うことの問題が凝縮している。言葉の羅列の中の、何をもって身体とするのか。それが確定されないかぎり、文学において身体を議論することはできないであろう。

また、主体の問題もある。誰の身体なのか。このルネの身体描写は、ルネという女性の外見の美しさを隠喩と衣類の描写から構成されているから明白だろう。このルネの身体は、我々によって「認識される身体」である。では、「認識する身体」はどうか。プルーストの「失われた時を求めて」の冒頭に出てくる、有名なプチット・マドレーヌのエピソードを見てみよう。

「そしてまもなく私は、うっとうしかった一日とあすも陰気な日であろうという見通しとにうちひしがれて、機械的に、一さじの紅茶、私がマドレーヌの一きれをやわらかく溶かしておいた紅茶を、唇にもっていった。しかし、お菓子のかけらのまじった一口の紅茶が、口蓋にふれた瞬間に、私は身ぶるいした、私のなかに起こっている異常なことに気がついて。すばらしい快感が私を襲ったのであった。孤立した、原因のわからない快感である³。」

この「無意志的記憶」として有名な一節は、話者がマドレーヌの味をきっかけにコンブレの町で過ごした子供の頃を呼び起こすことから物語が始まる。紅茶に浸したマドレーヌの一片の味が話者にとっての絶対的に個人的かつ身体

的な体験として、一人称の語りの中で記憶と身体感覚の一致する体験として語られている。この味覚と記憶の描写は、外観を認識される身体描写ではなく、認識する主体としての身体感覚として、味覚と記憶が書かれている。

このように、言葉の中から何を身体として切り取るかについて考える際には、それ以前に何をもって身体とするかについて考察する必要がある。そもそも文学における身体というテーマは、20世紀の半ば、主知主義の思想界にメルロポンティの実存主義思想が身体の重要性を持ち込んで以来⁴、少しの時差を置いて1990年前後から文学界で盛んに取り上げられるテーマとなった⁵。しかしながら、筆者の専門とする16世紀フランス文学に限定して言うと、それらの研究の多くは、身体が関わる文化現象の歴史的資料として文学テキストを援用する場合がほとんどであり⁶、衣類や五感表現などの身体に関わる限定的テーマを実際の衣類や五感表現と同義で扱い、それらと作品・作者との関係の考察が中心で、「小説で描かれる身体」とは何かという根源的な問いかけがなされてこなかった。

したがって本稿では、小説という虚構空間において身体をテーマとする際に、身体はどこに在るか、三部構成に分けて論じていく。まず、実際の身体と小説に書かれる身体を分けて、文学的身体に関わる範囲に限定して身体についての議論をする。

次に、文学における身体の在り処としての文学的言語の特性について論じる。ここでは、指示対象を持たない文学言語の枠組みの中で、身体の両義性と文学言語の両義性を対応させる。

最後に文学における身体を、読む行為に現れる「身体性」に置換する議論を展開し、文学的な身体の在り処を確定する。

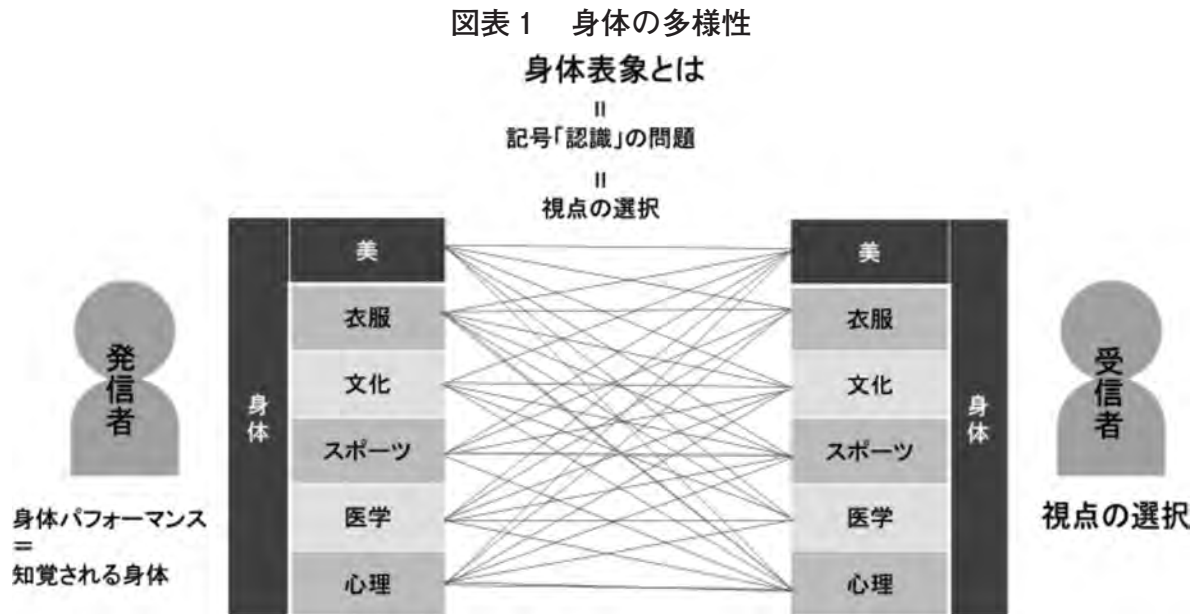
また身体について考える際に、これまでに身体に関しての様々な研究が多くの学問領域でなされてきているが、本稿は文学における身体について考えるという前提でのアプローチである。身体というテーマを文学に移植するのに必要な手続きはなにかという本筋を見失わないために、各専門分野における身体研究への言及は必要最小限度にとどめる。

1. 身体の問題

身体の多様性：認識・視点の多様性

まず、身体がその存在を強く主張する領域であるスポーツを例にとり、その多様性に触れてみよう。テニスでも、野球でも、サッカーでも、メディアでとりあげられ、注目度の高いプロスポーツの運動選手の試合でのパフォーマンスは、生理学的、美的、または心理的な面など、様々な面からアプローチされる。運動生理学、人間工学の視点からは、身体の効率的使用のメカニズムが考察されるだろう。またスポーツ心理学・生理学の見地からは、極限状態での身体パフォーマンスを発揮する精神状態とそれに関連する心拍数などの生理面に焦点をあてることもあれば、そのパフォーマンスそのもの、フォームの肉体美を美的に評価する芸術的視点もありうる。また、野球を例えにとれば、日米の野球とベースボールの違いは、ピッチャーの投げ方、打者の構え方、スイングの仕方も一瞥で日本のプレイヤーかアメリカのプレイヤーか素人目にもわかる違いがある。もっとも効率的に身体を使うことにしのぎを削ったはずが、野球の文化の違いが身体の動きに反映されているのである。M. モースが指摘するように⁷、泳ぐ、歩くという最も初歩的な動作も、文化的影響を受けるのであり、逆に言えば原始的な身体運動すら文化から逃れることはできないのだ。

このように、身体には見る側と見られる側の意識・視点の数だけ異なる意味があり、現れてくる身体は、その主体の意図とは関係なしに、常に文化的であり、美的であり、生理的であり、図表1のように、見る側の視点と、見られる側の身体の多様性の数だけ意味が異なるのだ。これは逆に言うと、身体はその文化的なり医学的なりの側面から切り取ることなしに身体そのものとして捉えることが不可能であることを示している。U. ガリンベルティが言うように、身体は、「あれでもあるが同時にこれでもある⁸」という言い方でしか捉えることができない多様性をもっており、ある面からのアプローチがその身体の現れ方の多くの部分を切り捨ててしまうことになってしまう。身体そのものについて論じようと思っても、アプローチの最初の段階で、身体のどの面を切り取



るか、どこを見るか、どこを論じるか限定せざるをえず、その時点で、身体そのものを論ずることが極めて困難であることに気づかされる。図表1のとおり、限定する時点で受信者の「視点の選択⁹」が不可避であり、その視点は身体の一面しかとらえられないのだ。

このように身体が提示する多様性に対して、文学空間に描かれた身体においては、同じ多様性の問題がありうるだろうか。または、こうした多様性はどのように言い換えられるだろうか。図表1を文学に移植するとすぐに思い浮かべられるのは、発信者＝筆者・もしくは話者、受信者＝読者の図式だろう。しかし、果たしてこうした移植が簡単にできるだろうか。図表3とともに後述するように、ルネの描写の場合、図表1のような図式は成立しない。発信者は誰なのか。ルネか、それについて語る話者か、もしくは筆者のゾラなのか、そして、受信者は、誰か。この引用にはないが、この前後では、ルネの描写を見る登場人物がおり¹⁰、その美しさに圧倒されるのである。身体における発信者＝認識される身体、受信者＝認識する身体という図式は簡単には成立しない。それぞれの主体がだれなのかの確定作業が必要となるだろう。このように、文学への移植可能性の視点から、身体の問題を掘り下げていく必要がある。

身体の両義性

そこで身体の多様性と同じく問題になるのが、身体の両義性である。身体の多様性に対して両義性とは何か、まず用語の説明から必要になる。身体の多様性は、すでに見たように、一つの身体が様々な現れ方をする可能体として存在し、さらにはそれを認識する側の視点によってその多様性は増幅される（図表1）。一方で、身体の両義性とは、身体が相反する二つの性質を同時に提示する人間存在の条件ともいうべきもので、合理的な二項対立を拒否する性質である。

メルロポンティが両手を合わせる例えで主張する可逆性としての身体¹¹とは、両手を合わせた時に生ずる、触れる手と触れられる手、見るものと見られるものの関係は、裏返された手袋の表と裏みたいに転換しあう関係であり、知覚する身体と知覚される身体の関係、主体と客体が常に入れ替わるその現れ方の両義性が、身体という包括的な括り方を困難にしている。

そこにはまた同時に、感じる自分と、その感じている自分を認識する自分があり、知覚する自分と認識する自分の両義性も生まれている。言い換えると、身体という場で生じているのは「感じる自分」と「考える自分」との両義性であり、ここはプルーストのプチット・マドレーヌの引用が、まさにこの「感じる自分」と「考える自分」の不可分性を示しているだろう。上記の引用から、マドレーヌの味覚が呼び起こす記憶について語る話者は、まさに感じると同時にその味覚が呼び覚ます記憶について考えているのであり、ここから話者の「知覚する身体」を切り取ることは、ゾラの引用からルネの身体を取り出すことが不可能なのと同じように不可能なのである。

さらにこの可逆性は、身体が誰もが共有する器であると同時に、個々に異なるものでもあるという身体のもう一つの両義性を提示する。身体とは、種としての身体であると同時に、個の身体であるという両義性である。そしてここから、さらなる認識の問題が派生する。身体は、形・モノとして現れ＝認識されるが、または動きとして現れ＝認識されるのだ。ここで一つガルシア・マルケスのエッセイの中の興味深いエピソードがある¹²。軍政下のチリから逃れ

た映画監督、ミゲル・リティンは、反軍政の象徴として有名で顔もよく知られていたため、ルポルタージュ作成の目的でチリに再び潜入するために、歩き方からしゃべり方、身振りなど、すべてにわたって裕福なウルグアイ人に変装する訓練を長期間にわたって受けた。顔の細部にも細工をし、一瞥しただけでは完全な別人になりきれたが、ひとたび笑顔になったとたん、誰にもリティン本人だとわかってしまったという。つまり、人が他者の顔を認識するのは、「静止した顔の変形では隠しようのない、「表情」をつくりだすその表面の動きにある¹³」のだ。

このエピソードが示すように「我々の視覚体験は、まぎれもなく対象の、そして見るものの動きのなかで起こっている」のであり、「動きこそが我々の表情知覚にとって、もっとも本質的な情報¹⁴」である。

では、認識される身体は動きの中にあるとしたら、静止画の身体を我々は認識していないというのか。無論そうではない。ここで、意味飽和（saturation sémantique）という現象がある。「一定の意味を表現する事象を反復して与えられると、その意味を感じることができなくなる¹⁵」現象だが、ある一つの文字をずっと見続けていると、文字の形が意味をなさなくなってくる。聴覚でも同様に、一つの単語を繰り返し聞いていると、その単語の意味が失われ、空虚な音の連続としてしか聞こえなくなってくる。静止画を認識するのも同様である。一定の時間を経過すると、そこに意味を見出すことができなくなってくる。認識する側からするとこのように意味飽和を引き起こす静止画としての身体は、逆に言えば「動くからだそれ自体が独立して意味を生成する認識の舞台となっている¹⁶」といえるのである。

それでは、我々が静止画の身体に何を見出すのだろうか。文字や単語の場合には、文字の形、または単語の音のみが意味をはく奪された空虚な形・音として認識されるようになる。身体の場合には、身体に見出す個人が失われ、線・形としての普遍的身体が浮かび上がってくることになる。

さらに、身体を捉える際に、認識の問題としてだけでなく記号の問題として考える際にも、R. A. バラカットは、記号としての身振りを四つの種類に分

類¹⁷しているが、これは身体の個人性から普遍性への順番に挙げられている。人それぞれ各個人に固有の癖としての身振りから、手話のように言語の代わりとしての身振りまで、四段階で個人性が薄まり、普遍的記号としての身体 of 抽象がされていく過程となっている。すなわち、記号としての身体に求められるのは、身体の個人性ではなく、共通の器としての普遍的なヒトの身体なのである。

このように、身体 of 記号としての現れ方にはすでに、身体というものが個人的なものであると同時に普遍的なものであるという不可分の両義性が示されているのである。

それでは、身体 of 多様性・両義性を、文学に描かれた身体に照応させるためには、言葉に描かれた身体とは何か、とりわけ文学において描かれた身体とは何か、実際の身体 of 議論と比較しながらの考察が必要になる。

2. 文学言語の問題

描写的と叙述的：静と動

まず、身体 of 問題でとりあげた静と動 of 認識の問題から考えてみる。ここにあるルネを描くスタイルは、きわめて描写的 = descriptif であって、叙述的 = narratif な部分は皆無である。すなわち、物語 of 筋の進行に関わる言説は一旦中断されて、静止した時間の中でルネ of 美が展開される。

ここで、描写的と叙述的 of 関係は、Ph. アモンが指摘するように¹⁸、文学言説において不可分の両義性を構成している。ルネ of 身体描写とどうように、全体の記述からその部分を切り離すというのが不可能な性質のものである。従って、叙述ではなくて叙述的 (du narratif) としか言い表すことができず、描写ではなくて描写的 (du descriptif) としか言い表せないのである。

ここで叙述的というのは、文学の世界においては物語 of 中での語りの局面であり、物語 of 筋の進行に関わる面であり、つまり、物語内 of 時間軸を担う面といえる。一方で描写的というのは、叙述的なものに對抗して¹⁹、言語 of 空間軸

を担っており、この描写的という記述の局面において、ルネの身体表象が読む行為の中に生成されるのである。ルネの描写が静止画のように思えるのは、引用箇所筆致圧倒的に描写的局面で占められており、叙述的局面が見いだせないで、文学空間の深化にのみ貢献しているのである。これは逆説的に言えば、時間軸よりも空間軸を指向する筆致では、必然的に虚構空間の深化＝写実性の深化へとつながっていく。

とはいえ、不可分の両義性として文学言語を構築するこの両者は、時間軸と空間軸を同時に進行せざるを得ないことも言語の線条性という特性がもたらす必然である。すなわち、絵画のように一瞬で視覚的にルネの身体を認識することは言語によってはできない。各言語の要求する上から下へ、または右から左へという読む方向性に沿って情報を読みとっていく時間が必要となるのであり、叙述的が担う物語のプロットの時間的進行と、読む行為にかかる時間的進行が別のものでありながら区別がつかなくなる。

こうして、言語の線条性と読者の「読む」という行為は、描写的・空間的局面を強制的に時間軸に持ち込む。文学空間内の時間進行を担う叙述的と文学空間の深化を伴う描写的記述の境界が、読書という行為に費やされる時間進行の中で区別不可能となるのである。

静止画的として解釈しうるルネの描写においても、読む行為が要求する時間の流れの中に描写的が展開されることで、ルネの静止画が「動く身体」という動的認識の中に浮かび上がることになる。それはすなわち「個としての身体」として認識されるということであり、静止画としての描写でありながら、動く身体という動的認識の錯覚を描写的局面がもたらすとしたら、そこには、種ではなく個の身体がもたらす写実性の深化＝本当らしさ (le vraisemblable)²⁰、またはリアリティー (l'effet de réel)²¹が文学空間に生じることになるのだ。そして、この文学空間のリアリティーこそが、読む行為を通してリアリティーをもつ身体表象を構築するのに不可欠な条件となる。

視点の選択

このように、文学言語の特徴としての描写的と叙述的の両義性が、身体の認識に関しての静と動に対応することが確認されたところで、文学言語のもう一つの両義性を身体描写の観点から考察する。すなわち、記号としての文学言語の問題である。それはまず、意味に託された文化的・個人的相違の問題と、次に文学言語が指示対象を持たないという問題である。

ソシュールの一般言語学でもっとも基本的な言葉の三要素は、シニフィアン (signifiant), シニフィエ (signifié), レフェラン (réfèrent) と呼ばれるが、それぞれは、音、意味、現実 (= 指示対象) とわかりやすく言い換えて議論をしていく。一般的な言葉という記号の関係性は、例えばリンゴという音の連なりが、その意味・概念として、果物のリンゴと結びつく。そして、この音と意味の連結したリンゴという記号が、現実世界で指示対象として実際のリンゴを指し示すことになる²²。

しかしこのリンゴの担う「意味」は、文化によって異なってくる。西洋文明においては、リンゴはアダムの知恵の実としてのリンゴのイメージもあれば、ギリシア神話においてはパリスが三人の女神の中から一番美しい女神を選ぶ時の金のリンゴの話もあり、争い・災いを引き起こす魅力的なものというイメージがまとわりつくが、日本の文化では果実のリンゴに対してそのような負のイメージはない。

こうした記号に託されたイメージの文化的な相違は、地域・文化・民族のみならず、個人レベルでも存在する。冒頭引用のプルーストの話者にとってのプチット・マドレーヌのように、こうした個人的体験をそれぞれの言葉・モノの持つ意味が担っている限りにおいて、文学言説が語り手の意図の通りに読み手に受け取られることはないのである。

同様に、ルネの身体描写に戻ると、たとえばルネの身にまとう「緑のサテンのチュニック」への言及は、ルネにおいては絢爛なイメージを列挙していく中で言及だが、個人レベルで言えば、「緑のサテンのチュニック」という服装に、苦い個人的な体験をもっている読者もあるいはいるかもしれない。または

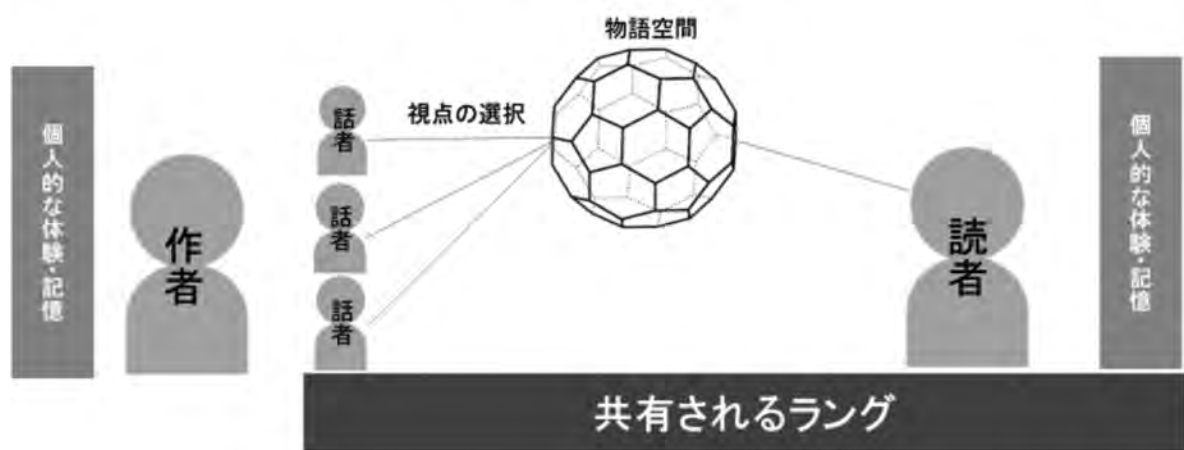
「キツタの花飾り」にも、何か特別な個人的思い出を想起する読者もいるかもしれない。このように、提示されたものに付与される意味は、個人の体験レベルで異なるものであり、作者の意図とは異なるイメージの受け取り方となりうるのだ。この点は、文学における描かれた身体が、実際の身体の多様性に共通する部分であり、作品を構築する言葉という共通項を通して、読者の数だけ異なる解釈・受け取り方が存在することになる。

肉として認識される身体に対しては、それを認識する身体の数だけ現れ方は多様で異なることをすでに述べたが、この文学言説の意味の多様性は、読者の個人的体験に依拠する部分であり、言語の共有項としてのラングに対して、個々で異なるパロールに該当する部分がこの受け取り方の多様性をもたらしている。共通の器としての身体と、共通の記号としてのラングが、ここで照応することになる。個々の認識する身体経験と、個々の記憶・経験とが対応し、実際の身体も文学に描かれた身体も、視点の数だけ意味を生む多様性が存在する。

とはいえ、無論、ルネの描写に用いられる衣服の描写すべてに苦い個人的経験をもっている読者がいることは可能性としては否定できない。しかしながら、読者の数だけルネの描写に与える意味が異なっているのは、共有・理解されるべきゾラの文学作品としての芸術的価値は成立しないであろう。ゾラは、ルネの身体美が読者と共有されるために、どのような配慮をしているのだろうか。それは引用の冒頭に示されている。導入で「彼女の美しさは神々しいほどだった」という限定からルネの描写を始めることで、読者の読み方・視点の多様性を制限し、「神々しい美しさ」の枠組みでその後続く描写の連続を「読む」ように読者を誘導しているのだ。図表3に見られるように、ここでは、視点≡読者の数だけ意味があるのではない。読者の視点は、すでに話者の選択された視点を受け入れているのだ。ここでは、図表1と3における「視点の選択」の主体が逆転しているのである。文学作品を読む行為というのは、このように、話者の視点を受け入れる行為なのだ。

図表3 読む行為に現れる身体表象

「読む」という行為



身体の不在と身体性

さらにもう一つの文学言語の問題は、すでに述べたように、指示対象となる現実が存在しないことにある。小説は、言葉という記号によって紡がれた虚構空間であり、対応する指示対象は現実世界に存在しない。冒頭の引用の登場人物としてのルネは、現実には存在しない、虚構の作品内における虚構の登場人物である。文学において描かれた身体は、身体の逆説的不在を提示している。言葉の連なりに過ぎず、肉としての身体が存在しない上に、その言葉が現実の指示対象を持たないという意味で、文学言語においては身体は二重の意味で存在しないのである²³。

ここに、現実＝指示対象 (réfèrent) から解放された音素と意味の連結のみで成立する文学言語上において身体を論ずる際の大きな転換が必要となる。現実における肉としての身体は、文学空間内においては、身体表象に転換されなければならないそして、その身体表象は、読者の読む行為の中に現れる表象であり、読者の中に「身体性」としてのみ表象されるのである。そしてこの「身体性」というのは、言葉によって読者のうちに想起される身体表象であり、すでに述べたとおり、それは文学空間のリアリティーと不可分の関係を持っている。

ここにおいて、「文学空間内において生きた経験²⁴を再生産する読者の「読む」行為」＝「知覚（描写）する身体性」＝「思考（叙述）する身体性」＝「文学空間のリアリティー」という置換式が成立する。

3. 結論：読むという行為の両義性

このように、指示対象を持たない文学言語の特性において、ルネの身体のイメージは、読者の中に身体性として想起されるイメージであり、それが読む行為の中に生まれる過程を見ることが本稿の目的であった。

冒頭で述べたように、身体をテーマとする多くの文学研究が「文学における身体表象とは何か」という問いに向き合うことなく、あたかも実際の身体と同義であるかのように議論を進めると、最終的に文学が単なる歴史資料に過ぎない結果となってしまう。

そこで、指示対象を持たない、虚構の言語の網の目の中としての文学空間の中に、身体はどのように表れるのか、改めて問い直す必要があった。そしてその問いに答えるために、ここまで、身体の高様性・両義性と、それに該当する文学言語の特質を考察してきた。図表2のように身体と文学言語を対照させることで、言葉の中に存在しないルネの身体を実際の身体と同じ両義性の図式で置換可能とした。

まず、文学言語における指示対象を持たない言語記号としてのラングとパロールの関係は、身体の高様性と個人性に対応している。次に、身体の高様に

図表2 身体の高様性と（文学言語の高様性）の置換

個人(パロール)	動き(叙述)	考える主体(叙述)	知覚される身体(登場人物)
種としての入(ラング)	形(描写)	感じる主体(描写)	知覚する身体(話者≒読者)

において、個人としての身体は動きの中において認識されることが示され、静態の身体は、個人という意味を弱められ、線・形としての「種としての人の身体」として認識されることが示されたが、ルネの描写においては、静止画として描かれているにも関わらず、言語の線條性が読む行為に要求する時間軸と叙述的＝動的時間軸が同調することによって、空間軸の描写的スタイルでありながら、静止画すなわち個人性を奪われた種としての身体ではなく、ルネという個人性を保証された描写となっている。

また、ルネのように「認識される身体」ではなく、「認識・知覚する一人称の身体」に関しては、プルーストのプチット・マドレーヌのエピソードに見られる話者の知覚と記憶について、ほぼ移植の変換が必要なく、一人称の身体として扱うことができることも示された。時間軸を進める叙述的に対応するのが「考える・思考する主体」の記憶であり、描写的空間軸で展開されるのがマドレーヌの味覚を「知覚する主体＝身体」であった。

図表1と図表3を比べると、「共有されるラング」を前提とした「読む」という行為を通して「視点の選択」の共有がなされる点が、現実の身体の現れ方と異なるところがわかるが、ここに、文学作品を読むという行為の両義性が見出せる。

小説とは、指示対象を持たない文学言語で構築される虚構空間に展開される物語である。小説を「読む」という行為は、ややもすると各読者の個人的体験が反映されて多様な解釈を許しかねない言語の連なりを、話者の誘導に基づいて読者が視点の選択の自由を限定的に放棄し、話者の視点を受け入れる行為である。

こうして、筆者の一定の意図を読者と話者とで共有させる形で展開される虚構空間では、身体は、読む行為の中で話者と読者の共同作業に基づく身体表象として生成される。それは、肉としての身体ではなく、読者の中に言語を通して想起される表象としての「身体性 (corporéité)」であり、プルーストのマドレーヌのエピソードのように、話者の語る言葉を読者が自分の言葉として同調することで、語る身体及び語られる身体の知覚・思考を迫体験する場となるの

であり、文学空間における「認識・知覚する身体」も、「認識・知覚される身体」も、読む行為の中で一つのものとなるのだ。メルロポンティの両手を合わせた身体の可逆性のように、読む行為の中で文学空間内の「語る主体」と「語られる主体」の主体・客体の境界が消滅し、両義性としての身体がそのまま読む行為の中に表象されることになるのである。

- 1 本稿は、拙著「文学における身体表象の可能性と限界についての考察」帝京大学総合教育センター論集 Vol. 1, 2010年3月, pp. 71 – 85. を出発点として、研究の焦点を文学作品における身体の構成要素に合わせた2019年2月8日の日本大学法学部総合・体育・外国語合同研究会での口頭発表「文学空間と身体表象」を元に、修正・発展させたものである。
- 2 E. Zola, *Le Curée*, dans *Emile Zola Œuvres complètes* : t. 5 : *Thiers au pouvoir (1871-1873)*, H. Mitterrand (sous la direction de), et la présentation, notices par P. Carles, et B. Desgranges (Béatrice), Nouveau Monde édition, Paris, 2003, p. 24 : »
« Elle était vraiment divine. Sur une première jupe de tulle, garnie, derrière, d'un flot de volants, elle portait une tunique de satin vert tendre, bordée d'une haute dentelle d'Angleterre, relevée et attachée par de grosses touffes de violettes ; un seul volant garnissait le devant de la jupe. où des bouquets de violettes, reliés par des guirlandes de lierre, fixaient une légère draperie de mousseline. Les grâces de la tête et du corsage étaient adorables, au-dessus de ces jupes d'une ampleur royale et d'une richesse un peu chargée. Décolletée jusqu'à la pointe des seins, les bras découverts avec des touffes de violettes sur les épaules, la jeune femme semblait sortir toute nue de sa gaine de tulle et de satin, pareille à une de ces nymphes dont le buste se dégage des chênes sacrés ; et sa gorge blanche, son corps souple, était déjà si heureux de sa demi-liberté, que le regard s'attendait toujours à voir peu à peu le corsage et les jupes glisser, comme le vêtement d'une baigneuse folle de sa chair. »
- 3 井上究一郎訳『失われた時を求めて 第一篇 スワン家のほうへ』, プルースト全集 1, 筑摩書房, 1984年, p.44. M. Proust, *À la recherche du temps perdu*, I, édition publiée (sous la direction de) Jean-Yves Tadié, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1987, p. 45 : « Et bientôt, machinalement, accablé par la morne journée et la perspective d'un triste lendemain, je portai à mes lèvres une cuillère du thé ou j'avais laissé s'amollir un morceau de madeleine. Mais à l'instant même où la gorge me leeta des miettes du gâteau toucha mon palais, je tressaillis, attentif à ce qui se passait d'extraordinaire en moi. Un plaisir délicieux m'avait envahi, isolé,

sans la notion de sa cause. »

- 4 Cf. M. Merleau-Ponty, *Phénoménologie de la perception*, Paris, Gallimard, 1945, 1976.
- 5 この経緯については、拙著「文学における身体表象の可能性と限界についての考察」帝京大学総合教育センター論集 Vol. 1, pp. 71 – 85を参照。
- 6 *Ibid.*, pp. 74-75.
- 7 Cf. M. Mauss, *Sociologie et anthropologie*, Paris, PUF, 1950,
- 8 U. Galimberti, *Les Raisons du corps*, trad. De l'italien par M. Raiola, Paris, Editions Grasser & Fasquelle et Editions Mollat, 1998, p. 11 : « la corporéité qui, dans son surgissement immotivé et sa manifestation ambivalente, dit qu'elle est ceci, *mais aussi* cela. »
- 9 *Ibid.*, p. 14.
- 10 G. ジュネットに代表されるナラトロジーにおいて議論される、物語空間における視点の分類はここでは議論を無用に複雑にするので割愛する。Cf., G. Genette, *Figure III*, Paris, Seuil, 1972.
- 11 Cf. M. Merleau-Ponty, *Le visible et l'invisible*, Paris, Gallimard, 1964, 1979.
- 12 佐々木正人「からだ：認識の原点」東京大学出版会, 1987, p. 8.
- 13 *Ibid.*, p. 10.
- 14 *Ibid.*, p. 11.
- 15 *Ibid.*, p. 3.
- 16 *Ibid.*, p. 5.
- 17 R. A. Barakat, « Cistercian Sign Language », dans *Monastic sign language*, éd. par J. Umiker-Sebeok and Th.-A. Sebeok, Amsterdam, Mouton de Gruyter, 1987, pp. 84-85.
- 18 Cf. Ph. Hamon, *Du descriptif*, Paris, Hachette, 1981, 1993.
- 19 *Ibid.*, p. 5 : « L'essence du descriptif, s'il devait en avoir une, son effet, serait dans un effort : un effort pour résister à la linéarité contraignante du texte, au *post hoc ergo propter hoc* des algorithmes narratifs, au dynamisme orienté de tout texte écrit qui, du seul fait qu'il accumule des termes différents, introduit des différences, une vectorisation, des transformations de contenus. »
- 20 Ph. Hamon, *op.cit.*
- 21 R. Barthes « L'effet de réel » dans *Littérature et réalité*, G. Genettes, T. Todorov, (sous la direction de), Paris, Seuil, 1966, 1982, pp. 81-90
- 22 この音素と意味の関係の恣意性、そして記号と指示対象の関係の恣意性がソシユールの一般言語学で問題となるわけだが、ここではその議論は本筋ではないので割愛する。
- 23 さらに言えば、このゾラの小説は19世紀に書かれたものであり、そこに描かれた身体は、実在のものと仮定してもすでに存在しない歴史的な身体であり、過去のもので

ある。その意味では、小説に描かれた身体は、三重の意味で身体が存在しないということになる。

- 24 M.-M. Fontaine, « L'espace dans l'*Heptaméron* », dans *Libertés et Savoirs du corps*, Caen, Paradigme, 1993, pp. 346-347 : L'exigence qu'elle exprime en effet avec peut-être plus de netteté que tous les auteurs de nouvelles est celle de véracité, qui l'oblige à accuser le caractère individuel, et donc crédible, de l'expérience vécue (par la « vue » ou par l'« ouï-dire »,) chez chacun des devisants de ses nouvelles. »

『千のプラトー』における内在と超越

吉 澤 保

はじめに

『差異と反復』（1968年）で言わばひとまずの完成を示したジル・ドゥルーズの哲学は、『意味の論理学』（1969年）でまた新たな一步を踏み出すことになる。その後、フェリックス・ガタリとの哲学的共同作業が開始され、『千のプラトー』（1980年）は、その集大成であると同時に、『意味の論理学』以降のドゥルーズ哲学の変貌の、またひとまずの完成と言うべき著作でもある。本稿が試みるのは、一見乱雑極まりない『千のプラトー』の哲学の構図を、内在と超越の観点から、いいかえれば、出来事と実体・形相の観点から、記述することである。

「近代哲学はすべて、主語と述語、実体〔substance〕と性質、特殊と普遍によって世界を記述するという難点をめぐって動いている¹」。ホワイトヘッドは、近代哲学の難点を、主語としての実体とその述語としての性質とからなる図式に見いだしている（以降、用語の統一のため、性質、普遍の代わりに形相〔forme〕という語を用いる）。デカルトによれば、私というこの実体は、考えるという形相によって本質的に規定されている。眼前のこの物（実体）をコーヒーカップ（形相）として認識するなど、我々が行う日常的認識も、実体と形

1 Alfred North Whitehead, *Process and Reality*, The Free Press, 1978, p. 49. なお、〔 〕内にはその直前の語の原語が示される。

相とからなる。述語論理学における変項（実体）と述語（形相）をあげることもできる。どんなに複雑な事実でもそれを丹念に解きほぐすなら、実体－形相の図式に帰着し、どんな実在も、主体であれ客体であれ、神でさえもこのような図式をもっている点で変わりはない、と通常想定されている。『千のプラトー』によれば、実体と形相とからなる超越〔transcendence〕だけではなく、超越に権利的に先行するもの、つまり内在〔immanence〕、も存在する。内在は、実体でも形相でもない出来事〔événement〕からなる。内在こそが超越をつくっている。ドゥルーズにとって、真の意味で存在するのは内在に他ならない。ドゥルーズ哲学は内在の哲学である。それゆえにドゥルーズ哲学において要請される実践は内在回帰となる。内在が実践の評価の基準になる。本稿が試みることは、以上の構図を『千のプラトー』において確認することである。第1節でこの著作における超越を主に第3プラトーに依拠しつつ略述する。第2節で超越をつくりだす内在に照準を合わせる。第3節で第2節までの議論から導き出される実践の問題に向かう。

フランソワ・ズーラビクヴィリは、ドゥルーズ哲学を出来事の哲学、内在の哲学として提示する²。論者は、ドゥルーズ哲学のこの規定に賛成するが、著作間の関係も解明すること、もっと大幅に整理してドゥルーズ哲学の構図を抽出することが必要であると考ええる。概念上の多様さ、また、テキスト上の変奏の多様さに反して、ドゥルーズ哲学の構図は単純である。ダヴィッド・ラプジャードは、ドゥルーズの著作（『差異と反復』、『意味の論理学』、『アンチ・オイディプス』（1972年）、『千のプラトー』）を時系列で取り上げながら、つまり、ドゥルーズの主著とも言うべき四作の各々の固有性を無視することなく、ドゥルーズ哲学の全体像を提示しようと試みている。ドゥルーズ哲学を特徴づけようとする際に、著作間の異同を考慮しない研究が多い。論者も、各著作それ自体を、また、著作間の関係を考察することが、ドゥルーズ哲学全体の解明に必要不可欠であると考えている。しかしながら、本稿が主要な対象とする

2 François Zourabichvili, « Deleuze. Une philosophie de l'événement », in *La philosophie de Deleuze*, PUF, 2004, pp. 1-116.

『千のプラトー』の箇所を扱うところでラブジャードの提示する解釈に全面的に賛成することはできない。確かに、まず平面、抽象機械、具体的アジャンスマンを、ついで三つの地層を論じていて、一見、この著作の哲学的構図をうまく整理しているように見えるが、地層を論ずる際に、無機物・有機物・人間の分類、表現と内容との分節のほうを論ずるのみで、実体と形相、合成の統一、重層と傍層などへの言及が欠けている³。地層概念の理解には、実体・形相への着目は不可欠だ。また、『千のプラトー』の哲学全体の構図を考えるには、内在と超越との関係、出来事と実体・形相との関係への着眼は欠かせない。そもそも、ラブジャードの、ドゥルーズ哲学の全体的規定が説得的には見えない。ドゥルーズ哲学は、「出来事の哲学」でも、「内在性の哲学」でも、「流れ（あるいは潜在的なもの）の存在論」でもなく、「常軌を逸した諸運動の哲学」であり、ドゥルーズの著作は、ガタリとの共著も含めて、「常軌を逸した諸運動の百科事典」とされる⁴。「常軌を逸した諸運動」は実質的には、出来事、内在性、潜在的なものであるように見える⁵。最後に、ラブジャードは、『哲学とは何か』（1991年）に一章を割いていないが、晩年のこの主著を対象としなければ、ドゥルーズ哲学全体を規定することはできないのではないか。例えば、『千のプラトー』の「地層」から『哲学とは何か』の「科学」への変化の意味を考えることは、ドゥルーズ哲学の最終的な評価を行う上で欠かすことはできない。

3 David Lapoujade, *Deleuze, les mouvements aberrants*, Minuit, 2014, p. 193-201.

4 *Ibid.*, p. 9.

5 『千のプラトー』の、存立平面（内在）と地層（超越）との対立は、『差異と反復』の「配分の超越論的二重原理」（存在の一義性と存在の類比）に、正しくも関係付けられる。しかしラブジャードはそこから、内在あるいは存在の一義性の権利的な一次性を導き出そうとしない。*Ibid.*, p. 201, p. 295.

1 超越 — 実体と形相

二つの個体化

内在の権利的一次性にも関わらず、ここでは超越から論ずる。『千のプラトー』第10プラトー「1730年 — 強度的なものへの生成、動物への生成、知覚しえぬものへの生成…」は、動物、女性など様々なものへの生成を主題とする。ここで、内在と超越の対立、内在の超越に対する権利的一次性が示される。

ある人格、ある主体、ある物、あるいはある実体、の個体化とは全く違った、個体化の様態がある。我々は、これに此性 [heccéité] という名をあてている。ある季節、ある冬、ある夏、ある時刻、ある日付は、完全なかつ何一つ欠けるところのない個性性を備えているが、物のあるいは主体の個性性に混同されない⁶。

ラテン語 haec (「この物」) からつくられた「此性」は、ドゥンス・スコトゥスに帰せられる中世スコラ哲学の術語であるが、出来事にほぼ重なる概念として使用されている。このプラトーでは、二つの個体化 [individuation]、つまり、1) 実体あるいは主体の個体化、2) 出来事の個体化が提示される。最初の個体化は、形相化された実体の個体化と言い換えることもできる。二つの個体化で問題なのは、一方の、実体と形相と、他方の、出来事である。つまり、前者が超越の個体化、後者が内在の個体化である。

ただし超越と内在は『千のプラトー』では何よりも「平面 [plan]」である⁷。

6 Gilles Deleuze, Félix Guattari, *Mille plateaux*, Minuit, 1980, pp. 318-319. 強調は著者らによる。Ibid., pp. 309-310.

7 平面は、『意味の論理学』の「表面」, 「器官なき身体」から出発して展開されたものだ。Deleuze, *Logique du sens*, Minuit, 1969, p. 108, p. 220, etc. 『千のプラトー』の「組織と展開の平面」と「存立平面」は、後述する。『哲学とは何か』では、「内在平面」(哲学), 「準拠平面」(科学), 「合成平面」(芸術) が論じられる。Deleuze, Guattari, *Qu'est-ce que la philosophie ?*, Minuit, 1991, pp. 190-191, etc. 各平面の詳細は、哲学、科学、芸術をそれぞれ論じる章を参照。

このプラトーでこれら二つの平面が提示される。内在と超越は歴史的に様々な意味をもつが、ドゥルーズによる用法もそれらと無関係ではない。ドゥルーズの用法は、神の世界に対する関係の神学的意味、意識の対象に対する関係の現象学的意味に由来しているように見えるが、この用法の歴史的な定位は、本稿が試みるところのものではない。『差異と反復』の中心概念である個体化は、ジルベール・シモンドンの個体化論に触発されて、ドゥルーズが展開したものだ。『千のプラトー』での個体化という術語の使用は、『差異と反復』との関係を指示する。ドゥルーズは著作ごとに自らの哲学を変奏し、変奏について明示的に説明することはほとんどないが、先行する著作の概念を後続する著作で取り上げ直すことで著作間関係を示唆する。『千のプラトー』は『差異と反復』の個体化論をやり直している。個体化は『差異と反復』で一元化されていたが、『千のプラトー』では二重に、つまり内在そして超越において、なされている。

組織と展開の平面

この平面は、本性によって隠されている。つまりこの平面は、この平面が（同時的にあるいは継起的に、共時態であるいは通時態で）与えるものから出発して、推定することしか、帰納することしか、結論することしかできない。実際このような平面は、組織〔organisation〕の平面であり、同様に展開〔développement〕の平面である。それは、構造的あるいは発生的のどちらかであり、また同時に二つである⁸。

この平面は、「組織と展開の平面」である。「目的論的平面、企図、心的原理」、つまり「超越平面」である。それは「類比〔analogie〕平面」である⁹。超越は、『差異と反復』で言う、「存在の類比」、「存在の多義性」、あるいは「表象」を

8 *Mille plateaux*, p. 325.

9 *Idem*.

継承する。それに対して、内在は、「存在の一義性〔univocité〕」を継承する¹⁰。組織と展開の平面は「地層化」を覆っている。「形相と主体、器官と機能は、
「地層〔strate〕」、あるいは地層間の関係、である¹¹」。有機体あるいは合目的性の観点から考えるなら、「主体（実体）」は「器官」に、「形相」は「機能」になる。

先程の引用では、組織は形相の側に、展開は実体の側に配されていた。しかしながら、組織は形相の側、展開は実体の側と短絡すべきではない。「形相の展開」「主体の形成」と言っているところもある¹²。ここで注目すべきは、組織と展開あるいは展開と形成のほうではなく、形相と実体のほうだ。実体は主体と言われているところもある¹³。『千のプラトー』では形相と実体が非常に重要な役割を担わされる。先程の引用にあった、構造、共時態は形相の側に、同様に、発生、通時態は実体の側に、配される。形相と実体こそが、地層を、組織と展開の平面を、つまり超越平面をつくる。そしてこの著作では、構造の側の形相と、発生の側の実体というこの対が、表現と内容という対とも関係しながら、多様に姿を変えて登場する。

地層は、「〈地球〉〔Terre〕」上で生じる現象である。地球は、単に「大地

10 *Ibid.*, p. 311. 上述した「類比平面」の「類比」も参照。第10プラトーで類比は超越の側として頻出する。存在の一義性と存在の類比との対立は以下参照。吉澤、「ドゥルーズの賭け — 『差異と反復』を中心に — 」、『仏語仏文学研究』第49号、2016年, pp. 523-536.

11 *Mille plateaux*, p. 330. 一般に実体と主体との区別は看過できないが、『千のプラトー』では「主体」は「実体」と概念的に近づけられる。註13参照。実体の哲学（分析的同一性）も、主体の哲学（総合的同一性）も、ドゥルーズにとって、超越の哲学にすぎず、それらから区別される出来事の哲学（内在の哲学）こそがドゥルーズの求めるものだ。 *Logique du sens*, pp. 122-132, pp. 162-166.

12 1) 形相－組織、実体－展開： *Mille plateaux*, p. 627.

2) 形相－展開、主体－形成： *Ibid.*, p. 325, p. 632.

13 「存立のあるいは合成〔composition〕の平面（平面態〔planomène〕）は、組織・展開の平面に対立している。組織と展開は、形相と実体に関わる。つまり、形相の展開に、また実体のあるいは主体の形成に、関わる」。強調引用者。 *Ibid.*, p. 632. *Ibid.*, p. 309, p. 318.

〔terre〕」とも言われるが、「器官なき身体〔corps sans organes〕」である¹⁴。そしてこの器官なき身体こそが、超越平面に対する内在平面、つまり「存立〔consistance〕平面」に他ならない¹⁵。存立平面は後で取り上げる。諸々の地層の間に「アジャンスマン〔agencement〕」がある。アジャンスマンはこの意味で「間層〔interstrate〕」でもある¹⁶。器官なき身体上に、地層そしてアジャンスマンが積み重なっている。

『意味の論理学』でドゥルーズは、アントナン・アルトーの「器官なき身体」を、「動的発生」における重要な概念として使っている。この著作では、器官なき身体は、「非物的なもの」（「表面」）の次元に対する「物体」（「深さ」）の次元に定位されていた¹⁷。『千のプラトー』では、器官なき身体は、存立平面と外延を等しくさせられる¹⁸。『対話』（1977年）で、ガタリが術語として用いていたアジャンスマンは、『アンチ・オイディプス』の、同じくガタリのもとと術語であった「欲望する機械」に取って代わった¹⁹。配置などを通常意味するこの一般名詞は、「抽象機械〔machine abstraite〕」と関係づけられ、独自の意味で使われる。『千のプラトー』では、「地質学」そのものから始めて、大地、「領土〔territorialité〕」・「脱領土化〔déterritorialisation〕」・「再領土化

14 *Ibid.*, p. 53-54, p. 627, p. 635. 〈 〉は原文の語が大文字で始まることを示す。

15 *Ibid.*, p. 633.

16 「アジャンスマンは、二つの層の間、二つの地層の間、にあり、従って、地層の方へ向かう一面をもつが（その意味でこれは間層である）、同時にまた、他所、つまり器官なき身体、言いかえれば存立平面、に向かう一面ももつ（メタ地層である）」。*Ibid.*, p. 54. 強調は著者らによる。これは第3プラトー「BC10000年 — 道德の地質学（大地は己を誰だと思っているのか?）」の一節である。議論は、チャレンジャー教授（コナン・ドイルの創出した主人公）による講演という形で展開される。この原文は直説法半過去形で書かれ自由間接話法となっているが、訳ではそのニュアンスを反映していない。第3プラトーの自由間接話法に関しては以下でも同様に訳出する。アジャンスマンと地層との関係は他に以下を参照。*Ibid.*, p. 93, p. 627, p. 629.

17 *Logique du sens*, p. 108, p. 220, etc.

18 *Mille plateaux*, p. 633.

19 Gilles Deleuze, Claire Parnet, *Dialogues*, Flammarion 1977; éd. augmentée, 1996, pp. 107-108.

〔reterritorialisation〕, 「緯度」・「経度」など地質学的あるいは地理学的術語が多用される。地層もその一つである。ドゥルーズの哲学では、本来的に存在するのは内在である。つまり、共存する出来事である。内在から超越が派生するにせよ、派生のプロセスも含めて、すべては、出来事の共存から始まる。「ニーチェは、歴史を、永遠的なものではなく、歴史以下的なものに、あるいは歴史以上のものに、[つまり]〈反時代的なもの〔Intempestif〕〉に、対立させている。〈反時代的なもの〉は、以下のものの異名である。[つまり,]此性, 生成, 生成の純粹無垢(記憶に対する忘却, 歴史に対する地理, 模写に対する地図, 樹木状組織に対するリゾーム)²⁰」。「反時代的なもの」は出来事である。歴史, 時間, 起源・目的に対する, 地理, 空間, 中間へのアクセントが、『千のプラトー』の哲学を特徴づけている²¹。以上, 地質学的, 地理学的諸概念が, ドゥルーズ哲学の概念としてふさわしい所以である。

合成の統一, 重層と傍層

地層は, コードと環境, 形相と実体からなる。言い換えれば, コード化された環境, 形相化された実体からなる。この著作では, コード〔code〕は形相に, 環境〔milieu〕は実体に, 概念的に近づけられる²²。地層には二重の意味がある。地層化を主題とする第3プラトーの考察に入っているが, このプラトーの記述に従い, 最初に, 実体・形相の観点から捉えられた地層を取り上げる。まず地層には, 一つの地層であるために, 「合成の統一〔unité de composition〕」がある。合成の統一は, 一つの地層のなかで変わらない。

第一に, 地層はまさに合成の統一を有し, 合成の統一によって, 地層は, 一つの地層であると言える。[合成の統一は以下のものである。][1] 分子的素

20 *Mille plateaux*, p. 363. 引用文中の [] は引用者による補足, 説明である。

21 *Ibid.*, p. 321, pp. 359-361.

22 *Ibid.*, p. 627. ただし, 環境と実体, コードと形相はそれぞれ違う意味で用いられているところも多い。外部環境・内部環境, 媒介的環境, 結合された環境: *Ibid.*, pp. 65-69.

材〔matériaux〕, [2] 実体的要素〔元素〕, [3] 形相的關係あるいは特徴。素材は、存立平面の形相化されない質料〔matière〕ではない。それは既に地層化されており、また「基層〔substrate〕」に由来する²³。

これら三つの要素は、結晶で言うなら、1) 無定形の〔amorphe〕環境、2) 結晶、3) 結晶の限界である。有機物では、1) 前生命的スープ、2) 有機体の元素と化合物、3) 細胞の膜²⁴。合成の統一という観点から捉える限り、地層はどれも、結晶も軟体動物も人間も相互に同じである。これは、結晶や軟体動物が相互に同じ分子、同じ実体、同じ形相からできているということではない。ここで問題となっているのは、分子的素材、実体的要素、形相的關係にすぎない。確認すべきは殊に、実体的要素の実体性、形相的關係の形相性である。どの地層にも必ず、実体と形相とがある。合成の統一は、地層の「中心層」, 「中心環」, 「中心帯」, 「統合態〔Ecumène〕」とも呼ばれる²⁵。

しかしながら地層は、中心層だけで存在しているのではない。地層は周辺の複数の層からなる。一つの地層には変わるものもある。

しかし地層は、[1] 諸傍層〔parastrate〕と[2] 諸重層〔épistrate〕とに分裂している。つまり、[1] 自ら〔地層〕の還元不可能な諸形相と、自らの結合された諸環境〔milieu associé〕とに従って、諸傍層に、[2] 自らの形相化された諸実体の層と、自らの媒介的諸環境〔milieu intermédiaire〕とに従って、諸重層に、分裂している。重層と傍層とはそれら自体、地層と見なされなければならない²⁶。

中心層は周辺から独立して存在することはなく、周辺を巻き込みながら、必ず複数の層に断片化する。素材から実体的要素へと、つまり、「外部環境

23 *Ibid.*, p. 65. 強調は著者らによる。 *Ibid.*, pp. 60-61, p. 93, p. 627.

24 *Ibid.*, pp. 65-66.

25 *Ibid.*, p. 66. 中心帯 : *Ibid.*, p. 68.

26 *Ibid.*, p. 93. 強調は著者らによる。 *Ibid.*, pp. 66-73, p. 627.

〔milieu extérieur〕から「内部環境〔milieu intérieur〕」へと、至るには、その間に、「媒介的環境」が介入することになる。例えば、結晶的地層には、外部の素材と、内部の核との間に、多くの媒介的環境がある。これらの媒介的環境が、重層である²⁷。実体との関係で媒介的環境、つまり重層があるように、形相との関係では「結合された環境」がある。有機体、殊に動物において、地層の形相との関係で、第三の環境、つまり結合された環境が問題になる（第一の環境は、外部環境・内部環境、第二の環境は媒介的環境）。結合された環境として、（ユクスキュルの）ダニの世界、蜘蛛の巣があげられている。結合された環境が傍層である²⁸。

一つの地層は、唯一の中心層に還元されるのではない。複数の層、つまり重層と傍層とになる。重層は中心層の実体に、傍層は中心層の形相に、関わる。そして重層も傍層もそれぞれ地層に他ならない。際限なく断片化は続く。一つの地層には、変わらないものと変わり続けるものとがある。

地層の、〈統合態〉の上でつまり合成の統一の上で、諸重層と諸傍層とは、揺れ動くことを、滑ることを、移動することを、変化することを、続けて、一方〔重層〕は、逃走線と脱領土化の運動とによって、他方〔傍層〕は、脱コード化のあるいはずれの、プロセスによって、運び去られ、二つ〔重層と傍層〕は、諸環境の交叉す

27 「実際それら〔媒介的狀態〕は、外部の環境と内部の要素との間、実体的要素とそれら〔実体的要素〕の合成物〔化合物〕との間、合成物〔化合物〕と実体との間、そしてまた、形相化された諸実体（内容の実体と表現の実体）の間、を媒介しているからだ。これらの媒介物・重なり合い、これらの圧力、これらの水準、を今後は重層と呼ぶことにしよう」。Ibid., p. 66.

28 「これらの分有〔媒介的環境と結合された環境とが同一の外部性の環境〔milieu d'extériorité〕を分有すること〕が行なわれるのは、同じやり方によってではない。〔1〕地層の中心帯との関連で、媒介的諸環境あるいは媒介的諸状態は、「重層」を構成する。これらの「重層」は、互いに重なり、かつ、新たな周辺に対して新たな中心を形作する。〔2〕しかし、次の別の仕方を「傍層」と呼ぶことにしよう。〔その仕方とは、〕中心帯が、還元不可能な諸形相、および、それら〔諸形相〕に結合された諸環境、に、— 側面でかつ横に〔en côtés et à-côtés〕— 断片化される仕方」。Ibid., p. 68.

るところで交通し合っている²⁹。

表現と内容

ついで第3プラトーが試みるのは、ある地層から別の地層にかけて何が変化していくかを、「内容 [contenu]」と「表現 [expression]」の観点から考察することだ。『千のプラトー』によれば、地層はすべて、内容と表現とに分節されている。内容は「形相化された質料 [matière formée]」、表現は「機能的な構造」である。すべての地層は表現と内容とに分節されている。当然、表現には形相と実体とがあり、内容にも同様だ。ただし分節は常に二重である。地層の中の表現も表現と内容とに、内容も内容と表現とに、分節される。例えば、有機物では、内容の側のタンパク質の中に表現の要素が、表現の側の核酸の中に内容の要素が、ある。これが「二重分節 [double articulation]」である³⁰。表現と内容との区別は、デンマークの言語学者イェルムスレウの使用に由来するが、言語のみならず自然を含むすべての現象にまで拡張されている。

内容と表現との間には、1)「実在的区別」、2)「相互的前提」、がある。実在的区別とは、表現と内容のおおのの形相が、「物自体」のうちで、「現働的に」区別されていることだ。実在的な区別は、単に観察者の精神において区別されるだけではない。一方、実体と形相との間には、実在的な区別はなく、単に「心的あるいは様態的区別」しかない。しかしながら、両項が二重分節以前に実存するというわけではない。「二重分節こそが、各地層において自ら「二重分節」の図案に従ってこの両項を配分し、また、両者の実在的区別を構成している³¹」。このように、表現は内容を、逆に、内容は表現を、前提にする。両者の間には、「対応」、「合致」があるわけではない。ただ単に「同形性 [isomorphisme]」があるだけだ³²。

29 *Ibid.*, p. 72.

30 *Ibid.*, pp. 58-59, p. 92-93, p. 627.

31 *Ibid.*, p. 59.

32 *Ibid.*, p. 59, p. 61, etc.

伝統的に無機物、有機物、人間という区別がなされることが多い。第3プラトーでこれら三つの地層が取り上げられている。このように三つに分類されるのは、それぞれの地層の（表現と内容との）区別の差異によってである。

〔表現と内容との〕実在的区別の三大類型を簡潔に区別することができる。〔1：無機物〕大きさの諸次元に関する形相的－実在的区別 — ここでは表現の共鳴〔résonance〕（導入〔induction〕）が確立される — ，〔2：有機物〕相異なる主体に関する実在的－実在的区別 — ここでは表現の線形性（変換〔transduction〕）が確立される — ，〔3：人間〕相異なる属性あるいはカテゴリーに関する本質的－実在的区別 — ここでは表現の超線形性〔surlinéarité〕（翻訳〔traduction〕）が確立される — ³³。

上述したように、どの地層も、実在的区別である点では変わらない。無機的地層では、内容は分子的であり、表現はモルのである。例えば、モル的なものとしての結晶は、「微視的な分子的相互作用」を巨視的に表現する。内容と表現との間の差異はまず、「大きさの次元（あるいは縮尺の次元）」に関わる。二重分節はここで、大きさに関して二つの次元（モル的なものと分子的なもの）を含む。ここで確立されているのは、表現と内容との間の「共鳴」である³⁴。表現と内容とのもともとの実在的な区別は、無機的地層では、さらに形相的なものである。これは、表現と内容の、それぞれの形相が、同一の集合、同一の物、同一の主体（例えば結晶）を合成しているからだ³⁵。

これに対して、有機的地層では、表現と内容との区別は、同一の主体に関わらない。相異なる二つの主体（実体）に、つまり核酸とタンパク質とに、関わ

³³ *Ibid.*, pp. 92-93.

³⁴ *Ibid.*, p. 75. 共鳴は、シモンドンが個体化論で使った術語である。『差異と反復』では、個体化を決定づける重要な概念であった。Deleuze, *Différence et répétition*, PUF, 1968, p. 356. 第7プラトーでは、「頻度〔fréquence〕」がシニフィアンの体制に関わるのに対して、共鳴はポストシニフィアンの体制に関わる。*Mille plateaux*, pp. 205-206.

³⁵ *Ibid.*, p. 76.

る。有機物の実在的区別は、「分子の二つのクラス間を通っている³⁶」。有機物では、実在的区別は、単なる形相的なものではなく、二つの res に関わるという意味で「実在的」なものである。有機物では、表現と内容との区別は、大きさの次元に関わっていない。表現と内容の双方に既に、モル的なものと分子的なものがある。表現はもはや三次元的なものではなく、「線形的なもの [linéaire]」である。表現は内容から独立している。また内容も表現から独立的である。「一義的に決定されているのはただ単に、他のアミノ酸よりもむしろ、あるアミノ酸のほうが、三つのヌクレオチドの一つのシーケンスによく対応しているということだけだ³⁷」。一つの地層は単に中心層にとどまらず、必ずや、重層と傍層とに展開するが、この展開は、無機的地層では導入によって、有機的地層では変換によって、なされる³⁸。有機体では、増殖および生殖が可能になるだけでなく、遺伝という新しい表現の次元が生じる。

人間的地層では、内容は手－道具、表現は顔－言語、である。「手」は単なる器官ではなく、内容の「一般的形相」である。「道具」は「活動中の形相」であり、「形相化された質料」あるいは「実体」としての、「生産物」を含んでいる。生産物は、形相化された質料、あるいは実体、になるが、ついで、道具としても機能する。手が合成の統一を構成するのに対して、道具という形相は傍層として、生産物という実体は重層として、組織化されることになる³⁹。

表現の形相は「言語 [langage]」であるが、ここでも同様に、傍層としての「多様な形相的な諸ラング」においてしか、また重層としての「音声的実体」などにおいてしか、存在しない。音声的実体が、他の様々な器官的要素を、つまり、単に喉頭のみならず、口と唇、そして顔面の動性すべて、「顔」全体を、

36 *Ibid.*, p. 77.

37 *Idem.* 「三つのヌクレオチド」は遺伝子核酸をつくるものであり、それらからなる「一つのシーケンス」は一つのコドン（遺伝暗号の最小単位）に相当する。コドンは、遺伝暗号翻訳の時、運搬 RNA と結合し、アミノ酸を指定する。

38 *Ibid.*, p. 78.

39 *Ibid.*, p. 79. ここでも二重分節が確認できる。内容・表現への分節のみならず、それぞれ、手・道具への分節、顔・言語への分節、がある。

作動させることになる⁴⁰。遺伝的表現が線形性，殊に空間的線形性であるのに対して，言語的表現は，「時間的線形性」，言い換えれば「超線形性」である。空間的線形性も「継起」に関わるが，時間的線形性はただ継起だけに関わるのではない。「時間における継起の形相的総合」にも関わる。この総合こそが，「線形的超コード化〔surcodage〕を構成して，他の諸地層の知られていない現象を出現させている⁴¹」。ここではもはや導入，変換ではなく，翻訳が行われる。このように，人間的地層では，言語という表現の形相によって，つまり，「超コード化」あるいは超線形性によって，翻訳が可能になる。なお超線形性は，線形性に対して一つ上の次元にあるために，このような名称になっている。超コード化も同様である。

そして，翻訳によって，単に，あるラングが別のラングのデータを言わば「表象」しうる，ということだけを理解すべきではない。それ以上に，理解すべきことは，ラングが，自らの地層上の自ら自身のデータを用いて，他のあらゆる地層を表象することができ，そして，そのようにして世界の科学的把握に近づくことができるということだ。〔中略〕超コード化あるいは超線形性，というこの特性こそが，言語には単に内容に対する表現の独立性があるだけでなく，諸実体に対する表現の形相の独立性もあることを説明している。つまり，翻訳が可能であるのは，同じ一つの形相がある実体から別の実体へ移行しうる — これは，遺伝子のコードにおいて，例えば，RNA 連鎖と DNA 連鎖との間で，生ずることに反する — からだ⁴²。

このように，言語は人間という地層だけではなく，すべての地層に広がりうる。言語という形相はすべての地層のすべての実体に関わりうる。

人間的地層でも，表現と内容との間の区別は，有機的地層の区別におけるように，実在的なものである。つまり異なる主体（実体）に関わる。「本質的な

40 *Ibid.*, p. 80.

41 *Ibid.*, p. 81.

42 *Idem.* 著者ら強調。

もの」でもある。ここでは表現と内容とは、「相互に還元しえない」「諸属性、存在の諸類、あるいは諸カテゴリー」となっている。人間的地層において初めて「言葉〔語〕」と「物」とが生ずる⁴³。

領土的アジャンスマン

一つの地層は、他の地層の基層の働きをしている。さらに間層の働きをする地層もある。この地層は既に機械状〔machinique〕アジャンスマンでもある⁴⁴。アジャンスマンには領土性の側面と脱領土化の側面とがある。アジャンスマンは地層とは異なるが、領土性の側面をもつために、その限りで地層に属す⁴⁵。アジャンスマンが地層的であるとは、アジャンスマンが領土的であるということだ⁴⁶。そしてアジャンスマンは単に間層的であるだけでなくメタ地層的でもある。メタ地層的である限りにおいて、それは脱領土化の側面をもつ。

「機械状」が前提にする機械という概念は、『千のプラトー』のもっとも一次的な概念である抽象機械のものである。機械は、典型的には、エンジンなどによって駆動される精巧な道具として理解できるが、ドゥルーズの考える勝義の機械はこのようなものではない⁴⁷。地層では、一方の形相、コードと他方の実体、環境とからなる対があった。アジャンスマンでは、地層の環境に領土が代わる。領土は、脱領土化、再領土化とともに、『千のプラトー』の重要な概念群を構成している。第11プラトー「1837年 — リトルネロについて」は、環境から領土化、領土、脱領土化などへのプロセスを取り上げている⁴⁸。

43 *Ibid.*, p. 83.

44 *Ibid.*, p. 54, p. 65, p. 93, p. 627.

45 *Ibid.*, p. 629. 「我々は、シニフィアンスの軸と主体化の軸とに出会っていた。これらは、全く異なる二つの記号系〔sémiotique〕、あるいは二つの地層でさえあった」。引用者強調。*Ibid.*, p. 205. 環境とリズムからどのように領土が生ずるかは以下参照。*Ibid.*, pp. 386-387.

46 *Ibid.*, p. 628.

47 例えば以下参照。 *Dialogues*, p. 125.

48 *Mille plateaux*, pp. 384-388.

地層に還元されないアジャスマンでは、表現は、「記号的〔sémiotique〕システム」,「記号の体制〔régime de signes〕」に、内容は、「プラグマティックなシステム」,「能動と受動」に、なる⁴⁹。つまり、アジャスマンは、表現としての「言表行為〔énonciation〕のアジャスマン」と、内容としての「機械状アジャスマン」である⁵⁰。表現と内容との間では、地層において見られなかった「新しい関係」が確立されている。「言表〔énoncé〕あるいは表現は、非物体的変容〔transformation incorporelle〕を表現し、これらの非物体的変容は、そのもの（固有性）として物体あるいは内容に「帰属させられる」⁵¹」。

アジャスマンと抽象機械とを主題とする第4プラトー「言語学の公準」は、ストア派に言及しながら、この点を詳しく論じている。第一に、言表あるいは表現は、非物体的変容を表現している。後述するように、ここで言う非物体的変容は、この著作では、此性、出来事とともに存立平面に登録されている。それは出来事である。超越平面としての地層は、存立平面から出発して存立平面上に積み重ねられるようにつくられていたが、言表行為のアジャスマンは、ここで存立平面から言わば直接、出来事を受け取る。あるいは、地層は、存立平面からの出来事の直接的介入によって、アジャスマンになる。言語とともにある人間が行う経験は既にこの点で、他の地層で行われるはずの経験とは異なる。ただし第二に、非物体的変容は、物体あるいは内容に「帰属させられる」。帰属させられるということ、主語としての物体あるいは内容に、非物体的変容（出来事）が述語づけられるかのように思われるが、そうではない。表現あるいは非物体的変容は、物体を表象することも、指向対象とすることも、記述することも、しない。それは、物体のなかに「挿入される」あるいは「介入する」。非物体的変容は「言語行為」である。この挿入あるいは介入は、「内容

49 *Ibid.*, p. 629. 1) 記号的システムと2) プラグマティックなシステムとは以下のようにも表現される。1) 象徴的表現, 記号的〈機械〉, 記号の諸体制。2) テクノロジー的内容, 社会的〈機械〉, 権力の諸形成体。 *Ibid.*, pp. 82-83.

50 *Ibid.*, p. 112, p. 629.

51 *Idem.* 強調は著者らによる。 *Ibid.*, pp. 109-112.

〔物体〕に先回りをするため、それらに遅れをとるため、それらを遅らせるため、あるいは、早めるため、それらを切り離すため、あるいは、一つにまとめるため、それらを他の仕方で切り取るため」になされる。出来事としての「瞬間的〔非物体的〕諸変容」は「アイオーン」に、物体としての「連続的諸変形〔modification continue〕」は「クロノス」に、関わる⁵²。

『意味の論理学』で既にドゥルーズは、ストア派を援用しながら、出来事概念を提示していた。物的なものとは非物的なものとを峻別して、前者を物体・物の状態、後者を出来事、とした。前者は深さに、後者は表面に位置づけられる。深さから表面の生産へ向かうのが動的発生であるのに対して、表面上の出来事から出発するのが「静的発生」である。静的発生は、出来事の、物的なものへの「実現〔effectuation〕」である⁵³。ストア派を援用する点、非物的なものと物体とを区別する点、前者に出来事を後者に能動・受動とを配する点など、確かに『千のプラトー』の議論は、『意味の論理学』の議論を継承する。しかし、重要な違いがある。1) まず、物体への実現（『意味の論理学』）は、個体の発生であり、物体に出来事を述語として帰属させることである⁵⁴。ここには、『差異と反復』における個体化の肯定的側面は存在しない。実現は、出来事の普遍的連絡である「反実現〔contre-effectuation〕」に対するものである⁵⁵。それに対して、物体への帰属（『千のプラトー』）には、このような物体の実現の特徴が見られない。むしろ、反実現の特徴のほうが見られる。2) 次に、言表あるいは表現は、非物体的変容を表現するが、『意味の論理学』には、この考えは見られない。出来事は言語を可能にするものとされる⁵⁶。表現はむしろ、『差異と反復』、『意味の論理学』などで重要な役割を担わされてい

52 *Ibid.*, p. 110. 吉澤, 「ドゥルーズにおける出来事 — ホワイトヘッドとともに — 」, 『津田塾大学紀要』第43号, 2011年, pp. 303-328.

53 *Logique du sens*, pp. 13-17, p. 217.

54 *Ibid.*, pp. 134-136.

55 *Ibid.*, pp. 208-209.

56 *Ibid.*, p. 217.

た⁵⁷。例えば『差異と反復』が中心概念とする個体化は、潜在的なものである理念が現働化＝異化することだ。ここで、個体は、自らが現働化した理念を表現するが、理念は、個体の外には実存していない⁵⁸。このように、言表が表現するという考えは存在していない。『意味の論理学』でも、個体自体が否定的に評価されるが、表現概念自体に変化はない。『千のプラトー』では、アジャンスマンの表現は非物体的なものを表現するが、地層の表現はそうではない。『千のプラトー』の、内容に対する表現は、『差異と反復』などにおける表現とは異なる。表現は「神の栄光を歌う」⁵⁹。

表現が、地層的アジャンスマンも含む地層全体に関わるのに対して、言語あるいは記号は、人間的地層上のアジャンスマンにしか関わらない。「諸地層の総体を貫通する記号の体系は明らかに、存在しない。象徴化に理論的に先立つものとして仮定される記号的「コーラ [chora]」という形でも存在しない⁶⁰」。『千のプラトー』によれば、記号を表現にまで安易に拡張するべきではない。つまり、分子に対するモル（無機物の表現）も、タンパク質に対する遺伝子（有機物の表現）も、記号ではない。この著作は「言語の帝国主義」に反対している。記号の体制は、4つに分けられている。1)「プレシニフィアンの体制」（「原始社会」）、2)「シニフィアンの [signifiant] 体制」（「国家装置」）、3)「逆シニフィアンの [contre-signifiant] 体制」（「戦争機械」）、4)「ポストシニフィアンの体制」（主体化 [subjectivation]）⁶¹。これらの記号の体制は、『アンチ・オイディプス』の「未開」、「野蛮」、「文明」から出発して展開された⁶²。

57 *Différence et répétition*, p. 68. 吉澤, 「ドゥルーズの個体化 — ライプニッツを中心に — 」, 『仏語仏文学』第45号, 2012年, pp. 107-127.

58 *Différence et répétition*, p. 325, p. 335.

59 *Mille plateaux*, p. 58.

60 *Ibid.*, p. 84.

61 *Ibid.*, p. 168, pp. 141-169, pp. 482-484, etc. 『意味の論理学』の反実現の場合同様, contre には対立の意味だけではなく, 近接の意味もある。吉澤, 「『千のプラトー』における「歴史」哲学」, 『津田塾大学紀要』第47号, 2015年, pp. 217-239.

62 Deleuze, Guattari, *L'Anti-Œdipe*, Minuit, 1972, pp. 311-312.

言わば、シニフィアンの体制は言表行為のアジャンスマンの形相に、ポストシニフィアンの体制はその実体に、それぞれ相当する。一つの地層は、形相の諸傍層と、実体の諸重層とからなるとされたが、ここでもそれが当てはまり、傍層と重層とがこれまでになく自律的地層であるほどである。表現と内容という二重分節だけではなく、形相と実体、傍層と重層という対もまた、『千のプラトー』では、多様なあり様を示している。

これら「アジャンスマンの表現と内容」の二つの側で、諸重層と諸傍層は、重畳する諸度合と隣接する諸形相は、これまでになく、自律的な諸地層自体としての価値を持っている。我々が、二つの記号の体制をあるいは二つの権力の形成体を区別できたら、それらこそが実際に、人間的群〔population〕における二つの地層であると我々は言おう⁶³。

「二つの記号の体制」とは、シニフィアンの体制とポストシニフィアンの体制である。これらの二つの体制は、第5、第7、第12、第13プラトーで詳述される。「人を拘束する主要な地層は、有機体であるが、シニフィアンス〔signifiante〕と解釈、主体化と服従〔assujettissement〕もまたそうである⁶⁴」。「シニフィアンス」、「解釈」はシニフィアンの体制、「主体化」、「服従」はポストシニフィアンの体制である。『千のプラトー』は、記号に反対するが、端的にはシニフィアンスに、シニフィアンの体制に反対している。

すべての地層の中に記号を持ち込む、あるいはすべての記号の中にシニフィアンを持ち込む — （たとえ極限において記号なしですますことにさえなっても） — 拡張的方法よりも好ましいのは、それゆえ、厳密に限定的な方法である。〔1〕第一に、記号を伴わない表現の諸形相がある（例えば、遺伝子コードは言語とは何の関係もない）。〔中略〕〔2〕ついで、我々は記号の諸体制をこうした限定的な意味で

63 *Mille plateaux*, pp. 82-83.

64 *Ibid.*, p. 167.

考察するが、その際、それら〔記号の諸体制〕はシニフィアンではないと、あるいは必ずしもシニフィアンではないと我々は見ている。記号が、地層のある特定のグループ〔＝人間的地層〕上での表現のある種の形相化しか指示しないのと同様に、シニフィアンスそれ自体は、この個別的形相化における、数ある体制のうちの一定の体制〔＝シニフィアンの体制〕しか指示していない。非記号的なあるいは記号なき表現があるのと同様に、非記号学的〔asémiologique〕記号の体制が、非シニフィアンの記号が、諸地層上にまた存立平面上に存在する⁶⁵。

通常、記号はシニフィアンスに、表現は記号に、還元されてしまう。例えば、遺伝子コードは、記号と考えられ、記号ゆえに、そこには、言語をモデルとしたシニフィアン・シニフィエの関係しかないと考えられる。このような単純化がこの著作では慎重に退けられている。表現、記号、シニフィアンスはこのように配分されている。

2 内在から超越へ ― 出来事から実体・形相へ

存立平面

一つの身体は、それを規定する形相によって定義されているのではない。規定された実体ないし主体、として定義されているのでもない。この身体が所有する器官によって、あるいはこの身体が行使する機能によって、定義されているのでもない。存立平面上で、一つの身体は、専ら経度と緯度とによって定義されている⁶⁶。

第10プラトーは、上述したように、組織と展開の平面、つまり超越平面だけではなく、存立平面、つまり内在平面についても述べている。引用部分は、ドゥ

65 *Ibid.*, p. 87. 「記号学〔sémiologie〕」は「シニフィアンの記号系」とされる。*Ibid.*, p. 140.

66 *Ibid.*, p. 318. 強調は著者らによる。

ルーズによるスピノザ哲学が提示されている箇所だ。「身体」は、器官なき身体であり、存立平面上に定位されている。「規定する」という語は、述語付けるとのことだ。形相なら、身体を述語付けることになるが、そのような形相は、そこにはない。また、「実体ないし主体」はまさに、形相によって述語付けられる実体ないし主体であるが、身体は、そのような「実体ないし主体」でもない。この引用には、主語としての実体と、形相としての述語とからなる関係がよく現れている。そして、「一つの身体は、専ら経度と緯度とによって定義されている」。経度と緯度は、ドゥルーズが、自らのスピノザ哲学を提示するために、中世あるいは地理学から借用した用語である⁶⁷。経度と緯度は、実体と形相ではない。要は出来事である⁶⁸。

超越は形相と実体からなった。また、既に超越とはいえないアジャンスマンにおいても、超越的なもの（シニフィアンの体制とポストシニフィアンの体制）が残っていた。組織と展開の平面は存立平面に対立した。

そして、[組織と展開の平面とは] 全く別の平面が、あるいは平面についての全く別の考え方が、存在する。ここには、形相は、あるいは形相の展開は、もはや全くないし、主体も、および主体の形成も、もはやない。発生がないように構造もない。[中略] この平面は、経度と緯度、速度と此性しか知らないが、この平面を我々は（組織と展開の平面に対立させて）存立のあるいは合成の平面と呼ぶ。これは必然的に、内在性のおよび一義性の平面である⁶⁹。

存立平面には実体（主体）と形相とはない。実体（あるいは内容）に対応する発生も、形相（あるいは表現）に対応する構造も、ない。「経度と緯度」が、

67 Deleuze, *Spinoza Philosophie pratique*, p. 171, Minuit, 1981.

68 「一つの身体に、運動・静止の、速さ・遅さの特定の諸関係の下で、所属する質料的諸要素の総体（これが経度である）。一つの身体が、特定の能力の下で、あるいは、特定の度合いの力能の下で、受け入れることのできる強度的諸情動の総体（これが緯度である）」。*Mille plateaux*, p. 318.

69 *Ibid.*, p. 326. *Ibid.*, pp. 632-633.

言い換えれば「速度と此性」が、要は出来事が、存立平面をつくる⁷⁰。存立平面（合成平面）は、内在平面、一義性平面でもある。

通俗的に考えるなら、実体（主体）と形相とが認められなければ、そこに差異は全く存在しないことになる。つまり、実体の哲学、主体の哲学を退けると、差異なき無底の哲学しか残らないことになる⁷¹。存立平面は決して、そのような差異なき無底ではない。実体の個性とは異なる個性をもつ出来事からなる。第11プラトーで、ウジェーヌ・デュプレエルの「強化〔consolidation〕」の理論を援用しながら、ドゥルーズは存立性の概念を明確化しようと試みる⁷²。『千のプラトー』全体を振り返りながら、結論のプラトーは存立平面への登録を列挙する。

存立平面に登録されているのは以下のものである。〔1〕此性、つまり、出来事、それ自体として把握された非物体的変容。〔2〕ノマド的な本質、つまり曖昧な、しかし厳密な本質。〔3〕強度の連続体〔continuum d'intensité〕、つまり、連続的変異〔variation continue〕 — これらは定数と変数を超えている — 。〔4〕生成 — 項も主体ももたないが、ただし、そのどちらをも隣接のあるいは非決定性のゾーンに導いている — 。〔5〕平滑空間 — 条理空間を通じて合成されている — ⁷³。

引用箇所は原文でセミコロンを介して列挙される。これらは外延を等しくするものである。本稿は、出来事を若干拡張してこれら全体を指し示すために用いている。地層に対する存立平面を解明するには、『哲学とは何か』における

70 出来事と内在平面との違いは以下参照。Qu'est-ce que la philosophie ?, pp. 38-39.

71 Logique du sens, pp. 129-130. 「形而上学」は実体の哲学, 「超越論哲学」は主体の哲学である。

72 Mille plateaux, pp. 405-406.

73 Ibid., p. 633. 強調は著者らによる。「強度の連続体」は、地層にとっての存立平面を構成する。例えば以下参照。ノマド的な本質: Ibid., pp. 454-455. 強度の連続体: Ibid., p. 90. 生成: Ibid., pp. 359-360. 平滑空間: Ibid., p. 607-609.

「内在平面」さらに「カオス」に立ち入る必要がある⁷⁴。

地層化

地層は、地球上つまり大地上で生じた。大地とは、器官なき身体、存立平面、つまりは内在平面であった。地層は組織と展開の平面、超越平面であった。つまり超越平面は、内在平面上で生ずる。超越は内在に由来する。超越に材料を提供するのは、内在である。大地は「形相化されていない不安定な質料」である。内在は質料である。ただし、ここでいう内在の質料は、質料つまり素材と通常考えられているものとは異なる。通常、単なる素材は、そこに、力、エネルギーあるいは強度のようなものがあるとは考えられない。しかしここでいう内在の質料はそうではない。質料は、ある箇所では、「あらゆる方向の流れ」、「自由状態の強度あるいは放浪する特異性」、「狂気のあるいは過渡状態の粒子」として、別の箇所では、「分子以下かつ原子以下の素粒子」、「純粹状態の強度」、「物理現象・生命現象以前の自由な特異性」として、形容されている⁷⁵。自然科学によって対象化される以前の、形相なき純粹な質料は、無力なものの反対である。

地層こそが内在に形相を与えている。

[1] 地層は、質料に形相を与えること、共鳴・冗長性〔redondance〕のシステムのうちに、強度を閉じ込めること、あるいは特異性を固定すること、大地という身体上で、大きな — 程度の違いはあれ — 分子を構成すること、そして、それらの分子をさらにモル状の集合へと組み入れてゆくこと、にある。[2] 地層とは捕獲〔capture〕であり、言わば、圏内を通過する一切のものを引き止めようとする「ブラックホール」あるいは閉塞である。[3] 地層は、この大地上でコード化と領土化とによって作用している。コードと領土性とによって同時に進行している。[4] 地層は神の審判であり、一般的地層化はまさに神の審判の体系全体である（[5]

74 *Qu'est-ce que la philosophie ?*, pp. 44-45, pp. 111-112, p. 144-146.

75 *Mille plateaux.*, p. 54, p. 58. *Ibid.*, p. 92, p. 633, p. 638.

しかし、大地は、あるいは器官なき身体は、審判を回避し、逃走し続けて、そして、脱地層化し、脱コード化し、脱領土化し続けている)⁷⁶。

[1] では、大地上のものが具体的にどのように自然科学の対象になってゆくかを、つまり地層化されてゆくかを、ミクロからマクロという順で述べている。[2] の「捕獲」という術語は、『千のプラトー』で、国家装置（シニフィアンの体制）が、戦争機械つまり内在、に対して行うものの意味で多用されるが、ここでは、言わば自然学的な意味合いで使われる。ブラックホールはポストシニフィアンの体制に関わるが、同様に地層の意味で使われる⁷⁷。[3] の、コード化、コードは、形相に、領土化、領土は、実体に、概念的に近い。超越は、内在を形相化するが、内在を完全に形相化し尽くすことはできない。つまり捕獲は常になされるが、それを免れるものも常にある。逃走、脱地層化、脱コード化、脱領土化は常に行われる⁷⁸。[4]、[5] より、超越たる神と、内在たる大地との対比は明らかだ。神は、捕獲・ブラックホール・閉塞である地層によって、自由な大地を閉じ込めようとするものの、それは完全にうまくゆくことはない。しかし、見落としてならないのは、大地、内在が、神、超越に対して一次的であるということだ。神は大地から生まれる。

上述したように、地層という超越は、変わらないものとしての合成の統一をもつ。どの地層にも、素材、実体、形相がある。確かに地層は、変わるものとしての諸重層と諸傍層とに断片化される。相変わらず諸重層は実体に、諸傍層は形相に、相当する。また、それぞれの地層は、他の地層に対して基層の働き

76 *Ibid.*, p. 54. *Ibid.*, p. 92, p. 627. 「冗長性」は通常、無用性、余剰性を意味するが、独自の意味で使われる。シニフィアンの体制とポストシニフィアンの体制とに (*Ibid.*, p. 166.), さらにダイアグラム (内在) にも (*Ibid.*, p. 168.) 関係付けられる。始めも終わりもない反復性を意味するように見える。引用では地層の意味で使われる。

77 捕獲: *Ibid.*, p. 555, etc. ブラックホール: *Ibid.*, pp. 205-206, etc. ブラックホールに対するホワイトウォールはシニフィアンの体制に関わる。

78 三種類の線を提示する第9プラトー「ミクロ政治学と切片性」で、1)「比較的柔軟な線」、2)「硬質な線」に対して、逃走線が概念化される。*Ibid.*, p. 271, etc.

をする。つまり存立平面上で、地層は文字通り、形相によって述語づけられた実体として重なる。地層は、無機物、有機物、人間からなる。存立平面上に、無機物、有機物、人間という順序で地層が形成されているかのようだ。

このように、内在平面上の超越は一見するに、進化的秩序をもっているかに見える。内在平面という質料に形相が与えられて、形相化された実体が生ずる。形相－実体、形相－実体...という風に積み重ねられて、地層という超越が発展させられているかのようだ。しかしながら、『千のプラトー』で進化はたえず否定されている。「しかし基層は確かに、単なる基体〔substrat〕と見なされるべきではない。とりわけ基層は、より複雑さに欠ける、あるいは下等な組織をもっているわけではなく、また、あらゆるばかげた宇宙的進化論を警戒しなくてはならない⁷⁹」。ドゥルーズは、タルドであれ、ベルクソンであれ、ホワイトヘッドであれ、リュイエであれ、シモンドンであれ、広義の進化の哲学を援用するが、その際、そこに伏在する進化的秩序を無効化しようとする⁸⁰。質料たる内在平面から、形相－実体が積み重なるように超越という建造物がつくられているかのように一見見えながら、このような構築性は退けられている。ドゥルーズの哲学的課題は、真の意味でのいかなる種類の因果性あるいは合目的性も排除しながら、ある程度因果性あるいは合目的性も成立するかのように見える我々の経験が記述できる視座も確保しようとするところにある。

抽象動物

超越は内在を質料にしてつくられるが、超越は内在上で進化するように形成されているわけではない。博物学者ジョフロア・サン＝ティレールによれば、有機的地層には様々な動物種が存在するが、どの動物種の形相も、折り畳みによって別の動物種の形相に移行させることができる。「〈脊椎動物〉から〈頭足

79 *Ibid.*, p. 65. *Ibid.*, p. 62, p. 89, p. 147, p. 149, pp. 534-538, p. 627. 進化は生成ではない。この点は *Ibid.*, pp. 291-292.

80 ホワイトヘッドは以下で取り上げた。吉澤, 「ドゥルーズ『襞 — ライプニッツとバロック —』のホワイトヘッド」, 『桜文論叢』第101巻, pp. 25-69, 2020年。

類〉[イカ、タコなど]に移るには、〈脊椎動物〉の脊柱の二つの部位を近づけなさい、頭部を足の方へ、骨盤を項の方へ、もってゆきなさい⁸¹」。

有機的地層は、特有の生命的質料を全くもっていない。というのは、質料はどんな地層にとっても同じだからである。しかし、それ[有機的地層]は、特有の合成の統一を、唯一の同じ抽象〈動物〉を、地層の内部に捕えられた唯一の同じ抽象機械を、もち、そして、[1] 同じ分子的素材，[2] 器官の同じ解剖学的要素あるいは成分，[3] 同じ形相的連結〔connexion〕を示している⁸²。

進化的秩序に従えば、有機的地層は、無機的地層を素材とすることになるが、ここで問われているのはそれではない。有機的地層に特有の生命的質料が存在するのではない。質料は、有機的地層に限らず、すべての地層にとって同じとされる。つまり有機的地層も、存立平面（内在）という質料からつくられている。有機的地層が有機的地層であるのは、唯一の抽象動物がすべての地層にとって同一の質料（つまり内在平面）との関係において実現されているからだ。有機的地層には、抽象動物の合成の統一がある。つまり、1)「同じ分子的素材」，2)「器官の同じ解剖学的要素あるいは成分」（実体に相当），3)「同じ形相的連結」。有機的地層がそれとして存在するのは、内在平面上に、無機物，有機物，人間という順序で、つまり進化的秩序によって、地層が積み上げられるように形成されているからではない。

脊椎動物をタコに折り曲げるジョフロア・サン＝ティレールは生物種の進化を主張して、一方、それに異を唱える動物学者キュビエは種の不変性に与するかのようにも見えるが、ここで問題になっているのは、生物種の進化ではない。

同一の抽象〈動物〉が、[有機的]地層全体で実現化されている〔se réaliser〕。た

81 *Mille plateaux.*, p. 61. ジョフロア・サン＝ティレールは『差異と反復』で取り上げられている。*Différence et répétition*, pp. 278-279.

82 *Mille plateaux*, p. 61.

だし、多様な度合で、多様な様相の下で、その都度可能な限り完璧に — 周囲・環境との関係で — ，実現化されている（ここで問題なのが明らかに進化なのかと言えはまたそうではない。つまり折り畳みは、度合は、血統あるいは派生を意味していない。単に同じ一つの抽象物〔抽象動物のこと〕の自律的実現化を意味しているにすぎない）⁸³。

キュビエは、相互に異なる個々の生物を「同一の抽象動物」の実現として捉えることはしない。生物間あるいは器官間に類似あるいは類比を見るだけであり、生物種の境界線を超えることはない。一方でジョフロア・サン＝ティレールにとって、個々の有機物は、抽象動物が「発達のあるいは完成の様々な度合い」において実現するものだ。上の引用にあるように、問われているのは、地層における進化ではなく、内在からの超越としての実現だ。

抽象動物は、有機的地層における合成の統一を示す。ただし上述したように、合成の統一は、有機的地層だけにではなく地層全体に妥当する⁸⁴。抽象動物を有機的地層だけではなく地層全体に一般化したものが、抽象機械である⁸⁵。抽象機械は言わば存立平面に直に面している。有機的地層に関する議論において、民族学者マルセル・グリオール語るドゴン族の伝承が援用される。

衝撃で、大槌と鉄床が、彼〔鍛冶師〕の腕と足を肘と膝のところでへし折った。この肘と膝は、それまで彼にはついていなかったのだ。こうして彼は、人間という新たな形相に固有の関節〔肘と膝のこと〕〔articulations〕をもつようになったが、この形相は、後に地上に広まることになっていて、また労働に定められていた。（…）彼の腕は労働のために折れまがっていた⁸⁶。

83 *Ibid.*, p. 62.

84 *Ibid.*, p. 66.

85 『アンチ・オイディプス』からの機械概念の変容を検討することなしには『アンチ・オイディプス』と『千のプラトー』との関係は不明なままだ。「欲望する機械」の放棄は以下参照。 *Dialogues*, pp. 121-123.

86 *Mille plateaux*, p. 56.

大鎚と鉄床によって鍛冶師の身体に関節がつくられる。それと同様に、機械状アジャンスマンによって、つまり抽象機械によって、器官なき身体つまり存立平面に言わば直接、有機的地層はつくられる。そしてこの伝承の射程は、有機的地層にとどまらない。すべての地層に妥当する。存立平面上に積み重ねられた諸地層は確かに、進化的秩序に従ってつくられているかのように見えるが、実際には、機械の一撃でできている。

高度な脱領土化

様々な地層は、存立平面上にそれぞれ積み重ねられているかのように見えた。それと同様に、地層上にアジャンスマンは積み重ねられているかのように見える。アジャンスマンはまずこの意味で領土的であった。地層におけるのと同様、そこには内容と表現との分節があった。機械状のアジャンスマンと、言表行為のアジャンスマンである。言表行為のアジャンスマンには、シニフィアンスの記号の体制と主体化の記号の体制があった。上述したように、『千のプラトー』にはこの二つの記号の体制を有機体とともに地層と述べている箇所もあるほどである。これらの記号の体制は地層的、つまり超越的である。アジャンスマンにおける言わば、傍層と重層、つまり形相と実体である。

しかしながら、これらの記号の体制は決して静的なもの、固定的なものではない。それどころではない。既に地層においても脱コード化、脱領土化が行なわれていたが、記号の体制では、高度な脱領土化が行われることになる。

[1] 〈脱〔D〕〉 [= 〈脱領土化〉] は、これを埋め合わせる再領土化によって覆われることがある。その結果、逃走線は、封鎖されたままである。この意味で、〈脱〉は否定的であると言われる。どんなものも、再領土化の役割を果たすことができる。つまり、失われた領土の「代わりになる」ことができる。[中略] 記号の諸体制のなかで、シニフィアンの体制は確かに〈脱〉の高度な段階に達している。しかしこの体制は、逃走線を封じていて、そして否定的な〈脱〉しか存続することを許していない。なぜなら、この体制は同時に、シニフィエへの、シニフィアンそのもののへ

の、再領土化のまったきシステムを作用させているからだ。〔2〕別のケースが提示されるのは、〈脱〉が肯定的なものに生成する時だ。つまり、〈脱〉が、再領土化 — もはや二次的な役割しか演じていない — を通じて、肯定されるが、まだ〈脱〉が相対的なものに留まっている時である。これは〔この時〈脱〉が相対的に留まっているのは〕、〈脱〉が引いている逃走線が、切片化され、相継起する「プロセス」に分割され、諸々のブラックホールに陥り、あるいは、一般化されたブラックホール（カタストロフ）に行き着きさえするからである。これは、情念的かつ意識的〈脱〉をとまなう、主体的記号体制のケースである。この〈脱〉は肯定的であるが、相対的な意味においてのみそうである⁸⁷。

第5プラトール「いくつかの記号の体制について」は、上述の四つの記号の体制を、殊に、シニフィアンの体制とポストシニフィアンの体制とを、主題とする。シニフィアンの体制の一般的公式は以下の通りだ。「記号は記号に関わり、しかも無限に記号に関わる」。シニフィアンの体制で記号は、「記号から記号への絶え間ない参照における象徴」である⁸⁸。記号は脱領土化、再領土化、脱領土化…を際限なく繰り返す。これこそが「高度な脱領土化」である。そしてシニフィアンの体制では、シニフィアンとしての、記号のこのような「組織網」は、「不定形な連続体」をシニフィエとする。「解釈」という契機を経ることで、シニフィエは一変する。「一記号にまたは記号の一集団に、我々は、合致したものとして、それゆえに認識可能なものとして、規定されたシニフィエの一部を、対応させることになる⁸⁹」。さらに、記号から記号への無限な参照は、記号全体の「主要なシニフィアン」への関与を前提とする。主要なシニフィアンは、「シニフィアンの中心」、「〈シニフィアン〉そのもの」、「シニフィアンの形相的で純粋な冗長性」とも呼ばれる⁹⁰。第5プラトールを垣間見ることで、記号の無

87 *Ibid.*, p. 634. 著者ら強調。

88 *Ibid.*, p. 141. 象徴は「脱領土化された記号」である。*Ibid.*, p. 84.

89 *Ibid.*, p. 143.

90 *Ibid.*, p. 144.

限な組織網が、高度な脱領土化でありながら、それと同時に「シニフィエへの、シニフィアンそのものへの再領土化のまったきシステム」を作用させていることが分かる。

シニフィアンの体制では、「贖罪の山羊」は、「シニフィアンの体制が我慢することのできない逃走線を、つまり絶対的な脱領土化を、体現している⁹¹」。絶対的脱領土化は、シニフィアンの体制が封じ込めなければならないものであり、否定的にしか規定することができないものだ。ポストシニフィアンの体制では、贖罪の山羊という逃走線つまり脱領土化は、「肯定的な価値を受け取る⁹²」。脱領土化は「肯定される」が、「相対的なものに留まる」。ポストシニフィアンの体制は、主体的記号体制であり、「有限的諸プロセスの線形的かつ時間的な継起」によって定義される⁹³。「主体化は、逃走線に対して、切片性 — これ〔逃走線〕を絶えず否定する — を、絶対的脱領土化に対して、廃絶の点 — これ〔絶対的脱領土化〕を絶えず堰き止め、方向転換させる — を、強制する⁹⁴」。

このように、シニフィアンの体制は否定的な脱領土化、主体化の体制は肯定的な相対的脱領土化、であるという違いはあるが、いずれも高度な脱領土化である点では変わらない。これが可能なのは、内在平面があるからに他ならない。内在が超越に権利的に先行するからだ。

抽象機械

記号の体制のなかには、領土的、地層的なものがあつた。その一方で、本来

91 *Ibid.*, p. 146.

92 *Ibid.*, p. 152. シニフィアンの体制は古代エジプトに、ポストシニフィアンの体制は古代ユダヤに、対応させられているかのようなのであるが、第5プラトーの記述はそれほど単純ではない。そこでも「私達は歴史を行っているのではない」と明言される。
Idem.

93 *Ibid.*, p. 150.

94 *Ibid.*, p. 167. 結論とは異なり、第5プラトーは、主体的記号体制を否定的絶対的脱領土化に、シニフィアンの体制を相対的脱領土化に、する。*Ibid.*, pp. 168-169, p. 211.

的により脱領土化的傾向をもつ記号の体制もある。逆シニフィアンの記号の体制、つまり戦争機械である。戦争機械は単にノマドに帰せられるものであるだけではない⁹⁵。科学、思惟、宗教、マイノリティなど様々なものに変貌する⁹⁶。戦争機械は、国家装置がそうであるよりも抽象機械に近い⁹⁷。つまり存立平面に内在に近い。戦争機械は、内在の性格を分有する。本来的に内在に由来する。戦争機械と国家装置との対立は、内在と超越との対立を反映する。上述したように、アジャンスマンは地層上にあるだけでなく、存立平面からつくられた。存立平面上の非身体的変容は、表現あるいは言表によって表現され、内容に帰属させられる。どのアジャンスマンも（つまり領土的なアジャンスマンも）、決して地層だけに由来するわけではない。内在なしにはアジャンスマンはつくられない。それどころか本来的には、アジャンスマンは、抽象機械と存立平面に由来する。地層は、抽象機械と存立平面から言わば一挙につくられたが、アジャンスマンも同様だ。機械と身体とに関するドゴン族の話はここにも妥当する。存立平面上に地層、地層上にアジャンスマンという風に、進化的秩序によって構築されているかに見えて、地層もアジャンスマンも、その都度、機械による身体への衝撃によってつくられる。抽象機械と存立平面は、地層とアジャンスマンに権利的に先行する。

まず抽象機械は、プラトンのアイデアではない。「プラトンので超越的かつ普遍的で永遠的〈アイデア〉」としてあるような抽象機械は存在しない⁹⁸。抽象機械の抽象性は、アジャンスマンの具体性に対する。抽象機械は、「アジャンスマンの中で作動している⁹⁹」。抽象機械は、アジャンスマンに対して、超越的で

95 *Ibid.*, p. 471.

96 以上は戦争機械を主題とする第12プラトー「ノマド論：戦争機械」に詳しい。*Ibid.*, p. 446. また以下も参照。吉澤, 『『千のプラトー』における「歴史」哲学』。

97 *Mille plateaux*, p. 639.

98 「第一の意味で、プラトンのにして超越的、かつ普遍的にして永遠的〈アイデア〉のような抽象機械なるもの〔la machine abstraite〕も、また〔同様な〕諸抽象機械〔des machines abstraites〕も、存在しない」。 *Ibid.*, p. 636. *Ibid.*, p. 177.

99 *Ibid.*, p. 636.

はなく、内在的である。個々のアジャンスマンの中で作動するという意味で、普遍的ではなく特異的だ。そしてアジャンスマンの脱領土化の側面と関係する。アジャンスマンの中で作用する抽象機械は、そのアジャンスマンを「他のものに向けて開いている」。これこそが「生成」をつくりだす¹⁰⁰。

地層、領土的アジャンスマンには実体と形相とがあったが、抽象機械にはそれらは存在しない。上述したように、抽象機械はプラトンのアイデアではない。通俗的に理解されるアイデアはむしろ形相（根本的形相であるカテゴリー）のほうであろう。もちろんその場合、形相は実体から独立に存在する必要がある、この限りでは『千のプラトー』のいう形相（実体とセットになっている）とは異なる。上述したように、抽象機械の抽象性は、アジャンスマンの脱領土化の側面に基づいている。言わば、『千のプラトー』には二つの具体－抽象の系列があることになる。地層における形相の抽象性（通常はこちらを抽象的なものと呼ぶはずだ）と、アジャンスマンにおける脱領土化の抽象性である。『千のプラトー』で言われている抽象は、後者の抽象である。

抽象機械は具体的なアジャンスマンとの関係で抽象的である。そして抽象機械はアジャンスマンに内在している。それは決して、唯名論における普遍、つまり単なる名辞、のようなものではない。一方で抽象機械は、存立平面、地層、領土的アジャンスマンという系列の限界でもある。存立平面上に地層、地層上に領土的アジャンスマンがあり、この領土的アジャンスマンと関わるのが、抽象機械である。言わば、地層と領土的アジャンスマンとが、存立平面と抽象機械とによって挟まれている。形相と実体は、地層と領土的アジャンスマンとを貫くが、存立平面は、形相化されていない質料である。形相・実体の系列の一方の限界に、存立平面がある。他方の限界に抽象機械がある。言わば、形相化ではもはやないが、形相化の限界に抽象機械がある。正確には抽象機械は、存立平面を含んでいる。「抽象機械は、形相化されていない質料と、形相的でない機能とからなる。各々の抽象機械は、質料－機能の、強化された集合（系統

100 *Ibid.*, p. 637. *Ibid.*, p. 181.

流〔phylum〕およびダイアグラム〔diagramme〕である¹⁰¹。『形相化されていない質料』、『系統流』は、言うなれば、実体の極限に、『形相的でない機能』、『ダイアグラム』は、形相の極限に、ある。ここでは、形相化されていない質料たる存立平面も含む形で、抽象機械が規定されている。第3プラトーでは、無機物などの地層はいずれも、実体、形相の他に、素材をもっていたが、そのもっとも一次的な素材、つまり質料が、大地、存立平面とされた。第12プラトーでは、人間の技術との関係で、もっとも一次的な素材、つまり技術的な『質料』として、『機械状系統流』という概念が提示される¹⁰²。またダイアグラムは、超越の側のプログラムから差別化されたものとして、抽象機械に位置づけられている¹⁰³。

抽象機械には実体と形相そのものはないが、それぞれ実体と形相とにつながるもの（系統流とダイアグラム）はある。表現と内容に関して、『千のプラトー』は一層精妙な議論を行うが、この点に関しても、実体と形相の場合とほとんど同様である。正確には、抽象機械には実体と形相がない以上、表現と内容もありえないが、表現と内容それぞれにつながるものがある。「しかし別の観点から捉えるなら、〔表現と内容との〕区別は存続し、そして、特徴という状態で再創造さえされていると言えるだろう。〔つまり〕内容の諸特徴（形相化されていない質料、あるいは強度）と、表現の諸特徴（形相的ではない機能、あるいはテンソル）とが存在するということだ¹⁰⁴」。形相と実体のそれぞれの限界、表現と内容のそれぞれの限界は、抽象機械において重なっている（形相化されていない質料、形相的ではない機能）。

つまり、実体と形相、表現と内容という観点から考えると、抽象機械こそが、存立平面までも合成する本来的に内在的なものであることが分かる。勝義の抽象機械がまず、自らと存立平面とを合成する。「同時に、抽象機械なるものは、

101 *Ibid.*, p. 637. 強調著者らによる。

102 *Ibid.*, pp. 506-507, etc.

103 *Ibid.*, p. 179.

104 *Ibid.*, p. 638. 強調著者らによる。

自らを合成すること，そして，存立平面を合成すること，が必要であった¹⁰⁵」。次のような順序で展開される。1) 勝義の抽象機械，2) 抽象機械および存立平面（形相的ではない機能＝ダイアグラム，形相化されていない質料＝系統流），3) 地層およびアジャンスマン。これは，勝義の抽象機械だけが最初に真に存在して，それから抽象機械・存立平面の段階へなどという風に展開するわけではない。この順序で時間的に継起するわけでもない。これは『千のプラトー』で繰り返されるように進化ではない。相対的脱領土化だけではなく絶対的脱領土化も存在するが，絶対的脱領土化は，ほとんど抽象機械の，存立平面の異名と言っていい¹⁰⁶。内在から超越が派生するだけではなく，内在の中のもっとも内在的なものが内在自体をつくる。実際，『哲学とは何か』では抽象機械は内在平面に重ねられる¹⁰⁷。地層とアジャンスマンとによる進化的秩序があるように見えて，実は抽象機械と存立平面が，結局は抽象機械があるにすぎない。つまり，「ひと〔on〕は，形相化されない質料という実在的なもの〔＝存立平面〕の上に直に書き，同時に，この質料は，非形相的な言語全体〔＝抽象機械〕を貫いてかつ緊張させている¹⁰⁸」。身体（器官なき身体，つまり存立平面）に構築物が築き上げられるのではない。見た目に反していかなる種類の因果性も合目的性も成立していない。身体に直接大槌が打ちつけられる。投げられる骰子の偶然性も同じことを語っている¹⁰⁹。

超越が内在によってつくられているということから，非常に重要な帰結が導き出される。超越に対立しているはずの内在には，超越をつくりだす，言わば超越的なものが既にあるということになる。抽象機械には三つの類型がある。1) 存立性の抽象機械。2) 地層化の抽象機械。3) 超コード化的あるいは

105 *Ibid.*, p. 637.

106 結論のプラトーは『千のプラトー』の構図をよく示す。そこで脱領土化の節が抽象機械の節の直前にある点は重要だ。*Ibid.*, pp. 635-636.

107 *Qu'est-ce que la philosophie ?*, p. 39.

108 *Mille plateaux*, p. 638.

109 ドゥルーズが好んで取り上げるニーチェ流の骰子一擲は以下で論じた。吉澤，「ドゥルーズの賭け ― 『差異と反復』を中心に ― 」。

「公理的 [axiomatique]」抽象機械。要は、第一の抽象機械は内在に、残り二つは超越に、対応している。第二は地層に、第三はアジャンスマンに、対応するが、第三は正しくはアジャンスマンを閉じる働きのみを受け持つ。アジャンスマンの創造性は第一による。第三は詳しくは「命令語 [mot d'ordre]」の機械、「顔貌性」の機械、「隷属 [asservissement]」の機械である¹¹⁰。

3 超越から内在へ — 実体・形相から出来事へ

超越は内在によってつくられる。ここから、実践に関する重要な帰結が導き出される。超越から実践を志向する場合、内在がその基準になる。しかもこの場合、本来的に内在的な内在こそが、その価値基準になる。

アジャンスマンは、[1] 諸連結を開きかつ多様化するほど、そして[2] 存立平面 — それ[存立平面]の、強度・強化の量記号 [quantificateur] を伴う — を描くほど、それだけですます、生きた抽象機械に近づく。しかし、創造的な連結に代えて、閉塞する接合 [conjonction] (公理系) を、地層をつくる組織 (地層系 [stratomètre]) を、ブラックホールを穿つ再領土化 (切片系 [ségmentomètre]) を、死の線への逆転 (破壊系 [déléomètre]) をもたらすに依じて、それは、生きた抽象機械から遠ざかる¹¹¹。

「生きた抽象機械」は、「純粹と想定された抽象機械」とも言われるが、「抽象機械なるもの」である。言い換えればそれは、存立性の抽象機械、本来的に内在的な内在、に他ならない。この勝義の内在からの距離によって、個々のア

110 *Mille plateaux*, p. 640-641. 「[1] 命令語の機械は、言語を超コード化し、[2] 顔貌性の機械は、身体と、頭部 [tête] さえも超コード化し、[3] 隷属の機械は、大地を、超コード化あるいは公理化している」。命令語は第4プラトー、顔貌性は第7プラトー、隷属は第13プラトーを参照。

111 *Ibid.*, pp. 639-640. 強調は著者らによる。stratomètre は逐語的には地層計などのほうがより正確であろう。「切片系」、「破壊系」も同様だ。

ジャンスマンは評価される。この「アジャンスマンの量的分析」では、内在は、超越に対して超越的なモデルとなっている¹¹²。「連結」と「接合」は一般には混同されかねないが、「連結」は存立性の抽象機械の創造性に、「接合」は超コード化的あるいは公理的抽象機械の閉鎖性に、結び付けられている。人間における二つの主要なアジャンスマンは、戦争機械と国家装置であった。二つのアジャンスマンのうち、戦争機械のほうが存立性の抽象機械にはるかに近い。戦争機械という名前の由来はここにある。国家装置は、戦争機械の変身の能力を失わせる。エクリチュール、音楽は戦争機械でありうる¹¹³。抽象機械（内在）からの距離がまさに個々の超越を位置づける基準となる。

内在は単に価値基準になるだけではなく、超越からの実践目標にもなる。実践の書『千のプラトー』の、例えば第6プラトーは、そのタイトル通り、「いかにして器官なき身体を獲得するか」を論ずる。このプラトーによれば、司祭は、欲望に三重の呪いを投げかけ、精神分析家もそれに続く。彼らは、「欲望」の中に、1) 欠如という否定的な掟を、2) 快楽という外在的な規則を、3) 幻想という超越的な理想を、刻印した。これらの呪いから欲望を解放するものとして、マゾヒズム、宮廷愛とともに、道教（陰陽道）の性愛的実践があげられている¹¹⁴。

問題は、欲望を内的な欠如として受けとめることではなく、また一種の外化可能な剰余価値を生産するために快楽を遅らせることでもない。逆に、強度的器官なき身体、〈道〉、内在領野を構成することである。ここでは、欲望は何も欠いていないし、それゆえ、どんな外的あるいは超越的指標にももはや関係づけられていない¹¹⁵。

器官なき身体は、存立平面、つまり内在平面（内在領野）と外延を等しいもの

112 *Ibid.*, p. 637.

113 *Ibid.*, p. 639.

114 *Ibid.*, pp. 191-195.

115 *Ibid.*, pp. 194-195.

とされていたが、ここでもそれを確認できる。器官なき身体における欲望は、これらの三つの呪いを免れている。ただし、このプラトーによれば、器官なき身体こそが、欲望に他ならない¹¹⁶。スピノザへの言及の箇所から分かるように、欲望は出来事に他ならない¹¹⁷。また、内在平面の構成が要請されているのは、これらの三つ実践においてだけではない。「内在領野、つまり存立平面は、構築されねばならない。ところで、それ〔存立平面〕は、非常に様々な社会的形成体において、かつ、非常に様々な — 倒錯的、芸術的、科学的、神秘的、政治的 — アジャンスマンによって、構築されうる¹¹⁸」。

それゆえに、〔1〕存立平面上の充実したCsO〔器官なき身体〕と、〔2〕あまりにも暴力的な脱地層化によって、地層の残骸の上で空虚になったCsOとを区別するだけでは、不十分である。〔3〕増殖しはじめた地層の中の、癌のようなCsOをも考慮しなければならない。三つの身体の問題。〔中略〕我々の中のファシストの癌化されたCsOではなく、また、麻薬中毒者の、パラノイア患者の、あるいはヒポコンデリー患者の空虚なCsOでもないCsOを作り出すにはどうしたらよいのだろうか。いかに三つの〈身体〉を区別するのか¹¹⁹。

一般に内在こそが実践目標になる。しかしながら、地層（超越）と存立平面（内在）という区別だけにに基づき、脱地層化して内在へ向かえばいいと考えるとしたら短絡的すぎる。安易な内在回帰は、麻薬などによるあまりに暴力的な脱地層化になるが、これでは、「地層の残骸の上で空虚になったCsO」しかもたらさない。地層として、1）有機体、2）シニフィアンス、3）主体化、（さらに4つ目の「社会的形成体」も含めることができる）があげられている

116 *Ibid.*, pp. 203-204.

117 *Ibid.*, pp. 190-191.

118 *Ibid.*, p. 195. 社会的形成体は1）原始社会、2）国家社会、3）都市社会、4）ノマド的社会、5）全世界的組織。*Ibid.*, p. 542.

119 *Ibid.*, pp. 201-202. 著者らによる強調。*Ibid.*, p. 204.

が、これらからの安易な脱地層化の試みが要請されているわけではない。実践における細心の慎重さが求められている。しかしながら、存立平面上の充実した身体（内在）と、地層上の空虚になった身体とを、区別すれば十分であるというわけではない。単に地層に留まればよいということではない。「増殖しはじめた地層の中の、癌のような CsO」にも注意を向ける必要がある。ファシズム、全体主義のような、癌化された地層の増殖は避けなければならない。このように、暴力的脱地層化（死と破滅の線）と、地層の増殖（再領土化）とは退けられている。「三つの身体の問題」は実践上極めて重要である。

おわりに

超越は、進化的秩序によって構築されているように見えるが、そうではない。超越だけがあるのではなく、内在もある。超越は内在に対立するが、内在こそが超越を生み出す。真に存在するのは、内在である。内在こそが、超越を評価する基準になり、また超越からの実践目標になる。以上を『千のプラトー』において確認した。この著作が提示しようとしているのは、徹頭徹尾、つまり、発生のみならず実践においても内在の哲学である。ドゥルーズ哲学における内在への着目自体既に目新しいものではないが、用語の違いはあれ、また、内在（存在の一義性）と超越（存在の類比）との関係の作り方に違いはあれ、ドゥルーズ哲学をすべてこの構図に集約させる点に、論者の立場の賭け金がある。この考えをより説得的にすることが今後の課題である。

最後に、表現と内容という対概念について指摘する。ここにはドゥルーズの哲学的創意がみられる。『差異と反復』は、表象（超越）に権利的に先行するものとして、理念と強度とからなる個体化（内在）という概念を提示する。『意味の論理学』が提示する非物体的なものと物的なものとは、理念と強度とを（前者が理念を、後者が強度を）変容しつつ継承する。また、物的なものから非物体的なものへの発生を内在、非物体的なものの物的なものへの実現を超越、とする。『アンチ・オイディプス』は、非物体的なものと物的な

ものと言わば一体化されたものを、欲望する機械・器官なき身体、つまり、内在とする。ここでは内在から超越への移行は社会体から社会体へと段階的に行われる。この著作の試みを拡張する『千のプラトー』は、内在からの超越化を無機物・有機物という地層も含む形で行う。本稿で見たように、『意味の論理学』の非物体的なものと物的なものとはまた、表現と内容とに（前者は表現に、後者は内容に）展開されるものでもある。『意味の論理学』では、『千のプラトー』の、人間的地層・アジャンスマンの部分しかカバーしていなかったが、『千のプラトー』は、無機的・有機的地層も含む形で理論化する。表現と内容は、『意味の論理学』の対概念から出発したが、それを単純に拡張したものではない。三つの社会体（未開、野蛮、文明）ごとに記号を区別していた『アンチ・オイディプス』に続き、『千のプラトー』は、表現は記号を、記号はシニフィアンスを含む形で、これら三者を区別している。ドゥルーズは、表現が記号に、記号がシニフィアンスに、還元されないようにしている。これは、言語帝国主義、シニフィアン帝国主義をしりぞけるためである。『千のプラトー』では、地層は構造で覆われているが、構造は必ずしも記号あるいはシニフィアンではない。超越は内在から排他的に区別されるのではない。内在からの超越化は、漸進的に、構造の変化とともに行われる。表現と内容との二重分節はこの点に関わる。

表現と内容には、それぞれに実体と形相という対がある。この際、重要なのは、表現と内容との関係が、形相と実体との関係に還元されないことだ。確かに、無機的地層は、モルと分子、有機的地層は、遺伝子とタンパク質、からなっており、決して表現は、内容を述語づけているわけではない。しかしながら、人間的地層において、表現としての言語は、すべての地層と関わりうるようになる。すべての地層は、言語が可能にする意味によって述語づけられる。この段階に至ると、地層は実体であり、それを述語づける意味はその実体の形相であるかのようだ。言い換えれば、人間的地層における表現と内容との関係は、形相と実体との関係であるかのようだ。『千のプラトー』は、そのような還元を認めない。地層において形相と実体との関係に還元されない次元を創出

することが必要である。通常、すべては実体と形相との関係に還元されかねない。ドゥルーズが批判する哲学はまさにそうであった。分析的同一性であれ、総合的同一性であれ、主語としての実体は、形相によって述語づけられる。

『意味の論理学』では、超越論的領野において出来事が生起し、超越論的領野は構造である。構造は、肯定的に考えられていた。『千のプラトー』では、存立平面は構造とはされない。しかしそこには、出来事の共存がある。広い意味での共時態である。地層は実体と形相からなる。通常、ソシュール一般言語学の記号を想起するまでもなく、意味が一つの単位性をもつためには、相互の連関が必要だ。同様に、通俗的に理解されるアイデア界は、アイデアの共存であり、それによってアイデアそれぞれは限界づけられている。理論的に考えるなら、形相の単位性が成立するためには、形相の広義の共時態が必要になるはずだ。『千のプラトー』では、形相は地層が与えるものとされ、この点は問題とされない。地層には表現と内容との分節がある。表現は、内容に対して構造である。『千のプラトー』が明示的に使う構造という用語はここで初めて登場する。存立平面でも、地層の形相においても、現れることはなかった。出来事、形相、表現は、広義の共時態という共通の性格をもつ。出来事から、形相（実体とともに）、表現（内容とともに）は派生するが、これら三者を、それらの関係を按配しながら概念化することがここで試みられている。出来事と形相との関係は、ドゥルーズにおいて常に問題であったし、問題であり続ける。

「是…的」構文の主語が 文意の時制等に及ぼす影響について

栗 原 千 里

0 本論文に於いては「是…的」構文——詰まり「主語＋(是)＋動詞句＋的」文型⁽¹⁾(以下「当文型」と略称)中の主語が当文型文意の時制等に及ぼす影響について論じたいと思う。本論文は第1章が序論、第2章及び第3章が本論に入る為の導入、第4章が本論、第5章が結論と云う構成に成っており、順次話を進めて参りたいと思う。

1 当文型は——主語の示す人物事物等が動詞句の表す内容に示される様な性質を具有している——と説明する事が基本的文意である。主語の示す人物事物等(以下「主語内容」と略称)が説明対象であり、動詞句の表す内容(以下「動詞句内容」と略称)が説明対象(主語内容)を説明する為の説明内容であると言える。当文型は比較的単純な文型乍ら、主語内容と動詞句内容の意味関係に因り、基本的文意より派生して複数文意を表すに至っている。

1.1 当文型は一般的に過去の動作活動を説明する表現形式と認識されている。

这类句子(“是…的”句)只用于某一动作、情况已经完成或实现的情况。谓语要说明的重点并不是动作或情况本身,而是与动作情况有关的某一方面。

主語 / “是” + 状語 + 動詞 + “的” (+ 賓語)

这种句式要强调的是动作的时间、地点、工具、方式、目的或对象等,所以动词前总是有状语的。(关于“是…的”句 赵淑华)

当文型は既に完成実現された動作や状況に対する説明を行う性質のものであり、

詰まりは、動詞句内容が発話時現在以前に存在発生したと云う事と成る。当文型に於けるこの様な文意を便宜上「過去の文意」と称する事とする（以下同断）。当文型文例の特徴として、一般的に主語内容が発話者の目視又は把握可能範囲に存在する或る特定のもので、主語内容が発話時現在に於いて動詞句内容を発生存在させていない事が明白なので、動作や状況が既に完成実現されたと確認されている状況下に於いて、過去の文意を表し得るに至る訳である。

1.2 次に挙げる文例1～4は前述の様な過去の文意を表す典型文例である（文例中二重線部分が当文型中の主語部分、一重線部分が動詞句部分、以下同断）。

- 1 刘采苹的目光投向无双，打量了几眼，问道：“听李用和说，你是从大名府跑到汴京的？乐籍中人，为什么不守规矩，私自逃出？”《仁宗皇帝》⁽²⁾
- 2 公人顿时不耐烦了，“你是外乡来的吧？不知道这里是登闻鼓院吗？”《仁宗皇帝》
- 3 这家赌局乃是我们县衙郑都头开的。他是自开赌局自捉赌。《刘墉》⁽³⁾
- 4 坎儿一眼看见河岸边拴着二十匹马，都是棚里官员们骑来的。《雍正皇帝》⁽⁴⁾

文例1～4は、動詞句内容1「从大名府跑到汴京」、2「外乡来」、3「我们县衙郑都头开」、4「棚里官员们骑来」が発生存在した結果として、主語内容1「你」、2「你」、3「这家赌局」、4「二十匹马」が発話時現在に於いて存在していると受け取れる。其処から動詞句内容と主語内容との両者間に因果関係が見て取れ、原因発生後に結果が追隨する関係上、両者間に前後関係に因る時間差が見出され、主語内容が存在する発話時現在を時間基点として動詞句内容は発話時以前に発生存在したと見做され、最終的に過去の文意を表すに至っているのである。当件に関しては、下記の通り先行論文に於いても言及されている所である⁽⁵⁾。

①…“肩膀子红是扛锄头扛的。”这类句型本文记为Sf。它们有三种表现形式：

- i 肩膀子红是扛锄头扛的。
腿疼是跑步跑的。(A是“VN”)

- ii 耳朵聋是大炮震的。
皮肤黑是太阳晒的。（A 是“施事”）
- iii 手凉是在外面冻的。
腰疼是在车上挤的。（A 是“处所”）

Sf 三种形式的共同特点是：

- 1) T（主语）与“AV 的”之间存在着因果关系，因此无论是 T 还是“AV 的”都是已经实现了的，也就是说，整个句子是已然义的。…（表已然义的“的 b”补议 史有为）

因果関係より現出される時間差に因って当文型は過去的文意（已然義）⁽⁶⁾を表すに至っている。

1.3 さて1.2, 1.3に於いて過去的文意を表す文例について説明したが，当文型全文例がそのような特性を持ち合わす訳ではなく，当然乍ら当文型中の動詞句と主語との間に文例1～4の様な因果関係を常に見て取れる訳ではなく，従って当文型が常に過去的文意を表す訳でもなくなるのである。

- 5 万岁，不要多想这些。太子的事臣是最知道的，万岁真做到了仁至义尽，即有今天的事，万岁无愧于天下后世。《雍正皇帝》
- 6 吏治败坏是明摆着的，难怪四爷十三爷着急，但积重难返，单凭血气之勇一味地捅，也不好办——世纶，说说看，安徽人对这事是什么口风？《雍正皇帝》
- 7 老太太在旁抚着李绂肩头，哽咽道：“真是知礼的——你是进京应试的吧？”《雍正皇帝》
- 8 原是人多的，可可儿今个西市上出红差杀人，客人们都赶着瞧热闹去了！——这碗酸梅汤，是小人孝敬爷的，请用！《雍正皇帝》

文例5～8については，主語内容5「臣」，6「吏治败坏」，7「你」，8「这碗酸梅汤」が発話時現在に於いて存在する所であるが，その動詞句内容5「最知道」，6「明摆着」は発話時現在に於いて発生存在しているものと見て取れるが，又7「进京应试」，8「小人孝敬爷」は発話時現在に於いて未発生未存在で以後存在発生するであろうものと見て取れる。詰まり「現在的文意（動詞

句内容が文の発話時現在に発生存在していると云う文意，便宜上この様に称するが，以下同断)」と「未来的文意（動詞句内容が文の発話時現在以後に発生存在するであろうと云う文意，便宜上この様に称するが，以下同断)」を表すものも当文型には存在すると云う事に成るのである。

1.4 当文型が過去的文意以外を表し得る事は上述の通りであるが，先行論文に於いても既に言及されている所である。

a (未然義)

面包是我吃的，(你别吃!) ⇔ 这是我吃的面包，(你别吃!)
 这歌是我唱的，(你别拿走。) ⇔ 这是我唱的歌，(好听吗?)
 这球是他踢的，(谁也不准动!) ⇔ 这是他踢的球，(谁也不准动!)

b (已然義)

面包是我吃的，(明天我赔你。) ⇔ 是我吃的面包，(明天我赔你。)
 这歌是我唱的，(好听吗?) ⇔ 是我唱的歌，(好听吗?)
 这球是他踢的，(真漂亮!) ⇔ 是他踢的球，(真漂亮!)

这种对立确实很迷人。以致我们一度曾认为可以归结为“的 a”和“的 b”的对立。但是这种对立在“灯是谁开的？”和“是谁开的灯”中却得不到反映，也就是说，我们无法在整个系统上作出存在“已然義”和“未然義”对立判断。再进一步观察可以发现上述的对立只是表面的，实质上并不对立。因为这些句子中的 To 或 No 不是同一个语义。a 类的“面包”是指尚未吃的食品；b 类的“面包”却是指经过咀嚼、吃下胃里的东西。a 类的“歌”是指在印纸上，表现为音符和文字的那种客体；b 类的“歌”却是指发自口中的一种旋律、有意义的声音。a 类的“球”是一种球状的体育器材；b 类的“球”则是指球状体育器材行进的形式和走向。…

(表已然義的“的 b”补议 史有为)

当文型が過去的文意（已然義）以外に未来的文意（未然義）も表し得ると言及し，更に同様「面包」「歌」「球」にしてもその発話時現在に於ける主語内容の存在状態如何で文意に影響を与え得るとも指摘している。詰まり主語内容が発話時現在に存在するか否か，存在しない場合は何時存在し得るか，又その様な情報

を発話者は把握しているか否か、全て文意に影響を与え得る要素と成るのである。そして主語内容が存在する発話時現在を時間基点⁽⁷⁾として、動詞句内容が発話時現在以前に発生存在したもの（過去の文意）、発話時現在時に発生存在しているもの（現在の文意）、更には発話時現在以後に発生存在するであろうもの（未来的文意）、と表す三種文意が出揃う事と成る。この様に三種文意（過去の文意、現在の文意、未来的文意）が出揃うと「主語の示す人物事物等が動詞句の表す内容に示される様な性質を具有している」と云う基本的文意と整合性を欠く様な錯覚に陥り易いのであるが、飽く迄錯覚で整合性は保持されている。詰まり、動詞句内容が発話時現在以前に発生存在した、発話時現在時に発生存在している、発話時現在以後に発生存在するであろう、と云う性質を主語内容が漠然と具有していると云う事であり、基本的文意と抵触しないのである。三種文意（過去の文意、現在の文意、未来的文意）は主語内容と動詞句内容の意味関係より現出される所であり、基本的文意より派生した二次的文意と見る事が出来るのである（拙稿⁽⁸⁾参照）。当文型は基本的文意の上にこの様な派生的二次的文意が付加されて成り立っていると言える。派生的二次的文意と雖も、当文型が会話等で実用される場合、その派生的二次的文意が重点文意と成る訳で、その成立過程の仕組みを解明する事は大変重要なのである。本稿冒頭に於いて「主語＋（是）＋動詞句＋的」文型中の主語が当文型文意の時制等に及ぼす影響について論じたい」と述べたが、此处で指す所の文意とは主にこの派生的二次的文意を指して言っているものである。派生的二次的文意は基本的文意を基礎として主語内容と動詞句内容の意味関係より現出される所である。本論文に於いては特に主語内容（主語の示す人物事物等）に焦点を置いて之を論じたいと思う。

2 焦点たる主語内容部分を論ずる前に、先ず動詞句部分に関して簡単に説明を加えてゆきたいと思う。動詞句内容を取り出して見た場合に、表す所の内容に何等かの動態的意味合いを伴うもの——動作活動や状態変化を表す——と、動態的意味合いを伴わないもの——一定の状態性質を表す——とに分けられる（説明の便宜上、暫定的に前者を「動態的動詞句」、後者を「非動態的動詞句」

と称する事とする) ののであるが、動態的動詞句と非動態的動詞句について説明したいと思う。

2.1 先ず動態的動詞句(動作活動や状態変化を表す)について。

- 9 不过这回奴才是奉差来的。太子爷卯时就进来了，因主子刚睡着，没敢惊动，叫奴才侍候着主子醒了再去叫他呢。《雍正皇帝》
- 10 “布商的两辆大车在路上等候，他要小民找地保一同报官，就匆忙赶路去了。”“你是如何到县衙报案的？”《刘墉》
- 11 “本宫听说他还特地给你送去一位妙龄歌女？”刘采苹继续揭晏殊的底儿，“是想让你替他说几句好话吧？”晏殊头上直冒汗，这些刘采苹怎么知道的？《仁宗皇帝》
- 12 今日这点菲酌，全是从我俸银中备办的。当然，这也是民脂民膏，却是十分洁净。《雍正皇帝》
- 13 这副楹联是方苞题写的，好一笔字！《雍正皇帝》
- 14 大人，我的名字中的‘警’字下的‘言’字被人用黑墨水给涂盖上了。你二人说这是谁干的？《刘墉》

文例9～14の動詞句内容9「奉差来」，10「如何到县衙报案」，11「怎么知道」，12「从我俸银中备办」，13「方苞题写」，14「谁干」は全て動態的動詞句と見做せ，その動詞句内容は動作活動と見做せる。動態的動詞句の動詞句内容は常に動作活動や状態変化を表すものである。又，次の文例15，16は一見動態的動詞句の様に映るのであるが，実はそうではないと云う例である。

- 15 我毕竟是钦差，是龙子凤孙，钟鸣鼎食之间，不能忘情于生死天命。其实这歌，上半阙是送葬王公贵人的，就是指我和十三爷这些人；下半阙是送葬士大夫庶人的——就是指的在座各位。《雍正皇帝》
- 16 上回老十去我那里借《黄蓼师集》，你知道这是禁书，里头是推断朝代兴替的，我怕下头人知道了不好，亲自去讨…。《雍正皇帝》

文例15，16の動詞句内容15「送葬王公贵人」，16「推断朝代兴替」自体は動作活動の様に映るが，その説明対象たる主語内容15「(这歌) 上半阙」，16「(禁书) 里头」の影響を受け，動作活動とは見做せなく成っている。詰まり歌詞書籍の

内容如何を説明するものであって、実際に動詞句内容が表す様な動作活動が発生存在する訳ではない。発話時現在に於いて存在する主語内容、詰まり歌詞書籍の内容が、発話時現在に於いて動詞句内容の通り存在すると示すのみで、この様な場合は一定の状態性質を表すもの（非動態的動詞句）と見做すのが妥当である。

2.2 次に非動態的動詞句（一定の状態性質を表す）について。

- 17 六王爷看出女儿对刘墉的相貌虽然不甚满意，但对刘墉还是十分欣赏的。
《刘墉》
- 18 儿子也是喜爱文士的。不过这位李绂先生既是来应考，理应回避，住在府里不相宜。既然母亲有这个慈命，儿子想，不如住到我们家庙里读书。
《雍正皇帝》
- 19 乾隆心花怒放，但又不便立即答应和珅的请求，他自己有多少才德乾隆自己是有自知之明的，他想等再有几位大臣一起下跪奏请可顺水推舟让和珅准备封禅之事了。《刘墉》
- 20 原来赵恒驾崩之前，雷允恭在赵恒写的遗诏上大胆地押了御宝，才有了刘采苹今天主宰一切的局面，在这件事上，雷允恭对刘采苹是有恩的。《仁宗皇帝》

文例17～20の動詞句内容17「十分欣赏」、18「喜爱文士」、19「有自知之明」、20「有恩」は一定の状態を表し、動作活動や状態変化とは見做せないものである。

- 21 他更知道如果没有母后，单凭自己，是根本撑不起朝廷门面的。《仁宗皇帝》
- 22 自从入宫以后，就没到你府上来过，自然不常见到你，可那是因为本宫身居矮檐下，不由自主，不是不想来看你啊！这一点张将军一定是可以原谅的，对不对？《仁宗皇帝》
- 23 八爷杀了我吧！……若论天理、王法，我真是死有余辜的。《仁宗皇帝》
- 24 刚才还觉得杜衍做个参知政事毫不为过，转瞬之间，竟要把他打到刑部大牢，这是刘采苹无论如何也不愿接受的。《仁宗皇帝》

文例21～24の動詞句内容21「根本撑不起朝廷门面」, 22「可以原谅」, 23「死有余辜」, 24「刘采苹无论如何也不愿接受」は一定の性質を表し, 動作活動や状態変化とは到底見做せないものである。この様に非動態的動詞句は常に一定の状態性質を表すものである。

3 当文型の主語内容は, 動詞句内容(動作活動, 状態変化, 状態性質)の発生主体と見做せる場合と動詞句内容の受容客体⁽⁹⁾と見做せる場合の二種に大別できる。

3.1 主語内容が動詞句内容の発生主体と見做せる場合について。

- 25 不料女子答道：“我是从河北来的，不归你管。我要告的是大官儿，你根本管不了他！”《仁宗皇帝》
- 26 刘墉转向胡知县，问道：“胡知县，你是如何审理此案的？”《刘墉》
- 27 听了刘采苹的话，吕夷简说不清心里是什么滋味。当今皇上乃李静嫔所生，他是知道的…。《仁宗皇帝》
- 28 说起刘罗锅，那是三天三夜也说不完，休提，休提，家家都有本难念的经。我们的苦处你是不会明白的。《刘墉》

文例25～28の主語内容25「我」, 26「你」, 27「他」, 28「你」は動詞内容の発生主体と見做せるものである。又動詞句内容については25「从河北来」, 26「如何审理此案」が動態的動詞句と見做せ, 27「知道」, 28「不会明白」は非動態的動詞句と見做せる。

3.2 主語内容が動詞句内容の受容客体と見做せる場合について。

- 29 你方才说的倒也直爽，你这个孝廉是花钱买来的！这次进京又要撞哪位大爷的木钟了？《雍正皇帝》
- 30 你老人家何必！您是赐紫禁城骑马的，见了皇上尚且不行大礼，我怎么当得起？《雍正皇帝》
- 31 雷允恭一听就明白丁谓指的是曹利用和王曾，这两个人说话做事不好商量，是朝野内外出了名的。《仁宗皇帝》
- 32 有没有真才实学，皇上既然信不过我，也可以重新命题科考一遍，我不敢

妄称第一，但真才实学还是有的。《刘墉》

文例29～32の主語内容29「你这个孝廉」，30「您」，31「这两个人说话做事不好商量」，32「真才实学」は動詞句内容29「花钱买来」，30「赐紫禁城骑马」，31「朝野内外出了名」，32「有」の受容客体と見做せるが，文例15，16内29「花钱买来」，30「赐紫禁城骑马」は動態的動詞句と見做せ，31「朝野内外出了名」，32「有」は非動態的動詞句と見做せる。さて主語内容が動詞句内容の受容客体と見做せる場合，動詞句内容の発生主体は主語内容以外のものである為，因って之を明示出来る場合，動詞句部分の主語として別途付加する事も多い。

33 “李淦”胤禔干巴巴说道。“你这官是朝廷给的，而且来之不易，所以我不剥你的官印。但你是大哥的奴才，我瞧着和我的奴才差不多。是不是？”
《雍正皇帝》

34 “喜欢，喜欢！”和珅连声说道，双手接过来，赞叹道，“玉玲珑，好名字，好东西！高大人哪儿弄来这么个宝贝！”高巡抚哪能说话，便答道：“回大人，这是下官花重金从一富商手上买回来的。”《刘墉》

35 “…比如刑部的案子，如果牵连到九爷十爷，八爷下得手么？”这正是胤祀最担心的，被阿灵阿这个病夫一言中的，胤祀的脸色一下子变得异常苍白…《雍正皇帝》

36 “夫人贤淑，待我情深义重，人又漂亮，我刘墉有夫人一人，一生足矣！”
“真的？”刘夫人似笑非笑，“刘墉啊，刘墉，这可是你自己推辞不掉的。
以后要是跟我有花花肠子，我可就……”《刘墉》

文例33～36の動詞句冒頭33「朝廷（给）」，34「下官（花重金从一富商手上买回来）」，35「胤祀（最担心）」，36「你自己（推辞不掉）」部分が付加された動詞句内容の発生主体に当たる。この様な構造は当然乍ら主語内容が動詞句内容の受容客体である場合に限定される。主語内容が動詞句内容の発生主体である場合，主語即ち発生主体であるので，動詞句部分に於いて再提示される事は無いのである。

4 愈々本論に入りたいと思う。当文型に於いて主語内容は動詞句内容に依って説明される説明対象であり、又更に文意現出の為の時間基点的存在でもある。当文型文意は三種文意（過去の文意、現在の文意、未来的文意）に跨るのであるが、当三種文意は主語内容と言う時間基点を基軸として現出され得るものである。因って主語内容の存在時間や存在状態が三種文意現出の為の重要要素と成り、この様な観点より考えると、主語内容は以下甲～丁類の四類に分けられる。

甲類、主語内容が発話時現在に於いて発話者の目視又は把握可能範囲内に存在する或る特定のものと見做せる場合。

乙類、主語内容が発話時現在以前に存在し、発話時現在に於いては既に存在せず、単に話題として発話者に依って取り上げられている或る特定のものと見做せる場合。

丙類、主語内容が発話時現在以後に存在し、発話時現在に於いては未発生未存在で、単に話題として発話者に依って取り上げられている或る特定のものと見做せる場合。

丁類、主語内容が一般的不特定多数を指すものと見做せる場合。

4.1 甲類、主語内容が発話時現在に於いて発話者の目視又は把握可能範囲内に存在する或る特定のものと見做せる場合について。この様な場合、主語内容の存在する発話時現在が時間基点と成る。

4.1.1 甲類主語に対して動態的動詞句が組み合わされる場合、甲類主語内容が時間基点（発話時現在）に於いて存在する一方で、動態的動詞句の動詞句内容が時間基点（発話時現在）に於いて発生存在しているか否か発話者は把握しているので、之に因って文意に影響が生ずる。

4.1.1.1 甲類主語内容は時間基点（発話時現在）に於いて存在するのであるが、動態的動詞句の動詞句内容が時間基点（発話時現在）に於いて発生存在していない場合、その発生存在時間は発話時現在以前又は発話時現在以後に限定される事と成る。詰まり過去の文意か未来的文意に限定される訳である。比率的には過去の文意を表すものが未来的文意を表すものより圧倒的に多い。然し両者とも確実に存在する。

- 37 “如此说来，那文章也不是你写的了？”“学生是照着吴仁魏的稿子抄的！”
《刘墉》
- 38 白玉莲一旦做出决定，反倒平静了许多，回答说：“老人家有所不知，我是趁着布商出门时的混乱，偷着溜出门外的。”《刘墉》
- 39 好半天，高抚台才把供词放在桌子，问道：“怎么连被杀之人是谁也没有弄清楚？那女人又在何处？孙刑道，你的这份供词全是靠严刑拷打出来的？”《刘墉》
- 40 世叔有所不知，此物叫玉玲珑，是当年康熙爷赏赐曹玺的，后来，曹家被抄，败落下来，曹家的奴才就偷出这件宝贝卖给珠宝商。辗转几手，被侄儿我花五万两银子买回来的。《刘墉》

文例37～40の主語内容は37「学生」，38「我」が動詞句内容の発生主体と見做せ，39「你的这份供词」，40「玉玲珑」が動詞句内容の受容客体と見做せるが，主語内容37「学生」，38「我」が時間基点（発話時現在）に於いて動詞句内容37「照着吴仁魏的稿子抄」，38「趁着布商出门时的混乱，偷着溜出门外」を発生存在させていない事，又主語内容39「你的这份供词」，40「玉玲珑」が時間基点（発話時現在）に於いて存在している一方で，動詞句39「靠严刑拷打出来」，40「辗转几手，被侄儿我花五万两银子买回来」は発生存在していない事が見て取れるので，結果として動詞句内容が発話時現在以前に発生存在したと云う過去的文意を表すに至っている。

- 41 这一路千里荒沙，住店的寥寥无几，客中相逢文友极少，也算缘分。客人尊姓台甫，也是赶顺天府试的吗？《雍正皇帝》
- 42 这些人毕恭毕敬地排着队等候府里传召，高明楼正要迈步上前，却被前面的大个子拦住了。“噢，这位年兄，也是求见和大人的？”《刘墉》
- 43 大人错会我的意思了，我能有今天，对和大人已经感激涕零终生不忘，怎么还会不识时务呢？我专程来见大人是报告这今科状元之事的，据我所知，今科头名刘墉是东阁大学士刘统勋的儿子，不知大人是否知道？《刘墉》
- 44 武丹倒没什么，只说一定还钱，就连其余三个人他们书信来往，也没有一个顶债不还的。但他们的家底我知道，砸锅卖铁也难以清偿的。所以我猜

肯定是万岁爷要从自己体己钱里拿出来替他们还的。《雍正皇帝》

文例41～44の主語内容は41「客人」、42「这位年兄」が動詞句内容の発生主体と見做せ、43「我专程来见大人」、44「债」が動詞句内容の受容客体と見做せる。そして主語内容41「客人」、42「这位年兄」が時間基点（発話時現在）に於いて動詞句内容41「赶顺天府试」、42「求见和大人」を発生存在させていない事、又主語内容43「我专程来见大人」、44「债」が時間基点（発話時現在）に於いて存在している一方で、動詞句内容43「报告这今科状元之事」、44「万岁爷要从自己体己钱里拿出来替他们还」が発話時現在に於いて発生存在してない事が見て取れるので、結果として動詞句内容が発話時現在以後に発生存在するであろうと云う未来的文意を表すに至っている。

45 大勇故作神秘的说：“实话告诉你，我就是江宁府的差役陈大勇，专门来为府台大人挑姑娘的。”《刘墉》

46 “没错没错，这地方我来过！”齐嫂赔足了笑道，“我是来找李用和李大老爷的！”《仁宗皇帝》

47 我是特来托付妻子的。四弟面冷，你豪爽。但我知道，你们都是古道热肠，肝胆血性的男子汉。自古废黜太子没一个有好下场，我死不足惜，世子还小，万一有个三长两短，我可怎么……《雍正皇帝》

48 这群庄丁有的拿着火折子，有的带着棍棒，看样子就是来点灯巡逻的。《雍正皇帝》

文例45～48の様な形式も多く見られるものである。文例45～48の主語内容45「我」、46「我」、47「我」、48「这群庄丁」は全て動詞句内容の発生主体と見做せ、動詞句内容46「专门来为府台大人挑姑娘」、47「来找李用和李大老爷」、48「特来托付妻子」、49「来点灯巡逻」は全て動詞「来」を含む連動文形式の動態的動詞句と見做せる。動詞句前半部分45「专门来（来为府台大人挑姑娘）」、46「来（找李用和李大老爷）」、47「特来（托付妻子）」、48「来（点灯巡逻）」は発話時現在以前に発生存在したものと見て取れ、同後半部分45「（专门来）为府台大人挑姑娘」、46「（来）找李用和李大老爷」、47「（特来）托付妻子」、48「（来）点灯巡逻」は発話時現在以後に存在発生するであろうものと見て取れる。詰ま

り、同一動詞句内に過去の文意と未来的文意が並存しているのである。これは一見奇妙に覚えるが、当構文中の「動詞句＋的」構造の基本的文意が、動詞句内容を漠然と具有するものである、と示すのみのものであり、固より三種文意（過去の文意、現在の文意、未来的文意）と云う概念に拘泥するものではないので、この様な事に成る。但し動詞句内容の語意重点は後半部分45「为府台大人挑姑娘」、46「找李用和李大老爷」、47「托付妻子」、48「点灯巡逻」に在る為、全体として未来的文意と見做すのが妥当と思われる。

4.1.1.2 甲類主語内容は時間基点（発話時現在）に於いて存在するのであるが、動態的動詞の動詞句内容が時間基点（発話時現在）に於いて発生存在している場合、当然その発生存在時間は発話時現在に限定される。詰まり現在の文意に限定される。

- 49 他二话没说，抓起笔管在黄裱纸上胡乱画了起来，白玉莲看不懂画的什么玩意儿。其实刘墉也不知道自己画的啥，他是瞎蒙的。《刘墉》
- 50 “太后，日后后宫里因此而起波澜，勿谓臣今日没有提起此事啊！”吕夷简明知刘采苹难以劝服，还是补了一句，似乎是给王曾和晏殊听的。《仁宗皇帝》
- 51 这是例行引见，通常只是见面磕头辞行，康熙这样叮嘱两个小吏，算是很优待的了，几个上书房大臣揣摩着这话，都觉得皇帝是说给别人听的。《雍正皇帝》
- 52 “钟青儿，我告诉你，你们这家院子凶得厉害，夜里要闹鬼哩！”青儿伸出头来，啐了他一口说：“这是怎么说的，叫人怪害怕的，滚吧你，臭道士！”《刘墉》
- 53 和珅嘻嘻一笑：“那我就不客气了，刘墉，你说说什么东西最肥，什么东西最瘦，什么东西最贵，什么东西最贱，什么东西最大，什么东西最小？”刘墉估计是乾隆与和珅商量好考一考自己的… 《刘墉》
- 54 胤祥听着耳熟，却一时再想不起，因下马进店，张眼望时，店中并无客人，歌是楼上传下来的，略一沉吟，一屁股临窗坐了… 《雍正皇帝》

文例49～54の主語内容は49「他」、50「吕夷简」、51「皇帝」が動詞句内容の発

生主体と見做せ、52「这」、53「什么东西最肥，什么东西最瘦，什么东西最贵，什么东西最贱，什么东西最大，什么东西最小」、54「歌」が動詞句内容の受容客体と見做せるが、主語内容49「他」、50「吕夷简」、51「皇帝」が時間基点（発話時現在）に於いて動詞句内容49「瞎蒙」、50「给王曾和晏殊听」、51「说给别人听」を発生存在させている事、又主語内容52「这」、53「什么东西最肥，什么东西最瘦，什么东西最贵，什么东西最贱，什么东西最大，什么东西最小」、54「歌」が時間基点時（発話時現在）に於いて存在している一方で、動詞句内容52「怎么说」、53「乾隆与和珅上来好考一考自己」、53「楼上传下来」も時間基点（発話時現在）に於いて丁度発生存在している事が見て取れるもので、結果として現在の文意を表すに至っている。

4.1.1.3 甲類主語は時間基点（発話時現在）に於いて存在するのであるが、動態的動詞句の動詞句内容が時間基点（発話時現在）に於いて発生存在しているか否か余り拘泥しない場合も存在し、その場合は時間基点（発話時現在）に於ける発生存在時間不定の習慣行為や慣例行為を表す。一応現在の文意に属するものである。

55 平时本将军怎么教训你的？你这个没出息的东西！《仁宗皇帝》

56 皇上明鉴，奴才是负责内务府的，对破案并不内行，刚才只是奴才的一个小小建议，何况皇太后六十大寿快要到了，奴才还要为太后寿辰操办呢，怎能再有心思去破案？《刘墉》

57 “怡香楼是干什么的？”“怡香楼是金陵城最豪华的酒楼，还设有小姐作陪的包房。大人初到江宁，卑职等略备薄酒，为大人洗尘，请大人下轿吧！”《刘墉》

58 小人打听到，那东边的小门是专递礼单的，小人把礼单呈上，人家就给了这个号牌。待会儿府里喊到您的号牌，您就进去。小人把礼物送进去。《刘墉》

文例55～58の主語内容は55「本将军」56「奴才」が動詞句内容の発生主体と見做せ、57「怡香楼」、58「那东边的小门」が動詞内容の受容客体と見做せる。主語内容55「本将军」、56「奴才」が時間基点（発話時現在）に於いて動詞句内

容55「怎么教训你」, 56「负责内务府」を発生存在させているか否かは余り重要ではなく, 主語内容55「本将军」, 56「奴才」が時間基点（発話時現在）を中心とする一定時間範囲内に於いて55「怎么教训你」, 56「负责内务府」と云う動詞句内容を一定頻度で発生存在させている状況下に在ると説明する事に文意の重点がある。又主語内容57「怡香楼」, 58「那东边的小门」が時間基点（発話時現在）に於いて存在している一方で, 動詞句内容57「干什么」, 58「专递礼单」が時間基点時（発話時現在）に於いて発生存在しているか否かは余り重要ではなく, 57「怡香楼」, 58「那东边的小门」が時間基点時（発話時現在）を中心とする一定時間範囲内に於いて動詞句内容57「干什么」, 58「专递礼单」が一定頻度で発生存在している状況下に置かれていると説明する事に文意の重点がある。

4.1.2 甲類主語に対して非動態的動詞句が組み合わされる場合について。非動態的動詞句は前述の通り一定の状態性質を表すもので, 動態的動詞句の動詞句内容（動作活動, 状態変化）の様な開始終了の概念が薄弱である。その発生存在時間は主語内容の存在時間に追従する事に成る。因って甲類主語に対して非動態的動詞句が組み合わされる場合, 動詞句内容たる状態性質の発生存在時間は甲類主語内容に追従して発話時現在と自動的に設定される事と成る。

- 59 大人哪, 那卷上的字是我的, 可文章……那是学官吴仁魏的。人都说他是无人情味, 其实, 他是很有人情味的, 那不就是五千两银子么? 《刘墉》
- 60 她感到情绪有些失控, 不自主地往张耆面前迈了一步, 拉着张耆的胳膊, 颤声说道: “你嘴笨本宫是知道的, 可你的手会比嘴还笨吗?” 《仁宗皇帝》
- 61 “…怎么朕亲笔朱谕给魏东亭, 叫他缓缴欠银, 南京通政司衙门还是一日三催? 要不是这么逼着, 魏东亭死得这么早?” 胤初想了想, 这件事他是有责任的… 《雍正皇帝》
- 62 三位爷, 请包涵着点。新来的太尊车铭车老爷在楼上宴客, 楼上不方便。爷们要嫌地下闹, 那边还空着一间雅座, 面湖临窗, 一样儿能赏景儿的…… 《雍正皇帝》

63 不妨请下旨问问胤祥，看他自己是怎么说，这事不好轻易下决断的。《雍正皇帝》

64 他对杨崇勋的话，思路是无可挑剔的，杨崇勋听了肯定会高兴，但丁谓心里明白，自己提出让杨莺莺一同处分军国大事，曹利用肯定会坚决反对，王曾也会跳出来阻拦… 《仁宗皇帝》

文例59～64の主語内容は59「他」，60「本宮」，61「他」が動詞句内容の発生主体と見做せ，62「一间雅座」，63「这事」，64「思路」が動詞句内容の受容客体と見做せるが，主語内容59「他」，60「本宮」，61「他」は時間基点（発話時現在）に於いて動詞句内容59「很有人情味」，60「知道」，61「有责任」を発生存在させており，主語内容62「一间雅座」，63「这事」，64「思路」は時間基点時（発話時現在）に於いて動詞句内容62「面湖临窗，一样儿能赏景儿」，63「不好轻易下决断」，64「无可挑剔」の表す状況下に置かれていると説明している。その発生存在時間は甲類主語内容の存在時間に追隨して現在の文意と成る訳であるが，若し時間差を付けたい場合は下記の通り表現を補充する。

65 如今胤初出事，他原是欢喜不尽的，但接着大阿哥也出了事，刚刚松和一点的精神又拉得绷紧。《雍正皇帝》

66 先生真是神人，懂得神机妙算，就是八卷发黄的破书。当时我不同意帮他保管的，我说几本破书值什么钱，我家王爷府中到处都是，仇八却说我不懂，说这些书可值钱了，我问他值多少，他说至少也一万两银子。《刘墉》

67 胤初糊里糊涂辞出来，心里直犯嘀咕：清理户部的差事，自从胤禎代他清账之后，原是有些兴头的，没想到康熙面儿上几次夸奖，心里竟有许多的不是。魏东亭死了，穆武两个人还不知向皇上密陈了什么，要再死了曹寅可怎么好？《雍正皇帝》

68 朝阳门码头是运河北端之终点，明末战乱失修，原是久已湮没淤塞，不成摸样的了。《雍正皇帝》

文例65～68の主語内容は65「他」，66「我」が動詞句内容の発生主体，67「清理户部的差事」，68「朝阳门码头」が動詞句内容の受容客体と見做せ，非動態的動詞句が組み合わされている為，元来は現在の文意を表す処，「原」「当时」

「原」「原」を付加する事に因り，動詞句内容65「欢喜不尽」，66「不同意帮他保管」，67「有些兴头」，68「久已湮没淤塞，不成摸样了」の発生存在時間が発話時現在以前に引き上げられ，過去の意味を表すに至っている。

4.2 乙類，主語内容が発話時現在以前に存在し，発話時現在に於いては既に存在せず，単に話題として発話者に依って取り上げられている或る特定のものと見做せる場合について。この場合，主語内容の存在した発話時現在以前が時間基点と成る。説明対象である乙類主語内容が時間基点（発話時現在以前）に存在する為，従って動詞句内容もこの影響を受けて全体的に過去の文意を表すに至る。

4.2.1 乙類主語に対して動態的動詞句が組み合わされる場合について。この場合，発話時現在以前に存在する乙類主語内容の存在時間と動詞句内容の発生存在時間との関係で，時間基点時（発話時現在以前）を基軸とした更なる三種文意（過去の意味，現在の意味，未来的意味）が現出される。各々過去過去的文意，過去現在の文意，過去未来的文意と便宜的に称することとする。

4.2.1.1 過去過去的文意を表す場合について。

69 很早以前，山上有一个工厂，在那儿工作的都是乡下来的。

70 从前这儿住着几位工程师，他们是自己愿意到这儿来的。

71 “先皇帝天禧五年，你口称能求天神医好先帝的病，还在皇家后院掘得一只金甲神龟…” “那金龟真是从后院里掘出的吗？”《仁宗皇帝》

72 “道爷的卦还真灵呢，你不是说这院子里邪气重，有鬼嘛。谁知昨夜还真闹鬼哩，又是哭，又是叫，还扔砖头擦瓦，把尿盆都给打碎了，今晚就没得用。还请道爷给驱驱鬼吧！”刘墉暗笑，那鬼就是我派来的。《刘墉》

文例69～72の主語内容は69「在那儿工作的」，70「他们」が動詞句内容の発生主体と見做せ，71「那金龟」，72「那鬼」が動詞句内容の受容客体と見做せるが，動詞句内容69「乡下来」，70「自己愿意到这儿来」，71「从后院里掘出」，72「我派来」と主語内容との間に因果関係に因る前後関係を見て取れる為，動詞句内容の発生存在時間は時間基点（発話時現在以前）を基軸として更にそれ以前と成る。所謂大過去の様な存在である。

4.2.1.2 過去現在的文意を表す場合について。

- 73 “身为朝廷命官，如此草菅人命，死有余辜！”“父亲有所不知，那两个婢子都是得病死的，杜衍却一口咬定是黄德利害了他们。该死的是杜衍啊！呜呜……呜呜”《仁宗皇帝》
- 74 上一科北闈，是王鸿绪和葵叙的主考，下头十八房考官，听说没一个黑房！听说这个张三公子，听说是张相不许他走恩荫的路，功课逼得紧，累得病死的——《雍正皇帝》
- 75 昨天已经见了武丹，私下里问了问，他和魏东亭、曹寅、穆子煦共欠银子折到四百万两。银子，确是万岁爷几次南巡接驾花的。《雍正皇帝》
- 76 老爷，奴婢昨天晚间做了个梦，梦见朝廷来人召老爷回汴京呢，咱那所老宅子一点样儿也没变，门还是奴婢开的呢！《仁宗皇帝》

文例73～76の主語内容は73「那两个婢子」，74「这个张三公子」が動詞句内容の発生主体と見做せ，「银子」「门」が動詞句内容の受容客体と見做せる。一見すると，主語内容が発話時現在以前に一定時間存在し，動詞句内容73「得病死」，74「张相不许他走恩荫的路，功课逼得紧，累得病死」，75「万岁爷几次南巡接驾花」，76「奴婢开」はその内の一時点に発生存在したのみの様に映るが，乙類主語内容存在時に動詞句内容も発生存在した訳であるので，過去現在的文意と見做すのが妥当である。

- 77 乾隆哪里知道刚才的对弈中，这第二局是刘墉为了给夏儿面子故意让她的。《刘墉》
- 78 康熙四十二年索额图谋逆，是背着他干的，这件事经大理寺、刑部和理藩院审结，由张廷玉亲自掬献，早已是定论。《雍正皇帝》

文例77，78の主語内容77「这第二局」，78「康熙四十二年索额图谋逆」は動詞句内容の受容客体と見做せるが，その発生存在時間が動詞句内容77「刘墉为了给夏儿面子故意让她」，78「背着他干」の発生存在時間と全く重なるので，同様に過去現在的文意と見做せるものである。

- 79 本宫不管先祖皇上是如何做的，决不允许你冒犯人伦，胡作非为！何况夏儿格格已经同刘墉订下婚约，你怎能无端拆毁他人美满婚姻？《刘墉》

- 80 不瞞先生说，晏某那个枢密副使也是太后安插在枢密院，专为寻曹侍中短处的。只是晏某还懂得何为礼义廉耻，没让太后满意，朝堂上又替曹枢密说了几句公道话，便被赶到应天府来了。《仁宗皇帝》

文例79, 80の主語内容は79「先祖皇上」が動詞句内容の発生主体と見做せ、80「晏某那个枢密副使」が動詞句内容の受容客体と見做せるが、動詞句内容79「如何做」、80「太后安插在枢密院，专为寻曹侍中短处」が時間基点（発話時現在以前）に於いて発生存在しているか否か余り拘泥しないものであり、時間基点（発話時現在以前）に於ける発生存在時間不定の習慣行為や慣例行為を表している。然し一応過去現在の文意に属すると見做せるものである。

4.2.1.3 過去未来の文意を有する場合。

- 81 我小时候，火车站前面的广场上常常挤满了人，那些人是到外地找工作去的。
- 82 在高明楼身边多年，他见过的金银珠宝、字画古玩太多了。有的是人家送给高明楼的，也有的是高明楼巴结上司的，可是，这一次，高明楼如此不惜血本，倾囊而出，让他感到心惊。《刘墉》

文例81, 82の主語内容は81「那些人」が動詞句内容の発生主体と見做せ、82「有的」が動詞句内容の受容客体と見做せるが、動詞句内容81「到外地找工作去」、82「高明楼巴结上司」の発生存在時間が時間基点（発話時以前）より以後と見て取れる為、過去未来の文意と見做せる。動詞句内容が時間基点（発話時以前）と発話時現在の間に発生存在したであろうと予測させる文意である。

4.2.2 乙類主語に対して非動態的動詞句が組み合わされる場合について。

- 83 很早以前我爷爷还在世时，常在自己房间一个人呆着，他是很爱清淨的。
- 84 我办差不力、行止有亏子之道都是有的，小人辈构陷大逆罪名，置我于不臣之地，污我为叛君奸邪，胤初虽死不能瞑目。《雍正皇帝》

文例83, 84の主語内容は83「他」が動詞句内容の発生主体と見做せ、84「我办差不力，行止有亏子之道」が動詞句内容の受容客体と見做せるが、非動態的動詞句の動詞句内容「很爱清淨」「有」の発生存在時間は時間基点（発話時以前）に追隨するので、過去現在の文意と見做せる。

4.3 丙類，主語内容が発話時現在以後に存在し，発話時現在に於いては未発生未存在で，単に話題として発話者に依って取り上げられている或る特定のものと見做せる場合について。この場合，主語内容の存在するであろう発話時現在以後が時間基点と成る。説明対象である丙類主語内容が時間基点（発話時現在以後）に存在する為，従って動詞句内容もこの影響を受けて全体的に未来的文意を表すに至る。丙類主語の文例は余り多くは見られないが，丙類主語⁽¹⁰⁾は確実に存在する。

85 张老师的下一任老师，那位老师是会从新加坡来的。

86 你将来的夫人是会喜欢你这种脾气的。

87 凭雪芹兄的才华，小弟不敢说夺得头名，位列三元是绝对没有问题的，都是你那位红颜知己迷惑了你的心性，才使考场上没有发挥好，这叫情场得意考场失意。《刘墉》

88 世叔放心，花多少钱都包在侄儿身上，只要把刘罗锅赶出江苏，白花花的银子还会流回来的。《刘墉》

文例85～88の主語内容は85「那位老师」，86「你将来的夫人」が動詞句内容の発生主体と見做せ，87「位列三元」，88「白花花的银子」が動詞句内容の受容客体と見做せるが，動詞句内容85「会从新加坡来」，86「会喜欢你这种脾气」，87「绝对没有问题」，88「还会流回来」の発生存在時間は時間基点時（発話時以後）の影響を受けて発話時以後と成り，未来的文意を表すに至っている。丙類主語内容と動詞句内容の関係については今後更に研究を進める必要が有ると思われる。

4.4 丁類，主語内容が一般的不特定多数を指すものと見做せる場合について。甲類主語，乙類主語，丙類主語に関しては明瞭不明瞭を問わず必ず主語内容の存在時間，詰まり時間基点 —— 時間基点（発話時現在以前），時間基点（発話時現在），時間基点（発話時現在以後）—— が特定され，それを基軸に動詞句内容の発生存在時間が定められる訳であるが，丁類主語に関してはこの様な時間基点が存在しない。結果として発話時現在に於ける一般論的説明の様相を呈するに至る。

- 89 内务府大臣是掌管后宫吃穿用度的，多是皇上亲信之人充任，虽是肥缺并不负责殿试考试，对于排定金榜前十名当然没有资格参与。《刘墉》
- 90 即使是皇帝亲临授命，学士们不行跪拜礼，理由很简单，学士们是专门起草圣命的，是代天子秉笔的，还需要给谁跪拜？《仁宗皇帝》
- 91 年羹尧张大了嘴，一时有些不明白，一向以为，皇帝是想怎么花钱，就怎么花的。《雍正皇帝》
- 92 您老明鉴，这买人也是有门道的 —— 发为血余，齿为骨余，一要看头发，二要看他的牙！《雍正皇帝》
- 93 相亲时第一印象最重要，尽管老爷多艺多才，人品也好，但这是内在的东西，别人看不见。而身材相貌是睁眼就能看见的… 《刘墉》
- 94 状元是经过层层科考，从数以万计读书人中选拔出来的，当然有真才实学。《刘墉》

文例89～94の主語内容は89「内务府大臣」、90「学士们」、91「皇帝」が動詞句内容の発生主体と見做せ、92「这买人」、93「身材相貌」、94「状元」が動詞句内容の受容客体と見做せるが、その指す所は特定の人物事物等ではなく不特定多数のものである為、動詞句内容89「掌管后宫吃穿用度」、90「专门起草圣命」、91「想怎么花钱，就怎么花」、92「有门道」、93「睁眼就能看见」、94「经过层层科考，从数以万计读书人中选拔出来」も時間基点を失い、三種文意（過去的文意、現在的文意、未来的文意）とは無関係な存在と成ってしまう。但し発話時現在という基軸は存在する為、発話時現在に於ける一般論的説明の様相を呈するに至っている。

- 95 宋朝前期的宰相名称甚怪，就是宰相，也分成三等，这三等又是由所带学士官来决定的。《仁宗皇帝》

文例95の主語内容は95「这三等」で動詞句内容95「由所带学士官来决定」の受容客体と見做せるが、特に時間差を付けたい場合は当然乍らその旨の表現を付加すれば良い。95「宋朝前期」が之に当たる。因って宋代前期に於ける一般論的説明の様相を呈するに至っている。

5 本論文に於いては、主語内容が当文型文意の時制等方面に及ぼす影響について論じてきた。主語内容は

- ・動詞句内容の発生主体と見做せる場合
- ・動詞句内容の受容客体と見做せる場合

の二つの場合が存在し、その上で主語内容は更に

- ・甲類（主語内容が発話時現在に於いて発話者の目視又は把握可能範囲内に存在する或る特定のものと見做せる場合）、
- ・乙類（主語内容が発話時現在以前に存在し、発話時現在に於いては既に存在せず、単に話題として発話者に依って取り上げられている或る特定のものと見做せる場合）、
- ・丙類（主語内容が発話時現在以後に存在し、発話時現在に於いては未発生未存在で、単に話題として発話者に依って取り上げられている或る特定のものと見做せる場合）、
- ・丁類（主語内容が一般的不特定多数を指すものと見做せる場合）

に分けられる。それ等主語内容（発生主体か受容客体か及び甲～丁類の何類か）を持つ主語と組み合わされる動詞句の

- ・動態的動詞句
- ・非動態的動詞句

と云う性質と相俟って、三種文意（過去的文意、現在的文意、未来的文意）を現出せしめるに至っている。

注

- (1) 本論文研究対象である所の「主語＋(是)＋動詞句＋的」文型の動詞句部分であるが、動詞句部分に状況語が付加されていないもの、又動詞句部分に主語が付加されているものも含めて研究対象とした。
- (2) 小説《赵宋王朝・仁宗皇帝》より文例を引用。参考資料参照。以下同断。
- (3) 小説《刘墉（上）》より文例を引用。参考資料参照。以下同断。
- (4) 小説《雍正皇帝・九王奪嫡（上）》より文例を引用。参考資料参照。以下同断。
- (5) 拙稿《「是…的」構文と已然義の関係について》文中に於いても因果関係より生ずる過去的文意（已然義）に関して言及している。又当文型文意が主語内容の発話時現在に於ける存在状態に因って左右される事についても、拙稿《「是…的」構文と已然義の関係について》、《「是…的」構文の特徴と意味》、《「是…的」文型文末の「的」と已然義の性質について》文中で度々言及している所である。

- (6) 本論文では便宜上「過去の文意」と称しているが、中国大陸の論文に於いては普通「已然義」と称される。已然義の対義語が「未然義」であるが、本論文に於いては便宜的に之を「未来的文意」と称する。
- (7) 本論文に於いては主語内容の存在時間を文意の時間基点とする。後出する所であるが、時間基点には、時間基点（発話時現在以前）、時間基点（発話時現在）、時間基点（発話時現在以後）の三種類が存在する。主語内容が発話時現在に存在する場合、時間基点（発話時現在）は発話時現在と一致する事に成るが、主語内容が発話時現在以前や発話時現在以後に存在し、発話時現在に於いては存在しないと見て取れる場合、時間基点（発話時現在以前、発話時現在以後）と発話時現在と云う二つの時間基軸が存在する事に成る。
- (8) 拙稿《「是…的」文型文末の「的」と已然義の性質について》文中に於いて言及済み。
- (9) 当文型を論ずる場合、主語内容が動詞句内容の発生主体であるものを取り上げる事が多いが、本論文に於いては受容客体である場合についても取り上げる。
- (10) 丙類主語文例は未来的文意を表す事と成るが、基本的に未発生未存在の事を表すので、物事の情報は曖昧になる傾向に在る。今後更に研究を進める必要性があると思われる。

参考文献

- 栗原千里2013《「是…的」構文と已然義の関係について》桜文論叢第84巻89～115頁
栗原千里2015《「是…的」構文の特徴と意味》桜文論叢第89巻121頁～148頁
栗原千里2016《「是…的」文型文末の「的」と已然義の性質について》桜文論叢第91巻285～316頁
赵淑华1979《关于“是…的”句》语言教学与研究第1期58頁～64頁
史有为1984《表已然义的“的b”补议》语言研究第1期250～255頁
陈平1988《论现代汉语时间系统的三元结构》中国语文第3期401～402頁
龚千炎1991《谈现代汉语的时制表示和时态表达系统》中国语文第4期251～252頁

参考資料

- 《雍正皇帝・九王奪嫡（上）》二月河著 巴比倫出版社 1999
《刘墉（上）》赵辉著 北京图书馆出版社 2001
《赵宋王朝・仁宗皇帝》李之亮著 江苏文艺出版社 2007

文化大革命期における「一打三反」 キャンペーンに関する一考察

日 吉 秀 松

はじめに

1970年1月31日から2月5日にかけて、中国共産党中央（以下は中共と略称）は、相次いで「反革命破壊活動を打撃することに関する中央の指示」、「舗張浪費（贅沢と無駄）に反対することに関する通知」、「横領窃盗、投機倒把（投機取引）に反対することに関する指示」といった三つの文書を公表した。いわゆる「一打三反」キャンペーンである。

このキャンペーンは文化大革命（以下は文革と略称）期において、重要な政治運動であった。確かにこのキャンペーンが展開された時期は短かったが、中国社会には深刻な影響を与えたと言える。なぜかという、このキャンペーン中に処刑された者はほとんど「思想犯」や「政治犯」であったからである。

このキャンペーンがいつから始まったかは明確にされていない。一説としては69年8月よりすでに始まったという¹。この説は事実に近いと考えられる。なぜかという、このキャンペーンが公表される前の1970年1月27日、「北京の工人体育場で公開裁判が開かれ、スパイ罪、政治犯、刑事犯などの容疑で19人の被告が裁かれ、全員に死刑の判決が下

1 張郎郎 「關於文革中的『一打三反』運動」 <http://archies.cnd.org/HXWK/author/ZHANG-LangLang/zk0306b-1.gb.html>

され」²、すべてが処刑されたからである。

この処刑された19人のなかに「出身主義を論ず」の著者である遇羅克という北京輕工業学院の学生がいた。「遇羅克が殺されねばならなかったのはほかでもなく、その批判がいわゆる劉少奇・鄧小平体制に向けられていただけでなく、林彪および中央文化革命小組（当時組長・陳伯達）内の既得権益グループ（のちの四人組を含む）が擁護する体制にも向けられていたからである」³。言い換えれば、遇羅克が既存体制に反対しているということであった。遇羅克のほか沈元、顧文選などの政治犯もいたことで、「一打三反」キャンペーンの中心は、「一打」にあったと考えられる。「『一打』はまさに文革の運動のなかでの政治的異分子を弾圧することであった。被害者は主に『言論犯』、『思想犯』であった」⁴。

そのため、「一打」は1950年代初期から始まった「反革命鎮圧運動」の継続であったといえる。つまり、中国における「反革命鎮圧運動」はさまざまな形で継続している。ある意味では、それも中国の政治運動の特徴であると考えられる。たとえば、文革初期の1967年1月13日、中共中央と国務院は連名で「プロレタリアート文化大革命中における公安工作の強化に関する若干規定」、通称「公安6条」を公布した。この「公安6条」は毛沢東の提案によって、周恩来主宰の政治局会議で採択されたものであった⁵。「公安6条」は第二条と第四条が最も厳しい規定であった。また、この「公安6条」は文革が終結するまで有効であったことに注目すべきである。

第二条では、「およそ、反革命的匿名の手紙を寄せたり、秘密裏にあるいは公開の場で反革命的宣伝のビラを配布したり、張り出したり、反動的標語を書いたり、反動的スローガンを叫んだりすることや偉大なる領袖毛主席およびその親密の戦友である林彪同志を中傷し攻撃することは、現行の反革命行為であ

2 加々美光行『資料 中国文化大革命—出身血統主義をめぐる論争—』りくえつ出版、1980年出版、p.9。

3 加々美光行 前掲書 p.10。

4 楊繼繩 著 辻 康吾編 現代中国資料研究会 訳『文化大革命50年』岩波書店、2019年出版、p.30。

5 王力『王力反思録』下巻、香港北星出版社、2001年出版、p.561を参照。

るため、法によって裁かれるべきである」と規定している。第二条には毛沢東や林彪に対して批判などを禁止すると明記しているが、この禁止令は次第に江青、陳伯達、康生、張春橋など毛沢東派の人間までに拡大していった⁶。実際には、周恩来もその対象となっていた。そのため、1969年に「5・16」分子が糾弾されるようになった原因は、周恩来に反対したこととされた。したがって、この規定は明らかに言論を統制するものであったと言える。

第四条では、「地主、富農、反革命分子、ならず者、右派分子、強制的労働教育を受けた者および刑期を終えて農場で就職する者、反動的政党団体の主要なもの、反動的会道門（秘密結社）の幹部、旧軍隊の者（中隊長クラス以上）、旧政府関係者（保長以上）、旧憲兵、特務、刑期を終えた者、強制労働教育が解除される者、そして改造できていない者、投機取引者、拘束される者、管制される者、海外に逃亡して反動的な立場を堅持する反革命分子の家族は、外出し他の者との連携することを許さないし、氏名の変更を禁止し、歴史を偽造し革命群衆の組織に潜り込むことを禁じ、彼らの組織作りを固く禁止する。もし、これらの者が破壊的な行為をすれば、法によって嚴重に処分する」とある。

この規定は、言論の自由や表現の自由さらに個人の自由を徹底的に封じ込めるものであった。またこの規定から中国社会には出身による「賤民」となった者が存在していたことが明らかである。これらの「賤民」が常に迫害の対象となり、すべての政治運動の闘争の対象ともなった。「一打三反」キャンペーンで犠牲となった者の中には、いわゆる「賤民」出身者が多かった。たとえば、前述した遇羅克の両親は「右派」であった。このような「一打三反」キャンペーンに関する研究はあまり進んでおらず、確かに一部の研究者による研究や個人的な回顧録があるものの、この政治的キャンペーンについての研究は依然として初期段階にある。こうした研究状況の下で、本稿は先行研究を踏まえて「一打三反」キャンペーンを実施する動機の究明を目的とする。

6 王力 前掲書 p.563を参照。

1. 「一打三反」キャンペーンに関する先行研究

「一打三反」キャンペーンに関する先行研究には、多くの研究の中心を遇羅克個人に置いている。加々美光行が訳編した『資料中国文化大革命—出身血統主義をめぐる論争—』という資料集があり、それから、遇羅克の妹である遇羅錦が書き下ろした『ある冬の童話』である。その中に「間抜けなわたしは、どのようにして自分の日記もろとも兄の日記まで紛失してしまったのだろう！兄を売ったにも等しいのだった」⁷と遇羅克が逮捕される直接的な原因を述べている。当時の中国の言論統制の厳しさを物語っている。それらの資料や著作などはあくまでも特定の被害者が取り上げられたものにすぎない。

「一打三反」キャンペーンに関する先行研究にはアメリカ在住の丁抒の「1970年一打三反運動記實」と王鋭の「周恩来と『一打三反』運動」という研究論文がある。両論文は、「一打三反」キャンペーンにおける周恩来元首相の役割に言及している。両論文ともに周恩来がこの政治キャンペーンを主導したと主張した。まず、丁氏の論文では、周恩来が毛沢東と手を組んで「反革命破壊活動に打撃を加えた」という結論で、周恩来が主要な役割を果たしたと説いている。その理由は、「周恩来は、審査のために『中共中央反革命破壊活動に打撃を加えることに関する指示』の草案を毛沢東に送った。……それと同時に周恩来は一通の手紙をつけ、当該手紙では『われわれは討論を重ねて、今現在は戦争の準備と動員における一撮みの反革命分子の破壊活動に打撃を加える指示を出す必要がある』。翌日毛沢東がこの通りにするようにと指示した」⁸とのことである。このような理由で、周恩来がこのキャンペーンを主導していたと主張するが、根拠不足だと考えられる。王氏の論文も周恩来が「一打三反」キャンペーンを主導していたと強調しているが、同様に王氏の論文にもしかるべき根拠を示していない。中共革命期に延安で生まれた張郎郎の報告である

7 遇羅錦 安本実・竹内久美子 訳『ある冬の童話』田畑書店 1986年出版, p.32.

8 丁抒「1970年一打三反運動記實」『愛思想』<http://www.aisixiang.com/data/73854.html>

「文革期における『一打三反』運動について」の中でも、「一打三反」キャンペーンは毛沢東と周恩来の対立によって起こされた政治運動であるという説に異議を唱え、周恩来がこの政治的キャンペーンに深く関わっていると説いた。理由も丁、王両氏と同様であった。当時、死刑を免れた張氏は「一打三反」キャンペーンとは現代「坑儒」であると主張している⁹。毛沢東の大躍進運動に関する緻密な研究を行い、「墓碑」という重要な研究著作を書き下ろした楊繼繩も周恩来が「一打三反」キャンペーンを主導したと主張している¹⁰。その証拠も上述した丁氏が示すものと同様であった。文革研究家である丁凱文は「一打三反」キャンペーンが発動し執行される全過程においては、周恩来の責任が大きいと主張している¹¹。

したがって、諸先行研究の多くは、「一打三反」キャンペーンにおける周恩来の役割に言及し、論証しようとしたが、明確な結論としてはまだ根拠が足りないと思われる。単に周恩来が草案を作り、毛沢東の指示を仰ぐということだけでは、周恩来がこのキャンペーンを主導したとは言い難く、毛沢東の考えに基づき立案された可能性が高いと考えられる。毛沢東時代の状況に鑑みるに、かりに周恩来が「一打三反」のようなキャンペーンを実施したいと思ったとしても、毛沢東の意思に合致しなければ何もできなかったはずだ。つまり、忖度という側面があったとも言える。

2. 「一打三反」キャンペーンが実施された背景

①国内の情勢

「一打三反」キャンペーンを実施する前の年、即ち1969年4月中共第9回党

9 張郎郎 「關於文革中的『一打三反』運動」を参照。http://archies.cnd.org/HXWK/author/ZHANG-LangLang/zk0306b-1.gb.html

10 楊繼繩『天地翻覆—中国文化大革命史』下巻 香港天地圖書 2016年出版 p.633を参照。

11 丁凱文『解放軍與文化大革命』アメリカ明鏡出版社 2013年出版, p.321を参照。

大会が開かれ、林彪が毛沢東の後継者として党の規約に明記され、1968年10月にかつて毛沢東の後継者と見なされた劉少奇は「裏切り者、党内に潜んでいたスパイ、労働貴族」として追放されたこともあって、表面上では毛、林体制が確立されていた。

各地には革命委員会が成立され、文革初期の混乱が抑えられつつあり、あらたな社会秩序が確立されようとしていた。こうした状況のなかで、毛沢東にとっては紅衛兵組織を整理整頓する必要があった。

これまでに、毛沢東は紅衛兵を利用して劉少奇などを失脚させていた。したがって、紅衛兵は毛沢東にとって利用できる道具であり、一時期、紅衛兵の行動にはわざと制限をかけなかった。それもあって、紅衛兵にはさまざまな組織ができ、いろいろな新聞や雑誌を創刊して、その種類は数えきれないほどであった。また、紅衛兵以外に中国共産党や共産主義などの名に基づいて創立した組織も、雨後の筍のように誕生した。たとえば、㊦山西省の「中国共産主義連盟」、㊧寧夏回族自治区の「共産主義自修大学」、㊨福建省の「中国共産党幸福委員会」などがあった。それらの組織のリーダーおよびそのメンバーが「反革命分子」として処刑、無期懲役や有期懲役に処された。同じく共産党や共産主義の名義を使っても中共に認められることはなかったのである。つまり、中共以外の政治的な組織の存在が許されない状況のなかでも、当時の中国社会では、さまざまな準政党的グループが誕生していた。1969年5月3日に毛沢東は「5・16」という組織に対して次のような意見を表明した「殺人、放火、毒を与える行為を除いて、一人も殺さない。大部分の人を逮捕せず、私が言う毒を与えるのは食品に毒をあたえることであり、政治上のことではない」¹²。さらに、1970年2月、毛沢東が再び「5・16」に対して次のような指示を出した「反革命の『5・16』陰謀集団は1つの秘密組織であり、メンバーの人数が少なく、早く検挙され、そのリーダーも拘束したが、これ以上の摘発をしてはいけなし、問題を拡大してはならない。批判は必要だが、自白を強要してならず、そ

12『建国以来毛沢東文稿』第13冊、北京中央文献出版社 1998年出版、p.45。

れは信頼できない」¹³。『建国以来毛沢東文稿』第13冊の注釈には、この「5・16」という組織をこう説明している：「『5・16』というのは、もともと北京の『首都5・16紅衛兵』の反動的組織であり、彼らは……秘密組織を設立して秘密活動を行い、周恩来総理を攻撃する反動的ビラをまいたり、張り出したりした」¹⁴。いわゆる「5・16」組織は周恩来に反対したことがあったとしてもそれは1967年のことであった。しかし、「一打三反」キャンペーンを正式に実施したのは1970年2月であった。それにしても、同年3月25日に周恩来が毛沢東に呈した「『5・16』問題を徹底的に調査することに関する中共中央通知の草案」には次のような内容があった¹⁵：

一、「5・16」反革命陰謀集団は、『プロレタリアート文化大革命に間違いじみた攻撃をし、凶悪であり大罪である』。一部の人間が「5・16」反革命集団は全く存在しないと思いこみ、「5・16」を徹底的に調査することに強く抵抗して、名誉回復さえもしようとした。これは完全に誤りである。

二、現在、「5・16」を徹底的に調査する闘争がすでに展開され、一部の機関ではその調査を拡大化する傾向に特別な警戒と注意を払う必要がある。「5・16」反革命陰謀集団を暴く重点を主要なメンバーおよびその黒幕に置くべきである。……要するに教育を拡大し、打撃を縮小することである。

三、一部の機関は「5・16」を徹底的に調査する闘争の際に、自白を強要し、体罰あるいは変わった形の体罰さえも採用していることは全く誤りであり、毛主席の教えに違反するため、堅く制止すべきである。……。

四、「5・16」を徹底的に調査する際に拡大化を防ぐと同時に、そのほかの反革命分子との闘争を緩めるな。これまでの中央の指示にしたがい、

13『建国以来毛沢東文稿』第13冊 p.45。

14『建国以来毛沢東文稿』第13冊 pp.45～46。

15『建国以来毛沢東文稿』第13冊 pp.87～88。

これらの反革命を一掃すべきであり、……すべての組織を「5・16」と呼ぶべきではなく、あたかも「5・16」のほかには反革命的組織が存在しないようである。同時に「5・16」を徹底的に調査することを利用して、ブルジョアジーセクトを煽ることを防ぐべきである。

上述したように「5・16」に対して毛沢東の態度は比較的寛容であった。これは紅衛兵などの組織に対する毛沢東や周恩来の態度であった。それにより、毛沢東と周恩来の関係は微妙であったことが窺える。しかし、「5・16」を反革命的組織にしたことは、当該組織が周恩来を攻撃したことと関連性があると思われる。毛沢東が周恩来の提案に賛成したのは、周恩来と手を組んで文革を次段階に進ませようとしたと考えられる。それは、中共第9回全国大会の後「造反派」が毛沢東より与えられた使命はすでに終わっていたし、この機に「5・16」に打撃を加え、不逞な「造反派」を一掃しようとした。それから、毛沢東は第4回全国人民代表大会（以下は全人代と略称）を開催する準備を周恩来に命じた。つまり、文革の第一段階の目標を達成したことで、毛沢東は中国社会における一定の秩序を確立しようとしたのだ。そこで、党内の権力闘争を引き起こしたのは言うまでもなく毛沢東であった。1970年3月8日、国家主席の設置をめぐる毛沢東と林彪などの間に異なる意見があった。毛沢東が国家主席の設置を否定的な態度を示していたことに対して、林彪は国家主席の設置を主張し、毛沢東が再度国家主席に就任するよう要請した。その後、国家主席の設置問題は林彪を失脚させる理由の一つとなった。

つまり、毛沢東が文革において初期段階の成果を上げたところで、新たな目標にまい進するため利用価値がなくなった紅衛兵、および彼らによって創立されたさまざまな組織の一部が文革に反対するようになった。それゆえ彼らを一掃しようとしたのだ。それと同時に党内においても粛清を行なおうとした。これは1971年9月13日の林彪事件にかかわってくることである。

②国外情勢

1956年2月25日、フルシチョフの秘密報告でスターリン批判を行なったことで、中ソ間の関係がますます悪化し、60年代に入るとイデオロギー論争から軍事衝突へと発展した。ソ連との親密な同盟関係は敵対関係に転じてしまった。歴史上ロシアは中国から広範な土地を奪い取ったことがあり、また、1969年3月2日、中国黒竜江省のウスリー川における珍宝島（ロシア名：ダマンスキー島）の帰属をめぐる中ソ両軍の衝突が勃発、さらに、ソ連は中ソ国境地帯に「大量の機甲化部隊やミサイル部隊を配置し、『核』による攻撃を辞さない強力な構えをとった。外交面では、……ソ連首脳は『毛沢東の軍事官僚支配がもたらす危険な冒険』に対する闘争をよびかけ、4月から5月にかけて势力的にインド、モンゴル、北朝鮮の中国周辺諸国へのテコ入れを行なった」¹⁶。

中ソ分裂以後、中国はアルバニアを除いてソ連をはじめとする社会主義陣営に孤立され、それに加えて1949年以後はアメリカと対決する状況にあり、アメリカとの接触はあったものの、自由主義陣営との関係はまだ回復されないまま、空前の孤立状態にあった。こうした緊張を孕む国際関係の中に置かれた中国は当然ながらソ連を最大の脅威とみなしていた。

3. 「一打三反」キャンペーンの過程

上述したように中共第9回全国大会が開かれ、劉少奇が追放され、各地で革命委員会が成立し、党の再建や経済活動の再開や社会秩序が再構築されつつある状況の下で、「革命一服」論に反発するかのように経済領域における「階級闘争」が強調された。たとえば、「経済領域の階級闘争を真剣に行おう」、「農村経済領域の階級闘争をしっかりと行おう」、「工業領域の階級闘争をまじめに行おう」などの論文にそれがみられる。そこで、「一打三反」キャンペーンはこうした「階級闘争」の深化に関連したと考えられる。

16『アジア動向年報 1970年版』アジア経済研究所出版 1970年、p.100

毛沢東はよく「階級闘争」の名を利用して政治的目標を達成しようとした。今回も同様に、「一打三反」キャンペーンを通じて、「階級闘争」の激しさを証明しようとした。

1970年1月30日、中共政治局で議論され、まとめられた「反革命破壊活動を打撃することに関する中央の指示」の草案は周恩来により毛沢東に呈された。この草案は次のように述べている：「戦争準備に実行を移し、国防を強固するため、反革命分子の各種の破壊活動に対し断固として打撃を加える必要がある。一、思い切って大衆を立ち上がらせるべきである。二、重点を突出すべきである。三、二つの異なる性質の矛盾を厳格に区分し、敵味方を区別し、犯罪と誤りを弁えるべきである。四、広範に徹底的に宣伝、動員を鳴り物入りで行うべきである。五、殺人（処刑の意味—引用者注）を批准する権限を統括すべきであり、処刑は各省、市、自治区の革命委員会の批准を必要とし、それを中央に申告すべきである。六、指導を強化すべきである」、その草案に毛沢東が同意し、「その通りにするように」と指示した¹⁷。この草案にある処刑権限を地方に移管する指示が、そのあとに各地で処刑ラッシュを引き起こした。1970年2月から11月までに「184万人の裏切り者、スパイ、反革命分子などが検挙され、284800人が逮捕され、数千人が処刑された」¹⁸という説がある。

また、「反革命的破壊活動」とはなにか、草案では次のように解釈している：「敵に内通し国を裏切り、暴動を企み、軍事情報を探り、機密を盗み、殺人凶行、放火や毒入れ、反攻し逆清算を行ない、党と社会主義制度を悪辣に攻撃し、国家財産を強奪し、そして社会治安を破壊する、現行の反革命分子に対して断固たる鎮圧を加えるべきである」¹⁹。さらに草案は「気炎当たるべからず、積悪、民衆の憤りは非常に強い。殺さなければ民衆の憤りが収まらない反革命

17『建国以来毛沢東文稿』第13冊 p.77。

18 王年一『大動乱的年代』河南人民出版社 1988年出版, p.337。この処刑の人数に関して、さまざまな説があり、丁抒の10万人説もあれば、王銳が2, 3万人間の説もある。

19 宋永毅 編『中国文化大革命文庫』CD-R 中文大学中国研究服務中心出版, 2010版。

分子を断固として処刑すべきである」と説明し、「処刑や裁判を行う時には群衆大会を開催して公開裁判を行い、即座に実行せよ」²⁰と鎮圧の方法を提示している。

処刑の権限を地方に移管することで、各地において言論犯や思想犯が多数処刑された。ここで、一部の案例を紹介しておく。

1) 「共産主義自修大学」(以下は共大と略称) 案²¹

共大は66年、67年に大卒の者や高卒の者13名(その中の5名が共青团団員、3名が農村に赴く知識青年である)によって1969年11月寧夏回族自治区首都銀川に自修的グループ「共大」として創立された。このグループのメンバーは主にマルクス主義理論を勉強し、共産主義のために終生奮闘する誓いを立てていた。当該グループは雑誌の発行を中心に自修と議論を通じて学習を行い、グループが成立してから、自主的に2期の雑誌を制作し、社説などの6篇の文章や3篇の農村調査報告を掲載した。このような学習グループは当局を震撼させ、その結果、寧夏のほか北京や湖南などの地域で逮捕の嵐を呼んだ。社説「70年代第二の春を迎える」が彼らの罪状となった。この社説は「革命は批判である。それは精神的批判と物質的批判を含んでいる。矛盾対立を暴き、闘争を直視し、現実中の不合理なことがらを批判し、旧世界を批判したうえで、新しい社会を切り開こうではないか」と述べている。それに対し、当局は「反革命的暴力をもってプロレタリアート独裁を転覆しようとし、資本主義の復活を図ろうとした」という罪状を認定した。

結果は13人のメンバー中、3人が「反革命罪」で処刑され、そのほかは無期懲役、禁錮刑、拘束、隔離などの処罰を受けた。これはまさに20世紀の「文字の獄」と言っても過言ではない。

2) 福建「中国共産党幸福委員会」案²²

福建省龍岩県農民、謝洪水が居住する村は1960年の大飢饉に見舞われ、謝の

20 宋永毅 前掲書

21 『荒友家園』 <http://www.jianzi103.com/flash/zaixiandushu/2011-05-31/829.html> を参照

22 丁抒 前掲書を参照

子供を含む400数人が餓死した。1961年に劉少奇の「三自一包」²³という農村政策のおかげで生活が改善されたと謝は失脚させられた劉少奇に同情して「中国共産党幸福委員会」を創立し、当該組織が劉少奇に直接指導を受けていると明言した。さらに、自ら制定した中央委員会メンバーを劉少奇、彭徳懷、彭真、鄧小平、周恩来、朱徳、宋慶齡、董必武などとし、毛沢東や林彪や江青などはそのメンバーに入れなかった。また、いわゆる「軍事委員会」機密書類を制作して「劉少奇に従え」、「毛沢東の支配を転覆させよ」と呼びかけた。約三百人が参加したグループであった。当然、その行為は当局にとって許されるわけがない。1970年3月に謝洪水など19人が死刑と宣告され、処刑された。また、自殺に追い込まれた者が12人にも上った。

3) 山西「中国共産主義聯盟」案²⁴

このグループは強制労働の農場で創立されたものであり、その主要なメンバーは拘留中の政治犯であった。主要なメンバーをここで紹介しておこう。

徐関増：1960年「中国社会主义自由民主党」を創立したことで、死刑執行猶予の判決を受け、1962年に無期懲役に改められた。

王汝強：1958年イギリス駐北京記者弁公室の通訳、イギリス帝国主義記者に中国の政治、経済情報を提供し、中国の党と政府を中傷し攻撃した」という罪名で15年間の有期懲役の判決を受けた。

任大熊：1957年当時、北京大学数学学科の助教であった。図書館からフルシチョフの秘密報告を刊行したイギリスの新聞『労働者日報』を借り、二人の学生と一緒にそれを翻訳してキャンパスの中に張り出し、学生に閲覧させた。このため、反右派闘争の時、任は学生二人ともに右派とされ、任は無期懲役の判決を受けた。

劉世広：1957年当時、清華大学の学生であった。反右派闘争の時、右派とさ

23 〈三自一包〉の〈三自〉とは自留地をできるだけ多く残し自由市場を設け、損益に責任を負う企業を多く作ることであり、〈一包〉とは農業生産の任務を1戸ごとに請け負わせる政策をさす

24 丁抒 前掲書を参照

れ、1958年に13年の有期懲役の判決を受けた。

1970年3月、彼らは強制労働の農場で「中国共産主義聯盟」と「科学的共産主義」といったグループを創立し、「ユーゴスラビア綱領やソ連の路線」を認め、「反革命的文章や詩などを書き、あらゆる分野から中国の社会主義制度とプロレタリアート独裁を中傷し攻撃し、偉大なる領袖である毛主席と中国共産党を罵った」という罪状で死刑判決を受け、処刑された。

4) 任毅の『南京知識青年の歌』案²⁵

任毅は66年に南京市第八中学校の高等部を卒業し、1968年12月に江浦県の農村に定住したいいわゆる知識青年であった。当初、農民からの再教育の必要性を信じていたが、現実的には、農民たちは都市部からやってきた知識青年を歓迎していなかった。このような矛盾を感じた任毅は農民からの再教育という政策に疑問を抱く。結果的にこの疑問を『わが故郷』という歌にし、のちに、全国範囲で人々が陰ながら人々に歌われるようになった。もちろん、この歌も毛沢東の知識青年政策に反対するものとして糾弾され、江青、張春橋、姚文元など当時中央中枢部にいた者もこの歌に強い警戒心をもった。1970年2月19日、任毅は「反動的な歌を作り、知識青年政策を破壊し、毛主席のプロレタリアート革命路線および戦略配置を妨害し破壊した」という罪名で逮捕された。同年5月20日に地域当局は死刑という結論を出したが、6月6日に江蘇省党委員会に批准指示を仰いだ結果、10年の有期懲役に改められた。ここでも当時の中国法体制を窺うことができる。すなわち、江蘇省党委員会は処刑を批准することができることである。

終わりに：

以上の事例によって、「一打三反」キャンペーンの性質は、異分子の排除にあったことが明らかである。この「一打三反」キャンペーン実施と「5・16」

25「文革時青年因写歌被判死刑 许世友下令枪下留人」<https://history.sohu.com/20161229/n477258124.shtml> を参照

分子の追及によって、各地の革命委員会に存在した異質な造反派メンバーを一掃できたと言える²⁶。それだけではなく、「一打三反」キャンペーンは毛沢東に主要な責任があると考えられる。周恩来にも責任はあったが、あくまでも周は従属的な地位にいたからである。「一打三反」キャンペーンを実施する前に、周恩来が毛沢東との間に何の相談もなく、毛沢東の同意を得ずして勝手に政治局会議を開き、重要な政策を講じようとするなどできたはずがない。

1970年12月に毛沢東は「われわれは殺人によって統治することのではない」という指示を出した。この毛沢東の指示から、一般的には「周恩来が勝手に『一打三反』キャンペーンを実施した」という結論に至った。が、しかし、やはり証拠が足りない。「一打三反」キャンペーンに関する責任を論じることは大事であるが、「一打三反」キャンペーンの動機を追究することは同レベルに大切であると思われる。

1970年という年は、毛沢東にとっても重要な年であった。文革の初期成果を収め、次の段階が非常に重要であった。それは、林彪を失脚させるという段階である。この段階においては、周恩来の協力が不可欠であった。こうした時期において、「一打三反」キャンペーンと「5・16」組織に対する徹底的調査を同時に進行させたことは、毛沢東と周恩来の心と心が通じ合っていたからだと考えられる。すなわち、毛沢東が主導し、周恩来がそれに協力したことで、不逞の紅衛兵や造反派を一掃することができた。したがって、中共第10回全国大会で、毛沢東派の紅衛兵や造反派の関係者が中央委員会のメンバーになり、文革派が優勢になったのである。これこそが、「一打三反」キャンペーンの真の目的であったと考えられる。

26 丁凱文 前掲書 p.321を参照。

品 词

—— 中国语言学基础理论音等论区分品词在语言教学中的作用 ——

萬 清 華

提 要

迄今的现代汉语语法以字词为依据，不能够用于指出 1 个语言单位是怎样的，不能够用于指出语言单位的数目类型，不能够用于指出任何 1 个语言单位具有的全部成分单位及其数目类型，因而也就不能够用于指出任何 1 个句子语法单位及其成分结构是怎样的。

如果可以把归类的音声语言表达形式中存在的大小停顿（用于语言分析时称作：句切）、轻重音、标峰重音等等超音成分用于语言分析，就可以区分语言单位及其全部成分单位数目类型，其结果可以用于指出任何 1 个句子及其语法结构是怎样的。

我们把概括这一语言学分析方法及其结果的方法论称作：“音等论”（笔者 1998）。本文汇报中国语言学基础理论音等论研究中依据句子语法结构单位成分中语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律区分的句子中句法词成分的语法词类型，即：品词，以及这一分析方法及其结果用于语言教学中的作用。包括 2 个方面问题：一、轻重音用于区分语法词。扼要说明“句子语法结构单位成分”和“区别轻重音的品词类型”。二、用于语言教学中的作用。扼要说明“分析 1 个句子语法结构”和“单语和语法词及其类型”。

把由音声语言表达形式中归类的大小停顿（用于语言分析时称作：句切）、

轻重音、标峰重音等等超音成分用于语言分析，可以指出句子语言单位的数目类型及其全部成分单位，其结果可以用于指出汉文字标记的句子作为语法单位，即，语法结构单位。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的音声语言的标记形式可以用于指出任何1个句子具有包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的标记形式，可以用于指出1个句子语法结构单位表示的1个句子语言单位。句子语法结构单位的成分单位是句法词和语法词，句法词表示不可再切分的句单位，语法词表示区别轻重音的语素。

句子中每1个区别轻重音的语素具有无限数量的同类语素，所有同类语素汇成的1个语素集合体表示语汇中的1个单语。单语充任语法词，同一单语可以充任无限数量任何句子中1个语法词表示的1个区别轻重音语素及其无限数量所有同类语素。汉文字标记的1个单语表示语素集合体，相同汉文字标记的单语不一定是同一单语。单语成分是语元素。单语成分的每1个区别轻重音的语元素具有1个语元素音节和汉文字标记。

文字符号作为标记单位，可以标记全部语言成分单位。汉语的标记单位是表意文字的汉文字，汉语语音的标记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以标记全部语言成分单位。汉文字标记表示的基本单位是语元素。汉语拼音符号标记表示的基本单位是语音元素。

汉文字标记的单语可以用于指出重音类单语和轻音类单语发音时的轻重音规律。用附加标峰重音符号描写重音类单语发音时起标峰作用的重音语元素可以用于指出重音类单语成分数目类型及其轻重音规律。

汉文字标记的单语充任句子中句法词成分的任何1个语法词表示1个区别轻重音的语素。用附加句切符号和标峰重音符号描写句子可以用于指出语法词的轻重音。

汉文字标记的句子中，句法词成分可以用于指出重音句法词和轻音句法词的轻重音规律。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为4个类型：偏正关系、限定关系、动宾关系、补助关系，可以用于指出语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律。

语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律可以用于区分句子中句法词成分的语法词类型，即：品词。品词类型包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等8品词。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出任何1个句子具有2个形式，即：包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的标记形式。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的1个句子，可以用于指出音声语言表达形式和音声语言的标记形式相一致的正确1个句子。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出分析1个句子语言单位，包括四个部门：句法部门、语汇部门、语音部门、标记部门。汉语的标记单位是表意文字的汉文字，汉语语音的标记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以标记全部语言成分单位。汉文字标记的句子作为语法单位，即，语法结构单位。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的1个句子，可以用于指出其表示语言单位。语法结构单位成分包括句法词表示不可再切分的句单位和语法词表示区别轻重音的语素。分析1个句子的语法结构，只要指出了句法词和语法词，语法结构就清楚了。可以用于指出1个句子语法结构单位成分不是以往所谓“主谓宾定状补”。可以化解以往现代汉语研究中语法单位、语法结构及其成分以及相关联的各种各样无法解决的全部疑难问题，可以用于简化基础语言教学程序。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出汉文字标记的单语是语汇单位。单语表示区别轻重音的语素集合体。单语充任句子中句法词成分的任何1个语法词表示1个区别轻重音的语素。可以用于指出单语、语法词可以把以往所谓“字词”区分开。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出汉文字标记的句子语法结构单位成分中，语法词是句法词成分，表示区别轻重音的语素。语法词类型可以区分为包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等8品词。重音句法词成分中表示重音类语素的重音类语法词为重音类实词，相同汉文字标记表示的语法词不一定是重音类实词。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以

区分为4个类型，补助关系的语法词结构中起补助作用的语法词为轻音类语法词表示轻音类语素，区分为轻音类虚词。区分品词类型可以把句子中语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律揭示出来。可以适用于今后的基础语言教学。

文中指出，中国语言学基础理论音等论是语言学的方法论，这一语言学的分析方法及其结果可以用于指出“语言是人类思维的表现手段。可以概括所有任何时候无论过去现在将来发生发展消亡全过程中任何存在和有可能存在的任何1个语言共同体约定俗成的思维的表现手段。语言是人类社会的产物。人类与语言共存，语言与人类社会同步发展。”“语言形式是语言分析的对象，包括音声语言表达形式和音声语言的表记形式。1个语言的语言形式是1个语言共同体约定俗成的思维表现的形式。1个音声语言表达形式是语言分析的基本单位，表示语言的基本成分单位句子。音声语言的表记形式是对音声语言的表记，表记单位是文字符号。分析语言的基本成分单位包括句法、语汇、语音、表记四个部门。”（引自：笔者2017年〈语法结构〉《樱文论丛 第97卷 2018年3月》。）可以用于解答语言学基础理论研究中的语言形式、语言单位、语法部门、语法单位、句法语汇结构、句法结构、语汇结构、语音结构和全体语法结构及其关系以及其他有关方面的问题，可以化解以往语言研究、语言学基础理论研究、中国语言学基础理论研究和现代中国语语法、语汇、语音研究中无法解决的全部疑难问题，可以适用于今后的语言学基础理论研究和语言教学与研究以及其他相关联的各个领域。

前言

（一）本文讨论有关品词问题

迄今的现代汉语语法以字词为依据，不能够用于指出 1 个语言单位是怎样的，不能够用于指出语言单位的数目类型，不能够用于指出任何 1 个语言单位具有的全部成分单位及其数目类型，因而也就不能够用于指出任何 1 个句子语法单位及其成分结构是怎样的。

如果可以把归类的音声语言表达形式中存在的大小停顿（用于语言分析时称作：句切）、轻重音、标峰重音等等超音成分用于语言分析，就可以区分语言单位及其全部成分单位数目类型，其结果可以用于指出任何 1 个句子及其语法结构是怎样的。

我们把概括这一语言学分析方法及其结果的方法论称作：“音等论”。“音等论”最初是笔者1998年提出的。（参见：笔者2018〈语言学的方法论〉《樱文论丛 第100卷 2019年9月》。）本文汇报中国语言学基础理论音等论研究中依据句子语法结构单位成分中语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律区分的句子中句法词成分的语法词类型，即：品词，以及这一分析方法及其结果用于语言教学中的作用。

1，区分句法词结构成分语法词类型

以往的现代汉语语法不能够用于指出 1 个句子语言单位具有的全部成分单位及其数目类型，因而也就不能够用于指出任何 1 个句子语法单位及其成分结构是怎样的。

把由音声语言表达形式中归类的大小停顿（用于语言分析时称作：句切）、轻重音、标峰重音等等超音成分用于语言分析，可以指出句子语言单位的数目类型及其全部成分单位，其结果可以用于指出汉文字标记的句子作为语法单位，即，

语法结构单位。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的音声语言的标记形式可以用于指出任何1个句子具有包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的标记形式，可以用于指出1个句子语法结构单位表示的1个句子语言单位。句子语法结构单位的成分单位是句法词和语法词，句法词表示不可再切分的句单位，语法词表示区别轻重音的语素。

句子中每1个区别轻重音的语素具有无限数量的同类语素，所有同类语素汇成的1个语素集合体表示语汇中的1个单语。单语充任语法词，同一单语可以充任无限数量任何句子中1个语法词表示的1个区别轻重音语素及其无限数量所有同类语素。汉文字标记的1个单语表示语素集合体，相同汉文字标记的单语不一定是同一单语。单语成分是语元素。单语成分的每1个区别轻重音的语元素具有1个语元素音节和汉文字标记。

文字符号作为标记单位，可以标记全部语言成分单位。汉语的标记单位是表意文字的汉文字，汉语语音的标记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以标记全部语言成分单位。汉文字标记表示的基本单位是语元素。汉语拼音符号标记表示的基本单位是语音元素。

汉文字标记的单语可以用于指出重音类单语和轻音类单语发音时的轻重音规律。用附加标峰重音符号描写重音类单语发音时起标峰作用的重音语元素可以用于指出重音类单语成分数目类型及其轻重音规律。汉文字标记的单语充任句子中句法词成分的任何1个语法词表示1个区别轻重音的语素。用附加句切符号和标峰重音符号描写句子可以用于指出语法词的轻重音。

汉文字标记的句子中，句法词成分可以用于指出重音句法词和轻音句法词的轻重音规律。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为4个类型：偏正关系、限定关系、动宾关系、补助关系，可以用于指出语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律。

语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律可以用于区分句子中句法词成分的语法词类型，即：品词。品词类型包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等8品词。

2, 区分品词用于语言教学中的作用

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出任何 1 个句子具有 2 个形式，即：包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的标记形式。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的 1 个句子，可以用于指出音声语言表达形式和音声语言的标记形式相一致的正确 1 个句子。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出分析 1 个句子语言单位，包括四个部门：句法部门、语汇部门、语音部门、标记部门。汉语的标记单位是表意文字的汉文字，汉语语音的标记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以标记全部语言成分单位。汉文字标记的句子作为语法单位，即，语法结构单位。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的 1 个句子，可以用于指出其表示语言单位。语法结构单位成分包括句法词表示不可再切分的句单位和语法词表示区别轻重音的语素。分析 1 个句子的语法结构，只要指出了句法词和语法词，语法结构就清楚了。可以用于指出 1 个句子语法结构单位成分不是以往所谓“主谓宾定状补”。可以化解以往现代汉语研究中语法单位、语法结构及其成分以及相关联的各种各样无法解决的全部疑难问题，可以用于简化基础语言教学程序。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出汉文字标记的单语是语汇单位。单语表示区别轻重音的语素集合体。单语充任句子中句法词成分的任何 1 个语法词表示 1 个区别轻重音的语素。可以用于指出单语、语法词可以把以往所谓“字词”区分开。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出汉文字标记的句子语法结构单位成分中，语法词是句法词成分，表示区别轻重音的语素。语法词类型可以区分为包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等 8 品词。重音句法词成分中表示重音类语素的重音类语法词为重音类实词，相同汉文字标记表示的语法词不一定是重音类实词。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为 4 个类型，补助关系的语法词结构中起补助作用的语法词为轻音类语法词

表示轻音类语素，区分为轻音类虚词。区分品词类型可以把句子中语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律揭示出来。可以适用于今后的基础语言教学。

中国语言学基础理论音等论是语言学的方法论，这一语言学的分析方法及其结果可以用于指出“语言是人类思维的表现手段。可以概括所有任何时候无论过去现在将来发生发展消亡全过程中任何存在和有可能存在的任何1个语言共同体约定俗成的思维的表现手段。语言是人类社会的产物。人类与语言共存，语言与人类社会同步发展。”“语言形式是语言分析的对象，包括音声语言表达形式和音声语言的表记形式。1个语言的语言形式是1个语言共同体约定俗成的思维表现的形式。1个音声语言表达形式是语言分析的基本单位，表示语言的基本成分单位句子。音声语言的表记形式是对音声语言的表记，表记单位是文字符号。分析语言的基本成分单位包括句法、语汇、语音、表记四个部门。”（引自：笔者2017年〈语法结构〉《樱文论丛 第97卷 2018年3月》。）可以用于解答语言学基础理论研究中的语言形式、语言单位、语法部门、语法单位、句法语汇结构、句法结构、语汇结构、语音结构和全体语法结构及其关系以及其他有关方面的问题，可以化解以往语言研究、语言学基础理论研究、中国语言学基础理论研究和现代中国语法、语汇、语音研究中无法解决的全部疑难问题，可以适用于今后的语言学基础理论研究和语言教学与研究以及其他相关联的各个领域。

（二）本文包括2个方面问题

本文汇报中国语言学基础理论音等论研究中依据句子语法结构单位成分中语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律区分的句子中句法词成分的语法词类型，即：品词，以及这一分析方法及其结果用于语言教学中的作用。

本文包括以下2个方面问题：

一、轻重音用于区分语法词

1. 句子语法结构单位成分

(1) 句法词和语法词

(2) 单语充任语法词

2. 区别轻重音的品词类型

(1) 汉语的表记单位

(2) 单语和品词类型

二、用于语言教学中的作用

1. 分析 1 个句子语法结构

(1) 句子的 2 个形式

(2) 句子的语法结构

2. 单语和语法词及其类型

(1) 单语是语汇单位

(2) 语法词及其类型

本文中若有与笔者以往其他文中不同处，以本文为准。

一、轻重音用于区分语法词

1. 句子语法结构单位成分

把由音声语言表达形式中归类的大小小停顿（用于语言分析时称作：句切）、轻重音、标峰重音等等超音成分用于语言分析，可以指出句子语言单位的数目类型及其全部成分单位，其结果可以用于指出汉文字标记的句子作为语法单位，即，语法结构单位。句子语法结构单位的成分单位是句法词和语法词，句法词表示不可再切分的句单位，语法词表示区别轻重音的语素。

句子中每1个区别轻重音的语素具有无限数量的同类语素，所有同类语素汇成的1个语素集合体表示语汇中的1个单语。单语充任语法词，同一单语可以充任无限数量任何句子中1个语法词表示的1个区别轻重音语素及其无限数量所有同类语素。汉文字标记的1个单语表示语素集合体，相同汉文字标记的单语不一定是同一单语。单语成分是语元素。单语成分的每1个区别轻重音的语元素具有1个语元素音节和汉文字标记。

（1）句法词和语法词

把由音声语言表达形式中归类的大小小停顿（用于语言分析时称作：句切）、轻重音、标峰重音等等超音成分用于语言分析，可以指出句子语言单位的数目类型及其全部成分单位，其结果可以用于指出汉文字标记的句子作为语法单位，即，语法结构单位。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的音声语言的标记形式可以用于指出任何1个句子具有包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的标记形式，可以用于指出1个句子语法结构单位表示的1个句子语言单位。句子语法结构单位的成分单位包括句法词和语法词，句法词表示不可再切分的句单位，语法词表示区别轻重音的语素。

例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的音声语言的标记形式可以用于指出“| 我 | 是 | 学·生 |。”是1个句子，可以用于指出1个句子

语法结构单位表示的 1 个句子语言单位具有包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的表记形式。这 1 个句子成分中的句法词“| 我 |”“| 是 |”“| 学·生 |”分别表示不可再切分的句单位，语法词“我·”“是·”“学·生”分别表示区别轻重音的语素。又如，可以指出“| 你·好 |。”这 1 个句子中的句法词“| 你·好 |”表示不可再切分的句单位，语法词“你·”“好·”分别表示区别轻重音的语素。

1) 句子中的句法词

句子中的句法词是句子语法结构单位成分之一。句法词表示不可再切分的句单位。

句法词及其数目。任何 1 个句子中的句法词表示不可再切分的句单位，任何 1 个句子中的每 1 个句法词前后有句切，可以用于指出句法词及其数目。

例如，朗读汉文字标记的音声语言的表记形式用附加句切符号和标峰重音符号描写“| 我 | 是 | 学·生 |。”可以用于指出这是 1 个句子，句法词表示不可再切分的句单位，句法词前后的句切可以用于指出这 1 个句子的句法词数目为 3 个。又如，可以指出“| 你·好 |。”是 1 个句子，句法词前后的句切可以指出这 1 个句子的句法词数目为 1 个。

指出句法词类型。句法词成分的语法词表示区别轻重音的语素，可以用于指出句法词类型。重音句法词成分中有 1 个表示起标峰作用中心语（即重音语素）的重音类语法词，可以用于指出包括重音型句法词、前重型句法词、后重型句法词的重音句法词，可以用于指出轻音型句法词是只含轻音类语法词的轻音句法词。

例如，可以指出“| 我 | 是 | 学·生 |。”这 1 个句子中，重音句法词“| 我 |”“| 学·生 |”分别包含的重音类语法词“我·”“学·生”即表示起标峰作用的中心语（即重音语素），可以用于指出重音句法词“| 我 |”“| 学·生 |”为重音型句法词，轻音句法词“| 是 |”只含轻音类语法词“是·”表示次轻音语素，可以用于指出轻音句法词“| 是 |”为轻音型句法词。又如，可以指出“| 你·

好 |。”和“| 你好吗 | ?”这2个句子中，“| 你好 |”和“| 你好吗 |”分别是包含2个以上重音类语法词或有其他轻音类语法词的重音句法词，“| 你好 |”中的重音类语法词“你”“好”分别表示重音语素和次重音语素，其中，重音类语法词“你”表示起标峰作用的中心语（即重音语素）在其他重音类语法词表示的次重音语素前，可以用于指出重音句法词“| 你好 |”为前重型句法词，“| 你好吗 |”中的重音类语法词“你”“好”分别表示次重音语素和重音语素，轻音类语法词“吗”表示轻音语素，其中，重音类语法词“好”表示起标峰作用的中心语（即重音语素）前有其他重音类语法词表示的次重音语素，可以用于指出重音句法词“| 你好吗 |”为后重型句法词。

汉文字标记的句子语法结构单位成分中，句法词成分的语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为4个类型，可以用于指出语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律。

以下略记（参见：2. 区别轻重音的品词类型）。

2) 句子中的语法词

句子中的语法词是句子语法结构单位成分之一。语法词是句法词成分。语法词表示区别轻重音的语素。

语法词及其数目。句子中的1个语法词表示1个区别轻重音的语素，可以用于指出句子中句法词成分的语法词及其数目。

例如，可以指出“| 我 | 是 | 学生 |。”这1个句子中3个句法词成分的语法词“我”“是”“学生”分别表示1个区别轻重音的语素，表示重音语素（重音类语素）的语法词“我”“学生”区分为重音类语法词，表示次轻音语素（轻音类语素）的语法词“是”区分为轻音类语法词，可以用于指出这1个句子中语法词数目为3个，重音类语法词数目为2个，轻音类语法词数目为1个。重音类语法词“我”“学生”分别构成重音型句法词“| 我 |”“| 学生 |”，轻音类语法

词“是”构成轻音型句法词“| 是 |”。

句子中的 1 个语法词表示 1 个区别轻重音的语素，还可以用于指出语法词表示的区别轻重音的语素成分是语元素。

例如，可以指出“| 我 | 是 | 学生 |。”这 1 个句子中 3 个语法词表示的区别轻重音的语素，其中，重音类语法词“我”表示的重音语素（重音类语素）包含 1 个重音语元素，轻音类语法词“是”表示的次轻音语素（轻音类语素）包含 1 个次轻音语元素，重音类语法词“学生”表示的重音语素（重音类语素）包含 2 个语元素：1 个重音语元素和 1 个次轻音语元素。可以用于指出语法词表示的区别轻重音的语素成分是语元素。

指出语法词类型。句子中的语法词表示区别轻重音的语素，可以用于指出表示重音类语素的重音类语法词和表示轻音类语素的轻音类语法词可以区分为重音类实词和轻音类虚词。

例如，可以指出“| 我 | 是 | 学生 |。”这 1 个句子中表示重音类语素的重音类语法词“我”“学生”可以区分为重音类实词，表示轻音类语素的轻音类语法词“是”可以区分为轻音类虚词。

汉文字标记的句子语法结构单位成分中，句法词成分的语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为 4 个类型，可以用于指出语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律，语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律可以用于区分句子中句法词成分的语法词类型，即：品词，品词类型包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等 8 品词。

以下略记（参见：2. 区别轻重音的品词类型）。

（2）单语充任语法词

句子中每 1 个区别轻重音的语素具有无限数量的同类语素，所有同类语素汇成的 1 个语素集合体表示语汇中的 1 个单语。单语充任语法词，同一单语可以充任无限数量任何句子中 1 个语法词表示的 1 个区别轻重音语素及其无限数量所有

同类语素。汉文字标记的 1 个单语表示语素集合体，相同汉文字标记的单语不一定是同一单语。单语成分是语元素。单语成分的每 1 个区别轻重音的语元素具有 1 个语元素音节和汉文字标记。

1) 语素集合体单语

语素集合体单语。句子中每 1 个区别轻重音的语素具有无限数量的同类语素，所有同类语素汇成的 1 个语素集合体表示语汇中的 1 个单语。单语可以区分重音类单语和轻音类单语。

句子中每 1 个区别轻重音的语素具有无限数量的同类语素，所有同类语素汇成的 1 个语素集合体表示语汇中的 1 个单语。

例如，可以指出“| 你好 |。”和“| 你好吗 | ？”这 2 个句子中重音类语法词表示的重音类语素“你”和“你”是同类语素，重音类语法词表示的重音类语素“好”和“好”是同类语素，可以用于指出无限数量相同句和非相同句中重音类语法词表示的重音类语素“你”、“好”分别具有无限数量的同类语素，所有同类语素为 1 个语素集合体，重音类语素“你”和“好”分别具有的那 1 个语素集合体即为语汇中的 1 个单语。又可以用于指出“| 你好吗 | ？”这 1 个句子中轻音类语法词表示的轻音类语素“吗”具有无限数量相同句和非相同句中轻音类语法词表示的无限数量的同类语素，所有同类语素为 1 个语素集合体，轻音类语素“吗”具有的那 1 个语素集合体即为语汇中的 1 个单语。

单语可以区分重音类单语和轻音类单语。

例如，上例句子中重音类语素“你”和“好”分别具有的语素集合体可以区分为重音类单语，句子中轻音类语素“吗”具有的语素集合体可以区分为轻音类单语。

2) 单语充任语法词

单语充任语法词。同一单语可以充任无限数量任何句子中 1 个语法词表示的 1 个区别轻重音语素及其无限数量所有同类语素。句子语法结构单位成分中的 1 个语法词表示 1 个区别轻重音语素，充任句子中 1 个语法词的不是 1 个单语。

单语充任语法词，同一单语可以充任无限数量任何句子中 1 个语法词表示的 1 个区别轻重音语素及其无限数量所有同类语素。

例如，语汇中的“你”是 1 个单语，单语“你”可以充任“| 你好 |。”这 1 个句子中语法词“你”表示的区别轻重音的语素，同一单语“你”可以充任无限数量任何句子中语法词“你”表示的无限数量所有同类语素。

句子语法结构单位成分中的 1 个语法词表示 1 个区别轻重音语素，充任句子中 1 个语法词的不是 1 个单语。

例如，可以指出“| 你好 |。”这 1 个句子语法结构单位成分中充任那 1 个语法词“你”表示区别轻重音语素的是单语“你”，但并不是 1 个单语。

3) 相同标记的单语

相同标记的单语。汉文字是汉语的标记单位，汉文字标记的 1 个单语表示语素集合体，但相同汉文字标记的单语不一定是同一单语。

汉文字标记的 1 个单语表示语素集合体。

例如，可以指出“| 我 | 是 | 学生 |。”和“| 是 |。”是 2 个句子。前者中的轻音类语法词“是”表示轻音类语素（次轻音语素），可以用于指出无限数量相同句和非相同句中轻音类语法词“是”表示的轻音类语素的所有同类语素汇成的语素集合体为语汇中的 1 个轻音类单语，后者中的重音类语法词“是”表示重音类语素（重音语素），可以用于指出无限数量相同句和非相同句中重音类语法词“是”表示的重音类语素的所有同类语素汇成的语素集合体为语汇中的 1 个重音

类单语。可以用于指出汉文字标记的 1 个单语表示语素集合体。

相同汉文字标记的单语不一定是同一单语。

例如，轻音类单语“是”的同一单语可以充任“| 我 | 是 | 学生 |。”这 1 个句子中轻音类语法词“是”表示的轻音类语素（次轻音语素）以及可以充任无限数量任何句子中轻音类语法词“是”表示的所有同类语素。重音类单语“是”的同一单语可以充任“| 是 |。”这 1 个句子中重音类语法词“是”表示的重音类语素（重音语素）以及可以充任无限数量任何句子中重音类语法词“是”表示的所有同类语素。句子中轻音类语法词“是”表示的轻音类语素与重音类语法词“是”表示的重音类语素为非同类语素。可以用于指出相同汉文字标记的轻音类单语“是”和重音类单语“是”并非同一单语。

4) 单语成分语元素

单语成分语元素。单语充任句子中的语法词表示区别轻重音的语素，语素成分是语元素。表示语素集合体的单语成分是语元素，每 1 个区别轻重音的语元素具有 1 个语元素音节和汉文字标记。

单语充任句子中的语法词表示区别轻重音的语素，语素成分是语元素。表示语素集合体的单语成分是区别轻重音的语元素。

例如，可以指出“| 我 | 是 | 学生 |。”这 1 个句子中单语充任的重音类语法词“我”“学生”表示重音类语素，单语充任的轻音类语法词“是”表示轻音类语素，语法词表示的重音类语素“我”和轻音类语素“是”分别包含 1 个区别轻重音的语元素，语法词表示的重音类语素“学生”包含 2 个区别轻重音的语元素。可以用于指出表示语素集合体的单语成分是区别轻重音的语元素。

单语成分的每 1 个区别轻重音的语元素具有 1 个语元素音节和汉文字标记。

例如，汉文字标记的重音类单语“学生”，可以用于指出这 1 个单语包含 2 个区别轻重音的语元素，这 1 个单语包含的 2 个区别轻重音的语元素具有 2 个语元素音节和汉文字标记。可以用于指出汉文字标记的 1 个单语有几个语元素就有

几个语元素音节和汉文字标记。

2. 区别轻重音的品词类型

文字符号作为标记单位,可以标记全部语言成分单位。汉语的标记单位是表意文字的汉文字,汉语语音的标记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以标记全部语言成分单位。汉文字标记表示的基本单位是语元素。汉语拼音符号标记表示的基本单位是语音元素。

汉文字标记的单语可以用于指出重音类单语和轻音类单语发音时的轻重音规律。用附加标峰重音符号描写重音类单语发音时起标峰作用的重音语元素可以用于指出重音类单语成分的数目类型及其轻重音规律。

汉文字标记的单语充任句子中句法词成分的任何1个语法词表示1个区别轻重音的语素。用附加句切符号和标峰重音符号描写句子可以用于指出语法词的轻重音。

汉文字标记的句子中,句法词成分可以用于指出重音句法词和轻音句法词的轻重音规律。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为4个类型:偏正关系、限定关系、动宾关系、补助关系,可以用于指出语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律。

语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律可以用于区分句子中句法词成分的语法词类型,即:品词。品词类型包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等8品词。

(1) 汉语的标记单位

汉语的标记单位是表意文字的汉文字,汉语语音的标记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以标记全部语言成分单位。汉文字标记表示的基本单位是语元素。汉语拼音符号标记表示的基本单位是语音元素。

1) 汉文字表记单位

汉语的表记单位是表意文字的汉文字。汉文字表记表示的基本单位是语元素。汉语的表意文字汉文字表记可以用于组词造句以及表示无限大量不断产生的新单语用于无限数量的句子中以超能产和超高效率不断扩大发展无限数量的语汇。

汉文字可以表记任何 1 个句子及其成分单位以及任何 1 个单语及其成分。汉文字表记表示的基本单位是语元素。

例如，汉文字表记的音声语言的表记形式用附加句切符号和标峰重音符号描写可以用于指出“| 我 | 是 | 学 生 |。”表示 1 个句子，可以用于指出这 1 个句子成分中句法词“| 我 |”“| 是 |”“| 学 生 |”表示的不可再切分的句单位及其数目类型，可以用于指出这 1 个句子中句法词成分的语法词“我”“是”“学 生”表示的区别轻重音的语素及其数目类型以及语元素数目类型。可以用于指出这 1 个句子以及无限数量相同句和非相同句中语法词表示的区别轻重音的语素“我”“是”“学 生”分别具有无限数量同类语素，所有同类语素汇成的 1 个语素集合体即语汇中的 1 个单语。可以用于指出汉文字表记的单语“我”“是”“学 生”分别表示语素集合体，可以用于指出汉文字表记的同一单语“我”可以充任无限数量任何句子中重音类语法词“我”表示的 1 个重音类语素及其无限数量所有同类语素，同一单语“是”可以充任无限数量任何句子中轻音类语法词“是”表示的 1 个轻音类语素及其无限数量所有同类语素，同一单语“学 生”可以充任无限数量任何句子中重音类语法词“学 生”表示的 1 个重音类语素及其无限数量所有同类语素，可以用于指出汉文字表记的单语“我”“是”“学 生”成分中的语元素及其数目类型，可以用于指出 1 个语元素具有 1 个语元素音节和汉文字表记，可以用于指出汉文字表记表示的基本单位是语元素。

汉语的表意文字汉文字表记可以用于组词造句以及表示无限大量不断产生的新单语用于无限数量的句子中以超能产和超高效率不断扩大发展无限数量的语汇。

例如，汉语的表意文字汉文字表记的 1 个单语表示具有轻重音的语素集合体，同一单语可以充任无限数量任何句子中 1 个语法词表示的 1 个区别轻重音语素及

其无限数量所有同类语素，单语成分是区别轻重音的语元素。可以用于指出汉语的表意文字汉文字标记的基本单位是区别轻重音的语元素，可以用于指出表意文字汉文字作为汉语的标记单位可以用于组词造句以及表示无限大量不断产生的新单语用于无限数量的句子中以超能产和超高效率不断扩大发展无限数量的语汇。

2) 语音的标记单位

汉语的标记单位是汉文字表意文字，汉语拼音符号是汉语语音的标记单位。汉语拼音音节标记可以表示任何 1 个单语成分语元素具有的语元素音节。汉语拼音符号标记表示的基本单位是语音元素。

汉语拼音音节标记可以表示任何 1 个单语成分语元素具有的语元素音节。

例如，用附加标峰重音符号描写汉文字标记的重音类单语“学生”，汉语拼音音节标记为“xuésheng”，可以用于指出汉语拼音音节标记表示的这 1 个重音类单语成分语元素具有的语元素音节及其数目类型。可以用于指出汉语拼音音节标记可以表示任何 1 个单语成分语元素具有的语元素音节。

重音类单语成分中的重音类语元素音节（重音语元素音节、次重音语元素音节）和次轻音语元素音节的发音全过程包括可以区分为发音肌肉紧张增强阶段的前辅音性调音素、发音肌肉紧张高峰阶段的元音性调音素、发音肌肉紧张减弱阶段的后辅音性调音素的 3 个调音素，重音类单语成分中的轻音语元素音节的发音全过程可以区分为 1 个发音肌肉紧张增强减弱阶段的特殊辅音性调音素。语元素音节类型可以区分为“普通音节”和“特殊音节”。

例如，重音类单语“学生”的汉语拼音音节标记“xuésheng”可以用于指出这 1 个重音类单语成分具有的语元素音节数目为 2 个，分别是属于“普通音节”具有 3 个调音素的重音语元素音节和次轻音语元素音节。

语元素音节中调音素成分是包括音元素同时具有超音元素声调的语音元素。

例如，“学生”的“学”汉语拼音音节标记“xué”表示的那 1 个语元素音节的发音全过程中，发音肌肉紧张增强阶段的前辅音性调音素成分是包括音元素

同时具有超音元素声调的 2 个语音元素,“xu”符号中前者表示 1 个辅音音元素同时具有超音元素声调的 1 个语音元素,后者表示 1 个辅音(介音、半元音)音元素同时具有超音元素声调的 1 个语音元素,发音肌肉紧张高峰阶段的元音性调音素成分是包括音元素同时具有超音元素声调的 1 个语音元素,“é”符号表示 1 个元音音元素同时具有超音元素声调的 1 个语音元素,发音肌肉紧张减弱阶段的后辅音性调音素成分是包括音元素同时具有超音元素声调的 1 个语音元素,“零符号表记”表示 1 个辅音音元素同时具有超音元素声调的 1 个语音元素。可以用于指出语元素音节中的最小成分是包括音元素同时具有超音元素声调的语音元素。

语元素音节可以区分“声调音节”。重音类单语成分中语元素音节的“声调音节”可以区分为:“重音类语元素四声音节”、“轻音类语元素四声音节”、“轻音类语元素轻声音节”、“轻音类语元素特殊轻声音节”。轻音类单语成分中语元素音节的“声调音节”可以区分为:“轻音类语元素四声音节”、“轻音类语元素轻声音节”。语元素音节的声调是其发音全过程中每 1 个语音元素的音元素同时具有的超音元素声调。可以用于指出汉语语元素音节具有的声调是超音元素声调,可以用于指出汉语拼音符号表记表示的基本单位是语音元素。

例如,重音类单语“学生”成分中语元素音节的“声调音节”可以分别为重音语元素四声音节和次轻音语元素轻声音节。重音类单语“学生”汉语拼音音节表记“xu^ˊésheng”,发音时语元素音节的声调是其发音全过程中每 1 个语音元素的音元素同时具有的超音元素声调。可以用于指出汉语语元素音节具有的声调是超音元素声调,可以用于指出汉语拼音符号表记表示的基本单位是包括音元素同时具有超音元素声调的语音元素。

(另参见笔者 2016 年〈语音元素〉《樱文论丛 第 92 卷 2016 年 10 月》、2018 年〈语言学的方法论〉《樱文论丛 第 100 卷 2019 年 9 月》。)

（2）单语和品词类型

汉文字标记的单语可以用于指出重音类单语和轻音类单语发音时的轻重音规律。用附加标峰重音符号描写重音类单语发音时起标峰作用的重音语元素可以用于指出重音类单语成分的数目类型及其轻重音规律。

汉文字标记的单语充任句子中句法词成分的任何 1 个语法词表示 1 个区别轻重音的语素。用附加句切符号和标峰重音符号描写句子可以用于指出语法词的轻重音。

汉文字标记的句子中，句法词成分可以用于指出重音句法词和轻音句法词的轻重音规律。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为 4 个类型：偏正关系、限定关系、动宾关系、补助关系，可以用于指出语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律。

语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律可以用于区分句子中句法词成分的语法词类型，即：品词。品词类型包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等 8 品词。

1) 单语具有轻重音

汉文字标记的单语可以用于指出重音类单语和轻音类单语发音时的轻重音规律。用附加标峰重音符号描写重音类单语发音时起标峰作用的重音语元素可以用于指出重音类单语成分数目类型及其轻重音规律。

汉文字标记的重音类单语发音时的轻重音规律。

汉文字标记的重音类单语发音时其成分的重音类语元素中有 1 个起标峰作用的重音语元素，包含 2 个以上重音类语元素的重音类单语成分中的那 1 个起标峰作用的重音语元素总是在其他重音类语元素前（表示语头、语尾、前缀、中缀、后缀等的轻音类语元素除外），重音类单语成分中的那 1 个起标峰作用的重音类语元素区分为重音语元素，其他重音类语元素区分为次重音语元素，重音类单语成分

中表示语头的轻音类语元素通常较弱，表示前缀、语尾的轻音类语元素通常较轻，表示中缀、后缀的轻音类语元素最轻。用附加标峰重音符号描写重音类单语发音时起标峰作用的重音语元素可以用于指出重音类单语成分的数目类型及其轻重音规律。也可以用“重、中、弱、轻”指出汉文字标记的重音类单语发音时其成分中每1个语元素具有的轻重音。（汉文字标记的重音类单语成分中的语元素音节可以区分为“普通音节”和“特殊音节”，重音类单语成分中表示中缀、后缀的轻音语元素的语元素音节可以区分为“特殊音节”，此外的语元素音节为“普通音节”。）

例如，用附加标峰重音符号描写汉文字标记的重音类单语发音时起标峰作用的重音语元素“大·家”、“老·师”、“阿·姐”、“咱·们”、“桌·子”、“妻·子”、“学·生”、“别·人”、“看·见”、“人·民”、“伟·大”、“学·习”，可以用于指出这些重音类单语成分数目类型及其轻重音规律。

汉文字标记的固定短语包括成语、惯用语等等，具有固定性和熟语性，固定短语发音时的轻重音规律与重音类单语发音时相一致。

例如，用附加标峰重音符号描写汉文字标记的固定短语“天·长·地·久”、“千·山·万·水”、“深·思·熟·虑”、“轻·于·鸿·毛”、“刻·舟·求·剑”及惯用语“对·不·起”、“来·得·及”、“赶·得·上”等等，可以用于指出汉文字标记的固定短语发音时的轻重音规律与重音类单语发音时相一致。

汉文字标记的轻音类单语发音时的轻重音规律。

轻音类单语发音时的轻重音可以区分为：轻音类单语成分的轻音类语元素音节为四声音节的发音时通常较弱，轻音类单语成分的轻音类语元素音节为轻声音节的发音时通常较轻。也可以用“弱、轻”指出轻音类单语发音时其成分中每1个语元素具有的轻重音。（轻音类单语成分的轻音类语元素音节的“声调音节”包括轻音类语元素四声音节、轻音类语元素轻声音节。）

例如，轻音类单语“也”、“都”、“还”、“虽然”、“可是”、“不过”等等，轻音类单语成分的轻音类语元素音节为四声音节，发音时通常较弱，又如，轻音类单语“了”、“着”、“过”、“的”、“地”、“得”、“吗”、“吧”、“呢”等等，轻音类单语成分的轻音类语元素音节为轻声音节，发音时通常较轻。

2) 语法词的轻重音

汉文字标记的单语充任句子中句法词成分的任何 1 个语法词表示 1 个区别轻重音的语素。用附加句切符号和标峰重音符号描写句子可以用于指出语法词的轻重音。

例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写的“| 我 | 是 | 学·生 |。”这 1 个句子，可以用于指出重音类单语“我”“学生”充任这 1 个句子中句法词成分的重音类语法词“我”“学·生”分别表示起标峰作用的 1 个重音语素，轻音类单语“是”充任句子中句法词成分的轻音类语法词“是”表示 1 个次轻音语素，可以用于指出重音类单语“我”“学生”充任的无限数量任何相同句和非相同句中 1 个重音类语法词的轻重音表示那 1 个重音类语素（包括重音语素和次重音语素）具有的轻重音，轻音类单语“是”充任的无限数量任何相同句和非相同句中 1 个轻音类语法词的轻重音表示那 1 个轻音类语素具有的轻重音。

又例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写的“| 你·好 |。”“| 你·好吗 | ？”这 2 个句子，可以用于指出重音类单语“你”“好”充任的这 2 个句子中句法词成分的重音类语法词“你·”和“你”、“好”和“好·”分别表示 1 个重音类语素，前者中重音类语法词“你·”表示起标峰作用的 1 个重音语素，后者中重音类语法词“你”表示次重音语素，前者中重音类语法词“好”表示次重音语素，后者中重音类语法词“好·”表示起标峰作用的重音语素，可以用于指出重音类单语“你”“好”充任的无限数量任何相同句和非相同句中 1 个重音类语法词的轻重音表示那 1 个重音类语素（包括重音语素和次重音语素）具有的轻重音。又可以用于指出轻音类单语“吗”充任“| 你·好吗 | ？”这 1 个句子中句法词成分的轻音类语法词“吗”表示 1 个轻音语素，轻音类单语“吗”充任的无限数量任何相同句和非相同句中 1 个轻音类语法词的轻重音表示那 1 个轻音类语素具有的轻重音。

3) 句法词的轻重音

汉文字标记的句子中，句法词成分可以用于指出重音句法词和轻音句法词的轻重音规律。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为4个类型：偏正关系、限定关系、动宾关系、补助关系，可以用于指出语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律。

句子中每1个重音句法词有1个表示起标峰作用中心语即重音语素的重音类语法词，此外的重音类语法词表示次重音语素，可以用于指出重音句法词按其成分中表示重音类语素的重音类语法词数目和表示起标峰作用中心语即重音语素的重音类语法词位置可以区分为重音型句法词、前重型句法词和后重型句法词，轻音句法词只含表示轻音类语素的轻音类语法词，可以区分为轻音型句法词。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的句子可以用于指出重音句法词和轻音句法词的轻重音规律。

例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写“| 春天的心 | 活在 | 春天的人 | 的 | 身体里 |。”这1个句子，可以指出这1个句子的5个句法词分别为：后重型句法词、重音型句法词、前重型句法词、轻音型句法词、重音型句法词。

可以用“重、中、弱、轻”指出1个句子的句法词成分中每1个表示区别轻重音语素的语法词的轻重音。可以用于指出表示不可再切分句单位的句法词的轻重音。

例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写“| 春天的心 | 活在 | 春天的人 | 的 | 身体里 |。”这1个句子，可以用“重、中、弱、轻”指出这1个句子的句法词成分中每1个表示区别轻重音语素的语法词的轻重音。可以用于指出表示不可再切分句单位的句法词的轻重音。这1个句子可以用“重、中、弱、轻”改写作：

| 春·天·的·心· | 活·在· | 春·天·的·人· | 的· | 身·体·里· |。

↓

| 中 轻重 | 重弱 | 重 轻中 | 轻 | 重 轻 |

重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为4个类型：偏正关系、限定关系、动宾关系、补助关系，可以用于指出语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律。

汉文字标记的句子语法结构单位成分中，偏正关系的语法词结构关系构成的重音句法词结构类型为后重型句法词，限定关系的语法词结构关系构成的重音句法词结构类型为前重型句法词，动宾关系的语法词结构关系构成的重音句法词结构类型为后重型句法词，补助关系的语法词结构关系构成的重音句法词结构类型为重音型句法词。

例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写的“| 春·天·的·心· | 活·在· | 春·天·的·人· | 的· | 身·体·里· |。”这1个句子中，重音句法词“| 春·天·的·心· |”的语法词结构关系为偏正关系，可以用于指出这1个偏正关系的语法词结构关系构成的重音句法词结构类型为后重型句法词，重音句法词“| 活·在· |”的语法词结构关系为补助关系，可以用于指出这1个补助关系的语法词结构关系构成的重音句法词结构类型为重音型句法词，重音句法词“| 春·天·的·人· |”的语法词结构关系为限定关系，可以用于指出这1个限定关系的语法词结构关系构成的重音句法词结构类型为前重型句法词，重音句法词“| 身·体·里· |”的语法词结构关系为补助关系，可以用于指出这1个补助关系的语法词结构关系构成的重音句法词结构类型为重音型句法词，句子中的轻音句法词“| 的· |”只含轻音类语法词，可以用于指出轻音类语法词构成的轻音句法词为轻音型句法词。

4) 品词区别轻重音

语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律可以用于区分句子中句法词成分的语法词类型，即：品词。品词类型包括重音类实词和轻音类虚词的

二类四等 8 品词。

重音类实词可以区分为：一等， 1、名 词。 2、数 词。

二等， 3、形容词。 4、动 词。

轻音类虚词可以区分为：三等， 5、副 词。 6、介 词。

四等， 7、连 词。 8、助 词。

重音类实词

重音类实词可以单独构成重音句法词。重音类实词构成的重音句法词可以构成重音句。重音类实词都可以作为重音句法词成分中的重音类语法词。相同汉文字标记表示的语法词不一定是重音类实词。

一等， 1、名词。 2、数词。

1、名词

名词可以单独构成重音句法词。名词构成的重音句法词可以构成重音句。句子中重音句法词成分中的名词（包括代词）是重音类语法词即重音类实词，表示重音类语素。

2、数词

数词可以单独构成重音句法词。数词构成的重音句法词可以构成重音句。句子中重音句法词成分中的数词（可以包括量词）是重音类语法词即重音类实词，表示重音类语素。（相同汉文字标记表示的轻音类语法词即轻音类虚词。如，表示概数的助数词“几”、“两”、“左右”、“上下”、“前后”等等，以及表示数量的助数词“个”为轻音类语法词即轻音类虚词。）

二等， 3、形容词。 4、动词。

3、形容词

形容词可以单独构成重音句法词。形容词构成的重音句法词可以构成重音句。

句子中重音句法词成分中的形容词是重音类语法词即重音类实词，表示重音类语素。(相同汉文字表记表示的轻音类语法词即轻音类虚词。如，副词“早”、“快”、“全”、“真”……为轻音类语法词即轻音类虚词。)

4、动词

动词可以单独构成重音句法词。动词构成的重音句法词可以构成重音句。句子中重音句法词成分中的动词是重音类语法词即重音类实词，表示重音类语素。(相同汉文字表记表示的轻音类语法词即轻音类虚词。如，语法词结构关系为补助关系的重音句法词中起辅助作用的轻音类语法词即轻音类虚词。)

轻音类虚词

轻音类虚词不可以单独构成重音句法词。轻音类虚词中连词可以单独构成轻音句法词，结构助词的一部分以及语气助词的一部分可以单独构成轻音句法词。连词、语气助词构成的轻音句法词可以构成轻音句，结构助词构成的轻音句法词不可以构成轻音句。轻音类虚词中副词、介词以及助数词、态助词只作为重音句法词成分中的轻音类语法词。

三等， 5、副词。 6、介词。

5、副词

副词不可以构成轻音句法词。句子中重音句法词成分中的副词为轻音类语法词即轻音类虚词，表示次轻音语素。重音句法词成分中的一部分副词有时说成“特殊强调重音”。如，句子中程度副词“很”有时说成“特殊强调重音”。

6、介词

介词不可以构成轻音句法词。句子中重音句法词成分中的介词为轻音类语法词即轻音类虚词，表示次轻音语素。

四等, 7、连词。8、助词。

7、连词

连词单独构成轻音句法词。连词构成的轻音句法词可以构成轻音句。如, “| 可是 |……。”是1个轻音句。句子中轻音句法词成分的连词为轻音类语法词即轻音类虚词, 表示次轻音语素。

8、助词

助词可以分为4个小类:(1)助数词。(2)态助词。(3)结构助词。(4)语气助词。

(1)助数词

助数词不可以构成轻音句法词。助数词可以包括用于表示数量的助数词“个”和用于表示概数的“来个”、“几”、“两”、“左右”、“上下”、“前后”等等。助数词只作为重音句法词成分中的轻音类语法词即轻音类虚词, 除了“个”表示轻音语素外, 其他表示次轻音语素。

(2)态助词

态助词不可以构成轻音句法词。态助词除了“了”、“着”、“过”等等表示动态的轻音类虚词, 表示轻音语素外, 可以包括那些重音句法词成分中与中心语的重音类实词之间构成补助关系, 在中心语前后表示时间、方向、方位、对象、场所、处所、状态等等发生某种变化的轻音类语法词, 如, 上面举到的那1个句子中重音型句法词“| 活_レ在 |”的“在”和“| 身_レ体里 |”的“里”可以归为态助词, “| 活_レ在 |”的“在”和“| 身_レ体里 |”的“里”作为轻音类虚词的态助词, 分别表示次轻音语素和轻音语素。

(3)结构助词

结构助词除了“的”、“地”、“得”等等只作为重音句法词成分中的轻音类语法词即轻音类虚词, 表示轻音语素外, 可以包括那些用于表示句子中前后重音句

法词之间存在某种关系的“关系词”，如，“的”、“是”、“叫”、“姓”、“有”、“在”、“像”、“等于”等等。结构助词中的这一部分“关系词”可以单独构成轻音句法词，作为轻音句法词成分的轻音类语法词即轻音类虚词，除了“的”表示轻音语素外，其他表示次轻音语素。结构助词构成的轻音句法词不可以构成轻音句。

（4）语气助词

语气助词除了“吗”、“呢”、“吧”、“了”、“啦”、“的”、“是”等等只作为重音句法词成分中的轻音类语法词即轻音类虚词，表示轻音语素和次轻音语素外，可以包括叹词，如，“啊”、“唔”、“嗯”、“哎”、“欸”等等。叹词这一部分语气助词可以单独构成轻音句法词。语气助词构成的轻音句法词可以构成轻音句。

二、用于语言教学中的作用

1. 分析 1 个句子语法结构

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出任何 1 个句子具有 2 个形式，即：包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的声音语言表达形式和音声语言的标记形式。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的 1 个句子，可以用于指出音声语言表达形式和音声语言的标记形式相一致的正确 1 个句子。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出分析 1 个句子语言单位，包括四个部门：句法部门、语汇部门、语音部门、标记部门。汉语的标记单位是表意文字的汉文字，汉语语音的标记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以标记全部语言成分单位。汉文字标记的句子作为语法单位，即，语法结构单位。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的 1 个句子，可以用于指出其表示语言单位。语法结构单位成分包括句法词表示不可再切分的句单位和语法词表示区别轻重音的语素。分析 1 个句子的语法结构，只要指出了句法词和语法词，语法结构就清楚了。可以用于指出 1 个句子语法结构单位成分不是以往所

谓“主谓宾定状补”。可以化解以往现代汉语研究中语法单位、语法结构及其成分以及相关连的各种各样无法解决的全部疑难问题，可以用于简化基础语言教学程序。

（1）句子的2个形式

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出任何1个句子语言单位具有2个形式，即：包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的表记形式。

例如，朗读汉文字标记的音声语言的表记形式用附加句切符号和标峰重音符号描写“| 你好 |。”可以用于指出这是1个句子，这1个句子具有包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的表记形式。可以用于指出任何1个句子语言单位具有2个形式。

用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的1个句子，可以用于指出音声语言表达形式和音声语言的表记形式相一致的正确的1个句子。

例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写“| 你好 |。”可以用于指出这1个句子具有无限数量相同句，可以用于指出这1个句子是音声语言表达形式和音声语言的表记形式相一致的正确的句子。

（2）句子的语法结构

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出分析1个句子语言单位，包括四个部门：句法部门、语汇部门、语音部门、表记部门。汉语的表记单位是表意文字的汉文字，汉语语音的表记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以表记全部语言成分单位。汉文字标记的句子作为语法单位，即，语法结构单位。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的1个句子，可以用于指出其表示语言单位。语法结构单位成分包括句法词表示不可再切分的句单位和语法词表示区别轻重音的语素。

例如,用附加句切符号和标峰重音符号描写“| 你好 |。”可以用于指出汉文字标记的这1个句子即语法结构单位表示句子语言单位。这1个句子语法结构单位成分包括句法词“| 你好 |”表示不可再切分的句单位和语法词“你”“好”表示的区别轻重音的语素。

分析1个句子的语法结构,只要指出了句法词和语法词,语法结构就清楚了。

例如,用附加句切符号和标峰重音符号描写“| 你好 |。”可以用于指出这1个句子中的重音句法词“| 你好 |”及其成分重音类语法词“你”和“好”,只要指出了句法词和语法词,这1个句子中重音类语法词“你”和“好”构成限定关系的前重型句法词结构就清楚了。可以用于指出1个句子语法结构单位成分是句法词和语法词而不是以往所谓“主谓宾定状补”。可以化解以往现代汉语研究中语法单位、语法结构及其成分以及相关联的各种各样无法解决的全部疑难问题,可以用于简化基础语言教学程序。

2. 单语和语法词及其类型

这一分析方法及其结果用于基础语言教学,可以指出汉文字标记的单语是语汇单位。单语表示区别轻重音的语素集合体。单语充任句子中句法词成分的任何1个语法词表示1个区别轻重音的语素。可以用于指出单语、语法词可以把以往所谓“字词”区分开。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学,可以指出汉文字标记的句子语法结构单位成分中,语法词是句法词成分,表示区别轻重音的语素。语法词类型可以区分为包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等8品词。重音句法词成分中表示重音类语素的重音类语法词为重音类实词,相同汉文字标记表示的语法词不一定是重音类实词。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为4个类型,补助关系的语法词结构中起补助作用的语法词为轻音类语法词表示轻音类语素,区分为轻音类虚词。区分品词类型可以把句子中语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律揭示出来。可以适用于今后的基础语言教学。

（1）单语是语汇单位

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出汉文字标记的单语是语汇单位。单语表示区别轻重音的语素集合体。

例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写“| 你好 |。”可以用于指出这1个句子以及无限数量相同句和非相同句中重音类语法词“你”“好”表示的区别轻重音的语素分别具有无限数量同类语素，所有同类语素汇成的1个语素集合体即语汇中的1个单语，可以用于指出汉文字标记的单语是语汇单位，单语表示区别轻重音的语素集合体。

单语充任句子中句法词成分的任何1个语法词表示1个区别轻重音的语素。可以用于指出单语、语法词可以把以往所谓“字词”区分开。

例如，重音类单语“你”“好”可以充任“| 你好 |。”这1个句子以及无限数量相同句和非相同句中重音类语法词表示的重音类语素，单语充任的任何1个语法词表示1个区别轻重音的语素。可以用于指出单语、语法词可以把以往所谓“字词”区分开。

（2）语法词及其类型

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出汉文字标记的句子语法结构单位成分中，语法词是句法词成分，表示区别轻重音的语素。语法词类型可以区分为包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等8品词。重音句法词成分中表示重音类语素的重音类语法词为重音类实词，相同汉文字标记表示的语法词不一定是重音类实词。

例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写的“| 是 |。”和“| 我 | 是 | 学生 |。”可以用于指出这是2个句子，前者的重音句法词“| 是 |”中的重音类语法词“是”表示重音类语素，区分为重音类实词，后者的轻音句法词“| 是 |”中的轻音类语法词“是”表示轻音类语素，区分为轻音类虚词。可以用于指出重音句法词成分中表示重音类语素的重音类语法词为重音

类实词，相同汉文字表记表示的语法词不一定是重音类实词。

重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为4个类型，补助关系的语法词结构中起补助作用的语法词为轻音类语法词表示轻音类语素，区分为轻音类虚词。

例如，用附加句切符号和标峰重音符号描写的“| 春天的心 | 活在 | 春天的人 | 的 | 身体里 |。”这1个句子中，重音句法词“| 活在 |”和“| 身体里 |”的语法词结构关系为补助关系，可以用于指出2者中起补助作用的语法词“在”“里”为轻音类语法词表示轻音类语素，区分为轻音类虚词。

区分品词类型可以把句子中语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律揭示出来。可以适用于今后的基础语言教学。

中国语言学基础理论音等论是语言学的方法论，这一语言学的分析方法及其结果可以用于指出“语言是人类思维的表现手段。可以概括所有任何时候无论过去现在将来发生发展消亡全过程中任何存在和有可能存在的任何1个语言共同体约定俗成的思维的表现手段。语言是人类社会的产物。人类与语言共存，语言与人类社会同步发展。”“语言形式是语言分析的对象，包括音声语言表达形式和音声语言的表记形式。1个语言的语言形式是1个语言共同体约定俗成的思维表现的形式。1个音声语言表达形式是语言分析的基本单位，表示语言的基本成分单位句子。音声语言的表记形式是对音声语言的表记，表记单位是文字符号。分析语言的基本成分单位包括句法、语汇、语音、表记四个部门。”（引自：笔者2017年〈语法结构〉《樱文论丛 第97卷 2018年3月》。）可以用于解答语言学基础理论研究中的语言形式、语言单位、语法部门、语法单位、句法语汇结构、句法结构、语汇结构、语音结构和全体语法结构及其关系以及其他有关方面的问题，可以化解以往语言研究、语言学基础理论研究、中国语言学基础理论研究和现代中国语法、语汇、语音研究中无法解决的全部疑难问题，可以适用于今后的语言学基础理论研究和语言教学与研究以及其他相关联的各个领域。

结语

本文汇报中国语言学基础理论音等论研究中依据句子语法结构单位成分中语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律区分的句子中句法词成分的语法词类型，即：品词，以及这一分析方法及其结果用于语言教学中的作用。

1, 句子语法结构单位成分

文中指出，把由音声语言表达形式中归类的大小停顿（用于语言分析时称作：句切）、轻重音、标峰重音等等超音成分用于语言分析，可以指出句子语言单位的数目类型及其全部成分单位，其结果可以用于指出汉文字标记的句子作为语法单位，即，语法结构单位。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的音声语言的标记形式可以用于指出任何1个句子具有包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的标记形式，可以用于指出1个句子语法结构单位表示的1个句子语言单位。句子语法结构单位的成分单位是句法词和语法词，句法词表示不可再切分的句单位，语法词表示区别轻重音的语素。

句子中每1个区别轻重音的语素具有无限数量的同类语素，所有同类语素汇成的1个语素集合体表示语汇中的1个单语。单语充任语法词，同一单语可以充任无限数量任何句子中1个语法词表示的1个区别轻重音语素及其无限数量所有同类语素。汉文字标记的1个单语表示语素集合体，相同汉文字标记的单语不一定是同一单语。单语成分是语元素。单语成分的每1个区别轻重音的语元素具有1个语元素音节和汉文字标记。

2, 区别轻重音的品词类型

文中指出，汉语的标记单位是表意文字的汉文字，汉语语音的标记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以标记全部语言成分单位。汉文字标记表示的基本单位是语元素。汉语拼音符号标记表示的基本单位是语音元素。汉文字

标记的单语可以用于指出重音类单语和轻音类单语发音时的轻重音规律。用附加标峰重音符号描写重音类单语发音时起标峰作用的重音语元素可以用于指出重音类单语成分数目类型及其轻重音规律。

汉文字标记的单语充任句子中句法词成分的任何 1 个语法词表示 1 个区别轻重音的语素。用附加句切符号和标峰重音符号描写句子可以用于指出语法词的轻重音。汉文字标记的句子中，句法词成分可以用于指出重音句法词和轻音句法词的轻重音规律。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为 4 个类型：偏正关系、限定关系、动宾关系、补助关系，可以用于指出语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律。语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律可以用于区分句子中句法词成分的语法词类型，即：品词。品词类型包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等 8 品词。

3，分析 1 个句子语法结构

文中指出，这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出任何 1 个句子具有 2 个形式，即：包括句切、轻重音、标峰重音等等超音成分的音声语言表达形式和音声语言的标记形式。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的 1 个句子，可以用于指出音声语言表达形式和音声语言的标记形式相一致的正确 1 个句子。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出分析 1 个句子语言单位，包括四个部门：句法部门、语汇部门、语音部门、标记部门。汉语的标记单位是表意文字的汉文字，汉语语音的标记单位是汉语拼音符号。汉文字和汉语拼音符号可以标记全部语言成分单位。汉文字标记的句子作为语法单位，即，语法结构单位。用附加句切符号和标峰重音符号描写汉文字标记的 1 个句子，可以用于指出其表示语言单位。语法结构单位成分包括句法词表示不可再切分的句单位和语法词表示区别轻重音的语素。分析 1 个句子的语法结构，只要指出了句法词和语法词，语法结构就清楚了。可以用于指出 1 个句子语法结构单位成分不是以往所谓“主谓宾定状补”。可以化解以往现代汉语研究中语法单位、语法结构及其成

分以及相关联的各种各样无法解决的全部疑难问题，可以用于简化基础语言教学程序。

4，单语和语法词及其类型

文中指出，这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出汉文字标记的单语是语汇单位。单语表示区别轻重音的语素集合体。单语充任句子中句法词成分的任何1个语法词表示1个区别轻重音的语素。可以用于指出单语、语法词可以把以往所谓“字词”区分开。

这一分析方法及其结果用于基础语言教学，可以指出汉文字标记的句子语法结构单位成分中，语法词是句法词成分，表示区别轻重音的语素。语法词类型可以区分为包括重音类实词和轻音类虚词的二类四等8品词。重音句法词成分中表示重音类语素的重音类语法词为重音类实词，相同汉文字标记表示的语法词不一定是重音类实词。重音句法词成分中语法词和语法词之间的语法词结构关系可以区分为4个类型，补助关系的语法词结构中起补助作用的语法词为轻音类语法词表示轻音类语素，区分为轻音类虚词。区分品词类型可以把句子中语法词结构关系构成的句法词结构类型及其轻重音规律揭示出来。可以适用于今后的基础语言教学。

文中指出，中国语言学基础理论音等论是语言学的方法论，这一语言学的分析方法及其结果可以用于指出“语言是人类思维的表现手段。可以概括所有任何时候无论过去现在将来发生发展消亡全过程中任何存在和有可能存在的任何1个语言共同体约定俗成的思维的表现手段。语言是人类社会的产物。人类与语言共存，语言与人类社会同步发展。”“语言形式是语言分析的对象，包括音声语言表达形式和音声语言的标记形式。1个语言的语言形式是1个语言共同体约定俗成的思维表现的形式。1个音声语言表达形式是语言分析的基本单位，表示语言的基本成分单位句子。音声语言的标记形式是对音声语言的标记，标记单位是文字

符号。分析语言的基本成分单位包括句法、语汇、语音、表记四个部门。”（引自：笔者2017年〈语法结构〉《樱文论丛 第97卷 2018年3月》。）可以用于解答语言学基础理论研究中的语言形式、语言单位、语法部门、语法单位、句法语汇结构、句法结构、语汇结构、语音结构和全体语法结构及其关系以及其他有关方面的问题，可以化解以往语言研究、语言学基础理论研究、中国语言学基础理论研究和现代中国语语法、语汇、语音研究中无法解决的全部疑难问题，可以适用于今后的语言学基础理论研究和语言教学与研究以及其他相关联的各个领域。

2020年 春

参考文献要目：

- 张世禄 《中国音韵学史》 台湾商务印书馆1986
 高名凯，石安石 《语言学概论》 中华书局1963
 高名凯 《语言论》 中华书局1995
 服部四郎 《言語学の方法》 岩波书店1960
 市河三喜，服部四郎 《世界言語概説》 研究社1995
 岑麒祥 《语音学概论》 科学出版社1959
 谢云飞 《语音学大纲》 台湾学生书局1987
 罗常培 《普通语音学纲要》 商务印书馆1981
 罗常培 《汉语音韵学导论》 中华书局1956
 赵元任 《北京口语语法》（李荣译） 中国青年出版社1953
 赵元任 《A GRAMMAR OF SPOKEN CHINESE》 台湾敦煌书局1968
 徐世荣 《普通话语音知识》 文字改革出版社1980
 刘月华 潘文娱 故韡 《实用现代汉语语法》 外语教学与研究出版社1983
 冯志伟 《现代语言学流派》 陕西人民出版社1987
 万清华 〈关于“去”与“来”动词的归类〉《中国语学》第242号 1995
 萬清華 〈中国語の語音体系における語音単位〉《言語与文化论集》第4号 1997
 万清华 〈超音元素一声调〉《中国语研究》第39号 1997
 万清华 〈构语形态“子”的分类〉《开篇》第16号 1997
 萬清華 〈音等论〉 1998年学位论文 日本国立国会图书馆藏制本
 萬清華 〈说“儿”〉《人文研究》第134集 1998年12月

- 萬清華 〈动态语言学原理〉《櫻文论丛》第61卷 2004年8月
万清华 〈句切和标峰重音〉《櫻文论丛》第73卷 2009年2月
萬清華 〈说“的”〉《櫻文论丛》第79卷 2011年2月
萬清華 〈说“就”“才”〉《櫻文论丛》第82卷 2012年2月
萬清華 〈声调描写〉《櫻文论丛》第84卷 2013年2月
萬清華 〈句单位〉《櫻文论丛》第86卷 2014年2月
萬清華 〈单语〉《櫻文论丛》第89卷 2015年3月
萬清華 〈语言分析方法〉《櫻文论丛》第90卷 2015年10月
萬清華 〈语音元素〉《櫻文论丛》第92卷 2016年10月
萬清華 〈语法结构〉《櫻文论丛》第97卷 2018年3月
萬清華 〈语言学的方法论〉《櫻文论丛》第100卷 2019年9月

弘正方編『勝間の若菜』について

—— 近世後期周防国三田尻の歌人詠の類題和歌集 ——

小 野 美 典

キーワード…『類題玉石集』、『板屋集』、鈴木高輅、萩原広道、近藤芳樹

一 はじめに

近世後期の三田尻^{みたじり}（周防国）の歌人たちの活動を牽引した人物の一人に、鈴木高輅^{すずき たかとも}〔文化九年（一八一二）～万延元年（一八六〇）〕がいる。鈴木家は松崎天満宮（現在の防府天満宮）の祠官を代々務めた家で、父の直道〔天明八年（一七八八）～嘉永四年（一八五二）〕も国典を修めて語学・歌学・和歌に秀で、『萬葉集類語』『八代集類語』などの著作を著したとされる。長男高輅も同様で、特に国学と和歌に関しては周防一国に限定せず、全国規模で大きな足跡を残している。

その高輅が編集した同時代歌人詠の類題和歌集に『類題玉石集』〔嘉永四年（一八五二）十月の刊記〕がある。この中に、高輅自詠の次のような歌が収載されている。⁽¹⁾

弘正方ちかきわたりの人々の歌を集めて勝間の若菜といふ歌集をえらびけるをりに、をしへ子どもをもひとつにつかはすとして

（鈴木）高輅

703名もしれぬことの葉くさは七草の外なりけりとつみなもらしそ「玉石集」

この詞書と歌は、弘正方（ひろ・まさかた）が『勝間の若菜』なる歌集編纂を企図していた情報を提供してくれる。それは、弘の住いである三田尻近隣（ちかきわたり）の歌人たちの歌集で、高輅も門弟たちの詠作を弘に遣わし、遺漏なきように全歌の採択（摘みな漏らしそ）を依頼したという。ある特定地域に限定した同時代歌人詠による類題和歌集編集である。

しかし、この『勝間の若菜』なる歌集は上梓された形跡もなく、その実態は不明とされてきた。

周防国三田尻出身の歌人五十君夷守（いぎみ・ひなもり）の詠草類を博搜・蒐集し、『五十君夷守和歌集』として翻刻・紹介した御蘭生翁甫は、その解題で夷守を紹介するにあたって、次のように記す。⁽²⁾

嘉永年中長沢伴雄編輯の類題和歌鴨川集及び安政二年編輯の詠史歌集初編には一流の大家に伍して作者に列している。また弘化四年弘正方編輯の郷土歌集勝間廼若菜の作者にも列しているが、その書は伝わらない。⁽¹⁾

〔傍線は小野。以下同断〕

また、萩原広道の研究を精緻かつ精力的に進めている山崎勝昭は、広道の書簡類に弘正方の名が頻出し、面識・交流もあったことを明らかにした上で、嘉永三年正月二十三日付大藤高雅宛広道書簡に、鴨川三郎集・玉石⁽³⁾

集第二篇・翁山集などとともに弘正方編『水門集』への料歌提供の依頼を受けて広道が困惑している旨を述べていることを指摘する。そして山崎は次のように言う。⁽⁴⁾

弘正方『水門集』は、その後どうなったのか、この後の広道書簡には見えない（『国書総目録』にも『水門集』は掲出されていない）。①『防長人名辞典』には正方の著書の一つに「水門集」が挙がるが草稿などが残っているのだろうか。ちなみに、『玉石集』に「小野注・前掲703番歌の詞書と歌を掲出するが省略」と言う高輅の歌が載る。②正方が「ちかきわたりの人々の歌を集め」て編集集中というこの「勝間の若菜といふ歌集」は、「水門集」と関係があるのかないのか。

山崎の言説のうち、傍線部①の『水門集』に関しては、目下のところ不明である。注3の『萩原広道消息』の翻刻には、

……鴨川集三篇玉石集二篇翁山集（原註「備後上下人重森良容輯野生と伴雄二人に撰くれと申出也」）水門集（原註「長門藩在京弘正方集」）など、申様のものへ歌を入候様之人御坐候はゞ追々御出させ可被下候……

〔……は小野による省略の意。以下同断〕

とあり、歌と歌人を募っている（傍線部）ことから、『水門集』が弘正方の家集ではなく、近世後期に盛行していた所謂「類題和歌集」であることがわかる。なお、この『水門集』は後でも触れるが、『防長人名辞典』に名

前が挙げられている関係から、その編著者吉田祥朔（樟堂）が目にした可能性があるものの、山口県文書館の吉田樟堂文庫ほか、諸所にあたったが所在を確認し得なかった。山崎の『水門集』への言及箇所末尾がこの引用部分であり、山崎も結局、『水門集』に関しては全く手掛かりがないまま筆を擱いている。

さて、本稿で問題とするのは山崎が傍線部②で触れる『勝間の若菜』である。山崎は「『水門集』と関係があるのかないのか」と言っただけで終わりで、皆目不明としか言いようのない状況で擱筆した。先の御蔭生も「その書は伝わらない」と言っていた。

ところが、稿者はこのほど、『勝間の若菜』なる歌集が山口県文書館に所蔵されていることを知った。版本ではなく写本であるが、弘化三年（一八四六）正月の弘正方自序を持ち、また、鈴木高輅を始めその周辺歌人の詠作も見られる。該本が、先学によって未詳とされてきた歌集であることは確実である。その序は『勝間の若菜』の成立事情をも記していて、有益である。歌人の中には、鈴木高輅以外にも、五十君夷守・荒瀬安船・荒瀬真纒・今津維亮・吉武春峯など、高輅編『類題玉石集』入集歌人の名も見られる。

今回、『勝間の若菜』の現物が見つかったことにより、本稿では、まずは『勝間の若菜』の概要を紹介することを第一の目的とする。また併せて、編者弘正方の閲歴に関して新たな知見を加えることを第二の目的としたい。収録歌人とその詠歌に関しては概略の報告のみとし、その詳細な検討は紙幅の関係から別稿に譲ることとする。

二 『勝間の若菜』の概要

A 山口県文書館本の書誌

所蔵者認定書名は『かつまの若菜』⁽⁵⁾。請求番号は「吉田樟堂一二七六」。一冊。縦二四・六糎×横一七・八糎。文

書館による後補のくるみ表紙が付けられた包背装。その部分を除いて、やや厚手の和紙による表紙があり、中央上段の題簽に「勝間廼若菜」と筆写。本文料紙は楮紙。紙数は全三〇丁。一丁オの右肩に「弘正方大人自筆本」と墨書、その下段に「樟堂」の朱の角印。中央に「かつまの若菜 一卷」とする。この一丁目は吉田樟堂（祥朔）の後補で、「弘正方大人自筆本」としたのも吉田であろう。

二丁目は遊紙。三丁オ～四丁オは弘正方自序。春（五丁オ～一〇丁ウ）、夏（一二丁オ～一三丁ウ）、秋（一四丁オ～一八丁オ）、冬（一八丁ウ～二三丁オ）、恋（二三丁ウ～二三丁ウ）、雑（二四丁オ～三〇丁オ）。以上から成っている。

B 内容

春夏秋冬・恋・雑の六つの部立からなり、総計二百二首が収載される。便宜的に各歌の配列順に歌番号を付し、各部の歌数を示すと次のようになる。

春の部	1 番～53 番（計五十三首）
夏の部	54 番～76 番（計二十三首）
秋の部	77 番～111 番（計三十五首）
冬の部	112 番～146 番（計三十五首）
恋の部	147 番～158 番（計十二首）
雑の部	159 番～202 番（計四十四首）

春の部の五十三首、雑の部の四十四首というのが他に比べて多い。一般の歌集においても四季の部立では、歌材となる伝統的な景物の多い春と秋の歌が多いのが通例であり、春の歌の多さは奇異とは言えまい。雑の部に関しては、少しく見ておく。左記のように、通常の類題集に見られる歌題も見られる（〈 〉内の算用数字は歌番号）。

鞆中川〈159〉、鞆中野〈160〉、鞠生浦〈164〉、不二山〈165〉、筆〈168〉、山家水〈169〉、亀〈170〉、源頼朝〈179〉、
 鞆絵〈180〉、梶原景季〈181〉、北条泰時〈182〉、正成主〈183〉、義貞朝臣〈184〉、赤松圓心〈185〉、和田高家
 〈186〉、陶全薑〈187〉、武田信玄〈188〉

補足説明するならば、164番「鞠生浦」^{まりふのうら}は、周防国三田尻の地にあつた浦である（岩国の麻里布の浦とは別）。現在の防府市桑山の南あたりでその南方には向島（四章で触れるが弘の在所）がある。『日本歴史地名大系』では、「鞠生浦は元禄元年（一六八八）の三田尻自力開作に始まる干拓ですっかりなくなるが、松原はあとまで残ったらしく……」⁽⁶⁾と説明する。実際164番歌（杉山澄淵詠）は「洲におひていくよへぬらむまりふてふうらのその名もたかき松ばら」⁽⁷⁾で、鞠生の松原を詠んでおり、三田尻地域に限定した歌題である。187番「陶全薑」^{すえんきやう}は、陶晴賢^{はるかた}のこと。大内義隆の寵臣であつたが、主君に反旗を翻して自刃させ、のちに毛利元就に討たれた。

このように、通常の類題集に見られる歌題の中に長州藩や周防国三田尻に関係する歌題が採択されていることは押さえておきたい。

ただし、雑部における題は、右に挙げたような通常の類題集の歌題（と長州藩関連の短い歌題）よりも、むしろ

独自の長文歌題の方が多い傾向にある。特に弘自身の歌にそうした傾向が強い。171番・172番を続けて掲出する。

中川殿人進良秋は。弓馬の故実にいいみじうて。あらはせる書どもそこばくなるを。詩歌書画をも余の業にはしけり。江戸の御やかたに侍りけるほど。したしく行かよひけるを。ひと日飲中八仙歌といふなるものゝ句ごとをだいてうたよみける中に。揮毫落紙如雲烟といへる心を (弘) 正方

171さをしかのそのいのち毛のおもひよりけぶりも雲もよに立にけり「勝間」

服忌令の条々は。常に弁へおかではえあらぬものゝ。又さすがにまがくしきをりに。むねとえうずるものなりければにや。大かたにみすぐすもならはしにて。いまだねんごろにさとせる書どもをさく世にみえねば。いとわづらはしくはあれど。あながちにおもひおこして。これがちうさく滯標といふ書かきける時によめる (弘) 正方

172よを海にあまのしわざもみをつくしたつるこゝろはたゞ人のため「勝間」

これらは、完全に類題集の歌題からは逸脱したものであろう。弘以外の人物の歌にもこのような長文歌題はま見られるが、『勝間の若菜』中では弘自身の歌にこのような傾向が強い。また、172番歌の詞書によれば、服忌令りよう（服喪期間を定めた幕府の法令）の解説書が世間にないので、弘が思い立って「ちうさく（注釈・註釈）」の『滯標』（或いは『註釈滯標』か）を執筆したという、弘の著述に関する情報も知り得る（『滯標』『註釈滯標』は未詳）。

三 弘正方自序と収録歌人

続いて、弘の自序の考察を行うとともに、歌人についての概要を俯瞰する。

A 『勝間の若菜』の弘正方自序

まず、序の全文を翻刻する。

①この集はしも。たゞこの勝間の里遠からず住る人々のことの葉どもなるを。さりとしてまたひとかたにうるはしくしもあらで。かりそめにとほき境にゆきて。年月をわたり。国はくれ竹の一夜二夜のたびねなりとも。この里にしてよみ出たるなどはかたみにもらすことなし。又は必しもいまの現の人ならねど。こと葉の花の千世かけてにほひえならぬは。おなじくみなつみいれて。ひとつかつまのわか菜とせり。されど②ふりはへてひろくもとめ。ふかくえらびたるにもあらず。たゞ春の光のやうくうらゝかなるにもよほされて。わかなつむ野辺の。そこやかしこやにゆきあへる人々の語らひ草をのみつみためたれば。もれたる人もとよりおほかれど。いさゝかおもふよしありて。③年々に撰びつぎてんとすれば。聞にしたがひて。次々の巻になむ。

弘化三年正月

弘正方

傍線部①では収載歌人に言及する。歌人の地理的範囲は、基本的には勝間の里とその近隣に住む人々の歌を収載したとする。

勝間の里が現在のどのあたりを指すのかは確定しにくいようである。『山口県百科事典』には、「勝間浦」で立項し「防府市の三田尻港一帯の古称。現在も防府市にある周防国国府跡の南方に勝間という小字名が残存する……」⁽⁸⁾と説明しており、これで理解しておく。⁽⁹⁾この地名が書名『勝間の若菜』の由来となったのであろうが、本居宣長の『玉勝間』を引き合いに出すまでもなく、古語「かつま（勝間）」には、「目を細かく編んだ竹かご」の意がある。その意も重ねあわされた書名なのであろう。

さて、傍線部①では更に、勝間の里を離れた者でも当地に來訪して滞在中に詠出した作は収載したこと、当代歌人であれば故人の場合でも秀歌は採択したことなどを記す。ただし、続く傍線部②で、わざわざ歌を広く求めることはしなかったという。近世後期の類題集編輯ブームの中で、歌を集めるのに大変な苦勞がなされたことが知られるが、⁽¹⁰⁾編者の弘は博搜してまで収載することはせず、年ごとに続巻を計画し、遺漏の歌人・詠歌はそれに収載する（傍線部③）という。ただしその続巻は、現在のところ管見に入らず、また諸書を読しても編集・刊行の痕跡は見られない。恐らく、何らかの事情によって完成しなかったのであろう。

なお、一章で先行論を見た時、山崎は「勝間の若菜といふ歌集」は、「水門集」と関係があるのかないのか」と述べて擱筆していたが、『水門集』の詳細は未詳であるものの、弘が上方歌人の萩原広道に歌を依頼している点からして、『水門集』は周防国三田尻と言った狭い地域に限定した類題集ではないことが想定される。『勝間の若菜』の序と併せ考えるならば、弘は生涯に類題集を最低二回編集しようとしたのだらう。その中の、郷里（勝間）に限定した歌人詠を類題したのが『勝間の若菜』であり、広範囲にわたって歌を募ったのが『水門集』と考えられるのである。

さて、続巻編集については、編者弘自詠の巻軸歌にもその意向が詠まれている。『勝間の若菜』は跋文・奥書

を持たないので、次の202番歌で歌集は終了である。

この集は。としごとに一卷づゝえらびつぎてんとすれば

（弘正方）

202さとの名のかつまのわかなはるごとによをも君をもつみていはゝむ「勝間」

毎春

序文で述べた内容を歌にしたとも言いうるもので、本書の題名の「勝間」が地名由来である旨と、春ごとに若菜（歌）を摘んで（採録・編集して）一卷ずつ繋げていきたい旨とを詠じている。序文の日付は「弘化三年（二八四六）正月」であり、序文の正月と巻軸の新春詠とがきれいに対応している。この序の日付に近いところに『勝間の若菜』が成ったと考えてよからう。

B 収録歌人

次掲の【表】は、『勝間の若菜』の全歌人を入集歌数の多い順に表にしたものである。頭欄の◎印は『類題玉石集』入集歌人であることを示す。

二百二首について、三十四名の歌人の名が知られる（「詠み人知らず」を除く）。『勝間の若菜』の序の日付から五年後に刊行された『類題玉石集』（嘉永四年（二八五二）十月刊記）の「総歌数三千二百八十一首、作者七百三十七人⁽¹⁾」に比べると極々小規模だが、『勝間の若菜』の採歌数上位者はそのまま玉石集歌人となっており、弘が当時の郷里で著名な歌人の歌を積極的に、かつ妥当な採歌数で入集させたことがわかる。

なお、若干の補足しておく。

【表】『勝間の若菜』入集歌人と入集歌数

注：◎は『類題玉石集』入集歌人

氏名	歌数	◎	鈴木直道	5
◎ 弘正方	24		安春駒雄	5
◎ 今津維亮	18		上田豊足	4
◎ 鈴木高頼	15		杉山澄測	4
◎ 五十君夷守	14		河村勝敬	3
井上直道	13		宗内知道	3
◎ 尾古重伴	11		伊藤忠善	2
◎ 荒瀬真纒	7	◎	権代貞武	2
◎ 荒瀬安船	7	◎	僧凌空	2
◎ 岩田直言	7		吉武信知	2
◎ 村田景周	7		石川西山	1
◎ 吉武春峯	7		井上直道本生母	1
◎ 柏木和枝	6		権代直道	1
小泉時子	6		僧仁諦母	1
栗屋正直	5		僧公壽母	1
◎ 小倉種信	5		高井任風	1
木村延年	5		弘東太郎母	1
◎ 熊野之光	5		詠み人知らず	1

十三首入集の井上直道が玉石集歌人でない点が逆に際立つが、多く採歌された理由は不明である。ただ、194番の詞書に「井上直道。本生の母のために。□^{〔虫損〕}のやうをもよほしける時に」として、「井上直道本生母」の詠が一首採られている。非常に個人的な歌であり、且つ、それを弘が知っているということからも井上家と弘は昵懇であつたことが窺われる。そうした点が井上直道の歌を多く入集させた背景にあるのかもしれないが、これ以上のことは不明である。

また、弘の家族に関しては次が参考になる。

弘正方がをさな子をまうけゝる時

（粟屋）正直

195 八百萬神のめぐみの姫小松ちよのこまつもおひそひにけり「勝間」

まだかゆをだにはかぐしうは物せざれど。さるべき宴のものなればとて。はじめて鶴のあつものををさな子にすゝむとて

（弘）正方

196 ちとせをばもとよりならへなく鶴にまされるおやの心をもしれ「勝間」
知

195 番歌は弘に女兒（姫小松）が誕生したのを祝ったものであろう。「小松も生ひ添ひ」とあるので、他にも子供のいたことが推測される。ここで興味深いのは、一首入集歌人に「弘東太郎母」なる人物がいることである（歌題は「郭公を」で、家族を詠んだ歌ではない）。弘正方との関係は不明であるが、勝間という非常に狭い範囲での歌人ということになると、もしかしたら弘の妻を指しているのかもしれない。これ以上の穿鑿はできないが、弘に妻子がいたことを195・196番歌は示しているということに留めておく。

四 編者の弘正方について——その略歴と著作

『勝間の若菜』の編者弘正方を正面から取り上げた論考はない。弘自身の家集やその編である類題集が上板されて広く読者を得ていれば、文学史上の扱いも異なっただであらう。とは言え、弘の歌は全国規模の『類題和歌鴨

川集』などの類題集に採られ、安政二年（一八五五）五月序を持つ『当世百歌仙』では、長州藩歌人の六人の一人に選ばれて採歌されている（他は静間三積・佐伯敬信・上林諸史・近藤芳樹・鈴木高輅）。『当世百歌仙』の史的位置づけは今後の課題だが、三ツ松誠は「百人一首の形式を借りた本書は、同時代の類題和歌集よりも限られた数の高名な歌人を紹介するものとして機能した。全国的な歌人の層の厚さの拡大を背景に、地方歌人と中央の歌人・版元が結び付いて打ち出された、歌壇ジャーナリズム上の新戦略として評価できるのではないか」と述べる⁽¹²⁾。弘の歌が採られている諸作品を考える上でも、弘の閱歴を解明することは重要であろう。本章では、先学による研究を確認した上で、弘の他の著作を参酌することで、その閱歴に新たな知見を加えたい。

まず、先行する辞書類ほかの記述を確認する。

A 弘正方、通称平五郎、宗藩士なり。周防国三田尻に住す。国史を研究し、歌文を能くす。晩年京都の邸吏となる。万延元年七月役中に死す。享年五十一。著に水門集、江氏水源あり。別に松崎天神鎮坐考あれど書中孟浪の言多く世に益する所尠しとす。

近藤清石『防長人物誌』昭和8年⁽¹³⁾

B ヒロマサカタ 弘正方 通称平五郎、萩藩士にて三田尻に居る、国史を研め歌文を能くす、江戸に祇役して久しく葛飾邸に勤む、晩年京都の邸吏となり万延元年七月その役中に没す、年五十一。著書に松崎天神鎮座考（刊本）の外水門集、江氏水源及び歌集板屋集その他あり。

吉田祥朔『近世防長人名辞典』昭和32年⁽¹⁴⁾

C 弘正方 ひろまさかた 藩士・歌人 「生没」文化七年（一八一〇）生、万延元年（一八六〇）七月没。五十一歳。「名号」名、正方。通称、平五郎。「経歴」長門萩藩士。周防三田尻に住す。藩の江戸邸・京都邸にも祇役、京都で没した。歴史を好み、和歌を能くした。「著作」板屋集、江氏水原（嘉永四）、短歌古風考、松崎天神鎮座考（嘉永二刊）、雪之記、楽水鈔（嘉永三）▽水門集

『国書人名辞典』平成10年⁽¹⁵⁾

D 弘正方は、万延元年没、五一歳。萩藩士。周防三田尻の人。著書には本書（小野注）『周防府 松崎天神鎮座考』の他に『江氏水原』『短歌古風考』『楽水集』⁽¹⁴⁾などがある。

田坂順子「周防府 松崎天神鎮座考」翻刻と解題（一／二）平成11年⁽¹⁶⁾

右掲の四つのうちCは、それまでの辞書類と『国書総目録』の記述を纏めたもので、同書刊行時の「弘正方」に関する情報が網羅されている。生没年と長州藩士であったこと、江戸・京都でも務めたこと、歴史・和歌を能くしたことを述べ、著作を挙げている。それでもやはり『勝間の若菜』は掲出されていない。

右以外に参考となる資料としては『山口県近世史研究要覧』⁽¹⁷⁾がある。この「在郷諸士一覧」に「弘平五郎 無給通 三田尻 向島」「二八八頁」とあり、弘が三田尻宰判内の向島に住んでいたこと、また、藩士とはいえず「無給通」⁽¹⁸⁾だったことがわかる。同書によると無給通とは、「下地知行を知行の一般給与形態とする場合、いまだ下地を給与せず、扶持米銀などで勘忍させるような状態。即ち無給地の意。無給人は下地知行を持たぬ士。無足・無給人に同じ。長州藩では無給人をもって無給通という一階級を立て、格式は大組の士に準じてとりあつ

かわれた……」〔二六一頁〕という。長州藩の「大組」は、馬廻組・八組とも呼ばれた藩士中核の階層で、軍陣では主将の馬廻に従う階級である。同書では、「寛永二年の制では八組となし、輪番にして、六組は藩地にとどめて萩城の勤番その他につけ、二組は藩主の参勤に随従警固して江戸に駐在させたことに起る……」〔二三三頁〕と説明する。弘は、知行地を持たないで三田尻の向島在住の藩士だったが、輪番で参勤を務める家柄だった。これは、後ほどまた触れたい。

以上が、現段階で弘の閲歴に関して判明している事項である。更に考察するにあたって、本章ではまず、弘自身の著作物に注目する。

Cの「著作」に挙げられた七作品（末尾の水門集に付された▽印は詳細不明の意）のうち、稿者は傍線を付した四作品の所在を確認し、披見し得た。まずは、それら四作品の序文や本文の中から、弘の閲歴を考える上で手掛かりとなる記述に検討を加えたい。併せて、それらの概要にも触れておく。最も古い年月日を記す『板屋集』から順次考察する。

なお、Cの七作品のうち、『短歌古風考』『雪之記』は詳細不明である。『水門集』も一章で見たように、同時代人の書簡類から類題集だろうとは推測できるものの、上梓されたか否かは不明である。また、二章で考察したように、弘は『濔標』或いは『註釈濔標』という『服忌令』の解説書を執筆しているようで、このように現存しない弘の作品も多いのではないかと思われる。

(1) 『板屋集』

本書は弘の家集で、後掲の自序の内容から考えて自撰と思われる。山口県立山口図書館蔵（請求記号…

Y九一・一／E四）で、その転写本が山口県文書館の吉田樟堂文庫にもある。春・夏・秋・冬・雑・恋・旅・江戸にて・詠史・賀に部類して計三百八十首を収載する。⁽¹⁸⁾その自序の全文を翻刻する。⁽¹⁹⁾

板屋集

なにとなくいひ捨たるすゝろことも、としふるまゝにかずつもりぬるを、さらにとりかへし見るに、我ながらあやしきことのみにて、なにゝかは物にもかいつけおきけんと、くやしうさへぞおぼゆるや。されど、又ことにつけをりにふれたることゝもの、とありかゝりと、そのかみに立かへりしのばるゝも、さはいへどことのはのゆかりにこそとおもはるれば、いまよりはいさゝかなるそゝろことまでも、もらさずかきとゝめおかばや、とさへおもひなりぬるまゝに、①さるはかなきことのふるき反古のはしどもに、これかれしるしおきけるもとありあつめて、かく一卷とはなしけるなり。春夏の部は、かつゝに次第をも立たるを、それだになかゝいとまいるわざにて、益なきに日数過さんことこゝろならねば、それよりのちは、たゞ秋は秋、冬は冬といふばかりにて、いよゝみだりなれど、②またいまよりのちもつぎゝかきつがん料なれば、たゞ見出るまゝにしるしつるなり。又、この歌どもよ、いとはやよりよめりける歌どもなるを、③いまこの時雨の板やに在りて、これかれととりしらへたるまゝに、板屋集としもなづけつるなりけり。

④天保十四年八月二十八日

弘正方

傍線部①までの前半部分で、『板屋集』の歌の詠出時期を述べる。詠み捨てた歌もあるが、ある時意識して書き留めるようになり、それが溜まってこの一卷になったという。②では、今後さらに書き継ぐ意向を語る。そし

て③では、『板屋集』命名の由来を記す。「時雨の板やに在りて」というのが、周防三田尻の弘の家、江戸での住まい、京都での住まいのいずれを指すのかはここだけでは判然としない。しかし、後ほど『板屋集』274番歌で検討するが、恐らくは周防国三田尻向山の弘の自宅を指すと思われる。④の年月日は重要である。『板屋集』の序が天保十四年（一八四三）八月二十八日に成ったことを教えてくれる。

さて、家集三百八十首の中、弘の閲歴を考える上で参考となる歌を以下に掲出して検討する。歌番号は底本の掲載順による番号、漢字仮名の区別は底本のママで、濁点のみ稿者が付した。「」内は部立名である。混乱を避けるために『板屋集』の歌には「板」を付した。

江戸に物せんとする時人のもとにゆきて

337 わかれゆく三とせをたびのゆめと見てこよひ一夜をちぎりなさばや「板」江戸にて

江戸に物せんとするに月を見て

160 あらたまのとしの三とせをまてよとも月にぞちぎるよはのさむしろ「板」秋

江戸に物せしころ

256 むさしのにみとせへにけるくさまくら涙のつゆもわけつくしけり「板」雑

右の三首は、弘の江戸勤番が三年の予定だったことを窺わせる。「板」337番は出発前の三田尻での最後の共寝の

歌。「板」160番も、『伊勢物語』の「梓弓」の章を踏まえつつ、三年間待つように月と約束した歌。興味深いのは、

『勝間の若菜』に「板」160番を詞書に持つ歌が採られていることである。

江戸に出た、むとする時。としのみとせをまてよとも月にぞちぎるなどよめりしを。やがてとまりて。四年になりにけるとしの秋月をみて

（弘） 正方

89 あらたまのとしのみとせは過ぬとやちぎりしやどの月もうらみん「勝間」

歳 三歳

宿

右の89番歌（この歌は『板屋集』にはない）の傍線部は「板」160番歌の二句・三句・四句である。三年間の江戸勤番予定が四年目に差し掛かったことを89番歌は詠んでいる。「板」256番も同様の感懷を詠じたものであろう。

弘の江戸での勤務については、以下の歌が参考になる。

葛飾殿にさぶらひて

273 ふじのねはけふはいかにと朝ごとにまづたちいで、いはぬ日ぞなき「板」雑

弘は江戸では葛飾抱屋敷に勤務していたようである（本章冒頭のBの吉田も指摘している）。273番以外にも、175番「葛飾殿に物しけるとし」「板」秋、270番「葛飾殿にて述懐」「板」雑」など、葛飾抱屋敷は詞書中に多く見られる（ちなみに、上中下屋敷での勤務を窺わせる歌は見られない）。

長州藩江戸屋敷としては、桜田（上屋敷）・芝愛宕下（中屋敷）・麻布龍土（下屋敷）が著名だが、蔵屋敷ほか郊外に抱屋敷なども所有していた。そのうち、葛飾抱屋敷は十代藩主斉熙なりひろが隠居後の天保七年（二八三六）に没するまで居住した屋敷で、正室・側室一名・子息一名・娘三名が居住した。主たる建物は表と裏から成って家老役宅を敷地内に持つなど、上中下屋敷と共通する造りもあり、背後には広大な庭園や狩猟地も所有していたという。⁽²⁰⁾

先の160番歌・256番歌などから、弘が『板屋集』の序の成った天保十四年八月以前の三年を超える期間、継続して江戸に勤務していることがわかる（数回にわたっての江戸勤務の可能性もあるが、最も長期間連続したものが三年以上であろう）。

そして、弘の江戸勤務の時期を知る手掛かりとして次の歌が参考になる。

清徳院の君の御四十九日に御前の君の御ともつかうまつりて物しけるに、はれくもり空のけしきいと定かならねば

346ひと／＼のそでのしづくをあつめても雨とふるべきけふにやはあらぬ「板部立名未詳」

葛飾抱屋敷の主人であった斉熙（清徳院）は、天保七年五月十四日に同屋敷で卒している。その満中陰の法要に弘が供奉したという。従ってこの時以前に、既に弘は葛飾抱屋敷に出仕しており、存命中の斉熙の顔を拝していたのである。

さらにもう一首、弘の閱歴を考える上では重要な歌がある。『勝間の若菜』にも採られているので、両者を挙げる。

はがの御狩の、ちその所に物して

274はがの山有しとぶ火の烟とも松にむせびてゆくあらしかな「板雑」

羽賀山の御狩ものせさせ給ひける後。そのところにもものして

（弘） 正方

166 はがのやまありしとぶ火のけぶりとも松にむせびてゆくあらしかな「勝間」
山

この「はがの御狩（羽賀の御狩）」は、羽賀台大操練（天保閼兵）と呼ばれるもので、村田清風が海上防備と藩内の士風刷新のために献言したのを、敬親が取り上げて実施されたものであった。入念な準備のもと、天保十四年（一八四三）三月三十日夕刻から翌四月一日にかけて、萩の東部の羽賀台で軍事操練が行われた。その中核となったのは、弘ら無給通と同格とされていた大組で、八組のうち六組が操練に参加し、残りの二組は萩城を警備したという⁽²¹⁾。ただし、弘はあくまで大組と同格扱いの無給通であり、弘が実際に操練に参加したかどうかは不明である。しかし、**板** 274 番歌詞書は「羽賀の御狩の後、その場所を訪れて」と解せられ、操練当日の羽賀の山での「飛ぶ火（のろし）」を回想していることから、弘が操練に参加していた可能性は高い。何よりも重要なのは、天保十四年（一八四三）三月三十日から四月一日に実施された操練以後、弘は萩の当地を訪問し、かつ、『板屋集』の序を同年八月二十八日に執筆しているという事実である。

先に『板屋集』序文を考察した際、これがどこで執筆されたか不明としたが、歌集内に散見する「葛飾殿」という言葉と先の考察から、弘が大組待遇の無給通の藩士として、長州藩江戸葛飾抱屋敷に勤務していたことはほぼ間違いなからう。しかし、羽賀台での操練の後、**板** 274 番歌を詠んで、急遽江戸に戻って『板屋集』序文を草したことはまず考えられない。なぜならば、前掲の『板屋集』序文の傍線部③に「いまこの時雨の板やに在りて、これかれととりしらへたるまゝに、板屋集としもなづけつるなり」とあり、抱屋敷（の一画、もしくは近隣）とはいえ、藩主から与えられた住まい、もし抱屋敷の一画に住んでいたとしたら、隠居後の藩主斉熙が天保七年まで

住んだ屋敷を、「板屋」と呼ぶのはあまりにも非常識であろう。序文執筆当時、弘は三田尻向山の自宅に居り、時雨が板屋を叩く音を聞きながら、自身の詠草を纏めて『板屋集』としたと考えられる。

以上、弘が天保十四年三月三十日から四月一日に実施された萩の東部羽賀台での大操練に大組扱いで参加した可能性があること、そして、序文執筆当時（同年八月二十八日）には長州藩内に居た可能性が高いこと、そしてその場所は三田尻向山の自宅であろうと思われることを述べた。併せて、家集『板屋集』命名の由来も推測した。

(2) 『松崎天神鎮座考』

弘の著作のうち、管見に入るうちでは唯一の版本である。既に先学による資料紹介・翻刻と解題があり、それらも参照しつつ概要を纏める。

『松崎天神鎮座考』は、題簽に『周防府 松崎天神鎮座考』と書かれた上下二冊本。内題に「嘉永二年出版 周防府松崎天神鎮座考 水門屋蔵板」とあり、弘の自序末には「嘉永元年五月二十五日」の日付が記される。また、下巻末の「略年譜」の末尾は「今上天皇 嘉永元年」の記事で終了している。これらをそのまま信頼すれば、本書は「嘉永元年（一八四八）脱稿、同二年刊」ということになる。

この序には以下のような記述が見られる。

……此間新古今集藤靡抄といふ書をかゝばやとて、彼集のことゝも懇に見もて行に、雑歌の下巻に此大臣の御歌十余首並べ載られたる中に、西の浦にもとよませ給へるは、既く此里に今も然呼ぶ地なりけりと思ひ定むるよし有りて、立かへり猶熟く考ふるに、……弥此勝間浦に御船をよせ給ひて、国府の御

住ひに日数を過^{ヒカス}させ給ひけむ事の證^{アカシ}どもを、後集及旧く当社に伝はれる画卷物等に考^{ナド}へ合せて、別に此^{コト}く二卷の書とはなせるになむ。……

この記述は、弘が『新古今集藤靡抄』なる作品を書こうとしていたことを示す（完成したか否かは不明。該当する作品は未詳）とともに、新古今集の雑下巻頭の道真詠をきっかけに、道真が周防国勝間の浦に船を寄せて上陸し、周防の国府で日数を過ごしたことを本書で検証したという、作品の梗概を述べる。

弘の『松崎天神鎮座考』に関しては、のちに近藤芳樹が『松崎神社顕聖記』の中で、「然るを近頃松崎鎮座考といふものを著して、此神の船より勝間の浦におりさせたまひて、久しく防府に留まらせ玉へるよしの新伝説を正しとして、かの叙意一百韻なかばより以下は、太宰府にての事を作らせ玉へる詩なるを、この松崎にての事にいひ枉げて其証にしたれど……かく宰府にての詩なることは、意明らかに、義貫きて、いとよく聞えたるを、防府に滞留^{トトマ}り玉へる証に牽強^{ヒキツケ}て、公の御徳を煩はさんとするは、何事ぞ、そもく貶謫の御身を以て防府の勝景に御心をとめ玉ひ、久しく滞^{トドコロ}らせ玉へるやうの事ありなんには、朝廷に対して、いかに御うしろめたき御事ならざらんや」と、厳しく批判している。本章冒頭に挙げたA『防長人物誌』の中で、近藤清石が「松崎天神鎮座考あれど、書中孟浪の言〔小野注…根も葉もないこと、いい加減なこと〕多く、世に益する所尠^{すくな}し」としたのは、この芳樹の指摘などが念頭にあるのであろう。

(3) 『江氏水原』

本書は、山口県文書館に写本が蔵される（請求番号…毛利家文庫 三公統 一八五）。毛利氏の先祖・大江音人が阿

保親王の子であることを考証した作品で、上・下二巻のところ、文書館所蔵は上巻のみの零本である。下巻は所在不明。その序文（弘の自序）末に「嘉永四年八月十五日 殿人 弘正方 謹記」と記す。序文中には、自身に関する記載はなく、嘉永四年（一八五二）八月十五日に同序が成ったことがわかる。ただし、この時、弘がどこに居たかは不明である。

(4) 『樂水鈔』

本書も、山口県文書館に写本が蔵される（請求番号…毛利家文庫 三公統 四二）。文書館本の表紙（原装か）の中央の題簽に直書で「樂水鈔 弘平五郎述」とする。山縣孝孺（周南）と永田政純が編纂した毛利氏の系図に修訂を加えようとした書である。その序文末に「嘉永三年八月。二条なる河原の御亭にして 弘正方 謹記」とあり、この時、弘が京に滞在していたことがわかる。「二条なる河原の御亭」は不明。ただし、長州藩の京都屋敷は「京都三条河原町」と資料上は扱われるが、⁽²⁴⁾ 実際は二条通の方が近く、現在、京都屋敷址に建つ京都ホテルオークラの住所も「河原町通二条南入ル」である。「御亭（御邸）」と書かれていることから、藩の京都屋敷を指した可能性もないとはいえない。これについては、次章でまた触れたい。

以上、弘の著作の記載から、その閱歴の窺える箇所を取り上げて網羅的に考察した。そのまとめは次章で行いたい。

五 他の文人たちの日記・書簡に記される弘正方記事——その略年譜

弘は藩内はもとより上方・江戸で親しくなった文人たちと交流を持った。その片鱗が、それら文人たちの日

記・書簡に残されている。弘自身の日記が現存しないので、弘の閱歴を考える上でこれらは貴重な資料となりえる。既に、注4の山崎勝昭の著作内で萩原広道との交流の足跡が炙り出されているが、それらも参照しつつ、弘に関する記述を年次順に取り上げて、以下に考察を加えたい。

A…〈天保九年（一八三八）八月〉十九日。台道着。弘平五郎二対面。近日江戸ヨリ帰国ト云。〔芳樹日記〕⁽²⁵⁾

現存する芳樹の日記中、最初に弘の名の登場する箇所である。前々日から芳樹は上田・本間とともに三人で萩に出かけていて、この日、台道に帰着した。芳樹の家は台道村の隣村の岩淵村であり、自身の家については日記中で「岩淵」という表現を用いているので、この「台道」は台道村庄屋（隣村を含めての大庄屋格でもあった）上田家を指すのであろう。十代上田堂山は芳樹の勉学の経済支援をした人物で、この年の五月五日に没している。この上田家で弘と芳樹が対面したと思われる。

B…〈天保十四年（一八四三）正月〉廿一日。晴。佐藤良平が家の日本紀の会なり。夕かけてまかりぬ。弘正方、江戸よりかへりてこの家に居たり。〔芳樹日記〕

この記事は、芳樹が萩に在住し藩府に出仕している時のものである（芳樹は天保十一年十一月に藩士近藤家を継いだ）。前章(1)『板屋集』で考察したが、その序文執筆当時（天保十四年八月二十八日）、弘は長州藩内の三田尻向山の自宅にいた可能性が高かった。そして家集中の歌から、弘が江戸の葛飾抱屋敷に三年以上勤務していた可能性

に言及した。Bの傍線部は、弘が江戸から帰って萩の佐藤良平（人物未詳。佐藤家は大組五家・無給通一家ほか長州藩には多い姓）の家に滞在していたことを示す。⁽²⁶⁾Aの記事も弘が近日江戸から帰京したことを記すので、『板屋集』の歌に感懐が読まれていた三年以上の江戸勤番は、Aの天保九年八月十九日以前、もしくはそれからBの天保十四年正月廿一日の間ということになろう。

いずれにせよ、弘は最低二回の江戸勤務を経験していることがA・Bからわかる。

C…〈天保十四年（一八四三）四月〉廿三日。……夕つけて弘正方とぶらひ来たり。永富に預けおきし金の内三両、此人に字類抄の代とてわたし畢ぬ……〔芳樹日記〕

前章(1)の『板屋集』²⁷⁴番歌の考察で、弘が天保十四年三月三十日から翌日にかけての羽賀台大操練後に当地を訪問して歌を詠んだ可能性を述べたが、このCの萩訪問の際かもしれない。この後も、『芳樹日記』に弘は頻繁に登場する。

同年六月十日には、三田尻の宮市（現在の防府市の中心部。防府天満宮の門前町）の小倉家で弘・芳樹・主人・山野室丸（芳樹の門人）の四人で語り明かしている。同年閏九月十日には「弘正方三田尻より出たり。静間の亭にてあふ」。翌々日の十二日にも「弘正方来たる」と、弘は頻繁に三田尻から萩に出かけている。同年十二月十七日には芳樹が三田尻の弘の家を訪れて昼食を食べ、弘とともに芳樹の実家近くの河野家に出かけて酒宴に臨んでいる。『芳樹日記』の天保十五年（弘化元年）・弘化二年には弘の名は見られない。弘化三年に、芳樹は弘と萩もしくは三田尻で会っている。日付だけを列記すると、以下のようになる。「」内は会った場所である。

弘化三年（一八四六）二月七日「萩」、同年四月六日「三田尻」、

同年六月九日「萩」、同年八月廿五日「萩」、同年九月四日「萩」

Bの天保十四年正月廿一日の「江戸より帰ってきた」という記述の時から、恐らく弘化三年九月までは主として長州藩内に住し、この時に『勝間の若菜』の編集を思い立ち、同書の完成・序の執筆となって弘化三年正月を三田尻の自邸で迎えたのであろう。

D……弘ぬし如何御坐候哉、天満宮ノ御系譜とか撰ハレ候よし承候、出来仕候二や、此節天神御系の事、尋候もの有之候へとも、空ニてハよく覺不申候、右出来仕候ハ、確論なるへしと申置候、其内急ニ出来仕候ハ、一本御取次可被下候……〔鈴木高輅宛萩原広道書簡〕嘉永二年（一八四九）十月六日⁽²⁷⁾

傍線部から萩原広道（大阪在住）が弘に注目していたことがわかる。広道は嘉永元年ごろから三田尻在住の鈴木高輅と文通を始め、D書簡で弘のことを尋ねているので、当時、弘は三田尻に居たと思われる。「天満宮ノ御系譜」とは、前章の(2)で考察した『周防府 松崎天神鎮座考』のことであろう。同本に「嘉永二年出版」とあったが、同十月前後に上梓されたとの噂があったことをこの書簡は示している。

E……鳴川集三篇、玉石集二篇翁山集（原註「備後上下人重森良容輯野生と伴雄二人に撰くれと申出也」）水門集（原註「長門藩在京弘正方集」）など、申様のものへ歌を入候様之人御坐候は、追々御出させ可被下候……〔大藤高雅宛萩原広道書簡〕嘉永三年（一八五〇）正月廿三日⁽²⁸⁾

第一章で触れた書簡である。傍線部に「長門藩在京弘正方集」とあり、弘がこの頃在京していたこと、そして『水門集』が類題集らしきことがわかる。「原註」と書いたのは井上通泰である。大藤高雅宛書簡に割書き等で注記があつたことを言ったのであろう。

F……弘氏如何候哉、未何方へも文通不在候付、無音仕居申候、其御屋敷ハ京ニて何と申所ニヤ、御示し可被下候……〔鈴木高輶宛萩原広道書簡〕嘉永三年（一八五〇）十月十六日⁽²⁹⁾〕

G……弘氏へハ未文通不仕候、近日中御屋敷之所尋候而、遣し可申と奉存候……〔鈴木高輶宛萩原広道書簡〕⁽³⁰⁾嘉永三年（一八五〇）十一月十四日〕

Fで、弘は京都に居たようだが広道はその住まいを知らず、高輶に問い合わせている。弘の在京という事実とともに、広道が弘に相当関心を持っていたことがわかる。その後、高輶から住いを知らされたのだろう、Gで文通が出来ていないことを伝えるとともに、近日中に屋敷を訪問するつもりである旨を記す。この屋敷についてはIで考察する。

H……弘氏算用之事、仰之通二仕、昨冬限二果し申候、御安意可被下候、同氏ニも水門集といふもの出来のよし、引札二枚もらひ申候、追々勧進可仕と奉存候……〔鈴木高輶宛萩原広道書簡〕嘉永四年（一八五二）正月

廿日⁽³¹⁾

Eに登場した『水門集』の刊行に関して傍線部で触れている。ただし、「出来のよし^{しゅたい}」とあり、あくまで広道は上梓を仄聞しているだけである。「引札二枚」とあるので広道は書肆から「水門集近日常出来」などとしたチラシの類をもらったというのであろうか。この書簡だけを手掛かりに『水門集』刊行を決め付けるのは危険であろう。『水門集』の現物、また同時代人の明確な言及がない以上、このまま保留しておきたい。ただし、弘正方編『水門集』がある程度完成し、書肆から出版広告が出るほどになっていたという事実だけは押さえておきたい。

―……先頃上京之序、河原町御屋敷ニ而弘氏ヲ尋候処、殿様御通行故、伏見へ出られ候留守ニて不対面残念ニ奉存候……〔鈴木高輦宛萩原広道書簡〕嘉永四年（一八五二）五月二十三日⁽³²⁾〕

広道は大阪から上京する機会があり、京都河原町にあった長州藩京都屋敷に弘を尋ねた。前章の(4)『楽水鈔』の考察で、序文末の記載から、弘が「嘉永三年八月、二条なる河原の御亭」で『楽水鈔』の序を草したことと二条なる河原の御亭が長州藩京都屋敷関係を指す可能性に触れたが、この一書簡とも齟齬はない。嘉永三年から四年にかけて弘は主として京都勤番だったのである。

なおこの年、藩主敬親は、参勤のために三月五日に萩を発駕して四月九日に江戸桜田邸に着駕している。山口県文書館所蔵の『両公伝編年史料⁽³³⁾』によると、三月十三日に備中国矢掛宿に陣を据えた際、公儀から京都通過の許可が下りなかった旨の連絡が藩の京都留守居役馬屋原良蔵^{うまやばら}から届いており、結局「微恙ノ為メ京都ニ過ルコト

ヲ中止セムトス」と公儀に伝えている。そして、「公郡山駅ヲ発シ伏見ノ邸ニ入ル。微恙アリ。京都ニ入ルコトヲ中止シテ、一日淹留静養ヲ加ヘ明後廿二日発駕、大津ヲ経テ石部駅ニ着泊ノ旨ヲ発表」(同月廿一日)した。微恙(軽い病氣)と藩側から公表して体面を保持したようだが、実際は伏見の屋敷で、敬親は鴻池善五郎や大徳寺の大綱宗彦らと会っている。この準備・警備に弘は伏見に駆り出されていたのであろう。広道の、京の弘のもとへの訪問は三月二十一日前後、弘の伏見出張もそのころということになる。

J……弘ニも京ニてはしめて逢申候、静なる人ニて妙ニ御坐候、何かいろ／＼考も有之様子、たのもしく覺申候、近藤とハちと不和の様子こまりものニ御坐候……〔鈴木高輓宛萩原広道書簡〕嘉永四年(一八五二)九月十三日付〕⁽³⁴⁾

広道はこの時、ようやく弘との対面を果たした。広道から見ると物静かな人物で頼もしく感じたという。後半の傍線部は近藤芳樹と弘との不和を言ったもので、その理由は不明である。ただ、この書簡が芳樹とも親しかった同郷の高輓に送られている点からして、弘と芳樹の不和の件は、弘の口から広道に伝えられ、広道も高輓に伝えてかまわないと判断したと考えられる。先のCの『芳樹日記』の記述からは弘と芳樹の昵懇さが窺われるが、それもCの天保末頃がピークだったのだろうか。第五章の(2)『松崎天神鎮座考』で見たように、弘の唯一の現存版本である本書は、芳樹から完膚無きまでに論駁されている。芳樹の『松崎神社顕聖記』の刊行は弘の没後の明治七年だが、弘の『松崎天神鎮座考』が上梓されたころから、考証家としても一家言を持つ芳樹が直接・間接的に弘を論難したことは想像に難くない。それらも可能性として持ちながら、様々な軋みが弘と芳樹の間を遠ざけ

ていったのであろう。

以上、四章・五章と、弘の閱歷を諸資料から追いかけてきたが、旧説も踏まえて本稿で明らかになったことを纏めると次のようになる。

【弘正方略年譜】

◎文化七年（一八一〇） 一歳

弘正方、生まれる。通称、平五郎。萩藩士、無給通。在郷藩士として、三田尻の向島に住む。

◎天保七年（一八三六） 五月～六月 二七歳

毛利斉熙（清徳院）が五月十四日に江戸長州藩葛飾抱屋敷で逝去。弘は四十九日の法要に供奉。

◎天保九年（一八三八） 八月十九日 二九歳

弘と芳樹が周防国台道で対面。弘、近日江戸より帰国。

◎天保十四年（一八四三） 正月～廿一日 三四歳

弘、江戸より帰国して萩の佐藤良平家に滞在中。この時までに弘は二回以上の江戸長州藩葛飾抱屋敷勤番を経験。そのうち一度は三年以上の長期勤番。

◎天保十四年（一八四三） 三月三十日夕刻～翌四月一日 三四歳

萩城の東部羽賀台での大操練に参加か。

◎天保十四年（一八四三） 四月廿三日 三四歳

弘、萩訪問。

◎天保十四年（一八四三）六月十日 三四歳

弘・近藤芳樹・山野室丸らが三田尻の宮市の小倉家で語り明かす。

◎天保十四年（一八四三）八月二十八日 三四歳

弘正方の自撰家集『板屋集』の自序が成る。この時、周防国三田尻向山在であろう。

◎弘化三年（一八四六）正月 三七歳

『勝間の若菜』（山口県文書館本）の弘正方自序が成る。『勝間の若菜』の編集もこの頃終了し、以下、毎年続刊を企図したらしい（ただし、現存しない）。

◎弘化三年（一八四六）二月～九月 三七歳

『芳樹日記』に頻繁に登場。二月七日「萩」、四月六日「三田尻」、六月九日「萩」、八月廿五日「萩」、九月四日「萩」などで芳樹と会う。弘は主として長州藩内に在り。

◎嘉永元年（一八四八）五月二十五日 三九歳

『周防府 松崎天神鎮座考』（版本）の弘正方自序が成る。

◎嘉永二年（一八四九）四〇歳

『周防府 松崎天神鎮座考』刊行。十月前後に上梓か。

◎嘉永三年（一八五〇）正月二十三日 四一歳

弘が類題集『水門集』を企図している話を萩原広道が知る。この時、弘は京都勤番らしい。

◎嘉永三年（一八五〇）八月 四一歳

『樂水鈔』の弘正方自序が成る。この時、長州藩京都河原町藩邸に勤務か。

◎嘉永三年（一八五〇）十月十六日・十一月十四日 四一歳

二つの日付の萩原広道書簡の内容から、弘の京都勤番が判明。

◎嘉永四年（一八五二）正月二十日 四二歳

弘正方編の類題集『水門集』上梓されつつあったらしい。その引札頒布。

◎嘉永四年（一八五二）三月二十一日前後 四二歳

参勤途上の藩主毛利敬親が京を避けて伏見屋敷に滞在するため、弘は伏見に勤務。

◎嘉永四年（一八五二）八月十五日 四二歳

『江氏水原』の弘正方自序が成る。

◎嘉永四年（一八五二）九月十三日頃 四二歳

萩原広道が京都の屋敷で弘と対面。弘と近藤芳樹とが不和の様子。

◎万延元年（一八六〇）七月 五一歳

弘正方、京都で役中に没す。

【家族】

妻子あり。子供は複数で、うち一人は娘か（『勝間の若菜』195番歌）。

【現存する編著】

『板屋集』（天保十四年八月自序）、『勝間の若菜』（弘化三年正月自序）、『周防府 松崎天神鎮座考』（嘉永二年刊、

十月頃に上梓か、『樂水鈔』（嘉永三年八月自序）、『江氏水原』（現存は上巻のみの零本、嘉永四年八月自序）

【詳細未詳・所在不明の編著】

『水門集』（上梓の可能性は高いが、現存しないので詳細未詳）

『短歌古風考』、『雪之記』、『濤標』或いは『註釈濤標』（『勝間の若菜』172番歌）、『新古今集藤靡抄』（『周防府

松崎天神鎮座考』序）

六 おわりに

以上、新出の『勝間の若菜』の書誌と概要を整理し、その編者弘正方の閲歴を、現存する弘の作品と同時代人の日記・書簡類を手掛かりに年代順に考察した。閲歴の概略は、前章末尾に年譜形式で掲出したので、それ以外の点で、本稿によって明らかになったことを纏める。

まず、『勝間の若菜』についてである。書名は、現在の防府市の三田尻港一帯の古称である「勝間」に由来し、当地の当代歌人詠を中心に来訪者の歌も加えて類題和歌集としたものが本書である。山口県文書館所蔵の写本が唯一の孤本で、弘自筆本との見解もある。該本は四季・恋・雑に部類され、三十四名（他に詠み人知らず一名）の歌人の歌計二百二首を収める。弘化三年（一八四六）正月の弘自序を持ち、それと巻軸歌とを合わせて勘案すると、弘自身毎年続編の編集を考えていたようであるが続編に関しては不明である。弘には『水門集』という、周防国歌人に限定しない全国規模での類題集編集の志があった旨、資料から断片的に知られるが、歌人が郷里に限定される『勝間の若菜』と全国規模の『水門集』とは、各々別な類題和歌集と推測される。

『勝間の若菜』への入集歌数最多は弘自身の二十四首で、以下、今津維亮十八首、鈴木高軻十五首、五十君夷

守十四首と続く。歌数の上位入集者のほとんどが鈴木高鞆編『類題玉石集』歌人である点が注目される。

なお、本稿では、弘の他の著作に関しても披見できた作品の報告を行ない、序跋・刊記ほかを手掛かりに弘の閲歴を考察した。『板屋集』、『周防府 松崎天神鎮座考』、『楽水鈔』、『江氏水原』（上巻のみの零本）の四作品である。また、考察の過程で、『滯標』或いは『註釈滯標』、『新古今集藤靡抄』なる作品の著述も志していたことも明らかになった。

弘正方は、三田尻宰判内の向島に住んだ「無給通」の長州藩士である。その歌や他の資料からは、妻子を持っていたこと、江戸の長州藩葛飾抱邸への勤務が長かったこと（少なくとも複数回の勤番で、最も長期にわたるものは三年以上の勤務）がわかる。また、嘉永三年（一八五〇）から同四年頃には、京都の藩邸に勤めていたことも窺われる。

以上が、本稿で明らかになったことである。

ところで、『勝間の若菜』は版本として刊行された痕跡もなく、広く流布した作品でもない。また、弘正方という歌人は当時の類題集や『当世百歌仙』などに入集歌があるものの、後代に大きな影響を及ぼした歌人とまでは言えない。周防国三田尻という狭い土地の歌人たちの歌を集めて類題集編集が成されたという事実を示すだけの資料が、『勝間の若菜』なのであろうか。とすれば、本稿は単純に、新出の『勝間の若菜』の紹介と弘正方の閲歴を纏めたということだけに意義を見いだして終わってしまう。もちろん、それでも諒とされはしよう。

ところが、ここに注目すべき事実がある。

それは、『勝間の若菜』の65番歌が、一部の字句を変えて鈴木高鞆編の『類題玉石集』に収載されているとい

う事実である。両者を挙げる。

夏月

僧凌空

65雲間よりくもまをわたる月のかけそれみはてぬ夏のよはかな「勝間」

夜

夏夜⁽³⁵⁾

光西寺凌空

1017雲間より雲間をかよふ月のかけそれみはてぬ夏の夜の空「玉石集」

網掛け部分に校異があるが、「わたる」よりも「かよふ」の方が月を主体にし、その月が雲間を通うのを下の句以下で「見る」という理解が成り立つ点で、玉石集の方が洗練された歌となっている。結句にも、「夜半(時)」と「夜の空(時と場所)」の違いがあるが、(空を通ふ)月を一貫して歌の中心に据えて詠む玉石集の方が好ましかろう。近世後期において、類題集編集が全国的に盛んになった時、編者や歌人たちがその採歌・入集歌をめぐって汲々とし、奔走したことが知られるが、⁽³⁶⁾『勝間の若菜』が全国規模での類題集である『類題玉石集』の編集資料として使われたということになると、問題は非常に大きくなり、且つ、その文学史上の意義も再考が必要となってくる。

それらに関しては、別稿に譲ることとする。

（注）

- 1 『防府史料 第20／21集 類題玉石集 上／下』（防府市教育委員会、昭和47／48年10／8月）の下巻の四八頁。なお、歌番号は同書の付した下巻のみのもので、上巻からの通し番号では二七六一番となる。読点と濁点を私意で施した。
- 2 御蘭生翁甫編『防府史料 第六輯』（防府史料保存会、昭和37年10月、二頁）
- 3 書簡の出典は『萩原広道消息』（井上通泰編、私家版、刊行年不明）の第四書簡。この書簡は、該本の一九丁オに「嘉永三年？正月廿三日」として翻字。山崎勝昭は、当該書簡を嘉永四年正月のものとして注4の立論で使用。山崎は「広道書簡の年次」（『葎』十七号、平成20年4月）で、先行研究における萩原書簡の年次の誤りを訂正するが、当該書簡に關しては嘉永三年から四年への変更理由に触れていない。なお、亀井森は「近世後期類題和歌集編纂の一齣」（『日本近世文学会』『近世文藝』九十号、平成21年7月）で当該書簡を資料として用いるが、嘉永三年正月のものとして立論する。亀井の論は鈴木高軼と『類題玉石集』に關して裨益するところが大きい。本稿も参照した。
- 4 山崎勝昭『萩原広道 上・下』（ユニウス、平成28年3月、下巻の五八七頁）
- 5 一丁オの内題と五丁オの巻首題ともに「かつまの若菜」と判読できる。また三章で考察する弘正方自序にもその書名が「かつまのわか菜」と記される。山口県文書館のデータベースは「かつまの若葉」とするが、何らかの誤りであろう。
- 6 『日本歴史地名大系36 山口県の地名』（平凡社、昭和55年8月、二七四頁）
- 7 『勝間の若菜』本文の引用は山口県文書館本に依る。通読の便を考えて、濁音仮名に改めた箇所があるが、その他は漢字・仮名・句点など底本のままである。底本には本文の左傍に振り漢字の施された箇所があり、そのまま翻字した。他の歌集入集歌と区別するため、以下、引用では歌の末に「勝間」と記す。
- 8 山口県教育会編『山口県百科事典』（大和書房、昭和57年4月、一六七頁）
- 9 注6の『日本歴史地名大系36 山口県の地名』の「勝間駅」、『角川日本地名大辞典35 山口県』（角川書店、昭和63年12月）の「勝間」の説明では、諸説が挙げられている。
- 10 一章で見た「大藤高雅宛萩原広道書簡」からも窺われる。
- 11 前掲注1の解題による。また、左記の論考も参照。
兼清正徳『「類題玉石集」編輯の意図と成果（上／中／下）』（『芸林』二十四卷二／三／四号、昭和48年4／6／8月）
- 12 三ツ松誠『「当世百歌仙」の刊行とその周辺』（『日本近世文学会』『近世文藝』百十一号、令和2年1月）
- 13 近藤清石編『防長人物誌』（防長史談会、昭和8年1月、一七八頁）

- 14 吉田祥朔『近世防長人名辞典』(山口県教育会、昭和32年10月、二〇二頁)
- 15 『国書人名辞典 第四卷』(岩波書店、平成10年11月、一四二頁)
- 16 田坂順子『周防府 松崎天神鎮座考』翻刻と解題(一／二)、『福岡大学総合研究所報』第三三／三三七号(人文・社会科学編第一五一／一五六号)、平成11年3月／同年12月
- 17 石川卓美編修『山口県近世史研究要覧』(マツノ書店、昭和51年3月)
- 18 『江戸にて』の後に部立名欠落のものが一つある。歌数は以下(漢数字)の通り。
春(八十三)・夏(四十七)・秋(六十)・冬(二十八)・雑(七十五)・恋(三十三)・旅(八)・江戸にて(七)・部立名未詳(五)・詠史(三十一)・賀(三)
- 19 引用は山口県立山口図書館本。句読点と濁点を私意で施した。
左記の論考を参照。
- 20 井上佑「江戸毛利藩邸・抱屋敷の跡を訪ねて」(山口県地方史学会『山口県地方史研究』七九号、平成10月6日)
- 21 岡田悟「毛利藩の江戸葛飾抱屋敷について」(日本建築学会『日本建築学会計画系論文集』五九一号、平成17年5月)
- 22 羽賀台大操練に関しては左記を参照。また、歌人としても名高かった藩士・冷泉古風が『羽賀台御狩の記』(長周叢書所収)を著している。
- 23 萩市史編纂委員会編『萩市史 第一巻』(萩市、昭和58年6月、八三五～八四二頁)
- 24 『松崎天神鎮座考』は、山口県立山口図書館蔵の上下二冊本(請求記号・Y一七五A)に依る。なお、前掲注16の田坂の翻刻と解題に加えて、左記の翻刻がある。引用は防府史料掲載本文に依った。
- 25 防府市教育委員会編『防府史料 第二十六集 防府天満宮縁起集』(防府市立防府図書館、昭和52年3月)
- 26 前掲注22『防府史料 第二十六集 防府天満宮縁起集』所収の『松崎神社顕聖記』(七六～七七頁)に依る。なお、芳樹は更に別な箇所でも、「されば防府に久しく止まらせ玉へりといふも、河内に立よらせ玉へりといへるにおなじさまの妄談にて、妖僧姦巫等の、世を惑はせる説なれば、勝間の駅にはたゞ一夜やどらせたまへるのみなること明らかなり〔七八頁〕」と述べ、弘の言説を厳しく指弾する。
- 27 時山弥八『もりのしげり』(私家版、昭和5年11月)の「歴代領地城宅表」に「京都屋敷 京都三条河原町」として、敷地面積・沿革等を略記する。
- 28 『芳樹日記』は、久保田啓一ほか「山口県文書館蔵『近藤芳樹日記』翻刻(一／一)」(広島大学大学院文学研究科内海文

化研究施設『内海文化研究紀要』三十三号、平成17年3月（継続刊行中）に依る。

26 山崎勝昭は左記の著書で、芳樹の『寄居歌談』第二編（巻末識語に天保十四年十月。但し刊行は遅滞）に見られる江戸の歌人評（小林元雄・海野幸典・木村定良ら）は、このBの時に弘から芳樹に伝えられたものかとする。

山崎勝昭『俗地と文人——幕末期大坂の萩原広道——』（ユニウス、平成30年6月、一二九～一三三頁）

27 関西大学図書館手紙を読む会「関西大学所蔵 萩原広道の消息」（『関西大学 図書館フォーラム』六十一号、平成13年6月～18年6月）の七号掲載。

28 前掲注3の井上通泰編『萩原広道消息』（27丁オ）の第四書簡。

29 前掲注27の十一号掲載。

30 前掲注27の八号掲載。

31 前掲注27の十一号掲載。

32 前掲注27の八号掲載。

33 山口県文書館所蔵『両公伝編年史料 嘉永四年三月』（請求番号…両公史料二一八四）

34 前掲注27の九号掲載。

35 前掲注1の『類題玉石集』翻刻は「夏衣」とするが、内容的に不自然。山口県文書館所蔵の版本（請求番号…口羽家三〇）を確認したところ「夏夜」と判読できるので訂正した。なお、玉石集では同一題で計三首掲載されており、他の詠も「¹⁰¹⁸心ありて門のくひなは月夜よし風も涼しとた、きたりけん（野之口）隆正」「¹⁰¹⁹夏のよのみじかきほどはうた、ねの枕に夢のかよふ間もなし 上田清子」で、歌題は「夏夜」と考えられる。

36 例えば、前掲注3の亀井論文など。

《付記》

本稿を成すにあたって、資料の閲覧・写真撮影に際して山口県文書館・山口県立山口図書館に便宜を賜わった。衷心よりお礼申し上げます。

『桜文論叢』 執筆要領

平成16年2月10日大宮校舎委員会決定

平成17年9月29日桜文論叢編集委員会改正

平成17年9月29日施行

平成19年7月 5日改正

平成19年7月 5日施行

平成22年7月 1日改正

平成22年7月 1日施行

平成25年5月30日改正

平成25年5月30日施行

- 1 原稿は未発表の完全原稿とし，提出締切日を厳守する。他誌に投稿中でないものに限る。また，審査の迅速化のため，原稿の要旨を添付する。翻訳原稿については，必ず原著者又は原出版社の許可を得てから提出することとし，許可の確認ができる文書等も添付する。
- 2 文章は原則として常用漢字，現代仮名遣いを用いる。学術上必要な場合は，その限りではない。
- 3 原稿は，原則として，Microsoft Wordで作成し，フォントは和文では「MS 明朝」，欧文では「Times New Roman」を使用し，いずれも下部にページ番号を付すこととする。注は，原則として，「挿入」メニューの文末脚注機能を使用せず，すべて尾注とする。
- 4 原稿の提出は原則として，電子メールの添付ファイルで研究事務課（kenjimu.law@nihon-u.ac.jp 宛）へ送付するとともに，印刷した原稿2部を同課へ提出する。

5 原稿の長さは、表題、氏名、本文、注、引用文献を含めた上で、和文の場合 20,000 字以内、欧文の場合 10,000 語以内とする（和文は「ツール」メニューの「文字カウント」で「スペースを含めない文字数」、欧文は「単語数」でカウントする）。なお、多少の超過はやむを得ないものとする。表題と氏名は、和文表記及び欧文表記を併記する。

6 要旨は和文 600～1,000 字程度、欧文 300～500 語程度とし、A4 版 1 枚に収めるものとする。

7 校正については、初校の際の加筆、訂正はやむを得ない場合に限るものとし、再校以後の加筆、訂正は避ける。

執筆者による校正は再校までとし、初校、再校ともに入手後 1 週間程度で返却する。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

8 文献の引用について

① 横書きの場合、本文の当該箇所の右上（行間）に括弧つきの算用数字で注記番号を付し、各章等の後に引用文献等を表示する。縦書きも同様とする。

② 表示については、著書の場合、著者名、書名『 』、発行年、頁等を示し、論文の場合は、執筆者名、論文名「 」、掲載誌名、巻・号、発行年、頁等を示すことを原則とする。

以 上

執筆 者 紹 介 (掲載順)

田 野 宏	千葉商科大学商経学部教授	佐 藤 秀 明	日本大学准教授
藁 谷 哲 也	日本大学教授(文理学部)	前 嵩 西 一 馬	日本大学助教
森 島 濟	日本大学教授(文理学部)	黒 滝 真理子	日本大学教授
前 田 拓 志	日本大学助手(文理学部)	石 橋 正 孝	日本大学准教授
村 上 徹 雄	日本大学大学院理工学 研究科・院 生	吉 澤 保	日本大学准教授
宮 地 忠 幸	日本大学准教授(経済学部)	栗 原 千 里	日本大学教授
品 田 光 春	日本大学非常勤講師	日 吉 秀 松	日本大学准教授 (スポーツ科学部)
田 代 崇	日本大学専任講師	萬 清 華	日本大学非常勤講師
岩 井 義 和	日本大学准教授	小 野 美 典	日本大学教授

機関誌編集委員会

委 員 長	大 岡 聡	委 員	石 川 徳 幸
副委員長	大 賀 来 健 輔	委 員	石 橋 正 孝
副委員長	南 健 悟	委 員	岩 井 義 和
委 員	大久保 拓 也	委 員	大 熊 圭 子
委 員	加 藤 雅 之	委 員	大 加 藤 暁 子
委 員	加 黒 滝 真理子	委 員	加 杉 本 竜 也
委 員	高 畑 英 一 郎	委 員	中 野 静 未 知
委 員	友 岡 史 仁 彦	委 員	野 宮 村 隆 義
委 員	松 島 雪 江 典	委 員	宮 佐 藤 義 典
委 員	横 溝 え り 夫	委 員	佐 藤 義 典
委 員	渡 辺 徳 夫	委 員	前 田 実

桜 文 論 叢 第 103 卷 (非売品)

令和 3 年 2 月 24 日 発行

発 行 者 小 田 司

発 行 所 日 本 大 学 法 学 部
機 関 誌 編 集 委 員 会
東 京 都 千 代 田 区 神 田 三 崎 町 2-3-1
電 話 03 (5275) 8510 番

印 刷 所 株 式 会 社 メ デ ィ オ
東 京 都 千 代 田 区 神 田 猿 樂 町 2-1-14 A&Xビル

ŌMON RONSŌ

Special Issue in Honor of the Retirement of Professors Ogura Makoto, Eshima Yasuko, and Yu Xiaofei

Vol. 103, February 2021

CONTENTS

— ARTICLES —

<i>TANO Hiroshi</i> , The Comparative Study of Truck Farming Regions from the Perspective of Cropping Form and the Process of Introduction — The Onion Producing Area in Japan —	1
<i>WARAGAI Tetsuya</i> , Estimation of the Rate of Geomorphic Change due to Weathering Processes of Dimension Stones — a Case of Cavernous Weathering of Sandstone Blocks at Nobbys Head, Australia —	27
<i>MORISHIMA Wataru</i> , <i>MAEDA Takushi</i> , <i>MURAKAMI Tetsuo</i> , Recent Change of Agriculture during Dry Season in Nueva Ecija, Philippines	39
<i>MIYACHI Tadayuki</i> , Implementations and Changes of Direct Payment Scheme for Hilly and Mountainous Areas : Study of Regional Features and Problems in the Scheme	53
<i>SHINADA Mitsuharu</i> , Oil Mining Area Distribution of the Nishiyama Oil Field Depicted on an Old Map of 1899	79
<i>TASHIRO Takashi</i> , Plant phytolith composition in the surface sediments of the Sarufutsugawa-Maruyama Mire, North Hokkaido, Japan	95
<i>IWAI Yoshikazu</i> , The Role of The Ombudsman and Administrative Counseling from the Perspective of Public Relations	105
<i>SATO Hideaki</i> , The relationship between the Sports/Physical Activities and the Subjective Mental Health in College student	137
<i>MAETAKENISHI Kazuma</i> , Writing Culture with a Thick Accent: The Case of Okinawan Studies	157
<i>KUROTAKI Mariko</i> , The Interface between Evidentiality and Modality/Aspect: A case of “NODA” and “TEIRU”	185
<i>ISHIBASHI Masataka</i> , Body’s location in the fiction	205
<i>YOSHIZAWA Tamotsu</i> , Immanence et transcendance dans <i>Mille plateaux</i>	223
<i>KURIHARA Chisato</i> , On the Influence that the Subject of “shi···de” Phrases Gives to the Meaning of Sentences	263
<i>HIYOSHI Hidematsu</i> , A Study On The ‘One Strike, Three Anti’ Campaign During The Cultural Revolution	287
<i>WAN Qinghua</i> , Parts of Speech	301
<i>ONO Yoshinori</i> , A study of <i>Katsuma-no-Wakana</i> Compiled by Hiro Masakata	376